

令和3年第3回（9月）坂城町議会定例会会期日程

令和3年9月2日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	9月 2日	木	午前10時	○本会議 ・町長招集あいさつ ・議案上程 (一般会計決算案詳細説明) ・監査報告 ○委員会 ・総務産業
2	9月 3日	金		○休 会 (一般質問通告午前11時まで)
3	9月 4日	土		○休 会
4	9月 5日	日		○休 会
5	9月 6日	月		○休 会
6	9月 7日	火		○休 会
7	9月 8日	水		○休 会
8	9月 9日	木	午前9時	○本会議 ・一般質問
9	9月10日	金	午前9時	○本会議 ・一般質問
10	9月11日	土		○休 会
11	9月12日	日		○休 会
12	9月13日	月	午前9時	○本会議 ・一般質問 ・一般会計決算案総括質疑 委員会付託 ・特別会計決算案総括質疑 委員会付託
13	9月14日	火	午前9時30分	○委員会 ・総務産業、社会文教
14	9月15日	水	午前9時30分	○委員会 ・総務産業、社会文教
15	9月16日	木		○休 会
16	9月17日	金		○休 会
17	9月18日	土		○休 会
18	9月19日	日		○休 会
19	9月20日	月		○休 会
20	9月21日	火		○休 会
21	9月22日	水	午前10時	○本会議 ・委員長報告 質疑 討論 採決 ・条例案、補正予算案等質疑 討論 採決

付議事件及び審議結果

9月2日上程

	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	9月 2日	適任
	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	9月 2日	適任
	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	9月 2日	適任
	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	9月 2日	適任
議案第49号	坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について	9月 2日	同意
議案第50号	千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について	9月 2日	同意
議案第51号	坂城町立坂城小学校（中核避難所）における自立分散型エネルギー導入推進事業工事請負契約の締結について	9月 2日	可決
請願第 2号	選択的夫婦別姓制度の法制化について議論を求める意見書の提出を要望する請願書	9月22日	採択
請願第 3号	選択的夫婦別姓制度について国会審議推進を求める意見書を国に提出することを求める請願書	9月22日	採択
請願第 4号	トリチウムなどの放射性核種を含むALPS処理水の海洋放出方針決定の撤回を求める請願	9月22日	不採択
発委第 3号	坂城町議会会議規則の一部を改正する規則について	9月22日	可決
議案第52号	令和2年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について	9月22日	認定
議案第53号	令和2年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	9月22日	認定
議案第54号	令和2年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	9月22日	認定
議案第55号	令和2年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	9月22日	認定
議案第56号	令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	9月22日	認定
議案第57号	坂城町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	9月22日	可決
議案第58号	令和3年度坂城町一般会計補正予算（第4号）について	9月22日	可決
議案第59号	令和3年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	9月22日	可決
議案第60号	令和3年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	9月22日	可決

議案第61号	令和3年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	9月22日	可決
議案第62号	令和3年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	9月22日	可決
9月22日上程			
議案第63号	令和3年度坂城町一般会計補正予算（第5号）について	9月22日	可決
発委第4号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について	9月22日	可決
発議第2号	沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書について	9月22日	可決
発議第3号	選択的夫婦別姓制度の法制化について議論を求める意見書について	9月22日	可決

令和3年第3回坂城町議会定例会

目 次

第1日 9月2日(木)

○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○町長招集あいさつ	3
○諸報告	12
○人権擁護委員の推薦、議案第49号～議案第51号の上程、提案理由の説明、質疑、 討論、採決	13
○発委第3号、議案第52号～議案第62号の上程、提案理由の説明、詳細説明	15
○監査報告	41

第2日 9月9日(木)

○議事日程	48
○一般質問 大日向進也 議員	48
玉川 清史 議員	56
祢津 明子 議員	68
中島 新一 議員	77
朝倉 国勝 議員	85

第3日 9月10日(金)

○議事日程	96
○一般質問 塩野入 猛 議員	96
中嶋 登 議員	111
山城 峻一 議員	121
大森 茂彦 議員	130

第4日 9月13日(月)

○議事日程	146
○一般質問 吉川まゆみ 議員	146
滝沢 幸映 議員	159
栗田 隆 議員	173
○一般会計決算案総括質疑、委員会付託	184
○特別会計決算案総括質疑、委員会付託	192

第5日 9月22日(水)

○議事日程	198
○請願・陳情採決	199
○発委第3号の質疑、討論、採決	199
○議案第52号～議案第56号の委員長報告、質疑、討論、採決	199
○議案第57号～議案第62号の質疑、討論、採決	226
○追加議案上程、提案理由の説明	234
○議案第63号、発委第4号、発議第2号～発議第3号の質疑、討論、採決	237
○閉会中の委員会継続審査申し出について	241
○町長閉会あいさつ	241

令和3年第3回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和3年9月2日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 9月2日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

1番議員	小宮山 定彦 君	8番議員	栗田 隆 君
2 〃	大森 茂彦 君	9 〃	朝倉 国勝 君
3 〃	山城 峻一 君	10 〃	滝沢 幸映 君
4 〃	祢津 明子 君	11 〃	吉川 まゆみ 君
5 〃	中島 新一 君	12 〃	西沢 悦子 君
6 〃	大日向 進也 君	13 〃	塩野入 猛 君
7 〃	玉川 清史 君	14 〃	中嶋 登 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 13名
7. 欠席議員 1名

2番議員	大森 茂彦 君
------	---------
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山村 弘 君
副 町 長	宮崎 義也 君
教 育 長	清水 守 君
会 計 管 理 者	柳澤 博 君
総 務 課 長	臼井 洋一 君
企 画 政 策 課 長	大井 裕 君
住 民 環 境 課 長	竹内 禎夫 君
福 祉 健 康 課 長	伊達 博巳 君
商 工 農 林 課 長	竹内 祐一 君
建 設 課 長	関 貞巳 君
教 育 文 化 課 長	堀内 弘達 君
収 納 対 策 推 進 幹	長崎 麻子 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	清水 智成 君
総 務 課 長 補 佐	瀬下 幸二 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	細田 美香 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮下 佑耶 君
企 画 調 整 係 長	
保 健 セ ン タ ー 所 長	竹内 優子 君
子 ども 支 援 室 長	鳴海 聡子 君
代 表 監 査 委 員	大橋 房夫 君
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	北村 一朗 君
議 会 書 記	宮崎 あかね 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 6 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 7 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 8 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 9 議案第 4 9 号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 1 0 議案第 5 0 号 千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について
- 第 1 1 議案第 5 1 号 坂城町立坂城小学校（中核避難所）における自立分散型エネルギー導入推進事業工事請負契約の締結について
- 第 1 2 発委第 3 号 坂城町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 第 1 3 議案第 5 2 号 令和 2 年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 4 議案第 5 3 号 令和 2 年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 5 議案第 5 4 号 令和 2 年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 6 議案第 5 5 号 令和 2 年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 7 議案第 5 6 号 令和 2 年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 8 議案第 5 7 号 坂城町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 第 1 9 議案第 5 8 号 令和 3 年度坂城町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 第 2 0 議案第 5 9 号 令和 3 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 1 議案第 6 0 号 令和 3 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 2 議案第 6 1 号 令和 3 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 3 議案第 6 2 号 令和 3 年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

について

11. 本日の会議に付した事件

10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第3回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前に2番 大森茂彦君から欠席の届出がなされております。

また、会議に入る前にカメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者は理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

議長（小宮山君） 会議規則第127条の規定により、4番 祢津明子さん、5番 中島新一君、6番 大日向進也君を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（小宮山君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月22日までの21日間といたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月22日までの21日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は、明日3日午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりであります。

また、今議会の一般質問の開議時刻は、議会運営委員会の決定により午前9時といたします。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（小宮山君） 町長から招集の挨拶があります。

町長（山村君） 改めまして、おはようございます。本日ここに、令和3年第3回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご出席をいただき開会できますことを心から感謝申

上げます。

さて、いまだ終息の気配を見せない新型コロナウイルスにつきましては、より感染力の強いウイルスへと変異をしながら全世界で猛威を振るい、人々の健康や日常生活はもとより、社会、経済活動に甚大な影響を及ぼし続けております。

日本国内におきましても、令和2年1月に最初の感染が確認されて以来、流行の波を繰り返しながら8月末現在の累計感染者数は150万人に迫り、亡くなられた方は約1万6千人となっております。

流行の第5波と言われる現在の感染状況は、本年5月をピークとする第4波をはるかにしのいでいます。より感染力の強いデルタ株への移行に加え、夏休みやお盆などで人流が増加したこともあり、全国の新規感染者は増加の一途をたどっており、東京都など21都道府県には緊急事態宣言が、また、富山、石川のほか12県にはまん延防止等重点措置が適用されています。

長野県はいずれの対象地域にも含まれないものの、今までにないスピードで感染が拡大しており、お盆明けには連日100人を超える感染確認の発表があるなど、県独自の感染警戒レベルは全県で5に引き上げられ、あわせて、医療非常事態宣言も発出されております。

長野圏域につきましても、8月16日に当町を含む6市町村の感染警戒レベルが5に引き上げられ、新型コロナウイルス特別警報2が発令され、町でも17日に対策本部会議を開催し対応を協議いたしました。

町内におきましても8月中旬以降、感染の確認が続き、周辺地域の状況からも厳重な警戒が必要であることから、町民及び事業者の皆様に変更して感染拡大防止の取り組みについて、呼びかけを強化させていただいているところであります。

一方、県内の年代別の感染動向を見ますと、ワクチン接種が進んだ高齢者の感染が大幅に減少しており、大きな効果を挙げていると考えております。

さて、当町のワクチン接種の状況につきましては、5月10日から開始しました65歳以上の方へのワクチン接種はほぼ完了し、7月からは基礎疾患のある方や早期接種の必要がある教職員、保育士、介護サービス等従業者に加え、町商工会にもご協力いただき飲食業や小売業などに携わる方への接種を実施した後、対象年齢を順次拡大しながら町民の皆様への接種を進めております。

現在は、12歳以上の方全てを対象としており、8月26日現在で住民基本台帳に登録のある方に対する接種率は、65歳以上の方については1回目の接種完了が94.2%、2回目の接種完了が93.5%となっております。また、12歳から64歳以下につきましては、1回目の接種完了が54.3%、2回目の接種完了が34.5%となっており、対象者全体では1回目の接種完了が70%、2回目の接種完了が57.8%という状況であります。

今後につきましては、ワクチンの供給量が減少しており、なかなか要望どおりに確保することが難しくなっている状況ですが、引き続き希望する方への接種が早期に終わるよう取り組んでま

いりたいと考えております。

また、テクノハート坂城協同組合が主体となって行う職域接種につきましては、上田市の医療法人光仁会川西医院様にご協力をいただけることとなり、6月25日に厚生労働省に対し申請を行いました。

現在のところ、9月7日からワクチン接種が開始できる見込みで、10月末には2回目の接種が終わる計画としております。

なお、職域接種に申し込まれた企業は36社、約1,500人で、各自治体での一般接種が進み当初の予定より人数は減りましたが、各企業にも受付事務や駐車場整理などご協力をいただき接種を進めるということでもあります。

この職域接種により、町内企業等への感染拡大の抑制や当町エリア内の集団免疫が高まることを期待するところであります。

なお、ワクチン接種は着実に進んでおりますが、全国的な感染拡大の状況等を踏まえる中で、町民の皆様には人と会う機会の低減と基本的な感染防止対策を再度徹底していただくよう改めてお願いしたいと思います。

さて続いて、経済情勢であります。日本総研などによりますと、アメリカではワクチンの普及などを背景に個人消費が増加し、4～6月の実質GDPは前期比年率プラス6.5%と前期から小幅に加速しております。ヨーロッパにおいても活動制限の段階的な緩和を受けて個人消費が持ち直し、ユーロ圏の4～6月の実質GDPは前期比年率プラス8.3%と三四半期ぶりのプラス成長となっております。

また、中国においても人出の回復に支えられた個人消費とともに企業の設備投資の拡大により、4～6月期の実質GDP成長率は前年同期比プラス5.3%と前期のプラス1.6%から加速し、景気の堅調な拡大が伺われるところであります。

次に、国内の状況であります。内閣府による8月公表の4～6月期の実質GDPは、堅調な設備投資やサービス消費の持ち直しなどにより、前期比年率プラス1.3%と三四半期ぶりのプラス成長となっております。月例経済報告では、「景気は新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している」との観測であり楽観はできない状況としております。

長野県内の状況につきましては、日銀松本支店が7月に発表した金融経済動向におきまして、公共投資、住宅投資、設備投資、個人消費の個別観測から、「長野県経済は、一部に弱い動きがあるものの、持ち直しの動きが続いている」としているところであります。

当町におきましては、7月に実施いたしました町内の主な製造業20社の4～6月期経営状況調査の結果では、生産量は3か月前との比較でプラスとした企業は7社、マイナス7社、変わらない5社となっております。売上げについてもほぼ同様で、前回調査と比べプラスと回答した企

業は減っているものの、前年同期との比較ではほとんどの企業がプラスと回答しており、持ち直しの動きが進んでいる状況が伺われています。

一方、雇用については、4～6月の実績が総計でプラス30人と前回調査時に比べ減少しておりますが、来年4月の雇用予定は全企業が増員または減員分の補充を予定しており、全体では63人の増員予定で雇用情勢も回復の傾向となっております。

今後、社会経済の動向が上向き町内企業がますます回復することを期待するところであります。

さて、令和2年度の決算状況について申し上げます。

まず、歳入につきまして、町税のうち町民税の個人分については、令和元年度と比較いたしますと、プラス4.2%、約3,100万円の増収となっておりますが、法人分については、東日本台風災害や新型コロナウイルス感染症の影響による法人所得の減少、また、法人税割の税率改正等によりマイナス50.3%、約2億8,600万円の減、固定資産税はプラス2.2%、約2,800万円の増で、町税全体では前年度対比マイナス8.5%、約2億3,700万円の減収であります。

また、地方交付税につきましては、特別交付税において令和元年度算定された東日本台風災害による費用分等が減額となりましたが、普通交付税において算定基礎となる、基準財政需要額に幼児教育・保育の無償化に要する費用等が追加されたことなどにより増額となったことから、地方交付税全体では前年度対比プラス3.0%、約3,300万円の増額となっております。

令和2年度の財政力指数につきましては、3か年の平均値が前年度と同じく0.704であり、県内における順位についても昨年同様77市町村中6番目、町村の中では軽井沢町、南相木村に次いで第3位であります。

地方特例交付金につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴い令和元年度に交付されたこども・子育て支援臨時交付金が、令和2年度から普通交付税への算入となったことにより、前年度から約3,700万円の減額、あわせて、分担金及び負担金においても、保育負担金の減収等により約1,900万円の減額となりました。

次に、国庫支出金につきましては、特別定額給付金給付事業や子育て世帯臨時特別給付金給付事業、地方創生臨時交付金等、新型コロナウイルス関連の補助金等が交付されたことにより、前年度と比較し約18億5,600万円の大幅な増額となっております。

また、寄附金につきましては、ふるさと寄附金として多くの皆様からご寄附をいただいたことなどにより、前年度対比26.8%、約4千万円の増額、町債につきましては、令和元年度からの繰越事業である災害復旧事業に係る借入れや臨時財政対策債発行額の増加などにより、プラス24.5%、約1億3,900万円の増額となっております。

以上、歳入全体の決算額は、前年度対比プラス29.4%となる90億489万2千円であります。

一方、歳出につきましては、普通建設事業費において町道A01号線道路改良事業及び橋梁修繕事業、移動系防災行政無線整備事業のほか、村上小学校蓄電池設備設置事業、第2分団詰所新築工事などを実施し、前年度対比プラス16%、約1億1,200万円増額の約8億1千万円となりました。

また、東日本台風により被災した上五明及び四ツ屋地区の農地災害復旧事業や消防団ポンプ操法訓練場の移転復旧工事等の災害復旧事業費が約1億200万円、先ほどの普通建設事業費と合わせました投資的経費全体で、前年度対比プラス11.3%の約9億1,300万円でございます。

次に、義務的経費につきましては、会計年度任用職員制度の開始により人件費につきまして、前年度対比プラス13.1%、扶助費マイナス1.7%、公債費マイナス5.4%で、義務的経費全体では前年対比プラス4.2%の約25億3千万円でございます。

そのほかの経費につきましては、新型コロナウイルスに関連した支援として、1人10万円を支給した特別定額給付金給付事業などにより、補助費等で前年度より約18億4,200万円の増額、物件費ではGIGAスクール構想推進事業による児童生徒1人1台端末の整備のほか、感染症予防対策として衛生用品の購入やパーティション等の備品購入などにより、前年度より約4,500万円の増額となるなど、その他の経費全体としては、プラス54.1%、約19億2,800万円の増額であります。

以上、歳出全体の決算額は、前年度対比プラス31.2%となる89億3,692万3千円の決算となっております。

なお、令和2年度決算を受けての財政健全化法による財政指標であります、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率につきましては、昨年度と同じくいずれもマイナスの数値となっております。

また、起債発行時の制限の基準となります実質公債費比率については、3か年平均で、前年度からマイナス0.1ポイントの9%となっており、いずれの指標につきましても、早期健全化基準及び財政再生基準に比べ健全な状況で推移をしており、引き続き、将来にわたる負債の軽減、健全な財政運営に努めてまいります。

続きまして、6月定例会以降の事業の状況並びに本議会に上程いたします主な内容について述べさせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける中、本年度の坂城どんどんにつきましては、実行委員会の皆様のご意見等をいただく中で、踊り流しや子ども広場等を行う形でのお祭りは中止とし、新型コロナウイルス感染症の終息を願うとともに、町民の皆さんを活気づけ、加えて夏の思い出に残る楽しいひとときを過ごしていただけるよう花火の打ち上げを8月7日に行いました。

町内2か所から打ち上げられた花火は、千曲川の堤防やびんぐし湯さん館からもよく見え、ご

覧いただいた方からは大きな拍手のほか、小さなお子さんから「ありがとう」の大きな声も聞こえ、和やかなひとときとなったものと考えております。

また、8月14日に予定しておりました「第65回坂城町成人式」と翌15日に予定しておりました「第66回坂城町成人式」につきましては、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出されている中、様々な地域から成人者が一堂に会することは、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高いと考え中止の判断をいたしました。

成人式の開催を楽しみにしていた皆様には、大変心苦しい判断となりましたが、新成人の皆様には私からのお祝いの挨拶や、成人者代表の言葉、恩師からのお祝いのメッセージなどを動画にし、坂城町公民館のユーチューブチャンネルで配信するとともに、町議会議員の皆様からもお祝いの言葉をいただく中で、成人式メッセージ集を作成し、記念品とともに成人者にお届けしたところでございます。

小中学校では、夏休みを終えて2学期が始まりました。久しぶりに学校中に子ども達の元気な笑顔があふれました。

2学期を迎え、残暑はまだまだ厳しい状況ではありますが、一昨年整備しました普通教室に加えて、今年度は夏休みの期間を利用して特別教室等への空調設備の設置事業を進め、8月末をもって設置工事が完了いたしました。新型コロナ感染拡大防止のために季節を問わずマスクの着用が求められる中、より快適な環境を整え児童生徒の学習を支援できればと考えております。

また、8月29日町総合防災訓練を、四ツ屋、戌久保を除く坂城地区を対象に坂城小学校において開催いたしました。コロナ禍のため参加者を限定しての実施となりましたが、13地区の自主防災会を中心にご参加をいただきました。訓練は令和元年東日本台風などを踏まえて、大雨による水害や土砂災害を想定する中で、本年5月に施行されました改正災害対策基本法による新たな避難情報に対応した、同報系防災行政無線による地区放送や移動系防災行政無線を使った情報伝達訓練をはじめ、コロナ禍の中、感染症にも配慮した避難所の開設、運営を行う訓練などを実施したところであります。

また、7月初旬には全町の自主防災会を対象とした防災説明会を2日に分けて開催し、新たな避難情報の内容や情報の出し方、6月に全戸配布したハザードマップの見方や要支援者名簿の活用などについてご説明をさせていただきました。

また、いくつかの地区では防災訓練や講習会などに職員をお呼びいただき、地域の皆様に直接ご説明させていただく中で、防災知識の普及を図るとともに意識の高揚につなげております。

災害の未然防止、被害の軽減を図るためには、住民の皆様の日頃からの災害に対する備えが重要であります。コロナ禍ではありますが、今後も家庭や地域、行政、関係機関が連携し、有事の際に対応できるよう防災意識の高揚と防災対策に努めるとともに、命を守る行動の周知徹底を図り、安心・安全で災害に強い町づくりに努めてまいりたいと考えております。

さて、町では9月20日の敬老の日を迎えるにあたり、長寿のお祝いと敬老の意を表し、米寿、白寿、並びに100歳以上の皆様を対象として敬老祝金をお贈りいたします。本来ですと全員の方を訪問しお祝いを申し上げたいところではありますが、新型コロナウイルスの感染が再拡大している状況に鑑み、敬老訪問につきましては、99歳以上の皆様を対象として行うこととし、9月4日土曜日に実施をいたします。

なお、今年度の対象者は、9月1日現在、88歳の米寿の方が112名、99歳の白寿の方が7名、100歳以上の方が14名、合計133名の方が対象で、最高齢は大正6年生まれの104歳の方であります。

さて、9月4日から11月21日まで、鉄の展示館では特別展「天華百剣と名刀写し展 in 坂城」を開催いたします。

この展示会は、全日本刀匠会の協力の下、角川コミックの「天華百剣」とコラボレーションした企画展で、宮入小左衛門行平刀匠が石田切込正宗の写しで参加し、また、先代の行平刀匠による大般若長光の写しも特別に展示されますので、多くの皆様にご来館いただきたいと思います。

続きまして、10月に町国際交流協会、町議会の皆様と予定していたポーランド、ツェレスティヌフ郡への訪問交流事業につきまして、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み、今年度の訪問を中止することといたしました。

先方と連絡を取り合う中では、感染症拡大が収まった段階での改めての訪問についてお誘いをいただいているところであり、今後の訪問を含めた交流の進め方などについて協議を行ってまいりたいと考えております。

また、10月2日に開催を予定しておりました「第61回町民運動会・第43回交通安全町民大会」につきましても、実行委員会を組織し開催の方法等について検討してまいりましたが、十分な感染予防対策を講じることは難しいと判断し、中止することといたしました。町民の皆様にはご理解いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、新工業団地造成事業につきましては、坂城町土地開発公社により「坂城町南条産業団地造成工事」を、また、町において、「町道A09号線道路改良工事」を進めております。

両工事とも7月7日に起工式を執り行い、あわせて施工業者による安全祈願祭も行われ、安全な施工を第一とし安全協議会を組織する中で、進捗管理や農耕車の迂回路の確保など調整を図り工事を進めております。

現在の進捗状況としましては、南条産業団地造成工事では調整池と造成盛土の施工を、また、A09号線道路改良工事については、舗装路盤と歩道部の施工及び下水道管渠の移設工事が完了し、既設管渠の撤去工事を行っております。

なお、造成工事に合わせまして、千曲川河川事務所により、6月の4、500立米に加え、追加で千曲川の災害復旧工事に伴う搬出土砂、約2、400立米の搬入をいただけることとなった

ほか、上田水道管理事務所の発注による、配水管布設工事が、舗装路盤の施工に合わせて進められるなど、国・県等関係機関には、円滑な事業の進捗にご配慮をいただいております。

工事に際しましては、町議会、地元区、農業者、農業者団体、用水組合、隣接の企業など多くの皆様方のご理解とご協力で改めて感謝を申し上げるところであります。

また、町道A01号線道路改良事業酒玉工区につきましては、若草橋南側、大口交差点までの道路改良工事が完成いたしました。皆様の長期間にわたるご協力に感謝申し上げます。

また、金井工区につきましても、この秋より歩道舗装工事の実施を予定しており、より安心安全な道路の完成を目指してまいります。

なお、酒玉工区の完成に伴い、金井工区から酒玉工区間の未整備区間の一部、約200メートルを新たに保地工区として実施する計画であり、先月5日に地元説明会を開催しました。

本年度は、現地の測量から開始し、道路設計、用地測量を進めていく計画としております。

また、国道18号坂城更埴バイパスにつきましては、7月28日に新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会による要望活動を千曲市、長野市、上田市、坂城町合同で、長野県庁及び長野国道事務所に対して行ったほか、8月2日には、町国道バイパス・県道整備促進期成同盟会の総会を開催し、国と県から事業の進捗状況などについて説明を受けたところでございます。

今年度は、既に着手しております小網地区バイパス予定地支障木伐採工事と網掛地区の道路改良工事に加えて、秋以降、上五明地区において埋蔵文化財発掘調査工事を行う予定であり、現状における国道バイパス事業全体の進捗率は約29%、用地買収の進捗率は約81%となっております。

また、主要地方道坂城インター線延伸工事につきましても、今年度、坂城更埴バイパスまでの区間について道路等の予備設計を行う予定としており、坂城インター線事業を含め、さらに進捗を図るべく国や県等の関係機関へ働きかけてまいりたいと考えております。

続きまして、長野広域連合B焼却施設の整備につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大などによる影響から工程に遅れが生じたため、予定した施工期間の2か月延長を余儀なくされ、試運転開始が令和3年12月、竣工が令和4年5月末となりました。これに伴い、遅延する2か月間のごみ処理につきましては、10月8日までは葛尾組合において通常どおり受入れを行い、10月11日から11月30日までの間は、ながの環境エネルギーセンターにおいて処理を行うこととしており、遅延期間についても町民の皆様の利便性が損なわれないよう対応してまいります。

町といたしましては、長野広域連合によるB焼却施設への移行をごみに関心の高まる機会と捉え、先月から町内全区を対象に「ごみ減量化・資源化懇談会」を開催しております。11月にかけて各地区に出向いて啓発を図る中で、新施設への円滑な移行と一層のごみ減量化の推進に努めてまいります。

さて、町では現在運行している循環バスと併用した新しい地域公共交通システム導入に向けた検討を行っております。

昨年11月に地域交通利用促進協議会に、新システムの構築に向けた研究を行うための部会を設置し、学識経験者として長野大学の教授にもご参画いただく中で検討を重ね、先般、部会として新公共交通システムの案をまとめていただきました。

案の概要といたしましては、地元タクシーを利用したドア・ツー・ドアによる、定額での乗合事業を導入することで、利用者は従来の循環バスと新しいシステムを選択することが可能となり、移動手段の幅が増え利便性の向上につながるというものでございます。

今後は、地域交通利用促進協議会を開催し、部会でまとめていただいた案についてご審議いただいた後、北陸信越運輸局や交通事業者など関係機関と順次調整を進め、実証実験による試験運用という形で早期の運用につなげてまいりたいと考えております。

さて、上水道事業につきましては、全国的に施設の老朽化や人口減による給水量の減少などが今後の大きな課題となっております。

当町は主に県営水道から給水しておりますが、安全で安心な水道水を、安定して供給できる持続可能な体制を構築するため、県営水道の給水事業エリアである当町を含む上田市から長野市に至る3市1町において、7月12日に県知事宛てに水道事業の広域化に係る要望書の提出を行いました。今後は3市、県企業局とともに、水道施設の最適な配置も含めて地域にふさわしい水道事業の在り方について検討してまいります。

続いて、県の高校再編につきまして、当町を含む旧第4通学区においては、各分野から選出された委員により協議会が組織され、これまで8回にわたり意見交換を進めてまいりました。このたび、地域住民の皆さんからの意見もお寄せいただく中で、「旧第4通学区高校の将来像についての意見・提案書」がまとまり、8月24日に県教育委員会に提出されました。

県立坂城高等学校につきましては、協働的学習や少人数学習に取り組み、地域企業等との連携を進めるとともに、1人1台端末などICTを駆使し特色ある学びの実践がいち早く導入されており、意見・提案書の中では、地域の実情も考慮し中山間地存立校として、特色ある学びの拠点として維持していくことを要望する旨が、協議会全会一致の意見としてまとめられております。

今後の高校再編のスケジュールといたしましては、令和4年3月に県教育委員会から協議会より提出された意見、提案書等を踏まえた再編案が提案され、5月から7月にかけて住民説明会等が開催され、来年9月に確定する予定となっております。

さて次に、今議会に上程する主な内容でございますが、今年度整備を進めてまいります、坂城小学校の太陽光発電及び畜電設備の設置工事について、7月29日の入札会で決定しました施工業者と仮契約を締結し、今議会に工事請負契約の締結に係る議案を上程いたします。

本事業は、スマートタウン構想事業の取り組みのひとつとして、CO₂削減による地球温暖化

対策と災害など非常時に、地域の避難所となる体育館の電力確保を併せて実現するため、約30キロワットの発電容量と35.3キロワットアワーの蓄電容量を備えるものでございます。

次に、補正予算についてでございます。7月5日から、びんぐし湯さん館の休館をいただき源泉井戸の点検工事を実施したところ、稼働中の源泉ポンプに一部損傷が確認されたため、故障する前に新しいポンプに交換するための経費について計上させていただいております。

また、信州さかきふるさと寄附金につきましては、8月末現在で6,069件、1億484万8千円のご寄附をいただき、金額ベースの前年同月比でプラス100%と果樹類を中心に昨年度を大きく上回る寄附のお申込みをいただいております。

寄附の増加に伴い、必要となる歳入・歳出双方の増額につきまして、補正予算に計上しております。

今後もふるさと寄附を通じ、町の魅力を全国のより多くの方々に発信し、町をPRしてまいりたいと考えております。

また、昨年に引き続き長野市と長野市商工関係団体から、新型コロナウイルス感染症終息と県内経済復興を祈念した花火事業の提案がありました。県下市町村が同時期に一斉に花火を打ち上げ、令和元年東日本台風災害からの復興に加え、県民生活に多大な影響を与えている新型コロナウイルスの終息と、それにより打撃を受けている県内経済と県民マインドの回復を祈念するとともに、県民の命を守るため最前線で尽力されている医療従事者の皆様への感謝を表すものとしており、当町としても協調してまいりたいと考えて、所要の経費について計上したところでございます。

以上、新型コロナウイルス接種の状況と令和2年度の決算状況、そして、本年度の事業の進捗状況並びに本議会上程の主な内容について申し上げましたが、今議会にお諮りする案件は、人事案件が6件、工事請負契約の締結1件、一般会計・特別会計の令和2年度決算の認定5件、条例の一部改正1件、補正予算5件の計18件であります。

よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

◎日程第4「諸報告」

議長（小宮山君） 地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人さかきテクノセンター及び株式会社坂城町振興公社、味ロジック株式会社に係る令和3年3月31日現在の経営状況報告書の提出がありました。

また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。それぞれお手元に配付のとおりであります。

次に、請願及び陳情について申し上げます。本日までに受理した請願及び陳情は、お手元に配

付のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託いたしましたので、報告いたします。

議長（小宮山君） 日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から、日程第11「議案第51号 坂城町立坂城小学校（中核避難所）における自立分散型エネルギー導入推進事業工事請負契約の締結について」までの7件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（小宮山君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第51号まで順次ご説明申し上げます。

まず、日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

本年12月31日をもって、3年間の任期が満了となる小林晴茂氏、人権擁護委員として引き続きご尽力をいただきたく、法務大臣へ推薦するにあたって議会の意見を求めるものであります。

小林氏は、永年、県職員として勤務され、退職後、平成27年から人権擁護委員として活動いただき、その功績に対し令和3年には長野県人権擁護委員連合会長から表彰されるなどご活躍いただいております。

人格、見識ともに優れ、地域の信望も厚く、職務を公正に行うにふさわしい方であります。

続きまして、日程第6「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

本年12月31日をもって、3年間の任期が満了となる林律子氏に代わり、前沢栄子氏に人権擁護委員としてご尽力いただきたく法務大臣へ推薦するにあたって議会の意見を求めるものであります。

前沢氏は、永年、町職員として保健センターに勤務され、退職後、令和2年から現在まで女性専門相談員としてご活躍いただいております。

人格、見識ともに優れ、地域の信望も厚く、職務を公正に行うにふさわしい方であります。

林氏につきましては、1期3年にわたり町の人権擁護の推進にご尽力いただきましたことに心より御礼を申し上げます。

続きまして、日程第7「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

本年12月31日をもって、3年間の任期が満了となる竹内琴美氏に人権擁護委員として引き続きご尽力いただきたく法務大臣に推薦するにあたって議会の意見を求めるものであります。

竹内氏は、永年、町職員として保育園に勤務され、村上保育園園長を経験されております。退職後は平成29年から令和3年まで子育て支援センター所長としてご活躍いただきました。

人格、識見ともに優れ、地域の信望も厚く、職務を公正に行うにふさわしい方であります。

続きまして、日程第8「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

本年12月31日をもって、3年間の任期が満了となる島田秀一氏に人権擁護委員として引き続きご尽力いただきたく法務大臣へ推薦するにあたって議会の意見を求めるものであります。

島田氏は永年、教員として勤務され、小・中学校長を歴任されております。退職後は村上児童館長を務め、現在は南条児童館長としてご活躍いただいております。

人格、識見ともに優れ、地域の信望も厚く、職務を公正に行うにふさわしい方であります。

次に、議案第49号「坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。

本案は、9月30日をもって小熊友和委員の3年間の任期満了にあたり、その後任として、見識も高く地域の信望も厚い高橋一氏が適任と存じ選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。なお、任期は、令和3年10月1日から3年間であります。小熊氏には、4期12年間にわたり、ご尽力いただきましたことに心より感謝と御礼を申し上げます。

次に、議案第50号「千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。

本案は、千曲市、坂城町、葛尾組合、千曲坂城消防組合で共同設置している千曲市・坂城町等公平委員会の委員のうち、本年11月20日をもって任期が満了となる山崎典久委員について、同氏が経験豊富で、人格、識見ともに優れていることから引き続き委員として再任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。なお、任期は、令和3年11月21日から令和7年11月20日までの4年間であります。

最後に、議案第51号「坂城町立坂城小学校（中核避難所）における自立分散型エネルギー導入推進事業工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、災害時に地区の中核避難所となる坂城小学校体育館に太陽光発電設備及び蓄電設備を整備する請負契約について、坂城町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

工事の内容としましては、発電容量約30キロワットの太陽光発電設備及び蓄電容量35.3キロワットアワーの蓄電設備を設置するほか、これらに伴う附帯工事であります。

請負金額は6,380万円で、契約の相手方は協栄電気興業株式会社であります。

また、工期につきましては、議決をいただいた日から令和4年1月14日までであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（小宮山君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案調査のため10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時50分～再開 午前11時00分)

議長(小宮山君) 再開いたします。

◎日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)適任」

◎日程第6「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)適任」

◎日程第7「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)適任」

◎日程第8「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)適任」

◎日程第9「議案第49号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)同意」

◎日程第10「議案第50号 千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)同意」

◎日程第11「議案第51号 坂城町立坂城小学校(中核避難所)における自立分散型エネルギー導入推進事業工事請負契約の締結について」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎日程第12「発委第3号 坂城町議会会議規則の一部を改正する規則について」から日程第23「議案第62号 令和3年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」までの12件を一括議題とし、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

議長(小宮山君) 朗読が終わりました。

次に、趣旨説明及び提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長(塩野入君) 発委第3号「坂城町議会会議規則の一部を改正する規則について」

趣旨説明をいたします。

本案は、昨今の社会情勢を勘案し、議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するにあたっての諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から産前産後の欠席期間を規定するものです。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会の請願手続について請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものです。

さらに、表決について、新たに採決システムを用いて表決を採ることもできるよう改めるものであります。

議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。趣旨説明といたします。

町長（山村君） それでは、議案第52号から62号までご説明申し上げます。

まず、議案第52号「令和2年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和2年度坂城町一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額90億489万2千円、歳出総額89億3,692万3千円で、歳入歳出差引額は6,796万9千円となりました。

実質収支額につきましては、歳入歳出差引額から事業の実施時期や工期の関係で令和3年度へ繰り越した町道A01号線等の道路改良事業や昭和橋等の橋梁修繕事業のほか、坂城町体育館入口の横断歩道新設事業などの繰越事業の充当財源となる1,986万4千円を除いた4,810万5千円であります。この実質収支額から2,500万円を財政調整基金に繰り入れた残額の2,310万5千円が令和3年度への繰越金であります。

歳入の主な内容としましては、自主財源の7割程度を占める町税については、法人町民税の減収等により、令和元年度と比較しマイナス8.5%、約2億3,700万円の減額となりました。

一方で、地方交付税については、幼児教育・保育の無償化や会計年度任用職員制度の施行により、その経費が普通交付税の算定の基礎となる基準財政需要額に追加されたこと等によりプラス3%、約3,300万円の増額、国庫支出金においては、新型コロナウイルス感染症への対策費用として1人10万円を支給する特別定額給付金事業補助金や地方創生臨時交付金が交付されたこと等により、約18億5,600万円の大幅な増額となりました。

続いて、歳出の主な内容としましては、新型コロナウイルス感染症への対策に要する費用として特別定額給付金給付事業の約14億9,400万円のほか、地方創生臨時交付金約2億4,300万円を活用し、子どもへの図書カードの配布や親元から離れて暮らす学生への商品券等の配布など、町民の皆様に対する支援や事業所への支援として、事業所が借り入れる町制度資金に対する保証料及び利子への補給等を実施したほか、感染症等による学校の臨時休校時においても、リモート学習により児童生徒の学びの場の継続を図るため、1人1台の端末と校内等の情報通信

ネットワークの環境整備を実施いたしました。

また、そのほかのハード事業といたしましては、町道A01号線及びA09号線道路改良事業に約1億1,200万円、昭和橋、鼠橋等の橋梁修繕事業に約2億400万円、移動系防災行政無線整備事業に約1億1,800万円、村上小学校蓄電池設備設置事業に約4,300万円のほか、令和元年東日本台風災害復旧事業の約1億200万円などであります。

決算の詳細につきましては、決算書の事項別明細書及びお手元にお配りいたしました主要施策の成果及び実績報告書のとおりであります。

また、内容の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をいたします。

次に、議案第53号「令和2年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和2年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額13億9,056万1千円、歳出総額13億8,891万1千円で歳入歳出差引残額は165万円となり、このうち85万円を国民健康保険基金に積み立て、80万円を令和3年度に繰り越したところであります。

歳入の主な内容としましては、国民健康保険税2億9,301万円、県支出金9億9,989万3千円、一般会計繰入金8,456万3千円であります。

歳出の主な内容としましては、保険給付費9億7,924万3千円、事業費納付金3億6,294万4千円、保健事業費1,430万円であります。療養給付費及び療養費、高額療養費を合わせた支払額は、前年度と比較いたしますと7.2%の減となっております。

次に、議案第54号「令和2年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

公共下水道の整備は、主に新地及び鼠地区の整備により、令和2年度末で供用面積は559ヘクタールに達し、整備面積の進捗率は90%となりました。

令和2年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額12億1,505万9千円、歳出総額11億3,645万円で、繰越明許費繰越額の7,829万2千円を除いた31万7千円が実質収支額となりました。

歳入の主な内容としましては、受益者負担金7,942万円8千円、下水道使用料1億7,331万7千円、国からの交付金1億6,199万2千円、一般会計からの繰入金3億円、町債3億9,970万円あります。

歳出の主な内容としましては、上流処理区維持管理負担金7,672万5千円、下水道管渠工事費4億6,215万円、千曲川流域下水道上流処理区事業費負担金4,272万2千円、長期債元利償還金3億7,795万3千円あります。

続きまして、議案第55号「令和2年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和2年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額14億1,120万5千円、歳出総額13億8,269万5千円で歳入歳出差引残額は2,851万円となり、このうち600万円を支払準備基金に積み立て、2,251万円を令和3年度に繰り越したところであります。

歳入の主な内容としましては、介護保険料3億1,368万4千円、国庫支出金3億3,382万3千円、支払基金交付金3億5,082万3千円、県支出金1億9,388万8千円、繰入金1億9,357万9千円であります。

歳出の主な内容としましては、保険給付費12億5,868万9千円、基金積立金3,404万7千円、地域支援事業費5,251万9千円であります。前年度と比較し、保険給付費は1.0%の増、地域支援事業費は3.3%の減でありました。

次に、議案第56号「令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和2年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額2億3,325万6千円、歳出総額2億3,318万6千円で歳入歳出差引残額は7万円となり、全額を令和3年度に繰り越したところであります。

歳入の主な内容としましては、後期高齢者医療保険料1億8,766万7千円、一般会計繰入金4,544万円であります。

歳出の主な内容としましては、後期高齢者医療広域連合納付金2億3,146万3千円、事務費等総務費172万3千円であります。

続きまして、議案第57号「坂城町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、行政手続の簡素化を図り、申請者の事務手続の負担を緩和するために行う押印の見直しに伴い、本条例の所要の改正を行うものであります。

内容としましては、固定資産評価委員会への審査請求を行う際に使用する審査申出書及び不服審査の口頭審理において意見を述べる際に使用する口述書について、申請者に対して押印または署名押印を求める規定を削除するものであります。

次に、議案第58号「令和3年度坂城町一般会計補正予算（第4号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,422万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を71億9,714万円とするものであります。

歳入の主な内容としましては、地方交付税4億5,539万円、国庫支出金4,561万3千円、ふるさと寄附金などの寄附金8,140万円、臨時財政対策債などの町債2億848万6千円をそれぞれ増額し、基金繰入金4億8,189万9千円を減額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、温泉施設維持補修工事930万円、ふるさと寄附金分

を基金へ積み立てるためのふるさとまちづくり基金積立金8千万円、返礼品や業務委託料等ふるさと納税事業に係る経費5,160万円、町が所有するダンプカーの更新に要する費用650万円、新型コロナウイルス予防接種事業に係る経費3,725万6千円、令和元年東日本台風による六ヶ郷用水頭首工災害復旧事業及び長寿命化事業に係る負担金978万3千円、町道A01号線鼠・新地間舗装修繕工事750万円、広域行政事業基金積立金4千万円、文教施設等整備基金積立金5千万円をそれぞれ増額するものであります。

また、町道A01号線、町道A06号線について事業の進捗に合わせ予算の組替えを行うとともに、人件費について現在の職員配置に合わせた調整等を行うものであります。

次に、議案第59号「令和3年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を14億9,160万8千円とするものであります。

歳入の内容としましては、保険給付費等交付金9万7千円、前年度繰越金29万9千円を増額し、歳出の内容につきましては、保健事業費9万7千円、保険給付費等交付金返還金29万9千円を増額するものであります。

次に、議案第60号「令和3年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を8億4,919万3千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、繰越金31万6千円を増額し、歳出の内容につきましては、委託料99万8千円、工事請負費330万円、一般会計繰出金31万6千円を増額し、職員人件費410万円、負担金補助及び交付金19万8千円を減額するものであります。

次に、議案第61号「令和3年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,250万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を14億4,344万5千円とするものであります。

歳入の内容としましては、前年度繰越金2,250万8千円を増額し、歳出の内容につきましては、基金積立金557万6千円、国庫支出金返還金1,348万7千円、支払基金交付金返還金70万9千円、県費支出金返還金273万6千円をそれぞれ増額するほか、事業の実施状況に応じて一部予算の組替えを行うものであります。

最後に、議案第62号「令和3年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を

2億3,648万4千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、繰越金6万9千円を増額し、歳出の内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金6万9千円を増額するものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（小宮山君） 続いて、各課長等に議案第52号「令和2年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」詳細説明を求めます。

初めに、歳入について説明を求めます。

財政係長（細田さん） 令和2年度坂城町一般会計歳入歳出決算の内容につきまして、順次ご説明申し上げます。

初めに、歳入全般について、決算書の事項別明細書13ページから及び資料、主要施策の成果及び実績報告書3ページ、4ページの内訳表により、款別にご説明申し上げます。

決算書、事項別明細書の13ページ、款1町税につきましては、収入総額が2億3,741万2千円で、前年度と比較しまして、率にしてマイナス8.5%、金額で2億3,694万7千円の減収となりました。

内訳でございますが、町民税につきましては、個人分では前年度対比プラス4.2%、法人分では、東日本台風災害や新型コロナウイルス感染症の影響等による法人所得の減少や法人税割の税率引下げ等によりマイナス50.3%となり、町民税全体では、マイナス19.3%、2億5,512万9千円の減という状況であります。

そのほかにつきましては、固定資産税はプラス2.2%、軽自動車税はプラス7.0%、町たばこ税はマイナス10.2%、入湯税につきましては、新型コロナウイルス感染症が全国的に流行したことの影響などによりマイナス32.8%という状況でございました。

続いて、14ページの款2地方譲与税でございます。国の特別会計における借入金により令和元年度から前倒しで交付されている森林環境譲与税について、災害防止国土保全機能強化等の観点から、森林整備のさらなる促進を図るため令和2年度において約220万円の増額となったことなどによりまして、決算額は6,610万8千円、前年度対比プラス1.9%となりました。

次に、交付金関係では、款3利子割交付金につきましては、決算額165万円で、前年度に対し8万8千円の減、款4配当割交付金は、決算額727万2千円で37万6千円の減、款5株式等譲渡所得割交付金は、決算額839万3千円で400万1千円の増となっております。

15ページの款6法人事業税交付金につきましては、法人町民税法人税割の減収分の補填措置として、法人事業税の一部を県から市町村に従業員数に応じ交付されるもので、初年度となる令和2年度については、経過措置により交付となる基準について従業員数ではなくそれぞれの市町村の過去3年間の法人税割額の平均額に応じ交付され、当町の交付額は5,617万5千円となりました。

款7 地方消費税交付金につきましては、消費税率が令和元年10月に8%から10%になったことに伴い、地方分についても1.7%から2.2%に引き上げられたことにより、決算額は3億5,095万2千円で前年度に対しプラス21.2%、6,127万8千円の増でございます。

続きまして、款8 環境性能割交付金につきましては、自動車購入時において自動車の環境性能割に応じ賦課される税金を財源としましてその一部が県から交付されるもので、決算額は429万円となりました。なお、環境性能割については、臨時的に1%の軽減措置がされており、この減収分については、この後の款9 地方特例交付金で交付されております。

次に、款9 地方特例交付金につきましては、住宅借入金等税額控除に係る地方公共団体の減収分や先ほどの環境性能割交付金の減収分を補填する交付金で、決算額は1,395万1千円、前年度に対しマイナス73%、3,771万7千円の減となりました。減額の理由につきましては、令和元年度においては幼児教育・保育の無償化による保育料等の減収分として約4,100万円が交付されましたが、令和2年度はこの分について普通交付税の算定項目に含まれたことから減額となったものでございます。

続きまして、款10 地方交付税でございます。2年度の普通交付税は、算定の基礎となる基準財政収入額及び基準財政需要額ともに増額算定となり、交付額についても前年度対比プラス9.4%、8,926万7千円の増額となりました。

また、特別交付税につきましては、令和元年度において算定された災害復旧に要した費用等が減額となったことから、前年度に対し5,618万8千円の減額となり、地方交付税全体では決算額11億4,619万2千円で、前年度対比プラス3.0%、3,307万9千円の増額となっております。

次に、15ページから16ページにかけての款11 交通安全対策特別交付金につきましては、決算額173万7千円で、前年度に対し14万5千円の増といった状況でございます。

款12 分担金、負担金につきましては、幼児教育・保育の無償化による保育負担金の減額などにより、決算額1億464万3千円、前年度に対し1,929万9千円の減、19ページにかけての款13 使用料及び手数料につきましては、決算額6,969万5千円、前年度に対し321万1千円の減でございます。

続きまして、19ページから23ページまでの款14 国庫支出金につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行を起因とした支援や感染対策等の財源として、特別定額給付金事業補助金や地方創生臨時交付金、また、前倒しとなったGIGAスクール構想推進事業における公立学校情報機器及び情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る補助金等の交付により、前年度に対し18億5,636万8千円と大きく増加し、決算額は24億5,352万7千円となりました。

次に、23ページから27ページにかけての款15 県支出金につきましては、決算額4億

202万5千円で、介護老人福祉施設整備事業補助金や強い農業担い手づくり総合支援交付金の交付などにより、前年度に比べプラス14.4%、5,058万円の増でございます。

28ページにかけての款16財産収入につきましては、普通財産の貸付けや公有財産の土地の売払い、また、基金積立金利子が主なものであり、決算額は2,658万1千円で、土地売払い収入の増額等により前年度に比べ662万6千円の増となっております。

続きまして、款17寄附金につきましては、商工振興及び災害対策への寄附などのほか、ふるさと寄附金についてご寄附をいただいたもので、ふるさと寄附金が増加したこと等により、決算額は1億9,116万1千円、前年度より4,043万9千円の増額となっております。

次に、29ページにかけての款18繰入金につきましては、特別会計からの繰入れやふるさとまちづくり基金や広域行政事業基金など特定目的基金からの繰入れが主なもので、決算額は2億5,399万2千円で、前年度に比べ1億2,067万1千円の増、款19繰越金につきましては、決算額は1億154万9千円で、前年度に比べ4,089万7千円の減となっております。

29ページから32ページにかけての款20諸収入につきましては、主なものは、町税延滞金、町預金利子、中小企業振興資金貸付金元利収入、学校給食費納入金等で、決算額は5億93万3千円、前年度対比4.0%の増でございます。

歳入の最後になりますが、32ページから33ページにかけての款21町債につきましては、決算額7億665万4千円で、道路改良事業や橋梁修繕事業などに係る公共事業等債、移動系防災行政無線更新などに係る緊急防災・減災事業債、地方交付税の代替財源である臨時財政対策債などの起債発行を行いました。令和2年度においては、突発的なものとして東日本台風被害による復旧事業に係る借入れや新型コロナウイルス感染症の流行による国からの交付金等の減収相当分を補填するものとして借り入れた減収補填債の借入れ、また臨時財政対策債の増額などにより、前年度と比較し24.5%、1億3,894万1千円の増額となっております。

以上、歳入総額は90億489万2,490円で、前年度と比較してプラス29.4%、金額で20億4,335万2千円の増額となりました。なお、調定額に対する収納率は全体で97.6%でございます。

以上で、歳入の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（小宮山君） 次に、歳出について説明を求めます。

なお、議会費は省略いたします。

総務課長（臼井君） 歳出につきまして、順次ご説明を申し上げます。

事業ごとの詳細説明につきましては、令和2年度主要施策の成果及び実績報告書をご覧くださいと存じます。

それでは、決算書38ページをご覧ください。38ページから40ページにかけての款2総務費項1総務管理費目1一般管理費は、特別職及び職員の人件費等経常経費でございます。令和

2年度から会計年度任用職員制度が導入されたことで、歳出全体にわたりそれまでの節7賃金の科目がなくなり、以降の節が1つずつ繰り上がった科目立てに変更となっております。40ページの節12健康スクリーニング検診委託は、人間ドックを受診していない職員や会計年度任用職員などが受診しており、職員が何らかの検診を受けるよう健康管理に努めているところでございます。41ページにかけての職員研修事業につきましては、人事評価制度に関わる委託のほか、コンプライアンス研修や行政のデジタル化に関する研修などを実施いたしました。続いて、職員厚生事業につきましては、市町村互助会負担金などがございます。

目2文書費は、役場全体の文書発送用の通信費、コピー機の賃借料、例規集のデータベースシステム等使用料が主なものでございます。

42ページにかけての目3財政管理費は、町全体の有料道路通行料などのほか、財政調整基金、減災基金、広域行政事業基金への積立てでございます。

なお、決算状況につきましては広報さかきに掲載し、主要施策の成果及び実績報告書につきましては、町ホームページで公開してまいります。

会計管理者（柳澤君） 42ページ、目4会計管理費につきましては、節10需用費のうち印刷製本費は決算書、封筒などの印刷、節11役務費については公金収納、派出業務等の手数料が主なものでございます。

企画政策課長（大井君） 続きまして、目5財産管理費は、町の普通財産の管理等に係る経費のほか、公共施設等個別施設計画の策定のため節1で策定委員の報酬、節12において計画策定のための委託料を支出いたしました。

次に、目6企画費ですが、43ページにかけての企画財政推進経費の主なものは、節12でコロナ禍において親元を離れて生活している大学生等に対し、帰省した際にリフレッシュしていただけるようリフレッシュ応援事業を坂城町振興公社に委託して実施いたしました。

また、節18では、長野・上田両広域連合への負担金、町の移住・定住人口の増加を目指して町内に住宅を新築された方などに交付した移住定住促進事業補助金が主なものでございます。

なお、高校生タイ国研修につきましては、令和元年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止といたしました。

44ページにかけての温泉管理事業の主なものは、節14で温泉施設の源泉井戸ポンプの故障による交換工事を行い、節18では新型コロナウイルス感染症の影響により収益が減少した振興公社に対し持続化負担金を支出して、節24では施設設備の更新、リニューアルに向けて基金への積立てを行いました。

次に、総合計画等策定事業では、本年度から令和12年度までの10年間のまちづくりの指針となる第6次長期総合計画を策定いたしました。節1では策定にあたり、広く町内外の関係者の皆様にご審議していただいた際の委員報酬、節10の計画の印刷製本費、また、節12の計画策

定の委託料が主なものでございます。

45ページにかけてのまちづくり推進事業では、節7で行政協力員の謝礼、節12では文書配布等の行政事務委託、節18では地域づくり活動支援として地域が行うコミュニティ活動に助成を行いました。また、節24のふるさと納税による信州さかきふるさと寄附金などを基金へ積み立てたものが主なものでございます。

続きまして、国際交流事業では、節10で「さかきまち防災ハザードマップ」を5か国語で印刷し、節18では町国際交流協会へ補助金を交付いたしました。なお、ポーランド、ツェレスティヌフ郡からお招きをいただき訪問を計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い中止といたしました。

スマートタウン構想事業では、節12で中核避難所への蓄電池蓄電設備の導入に係る調査を委託し、節18において住宅用太陽光発電システムや家庭用リチウムイオン蓄電池システムなどを対象にエネルギーの効率的な利用促進に向け補助を行いました。

次に、46ページにかけてのふるさと納税事業につきましては、節7でふるさと寄附金を寄附をされた方へのお礼の品の代金、節12のインターネットの活用などにより全国から寄附を受けやすい体制を整え、寄附者への利便性を図るための業務委託が主なものでございます。

続きまして、目7広報広聴費ですが、46ページの広報広聴一般経費につきましては、庁舎内のインターネット環境の保持などに係る経費で、主なものは節12のインターネット系のサーバーとシステムの保守に係る委託料、節13のハードウェアのリース料とシステムの使用料などでございます。

広報発行事業につきましては、広報さかきの印刷製本が主なもので、47ページにかけての電子自治体事業は、国の施策として、行政情報の提供や申請、届出手続の電子化に向けて構築された市町村行政ネットワークに係る経費として、節13のデータセンターの使用料、ネットワーク機器の賃借料、節18の県へのネットワーク負担金などが主なものでございます。

47ページのみ8電算費は、窓口業務に係る電算化の経費が主なもので、節12において機器などの保守料、節13ではソフトウェアの使用料及びハードウェアのリース料、節18では社会保障・税番号制度の運用に必要な中間サーバーの負担金を支出いたしました。

総務課長（臼井君） 続きまして、48ページにかけてのみ10業務管理費は、役場庁舎全般に係る光熱水費、冷暖房空調機械設備等の保守点検料、修繕料、総務課管理の庁用車に係る燃料費などでございます。節14工事請負費において、役場の防災監視盤の更新を、節17備品購入費において庁用車の更新等を行いました。また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策として、役場入り口へのサーモカメラの設置やトイレ手洗い場の自動水栓化なども行ったところでございます。

住民環境課長（竹内君） 48ページ、目11防犯対策費でございますが、節10需用費の主なも

のは防犯灯に係る光熱水費、修繕料でございます。節18は更埴防犯協会連合会など関係団体への負担金、補助金でございます。

49ページ、目12交通安全対策費の主なもの、節7交通指導員等の報償費のほか、節10需用費のうち、毎年新入学児童に配布しております交通安全ヘルメット等の消耗品、節18は千曲交通安全協会坂城支部に対する補助金等でございます。

続きまして、目13消費生活費の主なもの、節7消費生活展に係る謝礼のほか、節18は高齢者の特殊詐欺や悪質商法の被害防止のための特殊詐欺防止装置取付費補助金でございます。

企画政策課長（大井君） 続きまして、50ページにかけての目14男女共同参画推進費の主なものは、節10で第3次男女共同参画パートナーシップの印刷製本、節18において女性団体連絡会、男女共同みんなの会への活動補助を行いました。なお、女（ひと）と男（ひと）ふれあいさかきは新型コロナウイルス感染症の影響で中止となりました。

総務課長（臼井君） 続きまして、51ページにかけての目15特別定額給付金給付事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言を受けて、町民に外出自粛等を要請したことに伴い、生活支援等の観点から町民1人当たり10万円を給付したもので、18節の給付金以外は給付に係る事務費の事務的な経費でございます。

収納対策推進幹（長崎さん） 続きまして、51ページから52ページにかけての項2町税費目1税務総務費は、固定資産評価審査委員の報酬、職員の人件費などの経常的経費や長野県地方税滞納整理機構への負担金などでございます。

今後も、滞納整理機構と連携し、未納額の減少に取り組んでまいります。

52ページの目2賦課徴収費につきまして、主なものは節10需用費では町税に係る申告書及び納税通知書等の印刷製本費、節11役務費では住民税申告及び町税の納税義務者等の送付に係る通信運搬費、節12委託費は住民税、固定資産税などの課税に係る電算委託料や令和2年度の評価替えに向けての固定資産評価基礎資料整備委託等でございます。節22償還金利子及び割引料は、法人町民税などの還付金及び還付加算金でございます。

住民環境課長（竹内君） 53ページから54ページにかけての項3戸籍住民基本台帳費目1戸籍住民基本台帳費の主なものは、職員の人件費と経常経費でございます。そのほか、節12委託料は、住民基本台帳システム、総合戸籍システム等の保守に係る委託費、節13は住民基本台帳システム、総合戸籍システムの機器等に係る使用料でございます。

総務課長（臼井君） 続きまして、54ページ、項4選挙費目1選挙管理委員会費は、選挙管理委員の報酬が主なものでございます。

企画政策課長（大井君） 続きまして、項5統計調査費目1統計調査総務費につきましては、県民手帳の購入費でございます。

55ページにかけての目2委託統計調査費では、5年に1回実施される国勢調査の本調査をは

じめ、工業統計調査、学校基本調査、世界農林業センサス、経済センサス調査に要する経費を支出いたしました。

総務課長（臼井君） 同じく、55ページの項6監査委員費目1監査委員費は、監査委員さんの報酬等でございます。

議長（小宮山君） 詳細説明の途中ですが、昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時58分～再開 午後 1時30分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

引き続き、詳細説明を求めます。

福祉健康課長（伊達君） 午前に引き続きまして、款3民生費項1社会福祉費目1社会福祉総務費から詳細説明を続けます。

決算書56ページから57ページにかけての社会福祉一般経費は、職員の人件費や福祉委員の報酬のほか、福祉関係団体への補助金、負担金を交付いたしました。

また、節12にて、新たに生活困窮者等自立相談支援事業を社会福祉協議会に委託し、家計や生活など幅広い相談に応じたところでございます。

社会福祉協議会補助事業は、社協の円滑な運営を支援するための社会福祉協議会補助金が主なものでございます。

国民健康保険特別会計繰出金事業は、所得の低い方の保険税軽減に係る保険基盤安定負担金など、国保特別会計への繰り出しを行ったものでございます。

住民環境課長（竹内君） 57ページから58ページにかけての目2国民年金事務費でございますが、主なものは、節10需要費のうち印刷製本費で、成人者への啓発物品を作成いたしました。

福祉健康課長（伊達君） 続きまして、58ページからの目3老人福祉費でございます。老人福祉一般経費は、節13で福祉バスの賃借料、節18で長野広域連合、更埴地域シルバー人材センター、老人クラブ等への負担金、補助金の交付のほか、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策として、節17でサーモグラフィーを購入し、老人福祉センターに設置をしたところでございます。

59ページにかけての老人福祉町単事業は、各地区での高齢者祝賀行事への補助、敬老祝い金事業が主なものでございます。

高齢者生活支援事業は、移動が困難な高齢者等の医療機関等への送迎など、外出支援サービスに要した経費でございます。

介護保険特別会計繰出金事業は、介護保険給付に係る町の負担分や、住民税非課税世帯である第1段階から第3段階の被保険者の保険税軽減に係る公費負担分などを特別会計へ繰り出したものでございます。

後期高齢者医療保健事業は、医療費等に係る長野県後期高齢者医療広域連合への負担金、保険

料軽減に係る特別会計への繰出金などがございます。

60ページにかけての介護予防施設管理等運営事業は、ふれあいセンターの管理運営に係る経費で、施設管理に係る委託経費のほか、燃料費、光熱水費が主なものでございます。

繰越老人福祉一般経費は、令和元年度から令和2年度にかけて進められていた町内の地域密着型特別養護老人ホームの増床に対する補助を行ったもので、増床分の施設につきましては、昨年、令和2年6月1日より稼働をしているところであります。

次に、目4心身障がい者福祉費でございます。61ページにかけての心身障がい者福祉一般経費は、障がい支援区分の認定審査会に係る長野広域連合への負担金、障がい関係団体等への補助金などのほか、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、町内の障がい福祉事業所に対する感染症対策の助成金、特別児童扶養手当等を受給されている方への特別給付金を支給してございます。

重度障がい者介護慰労金支給事業では、65歳未満の重度障がいがある方を在宅で介護されているご家族などに慰労金を支給したもので、令和2年度については、コロナ禍での介護の負担を考慮し、在宅介護応援特別給付金を合わせて支給してございます。

福祉タクシー委託事業では、重度障がい者の外出等の負担軽減のため、タクシー利用券を交付したものでございます。

心身障がい者町単事業は、腎臓機能障がい者の通院費や障がい施設等への通所費の補助、重度心身障がい者の福祉年金など、町単独で実施した事業経費でございます。

61ページから62ページにかけての福祉医療給付事業は、福祉医療費の給付に係る国保連等への審査委託、重度障がい者への福祉医療費の給付が主なものでございます。

自立支援給付一般事業費は、障がい者の自立支援給付に係る審査手数料やシステム委託などの事務的な経費でございます。

介護訓練等給付事業費は、障がい者の居宅介護や生活介護、また、就労移行や就労継続に係る支援など、法定の障がい福祉サービス給付が主なものでございます。

63ページにかけての自立支援医療事業費では、身体障がい者の障がいの除去・軽減を図るための更生医療などについて、自己負担分に対する給付を行ってございます。

補装具支給等支援事業費は、車椅子や補聴器等、身体機能を補う装具についての給付や修理費の交付を行ったものでございます。

地域生活支援事業費は、障害者総合支援法に基づき、市町村が実施することとされている地域活動支援センターの運営委託や日常生活用具の支給など、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むための支援を行ったものでございます。

64ページの障害者計画等策定事業は、今年度から令和8年度までを期間とする障害者基本法に基づく障害者計画及び令和5年度までを期間とする障害者総合支援法に基づく第6期障害福祉

計画並びに児童福祉法に基づく第2期障害児福祉計画の策定に要した委託費、印刷経費が主なものでございます。

企画政策課長（大井君） 続きまして、目5人権同和推進費の主なものは、節12で同和対策集会所の管理委託、節18では解放運動団体への補助金交付、また、昨年当町で発生した殺人事件の遺族者に対し、遺族見舞金を申し上げました。

次に、66ページにかけての目6隣保館運営費は、職員の人件費と隣保館の運営に係る経常的な経費が主なものですが、節14では隣保館の玄関屋根の改修工事を行いました。

また、昨年は新型コロナウイルス感染症により、隣保館ふれあいフェスティバルを中止いたしました。また、人権啓発等の窓口相談、各種講座の開催などについては、コロナ禍で活動は制限されましたが、工夫しながら実施をまいりました。

福祉健康課長（伊達君） 続きまして、66ページの目7高齢者対策費は、養護老人ホームへの入所措置費が主な経費でございます。

次に、目8地域包括支援センター費でございますが、67ページにかけての地域包括支援センター一般経費は、会計年度任用職員の人件費、介護予防に係るケアマネジメント業務の委託が主な経費でございます。また、町内の介護保険事業所に対し、感染症対策に係る補助金を交付いたしております。

老人福祉センター管理等事業は、老人福祉センターの管理運営を社会福祉協議会へ委託したものでございます。

高齢者在宅生活支援事業では、高齢者の寝たきりや認知症予防のための生きがい活動支援通所事業、いわゆるミニデイや、判断能力の十分でない高齢者の権利擁護のための成年後見支援センターの運営を社協に委託して実施をいたしました。

68ページにかけての家族介護支援事業では、在宅介護者の支援として寝具洗濯等サービスの委託、おむつなど介護用品購入費の補助などを行うとともに、令和2年度におきましては、介護慰労金の支給に合わせ、コロナ禍での介護負担の軽減を図るため、在宅介護者応援特別給付金を支給し、福祉の向上に努めたところでございます。

緊急通報体制整備事業では、独り暮らし老人訪問員の報酬、あんしん電話の保守委託料などのほか、水道メーターによる見守りシステムの運用に要した経費が主なものでございます。

次に、項2児童福祉費目1児童福祉総務費でございます。69ページにかけての児童手当は、中学校卒業までの子どもを養育している保護者等に児童手当を支給しております。

子ども医療給付事業は、18歳までの子どもの医療費の自己負担分について助成をしたものでございます。

出産祝金事業は、出産のお祝いとして、親御さんに対し、町の商品券を支給しております。

障がい児通所等支援事業では、障がい児施設の通所等に係る法定のサービス給付費が主なもの

でございます。

子育て世帯臨時特別給付金給付事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、児童手当の本則給付を受給している世帯に対し、対象児童1人につき1万円を給付するもので1,693人分の給付金、また、電算委託が主なものでございます。

子ども支援室長（鳴海さん） 続きまして、70ページにかけての子育て応援特別給付事業でございます。新型コロナウイルス感染症防止対策に取り組む子育て世帯に対し、町独自の支援として3つの事業を行いました。

節7では、18歳未満の子ども1人につき2千円の図書カードの配付を行いました。

節18では、国の児童手当上乗せ給付金の対象とならない18歳未満の子どもの保護者に対し、子ども1人につき1万円の給付と18歳未満の子どもがいるひとり親世帯に対して、1世帯2万円の商品券の給付を行いました。

福祉健康課長（伊達君） 続きまして、新生児応援臨時特別給付金給付事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活支援として給付された国の特別定額給付金の対象にならなかった新生児1人につき10万円を給付するもので、62人への支給を行ってございます。

次に、目2母子・父子等福祉費でございますが、母子・父子等福祉事業費では、母子・父子家庭等の児童生徒に対し、小中学校の入学時、中学校の卒業時に激励祝金などの支給を行ったものでございます。

71ページにかけての、母子・父子医療給付事業は、母子・父子家庭等の医療費について、福祉医療費を給付したものでございます。

ひとり親世帯臨時特別給付金事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたひとり親世帯の家計支援のため、児童扶養手当受給者等に県が支給した特別給付金に伴いまして町が行った制度周知、あるいは申請の受付に係る事務経費でございます。

子ども支援室長（鳴海さん） 続きまして、72ページにかけての目3保育園総務費でございますが、主なものは、人件費をはじめ、節10、3園分の賄材料費、節12の給食調理業務委託等の経常的経費でございます。

73ページから74ページにかけての目4南条保育園費、75ページにかけての目6坂城保育園費、76ページ、77ページの目7村上保育園費は、それぞれの保育園の運営に係る経費でございます。主なものは、需用費では燃料費、光熱水費、委託料では施設や機械類の保守管理料のほか、新型コロナウイルス感染症対策として衛生用品、備品の購入を行い、環境整備に努めました。

78ページにかけての目8児童館運営費でございますが、3児童館の運営に係る経費で館長、補助員の人件費、その他経常的な経費が主なものでございます。

続きまして、目9放課後児童健全育成費は、新型コロナウイルス感染症対策として消耗品、施

設備品の購入のほか、年間を通じた3児童館の支援員、補助員の人件費でございます。

79ページにかけての目10子育て支援センター事業費は、人件費をはじめ、子育て支援センターの運営に関わる経常的経費でございます。安心して利用していただける施設管理と子育てに関する総合相談窓口として専門職を配置し、相談事業の充実に努めました。

福祉健康課長（伊達君） 続きますと、79ページから80ページにかけての項3災害救助費目1災害救助費は、火災により建物に被害を受けた方への見舞金の支給を1件、それと行方不明者の捜索時に自治区が行った炊き出し費用について支出をしたものでございます。

保健センター所長（竹内さん） 続きますと、款4衛生費項1保健衛生費目1保健衛生総務費でございます。80ページから81ページにかけての保健衛生一般経費は、人件費などの経常的な経費及び新型コロナウイルス感染症対策のための衛生用品等の購入、町内医療機関への感染対策費用の補助を行いました。

81ページの精神保健福祉等事業は、精神障がい者を支援するためのこころのリハビリ教室及びこころの健康相談の開催に係る経費などが主なものでございます。

次に、目2予防費でございます。82ページにかけての予防費一般経費では、休日における在宅当番医療体制を千曲医師会等へ委託するとともに、二次救急医療体制として、長野地域において輪番制病院運営事業を実施いたしました。また、上田地域と共同で行う上田市内科・小児科初期救急センター並びに信州上田医療センター医師確保事業負担金などがございます。

同じく82ページの結核関係一般経費は、結核の感染予防を図るため、65歳以上の町民を対象に結核レントゲン検診を実施したものでございます。

83ページにかけての乳幼児健診事業は、乳幼児健診に係る人件費のほか、妊産婦健康診査の委託料、不妊治療等を受けたご夫婦に治療費を助成する不妊・不育症治療費助成金が主なものでございます。

84ページにかけての予防接種事業は、感染の発生及び蔓延を予防するため、予防接種法に基づき各種予防接種を実施したもので、ワクチン等の購入に係る医薬材料費、医療機関への予防接種委託料が主なものでございます。

84ページから85ページにかけての新型コロナウイルス予防接種事業は、接種券の発行業務委託料、ワクチン接種会場用備品など、新型コロナ予防接種実施に係る準備経費でございます。

次に、目4健康増進事業費でございます。85ページの健康増進事業は、疾病の予防と早期発見を目的に行った一般健康診査及び各種がん検診、歯周疾患検診などの委託料が主なものでございます。

86ページの後期高齢者健康推進事業では、75歳以上の高齢者を対象に一般健康診査の実施及び人間ドックの費用への助成を実施し、健康増進に努めました。

食育・健康づくり推進事業は、食育基本法に基づき食育や健康づくりのための教室などを開催

したものでございます。

同じく 86 ページの目 5 保健センター管理費は、保健センターの管理に要した経常的な経費が主なものでございます。

住民環境課長（竹内君） 87 ページにかけまして目 6 環境衛生費の主なものでございますが、環境衛生一般経費では、節 1 環境衛生委員の報酬、雑排水浄化槽汚泥処理委託事業は、節 1 2 家庭用浄化槽の汚泥収集、中間処理、堆肥化の委託、自治区環境整備補助事業は、節 1 8 で各自治区の環境浄化整備事業に対する補助、不法投棄ごみ撤去事業は、節 1 2 主要道路、河川、山林等の公共用地における不法投棄防止パトロール及びごみ撤去の委託でございます。狂犬病予防事業は、節 1 2 の獣医師会への狂犬病予防注射などの委託でございます。

目 8 環境保全対策費でございますが、環境保全対策一般経費の主なものは、節 1 2 町内の主要河川等及び地下水の水質調査に係る委託料でございます。

建設課長（関君） 続きまして、88 ページ、目 10 合併処理浄化槽設置費は、浄化槽の普及促進及び維持管理の適正を図るため、県内市町村で組織されました長野県浄化槽推進協議会への負担金、平成 27 年度から 5 年間分として交付されました地方創生汚水処理施設設備推進交付金の精算に伴う返還金でございます。

住民環境課長（竹内君） 88 ページの項 2 清掃費目 1 清掃総務費でございますが、清掃総務一般経費の主なものは、節 1 0 需用費のうち消耗品費で、資源物収集用用品の購入。印刷製本費では、毎年、全戸配布しております、ごみ・資源物分別収集カレンダーの印刷製本でございます。節 1 1 は、ごみ指定袋あっせんに伴う自治区への手数料。ごみ危険物収集場整備補助事業は、節 1 8 で区が実施したごみ収集場の整備に対する補助金でございます。

続きまして、88 ページから 89 ページにかけての目 2 塵芥処理費でございますが、塵芥処理一般経費の節 1 0 需用費は、可燃ごみ・不燃ごみ・事業系ごみの指定袋の購入であります。節 1 2 は、可燃ごみ・不燃ごみ・資源物等の収集運搬処理に関わる委託料、節 1 8 は、長野広域連合及び葛尾組合の負担金でございます。資源物回収奨励事業は、節 7 報償費で P T A 等の非営利団体が実施した資源物回収事業の奨励金でございます。ごみ減量化容器等設置補助事業は、節 1 8 個人で購入した生ごみ処理機等に対する補助でございます。

目 3 し尿処理費のし尿処理一般経費は、節 1 8 で千曲衛生施設組合の負担金、し尿投入手数料に関わる負担金でございます。

商工農林課長（竹内君） 続きまして、89 ページからの款 5 労働費項 1 労働諸費目 1 労政費でございますが、90 ページにかけての労政一般経費では、職員の人件費のほか、テクノハート坂城協同組合への補助が主なものでございます。

90 ページの移住定住・就職支援事業では、節 1 2 で町内企業に勤務する方の居住状況及び人材確保に関する調査をテクノハート坂城協同組合に委託し、勤労者福祉対策事業では、節 1 8 で

更埴地域勤労者共済会への補助を行ったほか、節20の貸付金では勤労者生活資金の貸付預託金として、県労働金庫に500万円を預託したものが主なものでございます。

91ページにかけての勤労者総合福祉センター管理一般経費は、勤労者総合福祉センターの施設管理を委託している更埴地域勤労者共済会への委託料でございます。

次に、款6農林水産業費項1農業費目1農業委員会費でございますが、91ページから92ページにかけての農業委員会一般経費は、農業委員及び推進委員の報酬と職員の人件費が主なものでございます。また、農業者年金業務は、加入手続等の事務及び加入推進のための経費でございます。

次に、目2農業総務費でございますが、職員の人件費など経常経費でございます。

92ページから93ページにかけての目3農業振興費、農業振興一般経費では、主なものとして、節18において入横尾、上平島、小野沢の3集落を対象とした中山間地域直接支払事業への補助や、49歳以下の新規就農対策として農業次世代人材投資資金を5名の方への交付、また、新規就農者支援補助金として5名の方への補助、農地活性化奨励金では、認定農業者及び認定新規就農者に対し、農地集積の状況に応じて9名に奨励金を交付いたしました。

93ページから94ページにかけての地域営農推進事業では、節12で農機具保管庫の管理を農業支援センターに委託し、節18で農業支援センターへの補助やさかき地場産直売所への補助を行いました。

また、需給調整推進対策事業につきましては、国が行う稲作から加工米や野菜などへの作付転換を図るため、直接支払推進事業補助金により、坂城町農業再生協議会において現地確認や台帳の作成などの事務を行い、需給調整を行う農家に対する転作推進補助金を交付いたしました。

また、農振地域整備促進事業では、農振地域整備促進協議会を開催した際の委員への謝礼が主なもので、農地銀行活動促進事業は、町内6か所のファミリー農園の用地借上料でございます。

94ページから95ページにかけての農産物加工施設管理費では、農産物加工センターの光熱水費などの施設管理費が主なもので、95ページのさかきブランド推進事業では、町のマスケットキャラクター「ねずこん」による情報発信の経費や、節18のさかきブランドづくり事業、ねずみ大根まつり実行委員会への補助金などを交付いたしました。

また、さかきワイン文化推進事業につきましては、ワインが町の新しい文化として浸透し、坂城産ワインに親しみ応援いただくための取り組みを行ったものでございます。主なものは、節18で千曲川ワインバレー特区連絡協議会への負担金のほか、コロナ禍により予定されていた坂城駅前葡萄酒祭は開催されませんでした。初めての取り組みとして実施されたオンラインによるワインセミナーの開催に対し、補助金を交付いたしました。

95ページから96ページにかけての有害鳥獣対策事業では、節12で有害鳥獣駆除を猟友会に委託し、節15で網掛区と上平区へ侵入防止柵等の資材を支給し、節18では農産物を守る電

気柵等の設置補助金などを交付いたしました。

96ページの繰越農業振興一般経費では、節18により、令和元年の台風18号により被害を受けた農業用施設、農業機械の再建、修繕等を支援いたしました。

96ページから97ページにかけての目5農地費、農地一般経費では、節18で、これまでに実施した土地改良事業に係る農林漁業資金の償還負担金を土地改良事業償還負担金として、また、六ヶ郷用水組合や各土地改良団体の負担金などを支出いたしました。

97ページの農道等基盤整備町単事業では、町内8か所の水路等の改修工事のほか、地域発元気づくり支援金事業を活用し、地域住民が農道の舗装、補修を行う際の重機借上料や補修用材料の支援を行い、また、町単補助事業では、自治区等からの要望を受け、原材料の支給や工事に対する補助を行い、13地区の整備を実施いたしました。

続きまして、多面的機能支払交付金事業では、上平緑の里、南条中之条農業資源維持向上管理機構など合計7団体が行う農地・農業用水の保安全管理や水路・農道等の長寿命化のための補修・更新活動に対し補助金を交付いたしました。

また、繰越農道等基盤整備町単事業では、節12により、南条、中之条地区の農業水利施設個別施設計画の策定を行いました。

次に、97ページから98ページにかけての項2林業費目1林業総務費、林業総務一般経費は、職員の人件費のほか、節12において森林環境譲与税を活用した間伐などの準備や、森林づくり県民税などを活用した森林教育や環境整備などを行いました。

98ページから99ページにかけての目2林業振興費、松くい虫防除策事業では、総合的な松くい虫防除対策として伐倒駆除及び枯損木処理のほか、有人及び無人のヘリコプターによる薬剤散布を実施いたしました。また、空中散布の実施にあたっては住民説明会の開催など、リスクコミュニケーションの実施や薬剤の安全確認調査を行いました。

99ページの町有林管理事業は、林業委員の報酬や下草刈り、除伐・間伐作業に係る経費が主なもので、100ページにかけての特用林産振興事業では五里ヶ峯トンネル横坑前の特用林産物生産施設に係る光熱水費のほか、お〜い原木会への補助金を交付いたしました。

100ページの子目3林道事業費、林道事業一般経費は、林道の維持管理に伴う作業員報酬のほか、節13及び節15では地域発元気づくり支援金事業を活用し、地域住民が林道の舗装・補修等を行う際の重機借上料や補修用材料の支援を行い、節14では林道等の補修工事を実施いたしました。

次に、100ページからの款7商工費項1商工費目1商工総務費でございますが、101ページにかけての商工総務一般経費では、主なものは職員の人件費で、そのほか節17で新型コロナウイルス感染防止対策に係る備品購入のほか、節18において中小企業能力開発学院への補助を行いました。

101ページから102ページにかけての目2商工振興費、商工振興一般経費の主なものは、節18で商工業振興補助金を15社に、また、商工会の経営改善普及事業及びまちづくり事業への補助や商業店舗のリフォームに対する補助を3件実施いたしました。

また、中小企業対策事業では、節18で融資に係る保証料の補給を222件、新型コロナウイルス対策に係る融資の利子補給を165件実施したほか、町内企業の受注機会・販路の拡大などを行うため、坂城町出品者協会に補助金を交付いたしました。

また、節20の貸付金では、中小企業振興資金の貸付預託金3億7千万円を町内金融機関4行に支出し、令和2年度の融資実績といたしましては、県及び町制度資金を合わせて222件、約15億7,900万円の融資を実行いたしました。

また、節24の積立金では、経営安定特別資金、新型コロナウイルス対策の5年間の利子補給に対する2年目以降の補給額について積立てを行いました。

102ページから103ページにかけての中心市街地活性化事業では、中心市街地コミュニティセンター及び商業インキュベーター施設に係る維持管理経費のほか、節12でコミュニティセンターの管理業務を委託している株式会社まちづくり坂城への委託料が主なものでございます。

103ページから104ページにかけての新型コロナウイルス緊急対策事業では、新型コロナウイルスの感染拡大により甚大な影響を受けている町内事業所に対して小規模事業者等持続化支援金や飲食事業者等事業継続緊急支援金など、様々な支援事業を展開し事業の継続や経営の安定、また、雇用の維持を図りました。繰越プレミアム付商品券事業は令和元年度からの繰越事業で、町商工会に対してプレミアム付商品券の換金業務を委託したほか、節18で商品券のプレミアム分を補助いたしました。

104ページから105ページにかけての目3観光費、観光一般経費では観光案内用の表示板を2か所に整備し、葛尾城遊歩道など4か所の遊歩道整備を地元区などへ委託したほか、節18では各種観光団体等への負担金を支出いたしました。

105ページからの目4商工企画費、商工企画一般経費ではB. Iプラザの光熱水費支出のほか、節12では令和3年度発行予定の平成の産業史制作業務の委託、節14では、B. Iプラザの屋根改修工事の実施、節18では工業関係の各種団体へ負担金・補助金を交付いたしました。

105ページから106ページにかけての工業団地整備事業では、節12でテクノさかき工業団地内の樹木伐採など環境整備を行い、節14で工業団地内の調整池や用水路のしゅんせつを行ったほか、節24で工業振興施設等整備基金への積立てを行いました。

また、坂城テクノセンター支援事業では、同センターへの運営補助や試験機器等の整備に係る補助、また、空調設備や音響機器などの施設改修に対する補助のほか、オンラインモノづくり展への補助を行いました。

106ページから107ページにかけての鉄の展示館管理一般経費では、鉄の展示館の管理に

係る経費のほか、「知将！光秀の頃の日本刀と武者絵展」「お守り刀展」などの特別展や企画展等を開催するにあたり、チラシの印刷や展示品の保険料などの経費を支出いたしました。また、節12の委託料の主なものは、株式会社まちづくり坂城に施設管理の業務委託を行ったもので、節14では鉄の展示館1階の冷暖房設備の改修工事を実施いたしました。

建設課長（関君） 107ページから108ページにかけての款8土木費項1土木管理費目1土木総務費の土木総務一般経費は、職員の人件費のほか、節10印刷製本費において全戸配布したハザードマップの作成、節16公有財産購入費では、町単補助工事に係る用地費などが主なものでございます。

109ページにかけての項2道路橋梁費目1道路橋梁総務費の道路橋梁総務一般経費は、道路橋梁の照明灯の電気料、道路改良や町道認定に伴う道路台帳の整備に係る委託料が主なものでございます。町単補助事業につきましては、町内23区が実施しました29か所の土木工事に係る補助で、交通安全施設整備事業はカーブミラー、転落防止柵など、交通安全施設12か所の整備に要した経費でございます。目2道路維持費の道路維持一般経費は、節12委託料において町道の街路樹の剪定、除草、町内主要幹線道路の除雪対応、融雪剤散布の委託、節14では道路、側溝等の維持修繕工事、節15の道路補修用材料や冬季の融雪剤の購入が主なものでございます。

次に、111ページにかけての目3道路新設改良費のうち、道路改良事業（A01号線）につきましては、節14の金井工区、酒玉工区の道路改良工事、また、用地代補償費が主なものでございます。

商工農林課長（竹内君） 続きまして、110ページの道路改良事業（A09号線）は、新たな南条産業団地の造成に合わせて基幹道路となるA09号線の道路改良整備を行うもので、委託により測量設計を実施したほか、事業用地に係る用地買収と工事に支障となる農業倉庫等の補償を行いました。

建設課長（関君） 道路改良事業（舗装修繕）につきましては、A01号線四ツ屋地区の舗装修繕を、また、鼠橋通りの国道西側を実施しました。

繰越道路改良事業（A01号線）は、令和元年度からの金井工区、酒玉工区の工事費、補償料の精算、繰越道路橋梁事業舗装修繕は、繰越しをして、令和2年度分と合わせて実施しました。

続きまして、目4橋梁新設改良費、橋梁修繕事業は、節14で昭和橋、鼠橋の橋梁修繕工事を行うとともに、節12委託料では工事に伴う積算設計監理業務及び橋梁詳細調査等でございます。

繰越橋梁修繕事業につきましては、64号橋等の橋梁修繕に係る設計業務の委託料及び工事費でございます。

次に、項3河川費目1河川総務費、河川総務一般経費は、河川愛護活動を行う18団体への補助金、目2河川改良費、河川改良一般経費の主なものは、節14の水路のしゅんせつ工事6か所、水路改良工事6件、名沢川、御堂川の河畔林の整備事業に関わった経費でございます。

113ページにかけての項4住宅費目1住宅管理費のうち、住宅管理一般経費は職員の人件費のほか、町営住宅及び改良住宅に係る維持管理修繕が主な経費でございます。

空家活用事業では、坂城町空家情報バンクの専用ホームページの保守委託料、空家の片づけ及びリフォームに要する経費の一部を補助する空家バンク利用促進補助金を2件交付いたしました。

次に、目3住宅・建築物耐震改修事業の住宅・建築物耐震改修事業では、県の建築士事務所協会へ耐震診断士の派遣を委託し、合計5件の耐震診断を行うとともに、住宅耐震補強事業の補助を行いました。住宅リフォーム補助事業では、住環境の向上を図るため、27件に住宅リフォーム補助を交付いたしました。宅地耐震化事業では、町内に所在する大規模盛土15か所の現地調査を行っております。

続きまして、項5都市計画費目1都市計画総務費、都市計画総務一般経費は職員の人件費が主なもので、114ページの目3下水道費は、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

115ページにかけての目4公園管理費のうち公園管理一般経費は、都市公園などの公園緑地の管理経費で、主なものは節12で、びんぐしの里公園、和平公園の管理業務を指定管理者の株式会社坂城町振興公社に、また、各公園の遊具や和平公園の貯水槽の保守点検などの委託料、また、節14では、びんぐし公園の遊具の修繕工事を行い、節24では公園整備基金へ積立てを行いました。

115ページの花と緑のまちづくり事業は、さかき千曲川バラ公園の維持管理と都市緑化事業が主なもので、節12においてバラ公園及び町内のバラを植栽した花壇の管理委託、節14では、バラ公園のトイレの感染対策工事を実施しました。

117ページにかけての項6高速交通対策費のうち、目1高速交通総務費の高速交通対策一般経費の主なものは、節12の坂城駅及びテクノさかき駅の管理業務や循環バスの運行業務の委託料、節13では循環バス2台分の賃借料などで、節14ではテクノさかき駅前広場舗装修繕工事やバリアフリー化工事として、新地区のA01号線のカラー舗装工事を、節18の主なものは、しなの鉄道軌道安全輸送設備等整備負担金として、沿線市町村で負担し、車両更新なども実施を行いました。

また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業活動への影響を受けた交通事業者に対し、地域公共交通の確保のため支援を実施しております。繰越高速交通対策一般経費は、繰越しとなりました令和元年度分のしなの鉄道車両更新分となっております。

目2高速交通対策整備事業の湧水対策事業の主なものは、節10の町内の8か所の湧水対策用の井戸ポンプの電気料のほか、節14では老朽化によるポンプ修繕工事を実施しました。

項7地籍調査費目1地籍調査事業費の主なものは、御所沢地区、坂城8区になりますが、約11ヘクタールの2年目工程としまして、原図の作成や地積測定などの地籍調査に係る委託料が主なものでございます。

住民環境課長（竹内君） 続きまして、款9消防費項1消防費目1常設消防費は、千曲坂城消防組合及び消防防災航空隊の負担金でございます。

118ページにかけての目2非常備消防費でございますが、節7は消防団員の退職報償金、節18は埴科消防協会などの関係団体への負担金、消防団員退職報償金支給責任共済等の共済負担金のほか、分団運営補助金、婦人消防隊運営補助金、消防団員出動交付金などが主なものでございます。

続きまして、118ページから119ページにかけての目3消防施設費でございますが、消防団詰所、ポンプ車、積載車の機械器具や防火水槽・消火栓の維持管理等に関する経費でございます。主なものといたしましては、節14で金井区の防火水槽改修工事及び第2分団詰所の新築工事等を行いました。節17は、各分団の更新用として消防用ホース、また、第1分団の軽四輪駆動積載車を購入しました。節18は新設1基、修繕2基に関わる消火栓工事の負担金でございます。

102ページにかけての繰越消防一般経費は、移動系防災行政無線整備工事に関わる設計委託料及び工事請負費でございます。

建設課長（関君） 続きまして、目4水防費、水防一般経費は、土のう袋や砂など、水防用の備蓄材の購入が主なものでございます。

なお、総合防災訓練の際に、坂城町消防団と水防訓練を実施しております。

企画政策課長（大井君） 続きまして、目5防災費につきましては、同報系防災行政無線の運用に係る経費で、節11で回線の通信料、節12では設備の保守点検料、節14で住民の移動などに伴う戸別受信機等の設置工事や中核避難所などのWi-Fi環境の整備工事に支出をいたしました。

教育文化課長（堀内君） 続きまして、120ページからの款10教育費についてご説明いたします。

121ページにかけての項1教育総務費目1教育委員会費は、教育委員の報酬をはじめ、委員会運営のための経常的経費でございます。

122ページにかけての目2事務局費の事務局一般経費は、特別職、一般職の人件費のほか、教育支援委員会の運営、教育相談に係る教育コーディネーター、教育心理カウンセラーの人件費、学校施設の長寿命化計画策定に係る業務委託経費、児童生徒が加入する災害共済掛金等の負担金、そして文教施設整備基金への積立てが主なものでございます。

123ページにかけての教育振興事業は、町奨学金、特色ある学校づくり交付金が主なもので、令和2年度は新型コロナウイルスに関する支援策として、奨学金に月当たり5千円の上乗せ給付を行いました。

私立幼稚園補助事業は、町内に住所を有し、私立幼稚園に通園する園児の特定教育、保育の無

償化に伴う給付費及び町内私立幼稚園への施設型給付補助金が主なものでございます。

教員住宅管理事業は、教員住宅に維持管理に要する経費でございます。

124ページにかけての学力向上事業では、小学2年生以上中学3年生までの児童生徒を対象に相対評価テストを実施し、テスト結果を分析する中で、学力向上を図りました。また、中学生の体力テストを実施し、バランスのよい体力づくりの指導等を行いました。

大峰教室等自立支援事業は、様々な事情により登校が困難な小中学生を対象として、学校敷地外にある大峰教室に指導員や補助指導員を配置し、学習支援、相談事業などを行いました。

125ページにかけての児童生徒支援事業は、各小中学校の状況に合わせ、教室で授業を受けることが困難な児童生徒や外国籍児童生徒などへの支援を行いました。

小中学校空調設備整備事業につきましては、小中学校の特別教室等への空調設備設置に係る設計業務委託を行いました。

GIGAスクール構想推進事業につきましては、国の掲げるGIGAスクール構想に基づき、児童生徒1人1台端末等と高速大容量の通信ネットワーク環境整備の一体的な整備を行いました。

続きまして、126ページにかけての項2小学校費目1小学校総務費は、図書館司書の人件費ほか、外国語指導講師の委託料等、南条小学校プールシートの改修、坂城小学校昇降口タイル改修工事、遊具撤去新設工事のほか、感染症対策として、体育館トイレの手洗い自動水栓工事を行いました。

企画政策課長（大井君） 続きまして、126ページのスマートエネルギー設備導入事業は、災害時の避難所として村上小学校の体育館への持続的な電力供給とCO₂削減による地球温暖化対策を図るため、既に設置済みの太陽光パネルから発電する電力を蓄えることができる蓄電設備の設置に係る経費でございます。

教育文化課長（堀内君） 127ページにかけての目2南条小学校管理費は、学校運営及び校舎設備の維持管理のための経常的経費で、以下管理費につきましては、各小学校ともほぼ同じ内容ですので、南条小学校について申し上げます。主なものは、学校医、薬剤師の報酬、燃料費、光熱水費など校舎管理に関わる経費、そして警備業務委託、電気保安等の設備管理や学校庁務の業務委託等でございます。また、新型コロナウイルス感染予防対策として、消耗品、備品等の購入を行いました。

128ページにかけての目3南条小学校教育振興費ですが、教育振興費につきましても、各小学校ともほぼ同じ内容でございますので、南条小学校で説明させていただきます。

教育振興費は、教科学習に関わる費用が主なもので、教科学習用消耗品などの購入、理科実験用などの教科用備品の購入、そして就学援助費等で、令和2年度においては、小中学校とも新型コロナウイルスに関する支援策として、就学援助費の特別支援費3万円の支給を行いました。

131ページまでお進みいただきまして、項3中学校費目1中学校総務費は、外国語指導講師

に係る委託料等のほか、校務支援システムのリース料等、小学校と同様に感染症対策として、体育館トイレの手洗い自動水栓工事を行いました。

132ページにかけての目2学校管理費は、小学校同様中学校の運営、校舎設備管理のための経常的経費で、需用費として消耗品、光熱水費など経常経費、委託料として設備等管理委託、学校庁務の業務委託等が主な内容でございます。

133ページにかけての目3教育振興費は、教科学習の消耗品の購入や教材備品の修理等が主なもので、そのほか各教科で使用する教科用備品等の購入、就学援助費等でございます。

続きまして、134ページにかけての項4社会教育費目1社会教育総務費は、職員の人件費ほか社会教育委員、生涯学習審議会委員の報酬、文化協会など各団体への補助のほか、町立図書館南側駐車場用地について、土地開発公社より買戻しを行いました。

135ページにかけての文化の館事業は、光熱水費などの経常的経費、施設の警備委託料などでございます。

目2公民館費、公民館一般経費では、公民館長報酬、副館長、分館役員の謝礼、分館活動費の補助が主なものでございます。

136ページにかけての各種公民館事業は、公民館講座の講師謝礼等ですが、新型コロナウイルス感染症予防対策により、スポーツ大会をはじめ納涼音楽会、町民運動会、そして文化祭等の行事について中止といたしました。分館施設整備補助事業は、分館活動の基盤となる地区公民館の改修・修繕に関わる補助と立町公民館改築工事に係る補助を行いました。

137ページにかけての目3図書館費、図書館一般経費では、図書館長の報酬、臨時職員の給料のほか、館内清掃等委託や電気保安点検等施設の維持管理に関わるもの、そして図書の購入費が主なもので、その他感染症対策として、トイレの手洗い自動水栓工事を行いました。

138ページにかけての図書館ネットワークシステム事業は、ネットワークシステムの保守委託、共通経費の負担が主なもので、2市2町1村1大学の図書館及び学校図書館との連携により、図書の検索、予約、貸出し等の充実を図りました。

139ページにかけての目4文化財保護費、文化財保護一般経費は、文化財保護審議会委員の報酬、文化財の保護、伝統芸能の保存継承のための保存団体等への補助が主なものでございます。

140ページにかけての坂木宿ふるさと歴史館管理一般経費は、施設の管理運営に係るもので、村上義清や坂木宿を主体とした常設展示や「第6回坂城のお雛さま展」を開催いたしました。

埋蔵文化財発掘調査事業は、開発行為等に伴う立会い調査、試掘調査を行い、遺跡の保存に努めるとともに、青木下遺跡で出土された金属遺物の保存処理を行いました。

目5資料館管理費は、格致学校歴史民俗資料館の管理運営に関わる経費が主なもので、格致学校西面の壁、屋根修繕工事を行いました。

141ページにかけての目6文化センター管理費は、宿日直、清掃、ボイラー業務のシルバー

人材センターへの委託料等、文化センターの維持管理に係る経費が主なものでございます。

目7 青少年育成費節18 負担金補助及び交付金、青少年を育む町民会議への補助が主なものでございます。

142 ページの目9 生涯学習振興費では、さかきふれあい大学を運営し生涯学習の推進に努め、専門講座の講師等謝礼、ふれあい大学教養講座の開催に関わる経費が主なものでございます。コロナ禍での運営となり、前期については講座を中止せざるを得ない状況でありましたが、後期については講演会ほかマリimbaコンサート等、開催時期の状況を踏まえ、対策を講じた上での実施に努めました。

項5 保健体育費目1 保健体育総務費の一般経費では、スポーツ推進委員等への報酬や、町体育協会、スポーツ少年団等への補助を行いました。

143 ページにかけての各種スポーツ教室開設事業では、こちらもコロナ禍で、特に前期講座等については中止とした事業も多くありましたが、後期に実施したキッズスポーツ教室などの指導員謝礼が主なものでございます。

体育施設整備事業は、グラウンド等体育施設の整備委託、体育施設用地の借上げが主なもので、節12 委託料では、体育館の耐震改修工事に係る設計を行いました。体育施設整備事業の繰越事業につきましては、令和元年度事業として実施しました体育館耐震診断業務について、新型コロナウイルスの影響により審査会の開催が繰越しとなったものでございます。

144 ページにかけての目2 武道館管理費は、施設の管理に係るもので、指導員報酬のほか光熱水費など経常的な維持管理経費が主なものとなっております。

145 ページにかけての目3 食育・給食センター運営費につきましては、安心安全な学校給食の提供を図るとともに、児童生徒に栄養バランスの取れた給食を提供し、心身の健全な発達を促進し、体力及び学力の向上を図りました。主に職員の人件費のほか、賄材料費、調理業務委託、ボイラー管理や給食配送委託に係る経費となっております。

商工農林課長（竹内君） 続きまして、145 ページからの款11 災害復旧費につきましては、令和元年東日本台風災害による被災箇所の復旧に係る経費でございます。146 ページの項1 農林水産業施設災害復旧費目3 農地災害復旧事業費、繰越農地災害復旧事業費では、国庫補助事業により千曲川河川敷内における農地復旧工事に係る実施設計業務を委託し、上五明区の下河原及び東河原地区、四ツ屋区の四反田地区における農地災害復旧工事を実施しました。

建設課長（関君） 続きまして、項2 公共土木施設等災害復旧費目1 道路等災害復旧費、繰越道路等災害復旧事業は、台風19号により被害を受けた上五明中河原地籍の町道0577号線の災害復旧工事費でございます。

次に、目2 道路橋梁災害復旧費繰越道路橋梁災害復旧事業は、令和元年度から繰り越している昭和橋の災害復旧工事の工事費でございます。

住民環境課長（竹内君） 続きまして、目4消防施設災害復旧費は、消防ポンプ操法訓練場の移転による復旧事業で、鼠橋運動場内に復旧し、本年4月30日に竣工となっております。

財政係長（細田さん） 続きまして、147ページにかけての款12公債費につきましては、長期債の償還元金とその利子の支出でございます。

款14予備費につきましては、令和2年度における支出はございませんでした。

次に、令和2年度主要施策の成果及び実績報告書の2ページでご報告いたしております地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政指標である財政健全化判断比率につきましてご説明申し上げます。令和2年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、一般会計及び特別会計において、いずれも黒字のため数値は入っておりませんが、括弧書きで黒字を示すマイナスの比率を参考にお示ししてございます。

次の実質公債費比率につきましては、町の一般会計等で支払う元利償還金に、一部事務組合等が起こした起債分としての町の負担分を含めた額が町の標準財政規模の額に対し占める割合を過去3か年の平均で表したもので、前年から0.1ポイント減の9.0%となっております。

次の将来負担比率につきましては、一般会計等の借入金など、将来支払っていく可能性のある負担等の重さを表したもので、昨年に引き続きマイナスであることから、町の財政健全化判断の基準となる4つの指標につきましては、いずれの指標も健全な状況で推移しているところでございます。

また、下水道事業に係る資金不足比率については、資金が充足されているため、こちらも数値は入っておりません。

以上、歳出総額89億3,692万3,118円で、前年度対比プラス31.2%、21億2,293万2千円の増額となっております。なお、予算に対する執行率は、全体で98.0%でございます。

以上で、令和2年度坂城町一般会計歳入歳出決算の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（小宮山君） 以上で、各課長等による詳細説明が終わりました。

会議の途中ですが、ここで換気のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時36分～再開 午後 2時46分）

議長（小宮山君） 再開します。

次に、日程第13「議案第52号」から日程第17「議案第56号」までの5件は、令和2年度一般会計及び各特別会計の決算認定案であります。

これらについては、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により決算審査が実施されましたので、監査委員の審査所見を求めます。

代表監査委員（大橋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、過日、実施いたしました決算審査の結果についてご報告申し上げます。

お手元に配付されております令和2年度坂城町一般会計・特別会計決算及び財政健全化判断比率に関する審査意見書として取りまとめてあります。

なお、この意見書は、去る8月27日ですが、地方自治法第198条第9項の規定に基づいて町長に報告し、議長に提出してございます。

監査は、この意見書の後ろのほう18ページにつづられております坂城町監査基準に基づいて実施されております。

まず、審査の概要についてですが、審査の期間は7月19日から8月2日までと、8月12日に坂城町役場庁舎内において実施いたしました。

審査の対象は地方自治法第233条第2項の規定により、町長から審査に付されました令和2年度坂城町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算であります。記載されております5つの会計でございます。坂城町一般会計歳入歳出決算、坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算、坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算、坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算であります。

また、決算審査に併せまして、次の監査も実施いたしました。地方自治法第241条第5項の規定による基金の運用状況、地方自治法第199条第5項の規定による令和2年度に施工した工事、地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体として、本年度は、坂城町文化協会及び坂城町体育協会の令和2年度歳入歳出決算を取り上げました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による健全化判断比率の審査は8月12日に実施いたしました。

審査の対象となる資料は、法律及び政令で定める決算附属書類として記載のとおりであります。歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況に関する資料、令和2年度施工した工事に関する資料、地方公共団体の財政健全化判断比率の算定書類であります。

審査の方法は、歳入歳出決算書類等を基にしまして、会計管理者所管の関係諸帳簿と照合するとともに計数の正確性を確認し、関係各課等より主要施策の成果及び実績報告書を基にしまして事業内容について説明を聴取し、審査を行いました。

基金の運用状況の審査につきましては、決算審査に関連していますので、その折々に取り上げて実施しております。なお、例月監査におきましても、毎月、基金残高を確認しているところであります。

また、町が補助金を交付している団体として、坂城町文化協会及び坂城町体育協会につきましても関係書類を持参いただき、担当者から説明を聴取し、町が補助している金額について、その使途を確認し、全体の運営状況について審査いたしました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化判断比率の審査は、その比率の

算定の基礎となる書類を基に計数の正確性を確認し、担当課から説明を聴取して行いました。

審査の結果でございます。

各会計の歳入歳出決算及び附属書類は、いずれも関係法令の定める様式に従って作成されており、決算の計数は諸帳簿と符合して正確であることを認めました。坂城町文化協会及び坂城町体育協会についても正確に処理されており、適正であると認めました。

また、財政健全化判断比率及び算定書類は、関係法令の定める様式に従って作成されておりまして、比率の計数は算定書類と符合して正確であることを認めました。

以上が審査の概要と結果の報告であります。

次に、決算の概要についてですが、既に内容については開示されております。改めて確認しながら、適宜、意見を添えながら説明させていただきます。

まず、総括として、令和2年度の決算について、一般会計と特別会計をまとめて表示されております。一般会計は、歳入総額が90億489万2,490円、歳出総額は89億3,692万3,118円になりました。歳入歳出差引残高は6,796万9,372円となりました。

一方、特別会計ですが、4会計の合計額をもって歳入歳出総額を記載しております。本年度は一般会計において、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う国からの補助金交付を受けて、歳入総額及び歳出総額が共に大きく増加しております。その結果として、一般会計の歳入歳出差引残高については6,796万9,372円となり、前年と比較して7,957万9,672円減少しております。

特別会計4会計について歳入歳出の差引残高の合計は増加しておりますが、全会計の合計額については1億7,680万7,909円となりまして、前年と比較して5,147万9,369円の減少となっております。

一方、基金の残高が本年度も増加しておりますので、坂城町全体の資金残高は前年に比較して増加している結果となっております。財政状態は健全な状況にあると認められますが、コロナ禍にあつて、今後、厳しい経済環境が見込まれます。引き続き、この財政状態を維持できることを期待しております。

4ページになりますが、財政指標について取りまとめました。主要な4つの指標であります。いずれも比率をもって評価するものであります。一つの目安として受け止めていただきたい数値であります。

まず、経常収支比率は88.4%です。比率が高いほど財政の硬直化が進んでいるという見方になりますが、数値は前年に比較して若干悪くなっております。分母となる町税、とりわけ法人町民税の収入と分子となる経費等の数値が小さくなる結果と考えます。引き続き、経費の抑制に十分な配慮をお願いするところであります。

次に、財政力指数は0.704であります。財政需要額を自力の財政収入額で賄えるかどうか

という基準です。数値が1に近いほど財源に余裕があると言われております。普通交付税の算定の基礎にもなります。坂城町においては、引き続き、この水準を維持し財政健全化に向けて努めていただきたいと思います。

公債費比率は5.1%、実質公債費比率は9.0%であります。公債費比率は地方債元利償還金の標準財政規模に対する割合でございます。なお、当町では実施しておりませんが、繰上償還分は除かれることになっております。また、実質公債費比率は下水道会計等を含めて計算した数値であります。それぞれの数値は財政に負担のない数値と判断しております。

なお、本年度は起債額が返済額を上回りました。借入金の残高が増加しております。起債をしますと、それに伴う元利償還金が増加することになり、財政に対する負担割合が増す関係にあります。運用には財政規模との均衡を保ちながら、引き続き留意する必要があると思っております。

次に、一般会計の詳細についてまとめました。

決算額について、繰返しになりますが、歳入総額が90億489万2,490円、歳出総額は89億3,692万3,118円、歳入歳出差引残高は6,796万9,372円となり、そのうち2,500万円を地方自治法第233条の2の規定により基金として積み立て、残額の4,296万9,372円を翌年度へ繰越しとしております。

歳入の状況について、収入済額は前年度に比較して20億4,335万1,614円の増となっております。

収入状況を款別に表にしております。項目として予算現額、調定額、収入済額、収入未済額、収入率、構成比について記載のとおりであります。とりわけ本年度は、新型コロナの対応として款14の国庫支出金の収入済額が着目される結果となりました。

6ページになりますが、歳入のうち、町税の状況についてまとめました。

まず、税目別に区分しまして、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税について、それぞれの収入状況であります。

収入済額は25億3,741万2,517円で、前年度比8.5%の減となっております。町民税の収入済額は10億6,351万1,913円で、前年度と比較して19.3%の減となっております。そのうち、個人の町民税は4.2%の増加ですが、法人の町民税は2億8,285万9,200円で、前年より50.3%の大幅な減となりました。

また、収入率について、現年課税分で99.3%となり、前年に比較して僅かな減少であります。分子となる収入済額及び分母となる調定額が共に減少していた結果と考えます。町全体としては93.2%で、前年に比べ0.5ポイントの減となりました。これは不納欠損処理の結果と考えます。

一方、収入未済額の残高が1,806万1,476円となり、前年より272万7,235円増加しました。これは新型コロナ緊急経済対策による徴収猶予が影響したものと思われま

納額の解消に大変ご苦勞されているところではありますが、引き続き、徴収率の向上に努めていただきたいと思います。

なお、不納欠損の処理については地方税法の規定に基づくものであり、やむを得ないものとして認めました。

一方、歳出の状況についてですが、歳出額は前年度に比較して21億2,293万1,286円の増となっております。

支出の状況を款別に表にしてあります。項目として、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、執行率、構成比について記載のとおりであります。

また、令和2年度の主な事業をまとめておりますが、とりわけ2年度は、新型コロナに対応して多くの事業に充当されております。大変な年度であったと認識しております。各事務事業につきましては誠意取り組まれていると感じております。引き続き、住民、企業、行政が連携して活力ある地域づくりに取り組まれ、適切かつ効率的な予算の執行を望んでおります。

特別会計の詳細ですが、各会計について歳入歳出決算額は表のとおりであります。各会計ごとに収納の状況及び不納欠損の状況をまとめてありますので、お目通しいただいて説明を省略させていただきます。

ページは11ページになるんですが、実質収支に関する調書についてご報告いたします。

決算書のそれぞれの会計の末尾のページに記載されておりますが、いずれも適法に作成されており、計数は正確であるものと認めました。

次に、基金の運用状況についてです。一般会計では新たに2つ増え、18基金、特別会計では2基金となっております。一般会計における基金の積立は適正な方法により積み立てられ、基金の取崩しは設置目的に沿って実施され、その処理は適切であると認めました。特別会計における基金の運用は事業遂行のために必要なものであり、その処理についても適切であると認めました。

14ページになりますが、工事検査であります。8月2日において、本年度施工された工事のうち、記載の4か所について巡見いたしました。工事等検査箇所調書としてまとめてあります。いずれも計画どおり施工されていることを確認しております。

次に、指摘事項でございます。

まとめ方として、一般会計については各課ごとに、また、特別会計については会計ごとにまとめてあります。過日の決算審査において関係各課より事業内容を聴取する中で、今後の課題として認識するものについて取りまとめました。各課におかれましては、実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。なお、記述には至らなかった指摘事項につきましては、その場でその都度口頭にて検討をお願いしているところでもあります。

また、財政援助団体については、監査の折に、その内容を伝えてあります。個々の内容については省略いたします。お目通しいただきたいと思っております。

最後になりますが、財政健全化に基づく健全化判断比率であります。既にそれぞれのお立場で報告されているところではありますが、書面に記載されておりますので、それに沿ってご説明いたします。

この法律は、地方公共団体の財政状態について客観的に算定し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして定められております。法律の立法趣旨からして、かなり厳しい算定基準が設けられていると認識いたしております。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれも決算が赤字の場合に限り数値が表示されますので、当町においては数字が入らないという結果になりました。

実質公債費比率は前段で説明しましたとおりであります。9.0%になりましたが、早期健全化の基準が25%でありますので、健全な財政運営がなされていると言えます。

将来負担比率は一般会計等地方債残高のほか、葛尾組合等の一部事務組合、また広域連合などが抱える債務のうち、坂城町の負担分を含めた債務の総額を標準財政規模で割った比率でございます。債務見込額と財源充当額との比較になります。財源充当額が債務見込額を上回る場合には数値が入りません。当町において、本年度は地方債の残高が増加しましたが、基金の積立残高が増加するという結果になりましたので、数値が入らない状況になっております。これは、昨年も引き続きの状況でございます。

資金不足比率は、公営企業会計としての下水道事業の資金が充当されておりますので、これも数値が入りません。

坂城町の数値は、全てにおいて早期健全化を必要とされる基準値の範囲内にあります。引き続き、将来に向け健全な財政運営を期待しております。

以上です。令和2年度の決算審査の報告とさせていただきます。

議長（小宮山君） 以上で、提案理由の説明及び決算認定案に対する代表監査委員の報告が終わりました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日3日から9月8日までの6日間は、議案調査等のため休会といたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。

よって、明日3日から9月8日までの6日間は、議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は、9月9日午前9時より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(散会 午後 3時15分)

9月9日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|------|----------|------|----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 8番議員 | 栗田 隆 君 |
| 2 〃 | 大森 茂彦 君 | 9 〃 | 朝倉 国勝 君 |
| 3 〃 | 山城 峻一 君 | 10 〃 | 滝沢 幸映 君 |
| 4 〃 | 祢津 明子 君 | 11 〃 | 吉川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中島 新一 君 | 12 〃 | 西沢 悦子 君 |
| 6 〃 | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 7 〃 | 玉川 清史 君 | 14 〃 | 中嶋 登 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | | |
|-----------------|---|--------|
| 町 長 | 山 | 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 | 崎 義也 君 |
| 教 育 長 | 清 | 水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 柳 | 澤 博 君 |
| 総 務 課 長 | 臼 | 井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 大 | 井 裕 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 竹 | 内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 | 達 博巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹 | 内 祐一 君 |
| 建 設 課 長 | 関 | 貞 巳 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀 | 内 弘達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長 | 崎 麻子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清 | 水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬 | 下 幸二 君 |
| 総 務 係 長 | | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 細 | 田 美香 君 |
| 財 政 係 長 | | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 宮 | 下 佑耶 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 竹 | 内 優子 君 |
| 子 ど も 支 援 室 長 | 鳴 | 海 聡子 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | | |
|-------------|---|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 | 村 一朗 君 |
| 議 会 書 記 | 宮 | 崎 あかね 君 |
5. 開 議 午前 9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-------------------------|------------|
| (1) 新型コロナワクチン接種についてほか | 大日向 進 也 議員 |
| (2) 高齢者肺炎球菌ワクチン接種についてほか | 玉 川 清 史 議員 |
| (3) 孤独・孤立についてほか | 祢 津 明 子 議員 |
| (4) 町の財政についてほか | 中 島 新 一 議員 |
| (5) 農業振興について | 朝 倉 国 勝 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

また、本日から13日までの間、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（小宮山君） 質問者は、お手元に配付したとおり12名であります。質問時間は、答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者も、これには格段のご協力をお願いいたします。

それでは、順番によりまして、最初に6番 大日向進也君の質問を許します。

6番（大日向君） おはようございます。ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

いまだ収束の見えない新型コロナ、私達の生活、心までも疲弊させています。そのような中ではありますが、当町も新型コロナウイルスワクチン接種が大分加速していると感じられ、5月より行われた高齢者接種を終えた方々からは、いまだに坂城は他市町村と比べ早く接種を行ってもらいよかったとお話をお聞きすることもあります。

また、新型コロナも未曾有の災害と例えるならば、近年、頻繁に起こり得る自然災害も私達の生活を多々脅かしているとも感じます。

このように、現在、私達の生活の中では、ウィズコロナ、また、いつ襲ってくるか分からない自然災害とともに生活を考えていかなくはなりません。

防げる、守れることがある、こうした時代における私達の生活の中で、より一層意識向上を図るため、今回の一般質問を行ってまいりたいと思います。

それでは、1つ目の質問を行います。

1、新型コロナワクチン接種について。

6月の定例会でも質問を行いました。当町における新型コロナウイルスワクチン接種について再度お尋ねしたいと思います。

イといたしまして、これまでの接種率ということで、5月より接種が開始されましたが、本日まで接種対象者はどのように変化してきたのでしょうか。次に、年代別の接種人数と接種率についてということで、1回目、2回目についてそれぞれお答えください。

また、65歳以上の対象者については、6月の定例会にお答えいただいていますので、本日までのトータル接種人数と接種率で構いません。その他の年齢については、10歳単位で刻んでお答えください。

次に、坂城町に住民票があるが、一時的に町外に居住し、町外で接種を行った人数は把握できているのでしょうか。

ロといたしまして、今後の接種計画はということで、今後の接種計画について予定等のお考えをお答えください。

以上で、1回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいま大日向議員さんから、1番目としまして、新型コロナワクチンの接種について、それでイとしまして、これまでの接種状況と現在の接種率は、今後の計画はということでございます。

私からは、全般的にお話を申し上げまして、詳細につきましては、担当から答弁させます。

まず、当町の新型コロナワクチン接種につきましては、国の示す接種順位に従いまして、まずは、65歳以上の高齢者への接種から進めることとし、接種方法や接種場所等、内部で検討を重ね実施をしたところであります。

高齢者の方は、新型コロナウイルスに感染すると重症化しやすいとされ、多くの方へ迅速に接種を行うことが望ましく、加えて取扱いやほかにも多くの制約がある貴重なワクチンを無駄なく使う必要があることから、文化センター体育館での集団接種とし、現地でシミュレーションを行いながら、接種の流れや会場レイアウトを決定いたしました。

当初は、ワクチンの供給が限定的で、想定していた予定より少し遅れましたが、5月10日から接種を開始し、接種にあたりましては、町内の先生方に加え、鹿教湯病院さんに全面的にご協力をいただけることになりました。

高齢者につきましては、8割以上の方が6月中に2回の接種を終え、7月中旬からは高齢者の追加接種と並行して64歳以下の基礎疾患を有する方及び早期接種対象者として保育士、教職員、

消防団、高齢者施設等の従業者の方への接種を行ったところであります。その後、随時、対象年齢を拡大して、7月下旬からは40歳以上の方や、商工会にも協力いただきまして、小売業や飲食業に携わる方などを対象としましたが、予約状況を踏まえる中で、さらに年齢枠を拡大し、8月からは接種対象となる12歳以上の方全員を対象として実施をしているところであります。

また、8月からは、町内の先生方のご協力により、医療機関での個別接種も本格的に開始されたことで、かかりつけ医での接種が可能となり、さらに接種を受けていただきやすい体制が整ったところでございます。

次に、9月5日時点での全体の接種人数について申し上げますと、1回目接種済みの方が1万506人、2回目接種済みの方が7,995人、亡くなられた方や転出された方などを除く接種率は、対象となる12歳以上の人口に対しまして1回目が約8割の78.3%、2回目が約6割の59.2%であります。

なお、年代別の接種状況につきましては、後ほど担当から答弁いたします。

また、坂城町に住民票がある方で、一時的に町外に居住されている方の接種状況についての質問でございますが、町では一時的な町外居住者が把握できませんので、町外で接種した方の状況を申し上げます。

内容といたしましては、町外のかかりつけ医で接種された方や町外の入所先、入院先で接種された方、国等の開設している大規模接種会場での接種、町外での職場や職域で接種された方などが該当され、現時点で確認できている方は、1回目が1,105人、2回目が872人という状況でございます。

続きまして、口、今後の接種計画についてお答えいたします。

既にマスコミ等でも報道されているところですが、現在、ワクチンの供給量はかなり限定的となっており、今後のワクチン接種につきましては、ワクチンの供給状況を考慮しながら実施をしていくことになろうかと思っております。

当面、確保できているワクチン量から個別接種は予定どおり実施しながら、集団接種につきましては、9月18日土曜日、19日日曜日の集団接種の予約を受け付けているところでございます。

接種も終盤を迎え、今後はワクチンの供給状況に加え、接種率や予約状況を踏まえながら、接種を希望される方への接種が進むよう取り組んでまいります。

一方、町民の皆様への接種と相まって、一昨日の7日からは上田市の川西病院さんのご協力の下、テクノハート坂城協同組合が主体となりまして、9月7日現在、お申し込みをいただいている町内企業35社、約1,500人の方への職域接種を開始いたしました。これにより安心して働ける就業環境が整うものと期待をしているところでございます。

保健センター所長（竹内さん） 新型コロナワクチン接種について、イ、これまでの接種状況と現

在の接種率はのうち、私からは年代別の接種人数と接種率についてお答えいたします。

なお、接種人数につきましては、これまでに接種を受けた方の数、接種率につきましては、接種人数のうち既に亡くなられたり転出等をされて、現在、住民登録のない方は除いて9月5日現在の住民基本台帳登録者に対する割合でお答えします。

また、年齢につきましては、今年度到達年齢となり、年齢の高い方から申し上げますと、65歳以上は、1回目が5,044人で、接種率94.4%、2回目、4,989人で接種率93.7%。60歳から64歳未満、1回目、777人で接種率89.2%、2回目、743人で接種率85.3%。50歳代、1回目、1,553人で接種率83.5%、2回目、1,087人で接種率58.4%。40歳代、1回目、1,401人で、接種率75.9%、2回目、644人で接種率34.9%。30歳代、1回目730人で、接種率57.9%、2回目、283人で接種率22.5%。20歳代、1回目、539人で、接種率44.1%、2回目、227人で接種率18.6%。12歳から19歳、1回目、462人で接種率43.3%、2回目、22人で接種率2.1%という状況でございます。

6番（大日向君） ただいま町長、担当課より答弁をいただきました。65歳以上の町民については、接種率も非常に高く、最近では高齢者への感染も少なくなっていると感じられておりますので、これもひとえに接種に対して迅速に対応できたことと、また、各自の感染対策に対し非常に高い意識を持って生活がなされていることが大きな要因ではないかと思えます。

また、12歳以上の接種も開始されています。まだ始まったばかりなので、徐々に接種率が上がってきているということから、できるだけ多くの方に接種の意義を考えていただきたいと考えております。

しかし、若年層の中では、副反応について様々な情報が多く、ワクチン接種に対しためらいを持っている人々も多くいます。世界的にも若年層の接種が進み、データの蓄積により正しい情報の精査が行われていくと思えます。より安心、安全な生活を多くの方が送れるように、当町としても最新の情報の随時取得を発信していただきたいと思えます。

そこで、ちょっと1点なんですけど、再質問を行いたいと思えます。

接種計画のことなんですけれども、現在、感染拡大が起きている中、これまで接種のタイミングを逃した方がいらっしゃると思えます。そのような方が今後接種を希望される場合について、町としてはどのような対応をなされるのでしょうか。再質問いたします。

福祉健康課長（伊達君） 再質問にお答えをいたします。

新型コロナワクチン接種につきましては、町では順次年齢枠を拡大して実施をしているところでございますが、これまで新たな年齢枠の拡大に際しましては、町ホームページやすぐメール、防災行政無線でお知らせをし、様々な媒体から情報をお伝えするようになっているところでございます。

このうちすぐメール、あるいは防災行政無線につきましては、お伝えできる情報量が限られてまいりますので、ポイントを絞ってお伝えせざるを得ないという状況でございますけれども、例えば、すぐメールにつきましては、詳しい情報が掲載されたホームページにリンクを設定するなど工夫を行っておりますし、また、パソコン等をお持ちでない方につきましては、町のワクチン接種相談ダイヤル、これは土日も含め開設をしてお相談に応じているという状況でございます。

また、新たに対象となる方の予約申込みの受付開始段階でまだ接種をされていない方、あるいは予約が済んでおられない方につきましては、予約方法等について個別に通知を送付して対応しております。今後も分かりやすい情報発信に努め、接種率の向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

6番（大日向君） 再質問、答弁いただきました。

現在、坂城町は12歳以上、全ての方が接種の対象ということです。今回、質問した以外にも細かな疑問をお持ちの方もいらっしゃると思われまます。ご答弁の中にもありましたが、専用ダイヤル等、様々なものが設けられているということなので、十分に活用して接種に困らないようにしていただきたいと思えます。

それでは、次の質問に入ります。

2の防災について。

イ、防災訓練について。

8月29日に行われた町防災訓練についてお聞きしたいと思います。

まず、台風19号災害を経て、最近、各地で発生している自然災害等を踏まえ、防災訓練を行うにあたり、当町として反映させたことはありますか。その中で自主防災会に対し、町が事前に何か行ったことはあるのでしょうか。

次に、今回の防災訓練の内容についての詳細を説明願います。また、防災訓練を経て何か課題等は上がってきましたか。

ロといたしまして、地域や地元企業との連携についてということで、万が一災害が発生し、避難等が長期的となった場合について、避難所の運営や物資の調達等を公助で賄い続けることには、限界が生じると考えます。やはり自助、共助ともに防災への意識を日頃より高めていかなくてはなりません。

1点目といたしまして、地域防災力の強化を進めるため町としての取組はどのようになっているのか。その内容について具体的にお答えください。

2点目として、各自主防災会との連携はもちろん大切ですが、当町は工業の町として町外より多くの方が働きに来ております。そこで、企業とも連携をとることにより、災害時の迅速な被害把握や対応が可能になると思われまます。また、企業が保有している物資や施設について、相互のスムーズな利用が可能になるのではないのでしょうか。このような仕組みを整えていくことは、今

後の町の課題だと考えますが、いかがでしょうか。

以上、質問といたします。

住民環境課長（竹内君） イの防災訓練についてお答えいたします。

去る8月29日、四ツ屋、戌久保地区を除く坂城地区を対象に、坂城小学校を主会場として町総合防災訓練を実施いたしましたところ、13地区の自主防災会の皆様及び地元消防団員並びに関係機関各位のご参加をいただき、災害などの有事に備え、有意義な訓練が実施できましたことをこの場をお借りして御礼申し上げます。

今回も昨年同様、一昨年の令和元年東日本台風の経験を踏まえ、千曲川の増水による浸水害や土砂災害を想定した訓練を実施いたしました。今回の訓練に反映させた点につきましては、令和元年東日本台風災害をはじめ近年の各地の災害時等においては、発令された避難情報の意味が正しく理解されておらず、逃げ遅れなど適切な避難行動につなげられなかったことなどの指摘を受け、今年5月20日に施行された改正災害対策基本法により、これまでの避難勧告が廃止され、避難指示に一本化されたこと。また、警戒レベル3相当の避難情報の名称が避難準備・高齢者等避難開始から高齢者等避難に変更されたことなどを反映した訓練を実施したところでございます。

実施した訓練の内容ですが、同報系防災行政無線の屋外スピーカーや戸別受信機からの一斉放送のほか、防災ウェブやすぐメール、ツイッターを利用して全町に訓練開始を複層的にお知らせする訓練から始まり、災害対策本部設置訓練、同報系防災行政無線による災害への注意喚起の放送、また、警戒レベル3及び警戒レベル4の避難情報の発令や千曲川浸水想定区域の状況及び土砂災害警戒区域が含まれている区域など、地域の実情に合わせた避難情報の伝達訓練を実施したところでございます。

また、同じく同報系防災行政無線により地区の自主防災会から区民の皆様へ地区別の情報伝達訓練も実施していただきました。さらに、移動系防災行政無線を利用した情報伝達訓練を実施し、各地区自主防災会から町災害対策本部へ被害情報や避難状況の報告、消防団による警戒、巡視、避難誘導指示などの情報伝達を行いました。

なお、移動系防災行政無線による情報伝達訓練に際しましては、事前に13地区の自主防災会を対象とした防災無線講習会を開催し、訓練で使用する無線機器の使用方法などを習得していただき、訓練はもとより有事に備えていただいたところでございます。

そのほか情報伝達訓練といたしましては、災害時に開設する無線LANを利用した災害時公衆無線LAN開設訓練を実施しました。これは、訓練会場になった坂城小学校をはじめ、町内の中核避難所13か所において、災害時に携帯電話などが無料でWi-Fiに接続することができるもので、避難者が災害時の情報収集や安否確認の連絡などを行うことができるものでございます。

また、信越総合通信局のご協力により臨時災害放送局開設訓練を実施いたしました。これは、

災害発生時に、臨時災害放送局を開設し、FMラジオ放送で災害情報等を放送するもので、有事に備え上田ケーブルビジョン様と町が締結している臨時放送局の開設に関する協定に基づくものでございます。

訓練の主会場となった坂城小学校体育館におきましては、新型コロナウイルス感染症に配慮した避難所運営訓練を実施し、自主防災会の皆様に避難所の設営や運営、段ボールベットやパーテーションの設営などを体験していただくとともに、このたび坂城小学校に供用を開始した「安心の蛇口」を活用した給水訓練、また、千曲坂城消防本部の指導によるAEDや三角巾を用いた応急手当訓練にもご参加いただきました。

消防団につきましては、土のう作りと改良土のう工法を習得する水防訓練と各分団の管轄区域の警戒、巡視、避難誘導訓練を実施いたしました。

防災訓練を実施しての課題はあったかのご質問でございますが、昨今の新型コロナウイルス感染状況によりまして、訓練の参加者を各地区の三役などに限定して実施したことにより、訓練に参加できなかった住民の皆様への防災意識の普及、高揚が十分であったかどうかという点が懸念される所ではございますが、広報や防災行政無線などによる普及啓発をはじめ、今後とも様々な機会を捉え、住民の皆様への防災意識の普及と高揚を図っていきたいと考えているところでございます。

次に、口の地域や企業との連携についてであります。

災害など有事の際に、被害を最小限にとどめるためには、国や県、町の対応、いわゆる公助だけでは限界があり、早期に実効性のある対策をとることが難しいため、自分の身は自分で守る自助とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら防災活動に組織的に取り組む共助が必要であり、これらが有機的につながることで被害の軽減を図ることができるものと考えているところでございます。

このうち地域において、共助の中核をなす組織である各地区の自主防災会は、地域防災力に必要な不可欠なものとして認識しているところでございます。

各自主防災会では、自分達の地域は自分達で守るという共助の精神に基づき、消火栓、防火水槽などの配置や所有する資機材等を掲載した防災マップの作成、高齢者など災害発生時の避難にあたって支援が必要な方を区が独自にリストアップし、いざというときに駆けつける担当を事前に決めておく「支え合いマップ」の作成、避難所表示看板や避難誘導看板の設置、防災資機材の整備など、地域住民の皆様が自主的に防災・減災に関する様々な活動を各地区の実情に合わせて創意工夫いただきながら取り組んでいただいております。

町といたしましても、災害に強い安心・安全の地域づくりのため、各区の区長さん方をはじめ、希望する地区に職員が出向いて、防災説明会を開始し、ハザードマップの見方や避難情報のポイント、避難情報発令のタイミングや要支援者の対応などの内容について説明をさせていただき、

また、町総合防災訓練では、実際に避難所開設訓練も行ったところでございます。

今後も引き続き消防署、消防団とも連携を図る中で各種訓練等の実施をはじめ、地域防災力の向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。

また、ご質問にございましたとおり、地域防災力の向上には、地元企業との連携も重要と考えているところであり、これまで町では町内の企業と災害時の導水路や橋などの応急復旧工事に関する協定や段ボールベッドなどの供給に関する協定をはじめ、町内外の関係団体や企業等との間で16の物資の供給などに関する応援、協力協定を締結し、有事に備えているところであります。

そのほかにも企業が持つ施設や資機材などは、救助活動や救援物資、避難などに役立てられると考えておるところから、日頃から企業との情報交換などをはじめ、今後さらに地域防災力の向上のため、地元企業との新たな連携について研究してまいりたいと考えております。

6番（大日向君） ただいま担当課長よりご答弁いただきました。

今回行われた防災訓練に参加し、その中で自助・共助ということがこれからは災害時における早期対応の要になってくると感じました。

現在、運営組織が各地区に任されておりますが、有事の際にスムーズに動ける人がどれだけいるのか、毎年各地区の担当者が変わってしまうためノウハウが蓄積されにくくなっております。重要な情報等も途切れてしまうことも考えられます。また、地区を越えて連携することが必要になるはずですが、そのような部分に対して配慮が必要だと感じました。課長の答弁の中にもございましたが、今後も検討課題の一つとしてぜひ取り上げていただきたいと思っております。

企業との連携について、まず、町の取り組みを伝えて理解いただく。その上でたくさんの人を守るためにすべきことを協力し合い、関係を構築していただきたいと思っております。

そこでなんですけれども、ちょっと1点再質問を行いたいと思っております。

自主防災会のところなんですけれども、自主防災会が避難所を立ち上げた場合に、町としてどのような支援が行われるのでしょうか、質問いたします。

住民環境課長（竹内君） 自主防災会が立ち上げた避難所に対し、支援はどのように行われるかとの再質問にお答えいたします。

町では各地区の公民館や集会所など、応急避難所として指定しており、災害の発生が予想される場合や災害の発生状況によりまして、各地区の住民防災会へ応急避難所の開設を要請する場合や、各地区の自主防災会の自主的なご判断で開設していただく場合がございます。

こうした地域の応急避難所の開設に際し、大規模災害の発生時などは人的な面からも町の支援体制には限界があることから、地域の皆様のお力添えをいただくためにも、町としましては先ほどご説明申し上げましたとおり、町総合防災訓練や各地区での防災講習会を通じて、あらかじめ地域の皆様に避難所の開設や運営方法などについてお伝えしているところであり、今後とも自主防災会の取り組みを積極的に支援してまいりたいと考えているところでございます。

なお、万が一、応急避難所を開設していただいた際は、町地域防災計画に基づき、食料品、飲料水、生活必需品等の供給活動を適切に実施してまいります。

6番（大日向君） 再質問、答弁いただきました。

支援を行う体制が一応構築されているということが分かりました。今後も各自主防災会に対して、どのような支援が必要となるか、聞き取り等を行い、万が一の有事に備えられるよう連携をお願いしたいと思います。

今回、2点について町にお伺いしました。1点目の新型コロナウイルスワクチン接種についてですが、今後の接種については様々な情報が錯綜しております。3回目の接種があるのか、現在は無料接種だが、いつまで無料の対象になるのかなどを多々町民の方よりお聞きいたします。

適宜情報の収集を行うことはもちろんのこと、この世界情勢もアンテナを張り、正しい情報の発信をお願いしたいと思います。

また、接種の経過情報等、広報や町のホームページを使って定期的に掲載を行うことも考えていくべきではないのでしょうかとも思います。

2点目の防災については、災害が起こる前に縦だけではなくて、地域間の横の連携が迅速にとれるかということが災害発生時における被害最小化を導くと思います。

各自主防災会において、災害時に対する意識に違いがある。そのような意識の違いが有事の際に被害拡大を生む可能性があるため、意識の統一、共有を行える仕組みの確立に努めていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午前 9時36分～再開 午前 9時46分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、7番 玉川清史君の質問を許します。

7番（玉川君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

初めに、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種について。

イとして、接種について。

この質問は、町の肺炎球菌予防接種について、接種対象の方から自己負担金について、お話を伺ったことがきっかけであります。

肺炎について調べてみました。2019年の人口動態調査による厚生労働省公表の死亡数の原因順位を見ると、肺炎はがんなどの悪性新生物、心疾患、老衰、脳血管疾患に次いで5番目となっています。

肺炎の原因となる菌は、肺炎球菌が一番多く、肺炎での死亡者の約98%が65歳以上である

こと。肺炎以外にもこの肺炎球菌によって菌血症、敗血症、髄膜炎、中耳炎、副鼻腔炎などを起こすこともあるようです。

この肺炎球菌ワクチンには、小児肺炎球菌ワクチンと高齢者肺炎球菌ワクチンの2種類があって、高齢者肺炎球菌ワクチンは、90種類以上ある肺炎球菌のうち感染を起こすことが多い23種類に対する免疫を作るために不活化されたものであって、安全性の面で見ると、これらワクチンの接種は30年以上の歴史があるということで、安全で効果もあると確認されているということです。

そこで、1として、肺炎球菌ワクチンの接種状況はとして、過去5年間の接種対象者数と接種率についてお聞きします。

次に、予防接種法では2014年の10月、高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種を定期接種とする改定が行われて、さらに2019年から、さらに5年間継続されるようですけれども、2として、定期接種の対象となるのはどのような場合かについてお聞きします。

3として、免疫の持続のために任意接種にも補助できないかということですが、2019年の日本感染症学会の提言では、このワクチン効果という表現で症状を軽くする効果は、65歳以上で約40%以上、また、2014年から2017年の65歳以上の接種率が30%台であることが報告されていました。

30年以上の歴史から強い副反応を避けるために接種間隔をとることで安全性については、先ほども言いましたけれども、十分証明されているとの報告があります。

ワクチン接種は、当然、命と健康を守るために必要なわけでありましてけれども、接種による重症患者の減少というのは、高齢者の医療費削減にも有効であるともありました。

2014年の日本内科学会雑誌には、接種1年目の肺炎医療費の削減効果について、65歳以上のワクチン非接種グループの肺炎医療費の平均が1人当たり約14万円であったのに対して、接種したグループについては約8万3千円減少する5万7千円、75歳以上で見ると、接種していないグループが約20万円に対して接種したグループは14万8千円、約12万4千円減少したと報告されています。

安全であり、効果もあり、医療費の削減もできるのであれば、接種率を上げていくことが大切である、そう考えますので、以上お聞きします。

保健センター所長（竹内さん） 1、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種についてのご質問にお答えいたします。

町では伝染のおそれがある疾病の発生及び蔓延を予防するため、予防接種法において定期接種とされている各種予防接種を実施しております。

定期接種は、接種対象となる疾病や接種年齢、回数等が詳細に定められており、さらに接種対象となる疾病により、麻疹、風しんや日本脳炎などのA類と、高齢者等のインフルエンザ及び肺

炎球菌感染症のB類に分類され、B類疾病については、個人の発病またはその重症化を防止し、あわせてこれによりその蔓延の予防に資することを目的として定期的に行う必要があるとされ、個人予防のための接種とされております。

B類疾病に係る予防接種の接種対象者には、接種を受ける努力義務はないとされており、ご質問の高齢者肺炎球菌ワクチンは、B類の定期接種とされております。

肺炎球菌は、主に気道の分泌物に含まれる細菌で、唾液などを通じて飛沫感染し、気管支炎や肺炎、敗血症などの重い合併症を引き起こすことがあるもので、日常的に生じる成人の肺炎のうち、4分の1から3分の1は肺炎球菌が原因と考えられています。

町の高齢者肺炎球菌ワクチンの過去5年間の接種状況でございますが、平成28年度、対象人数1,086人、接種人数628人で、接種率57.8%、29年度対象人数1,173人、接種人数573人で、接種率48.8%、30年度対象人数1,191人、接種人数590人で、接種率49.5%、令和元年度対象人数564人、接種人数122人で、接種率21.6%、令和2年度対象人数561人、接種人数158人で、接種率28.2%でございます。

高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種の対象となるのは、65歳の高齢者及び60歳以上65歳未満の方で心臓等に一定程度の障がい有する方のうち、任意で接種を受けた場合も含め、過去に当該予防接種を受けたことのない方とされており、対象となる回数は1回で、接種費用につきましては定期接種の場合は、町では2千円の自己負担で接種を受けていただけます。

また、高齢者肺炎球菌ワクチンは、平成26年度から定期接種の対象となったもので、平成26年度から30年度までは65歳の方だけでなく、65歳以上の5歳刻みの節目年齢の方も特例的に対象とされ、さらに令和元年度から令和5年度までは、特例の期間が延長され、同じく、65歳以上の5歳刻みの節目年齢の方も対象とされております。

なお、令和6年度以降は、その年度に65歳になる方及び60歳から65歳未満の心臓等に一定程度の障がい有する方などが定期接種の対象とされる予定となっております。

先ほど申しあげました過去の接種率につきまして、令和元年度から接種対象者及び接種率が大きく減少しているのは、接種対象の特例が延長された期間となっているためでございます。

定期接種の対象となるのは1回ですが、高齢者肺炎球菌ワクチンの効果は、一度接種をすると免疫が生涯持続するものではないため、おおむね5年程度を経過し、医師が必要と判断した場合には、希望により再度接種をしていただくこととなり、この場合は全額自己負担となります。

なお、令和5年度まで特例的に定期接種の対象とされている65歳以上の5歳刻みの節目年齢の方につきましても、節目年齢に該当する年度以外の年に接種を受ける場合は任意接種となります。

任意接種にも補助ができないかのご質問ですが、この高齢者肺炎球菌ワクチンは、定期接種となってから比較的日子が浅いため、接種率を見ると、まだ十分に認知されていないことも考えら

れます。高齢者肺炎球菌ワクチンは、定期接種においてB類疾病とされていることから、法令上、勧奨の必要性は課されておきませんが、まずは、現在、定期接種の対象となっている方への周知を行い、接種をしていただくことが必要ではないかと考えるところでございます。

7番（玉川君） 積極的に勧奨をして、接種率を上げていかれるというようなお話でしたが、目標とする接種率というのはどれくらいを目標とされているのか。

それと、2千円、個人の負担で出しているんですが、1人当たり補助額とすれば、どれくらいになっているのでしょうか。

以上、お聞きします。

保健センター所長（竹内さん） 再質問にお答えいたします。

定期接種の接種率でございますが、高齢者肺炎球菌の接種率の目標値というのは特に定めてはございません。なるべく受けていただくように勧奨というか、周知をしていくということで考えてございます。

また、2千円ですけれども、2千円を受けていただく方にご負担いただきまして、残りの分は町がお支払いをしているという形になりますので、個人の方には2千円をご負担いただいているということでございます。

個人のご負担いただいている金額としましては2千円です、町のほうでは5,700円を補助しているというか、支払っているという形になっております。

7番（玉川君） 一緒に聞けばよかったんですけど、すみません。基本的なことなんですけど、この5,700円というのは、財源とすれば町の財源ということでよろしいでしょうか。

保健センター所長（竹内さん） 定期の予防接種でございますので、財源としましては町になりますけれども、普通交付税のほうで交付税が来るということでございます。

7番（玉川君） 調べている中で、任意接種にもということを考えてんですけども、その効果、予防効果ということを見ると、この今定期接種の対象になっています一般的に言われているニューモバックスという、この製品にだけでなく、これを2回連続とか3回目とかじゃなくて、プレベナーという子どもさんが打つようなものなんですけど、これとの併用というののもかなり効果があるというような研究結果も出ているようなので、それについても、そのプレベナー、ちょっと高いらしいんですが、についてもちょっと補助のほうの検討の対象にさせていただきたいな。これは、要望であります。

続きまして、2の医療費助成の対象拡大についてです。

12月の議会でも質問しておりますけれども、坂城町の福祉医療の案内を確認すると、精神障がい者の精神科入院についてだけ補助がありません。しかし、精神科入院以外では、手帳の1級から3級及び自立支援医療受給者全てについて所得制限なしで通院、入院を対象として県の助成対象を大幅に拡充して、町単独の事業として実施しております。

それだけに精神障がいのある家族を自宅で介護するために、1日中目が離せず、緊張した状態で生計を支えるための仕事にも支障を来たしながら家族介護をしている方の窮状を救うために、精神科入院補助の早期の実現を期待して質問します。

イとして、精神障害者福祉手帳、自立支援医療（通院）受給者について。

1として、受給対象になる人数は。

現行の受給基準、所得制限なし、等級制限なし。この基準で試算した場合の対象となる人数、これはどれくらいいらっしゃるのでしょうか。

2として、12月のところで答えていただきましたが、研究課題との回答だったこの精神科入院適用、これについての進展について伺います。

近隣の自治体では、生坂村や麻績村、長和町と、小さな自治体でも頑張っていて、こういったものを進めております。その後の長野県県内自治体の動向はどうでしょうか、お願いします。

福祉健康課長（伊達君） 2のご質問として、医療費助成の対象拡大、精神障害者福祉手帳、自立支援医療受給者についてのご質問をいただきました。順次、お答えをいたします。

初めに、受給対象となる人数についてでございますけれども、現行基準に照らしてということでございますので、ご質問でもございましたけれども、まず、現行基準について申し上げたいと思います。

精神障がいの方に対する町福祉医療の現行の対象基準でございますけれども、等級につきましては、精神障害者保健福祉手帳の全ての等級となる1級から3級及び自立支援医療受給者証をお持ちの方が対象ということで、受給者本人と扶養義務者への所得要件は設けてございません。

また、対象となる医療につきましては、全診療科の通院と精神科を除く入院ということで、県の補助対象を大幅に拡充して町の単独事業として実施をしているという状況でございます。

このうち福祉医療の受給者証につきましては、申請をされた方に交付をしております、本年9月1日時点の交付者数でございますけれども、精神障害者保健福祉手帳1級の方が46人、2級の方が49人、3級の方が9人の、これは合計104人になります。これに加えまして、自立支援医療受給者77人ということで、総合計181人でございます、助成対象を現行基準のまま拡充した場合は、少なくともこの交付者数が対象者数ということになると考えられるところでございます。

次に、精神科入院適用について進展はということでございます。

まず、県の動向でございますけれども、県では福祉医療費補助金交付要綱というものを持っておりまして、その要綱に基づき精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方のうち、特別障害者手当に準拠した所得要件に該当する方の通院、それと、2級の交付を受けている方のうち、所得税が非課税となっている方の自立支援医療の精神通院医療のみが対象となっていたというところでございましたが、今年の8月1日から2級交付者の助成対象が全診療科の通院に拡大をさ

れたということでございます。

これに基づきまして、令和3年4月から8月の支給実績で試算をいたしますと、県の拡充による町の負担軽減の推計は、年間で約70万円ということでございます。精神障がい者医療の助成、町の助成全体額に比較すると、それほど大きな軽減にはならないかなと予測をしているところでもございます。

次に、県内の自治体の動向でございます。

本年4月1日時点で精神障害者保健福祉手帳交付者の精神科入院を福祉医療費の給付対象としている自治体、これについては昨年度より1自治体増の37市町村、対象としていない自治体は40市町村ということでございます。

給付対象としている自治体では、それぞれ手帳の等級ですとか、所得による制限を設けるなど対象範囲については、それぞれ様々ということもございますけれども、今年度増加した1つの自治体でございますが、この自治体については、所得制限に加えまして、自己負担額の2分の1は受給者にご負担をいただくということで実施をしているようでございます。

当町の検討状況ということもございますけれども、まず、精神科に入院している方の正確な数ですとか入院期間は、なかなかちょっと把握がしにくいという状況ではございますけれども、現行の対象基準を適用した場合は、全額が町の一般財源となります。これは、相当な財政負担が予想されるということを考えますと、制度の持続性の観点からも制度を導入するにあたっては、等級や所得に現行とは別の基準を設ける必要があるとも考えてございます。

一方、別の基準を設けた場合は、同じ制度の中に複数の基準が混在するということになりますので、事務処理も当然ながら複雑になりますし、システム面での対応にも課題が残るところでございます。

現時点におきましては、町の財政状況を考慮する中で、福祉医療費の対象拡大による方法とあわせ、例えば、助成金ですとか一時金といったような別の形での可能性も視野に入れながら引き続き検討しているという状況でございます。

7番（玉川君） 前回よりは、少し進んだご回答をいただきましたのでよかったかなと思いますが、その対象者や当事者と直接お会いして、人数の把握まではいかないかもしれないけれども、どれくらい大変だということを確認していただいて、そちら側のほうの事務処理とかというようなことをおっしゃらずに、そちらの本当に困っている方のほうの意見を聞いて立ってもらいたいということなんです。実は、昨年12月の末に、同じ答えになっちゃうかと思っておりますけれども、12月の末にひまわり会が町長に要望書を直接届けました。当事者は、町長が一生懸命聞いてくれたということでもって大変期待をしていたようです。その要望について、今も課長が少し進展したお話いただきましたけれども、町長がどういうふうにお考えになるか、ぜひお話を伺えればと思います。

町長（山村君） 今、玉川さんからお話伺いましたけれども、今、伊達課長が申しあげましたように、今、真剣に取り組んでおまして、こういう福祉制度というのを一旦決めますと、なかなかそれは変えたり、やめたりというの難しゅうございますので、坂城町にとって最適な方法は何かというを今十分検討しておりますので、内容が決まりましたら、なるべく速やかに実施していきたいと思っております。昨年、そういう要望も受けましたので、それも含めて今検討しているというところでございます。

以上です。

7番（玉川君） 会のほうとすれば、あれが最初の一步ということでもって、これからもできるだけ顔を覚えていただけるように頑張るような感じではありますので、よろしくお願ひします。

次は、3の民生委員についてということなんですが、これも前回の6月の議会で同僚議員への回答の中で、改正災害対策基本法によって要支援者名簿、これを、避難行動要支援者名簿として作成をし、自主防災組織、関係団体等に提供している、6月の14日時点で10の自主防災課に提供しているとありました。

自分の前の同僚議員も質問をしておりましたけれども、この自主防災会と町の連携というのは、大変重要なのということもおっしゃっておりました。

改正災害対策基本法では、個別避難計画として、今後5年間でこの避難行動要支援者名簿や、その各区にあるもともと組織、もともと独自につくっている支援者名簿というものもあるでしょうが、そういった名簿と一緒にして、それぞれの地区において一番やりやすい、有効であるような方法、こういったものをつくって、要支援者の担当者、特に、災害の場合の割当、こういったものを決めることになると思いますけれども、その中でも民生委員さんについては、私が、お話を聞きした範囲であっても、普通に十数人、担当をされていると。そういうことを考えますと、自主防災会などと協力している体制が整っていない場合、この前の19号台風みたいなときでも災害時にはそれぞれ自分の受け持ちにあんまりひどいときは外に出ない、自分の身が第一ということですが、電話で安否確認するとか、そういったことをしなければいけないということで、非常時に大変なときに十数人、多い人では20人、30人といらっしゃるみたいなんですが、そういう方に対して活動を1人でしなければいけないということになると思いますが、この場合、ですから、本来だったらこの避難計画ができて、自主防災会が中心になってつくって、名簿の振り分けするのが理想なんですが、それができていない。そういった現在の場合、今時点の場合の災害時の民生委員さん、この方の活動について。

イの避難行動要支援者の支援について。

1の災害時に民生委員が行う避難行動要支援者に対する活動内容としてお聞きをしたいと思います。

福祉健康課長（伊達君） 3、民生委員について、避難行動要請者の支援ということのご質問にお

答えをいたします。

災害時に民生委員が行う避難行動要支援者に対する活動内容ということにつきましては、平成31年3月に改定をされました全国民生委員児童委員連合会による災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針及びこの指針のポイントをまとめた「災害に備える民生委員・児童委員活動ハンドブック」において、災害時に備える民生委員さん、児童委員さんの活動の基本的な考え方が示されております。

これらにつきましては、東日本大震災で避難支援にあたった多くの民生委員が犠牲になったことをはじめ、これまでの災害を教訓として作成をされているもので、まずは災害が起こったとき、発災時には民生委員自身も被災者であり、自分自身と家族の安全確保が最優先ということが挙げられてございます。

また、災害時でも自分だけは大丈夫と思ってしまう心理的な要因や避難指示が出て避難するか迷うことが避難の遅れにつながり、大きな被害をもたらすということになってしまいますので、近隣の住民の方と声を掛け合いながら、民生委員自ら避難を開始することでほかの人も一緒に避難を開始するといった率先避難をすることも挙げられております。

このほか自らの安否を民生児童委員協議会の地区会長等、ほかの仲間に連絡をする、お互いの安否確認をするということと、自らの安全確保を前提とした安否確認活動、それと、発災後、ある程度時間が経過して避難場が設置された場合には、支援の必要性の高い避難者や在宅避難者など、必要な人に必要な支援が届くよう関係機関につなぐことなどが主な活動とされております。そこに民生委員さん、それぞれの経験に基づいた必要性な支援が加わって活動が行われると認識をしているところでございます。

あわせて、この指針の中では、基本的な考え方として、これは重大な考え方の一つということでもありますけれども、平常時の取り組みこそが重要と示されており、災害時だけでなく日頃から自主防災組織等の地域の皆さんとの連携を図っていただくことが大切だということが、そんなことを考えているところでございます。

町におきましても、昨年度から区長さん方を対象とした防災説明会を開催しておりますけれども、その中で避難行動要支援者名簿の提供に関する説明とあわせて、各自主防災組織と民生委員さんの連携についても改めてお願いをしているところで、平時からの連携を深めていただく中で、地域に合ったよりよい支援体制を築いていただきたいと考えているところでございます。

7番（玉川君） 何人かの区長さん、民生委員さんから、現役のですね、避難行動要支援者に対する独自の支援体制を既に確立しているというお話や、また逆にこれから立ち上げていくというお話、民生委員さんからは、できれば区長さんとお話をしたいというようなお話。支援者間の連携と役割分担が大変重要だと考えているということは、自主防災会、区長さん、民生委員さん、両方に共通するご意見でした。

一方で、先ほども出ました町が作成しています避難行動要支援者のこの名簿、これについて積極的に利用するのはどうだろう。個人情報の保護、これの扱いということに多少、壁を感じているんだよというような正直なお声も聞きました。自主防災会においても、それぞれによってこの扱いに温度差があると感じます。

今年の、先ほども言いましたけれども、今年の6月時点では、その避難行動要支援者名簿、受け取った自主防災会は10だというようなお話がありましたが、その後、この数は、受け取った数は増えたのでしょうか。まだ、6月から何か月かたっていませんけれども、どうでしょうか。

また、数が増えていたとしても、それほど増えていない場合、全部で27やってくれればいいのかもかもしれませんが、その点について、またどうやって理解を深めていったかというようなことで増やしていく方法ですね。それについて再質問させていただきます。

福祉健康課長（伊達君） 避難行動要支援者名簿の自主防災組織の提供数ということでございますけれども、現時点では、6月時点では10とお答えしたということでありますけれども、現時点では13になってございます。

先ほどのご答弁の中で申し上げましたけれども、区長さん方への防災説明会を開催しておりますけれども、これまでは、どちらかという、名簿情報、名簿の取扱いをこれメインにお話をしてきました。そこに加えて、先ほど言いました民生委員さんの関係と、あと今年度、災害対策基本法は改正されたという部分もございました。あわせて個別避難計画のお話などもさせていただいている中で、区長さん方にも徐々にご理解をいただいて、提供を受けていただける地区が増えているというふうに認識をしているところでございます。

7番（玉川君） 自主防災会や地元のそれぞれ個人、こういった皆さんとの連携や役割分担というのが、私が聞いた限りの民生委員さんからの切実な要望であります。できるだけ早く実現できるように、町もさらに力を尽くして行ってほしいと思います。

最後になります。

4番目の農作物の鳥獣被害についてですが、イの被害状況と対策について。

これまでの対策と駆除数などの効果はということですが、ハクビシンなどに加えて、今年はカラスなどの鳥によるブドウ被害が例年になく増加しているという相談がありました。現地訪ねてお話を伺いましたけれども、考えられる限りの個人でできる対策はしていますと。被害は減らない。有害鳥獣、特にカラス、これの数の増加に追いついていけないというお話でした。

それじゃ耕作者同士の情報交換というのはどうなのって伺ったんですが、坂城町は様々な地形環境であり、それぞれに合ったやり方があるということで、余り参考にならないということで、お話はされていないようでしたが、そういった町内のそれぞれの状況を取りまとめて有効な対策をとれるように情報を町がやっていただければと思いました。

以上のようなことで有害鳥獣対策としてのこれまでの実績について、ひとつ伺います。

2として、防護柵、これ村上地区でやっていますが、やりましたが、防護柵などがこれから延伸されるということも考えられますけれども、今後の被害対策はどうでしょうか。

山から出てくる対策としては、先ほどの村上地区で行ったような防護柵、効果があると思えますけれども、今までの対策では対応がとりがたいのでしょうか。既に里に営巣しているような動物やカラス、空から来る鳥類への対策について。鳥獣の被害、多いので、この個体数減らすための対策も含めて、町の鳥獣被害の防止計画などによる考えを伺いたいと思います。

町長（山村君） ただいま玉川議員さんから4番目の質問としまして、農作物の鳥獣被害について、イ、被害状況と対策についてということでご質問ございました。

当町の有害鳥獣対策につきましては、出没状況や周辺環境に応じて捕獲、防除、環境整備を組み合わせた総合的な対策を行っております。

また、対策は町のみで行うのではなく、町の猟友会ですとか、地元の自治区、農家の方々など、町民の皆様にご協力をいただいて、地域が一体となって進めてきておるわけであります。

まず、捕獲対策におきましては、鳥獣被害対策実施隊として、町猟友会に年間を通じて、おりやわな、銃による駆除を委託しているほか、地元自治区などと猟友会、町が協力して有害鳥獣の駆除を行う集落捕獲隊による駆除も行っております。

鳥獣被害対策実施隊では、地域の皆様から目撃情報や被害情報があった際に、町職員とともに出没状況や被害状況を確認し、銃による駆除や、おりやわなの設置を行っているほか、周辺に有害鳥獣を呼び寄せるものがないか確認するなど環境整備の指導も行っております。

一方、集落捕獲隊は、地元区の被害状況などによりまして、猟友会が、おりやわなを設置し、地域住民がパトロールを行い、有害獣がわななどにかかった場合には、役場に通報し、猟友会と職員が協力して駆除するものであります。

昨年は3地区で実施しておりまして、ニホンジカ1頭、イノシシ4頭、アナグマ1頭、タヌキ1頭、熊3頭を駆除いたしました。

この集落捕獲隊の取り組みにつきましては、行政協力委員会におきまして事業内容を説明させていただき、獣被害に苦慮されておられる地域での活用を促しているところであります。

次に、防除対策につきましては、地域住民の皆様にご協力をいただき、山沿いへの侵入防止柵の設置を推進しているわけであります。

侵入防止柵は、山と人の生活圏とを広域的に隔てることにより、有害獣の侵入を防ぎ、農業生産の安定や住民生活を守ることを目的としまして、平成25年度に上平区で設置が開始され、小網区、網掛区へと続き、村上地区全体で約10キロにわたる設置が昨年度完成いたしました。今年度からは、南条地区の入横尾区において設置が実施される予定であります。

侵入防止柵が設置された地区では、農地や人家付近での有害獣の出没が減少し、地域の皆様からは十分に効果があったとの声をお聞きしております。

防除対策では、このほかにもおのおのの農家で行う対策にも支援をしております、電気柵やワイヤーメッシュなどの防護柵設置における購入費の補助を行い、農業被害の軽減を図っているところであります。

3つ目の環境整備につきましては、捕獲、防除と併せて行う重要な対策であります。残渣や収穫されないで残っている果実などは、有害鳥獣を呼び寄せるきっかけとなり、また、耕作放棄地や荒れた山林などは、鳥獣のすみかとなってしまいます。

農地の適正な管理や里山の森林整備は、重要な鳥獣被害対策であることから、町では鳥獣被害を減らすという観点からも、耕作放棄地の解消に係る費用の一部を助成するとともに、里山地域での有害鳥獣の発生源となり得る森林がないかパトロールを行っているところでもあります。

このような対策を実施する中で、有害鳥獣の駆除数と効果であります。猟友会による駆除実績で申し上げますと、一昨年の令和元年は、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシンなど合わせて126頭を駆除いたしました。昨年は、ニホンジカ、イノシシなど合計121頭を駆除いたしました。前年と比べ駆除数は若干減少しております。

また、農家からの被害報告による現地調査と猟友会からの聞き取りや、捕獲実績により、被害額を算定した農作物被害額の推移を見ますと、直近の3か年では、平成30年度が751万5千円、令和元年度660万3千円、令和2年度530万6千円と被害額が減少しております。

被害額が減少したのは、捕獲と防除、環境整備による総合的な対策の効果だと考えられますが、特に、村上地区での侵入防止柵の設置や農業者個人による防除効果が大きいものと考えております。

続きまして、今後の被害対策についてでございます。

これまで取り組んできました侵入防止柵の設置につきましては、農地や人家付近への有害獣の侵入防止効果が高いことから、今後も南条地区での設置を予定しております。今年度から入横尾区で設置が始まりますので、その延伸に向けて金井区、新地区、鼠区への協力依頼を行ってまいりたいと考えております。

また、農業者が行う防除対策の支援も重要な対策となりますので、引き続き支援をしてまいります。

環境整備につきましても、人と動物の生活のすみ分けを明確にさせるため、耕作放棄地の解消に向けた取り組みへの支援、また、里山整備への理解を図るために地域への学習会などを行い、有害鳥獣を寄せつけない対策を行ってまいります。

一方、捕獲対策の主となる猟友会は、高齢化等で会員数が減少傾向にあることから、会員確保に向けた広報活動を進めるとともに、資格を取得する際の試験の受験手数料や講習会のテキスト代の補助について広く周知するなど、一人でも多くの方に狩猟免許を取得していただき、有害鳥獣駆除の推進につなげてまいりたいと考えております。

また、最近ではカラスなど鳥類による被害の報告も増加しつつありますので、有効な対策について、JAですとか、猟友会など関係団体などとも検討してまいります。個々の農家の防除対策も重要となりますので、その対策についても支援してまいりたいと考えているところであります。

今後も猟友会や地域の皆様のご協力をいただく中で、捕獲、防除、環境整備を対策の軸に、有害鳥獣被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

7番（玉川君） 防護柵についてなんですが、これについて、これから入横尾区、南条と鼠と行くということなんですけれども、このような実際の工事の流れというか、工事をするにあたって、資材と工事をする人間の手配とかというのは、実際にはどのような形になるのでしょうか。

それと、できた後のその村上区が完成しているんですが、できた後の維持の管理、これについても少し説明をいただきたい、そういうふうに思います。

商工農林課長（竹内君） 再質問にお答えをいたします。

まず、侵入防止柵の設置については、まず国から交付金が県に交付をされまして、県においては県内各地の状況や要望に応じて配分額を決定して、各市町村における実績に応じて交付されるという形でお金の流れはなっております。

実際に、この交付金につきましては、国の交付要綱におきまして、鳥獣被害防止施設について、農家や地域住民などによる参加型の直営施工により整備する場合に資材費を交付するということとされております。このことから、資材費については、国の交付金を使って町から供給をさせていただいております。

施工につきましては、各地区で有害鳥獣対策の協議会を組織していただいて、そちらの協議会において施工をしていただいている状況でございます。

それから、設置後の維持管理でございますけれども、こちらについては、資材費については、町のほうから供給をさせていただいて、その維持管理に基づく施工については、地元で組織されている協議会で行っていただくこととしております。

7番（玉川君） よく分かりました。

猟友会についてなんですが、これ猟友会、人手不足であるということと、それと、資格を取るための補助があって、町が支えてくれているというようなことの周知が若干不足しているのだなというところを感じました。

町の職員さんの中で、そういった資格を取るとか、個人の考え方もあるだろうから難しいかもしれませんが、まず、町の職員さんでもって猟友会のメンバーになるというようなこともひとつ一般の方にアピールできる点ではないかなと思うんですが。

それと、耕作放棄地や空き地などの除草の管理、柵の設置、先ほどの猟友会などの駆除、見回り、いずれも町民の皆さんの、ご近所の皆さんの理解と協力があってこそであります。現状の周

知、これと協力者の確保、これの努力をより一層町のほうとして続けてほしいとお願いしまして、質問終わらせていただきます。

議長（小宮山君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時40分～再開 午前10時50分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、4番 柗津明子さん。

4番（柗津さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問いたします。

1、孤独・孤立について。新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中、私達の日常生活における孤独感、孤立感の高まりは深刻です。国立成育医療研究センターの調べによりますと、コロナ禍の影響について子育て中の保護者に尋ねたところ、母親の6割が子育てについて気軽に話せる相手や機会が減ったと答え、また欲しい支援のトップは小さな愚痴や不満を気軽におしゃべりできる場だそうです。

令和3年版の高齢社会白書を見ますと、各国の60歳以上の人に家族以外で互いに相談し合う人や、病気のときに助け合う親しい友人がいるか尋ねたところ、いずれもないと回答した割合は高い順に日本は31.3%、アメリカ14.2%、ドイツ13.5%、スウェーデン9.9%と、日本がダントツとなっています。

少子高齢化や核家族化で、人間関係の希薄化が問題となっている中、地縁や血縁などに基づく社会的つながりも弱まっています。地域の町内会活動やコミュニティの在り方も地域ごとにばらつきが見られ、社会から望まれない形で孤独や孤立する人々が増えている現状もあります。

感染を恐れて外出を自粛し、家に閉じこもりがちになってしまったご高齢の方々、妊婦、大学がオンライン授業になり他人と話す機会が減った若者など、まさに新型コロナウイルス感染拡大による社会変化は、孤独や孤立という問題を社会全体の問題として大きく成長させてしまっています。

今年の2月に日本政府は、孤独・孤立対策担当室を内閣官房に設置しました。内閣官房が発表している孤独・孤立対策の緊急支援策を見ますと、厚生労働省をはじめとする6府省を横断する新しい支援策が盛り込まれています。

フードバンクや子ども食堂、子どもの居場所を提供する団体、生活困窮者への支援団体、居住と就労等を交えた自立支援を行う団体等、NPOやその他任意団体への大幅な支援の拡充により、孤独や孤立に悩まれている方への活動に対し、国を挙げて支援しようという姿勢が読み取られます。こうした状況の中、坂城町としてできる様々な取組を担当課を横断し幅広く実践していくことが必要であるかと考えます。

そこで、2点お伺いします。イとして乳幼児の親への対応で、今まで乳幼児の親から孤独・孤

立について相談はあったのでしょうか。そして、現在の対応と今後どのような取り組みをしているのでしょうか。ロとして高齢者への対応で、今まで高齢者から孤独・孤立についての相談はあったのでしょうか。そして、現在の対応と今後どのように取り組んでいくのでしょうか。ご見解をお尋ねいたします。

保健センター所長（竹内さん） 1、孤独・孤立について、イ、乳幼児の親への対応についてにお答えいたします。

町では、4月から保健センターと子育て支援センターにおいて子育て世代包括支援センター事業を開始し、保健師や家庭児童相談員などの専門職が相談に応じ、これまでも実施しておりました妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制をより充実したところでございます。

これまでのところ、孤独・孤立といった問題につきまして乳幼児の保護者からの相談はない状況でございますが、子育てに関する悩みや相談には、妊娠期、出産期、子育て期のそれぞれの期間において対応をしております。

まず妊娠期には、母子健康手帳交付の際に保健師が全ての妊婦と面談し、不安なことがないかなどをお聞きし、希望される方には「ハッピーベビー教室」において妊娠中の母体と胎児の健康増進のための学習を行っているほか、保健師が自宅を訪問し、個別相談や保健指導を行う妊婦健康相談を実施しております。

出産期には、出産後自宅を訪問し、乳児の身体や精神発達面の保健指導や育児に関する相談などを行う乳児訪問のほか、医療機関に委託しての産婦健診を実施しております。

子育て期につきましては、乳幼児健診等において子どもさんの成長や発達を一緒に確認し、育児のアドバイスなどを行うほか、管理栄養士による離乳食の進め方や臨床心理士などによる発達相談などにより、様々な相談に応じております。

このほか乳幼児健診等において、継続して支援が必要と思われる子どもさんに対しては、希望される方に保健指導、栄養指導、体重測定を毎月行う「すこやか相談」のほか、集団での子どもさん同士の活動を通じて親子関係を豊かにし、幼児の発達を促すための「親子はぐはぐ教室」を開催しているほか、電話による相談を随時受けて保健師、管理栄養士が個別で相談に応じたり、希望に応じて自宅を訪問するなどの支援を行っております。

また、子育て支援センターとも情報を共有し、必要に応じ支援会議を開催し関係機関が連携して支援をするなど、保護者が誰かに相談できずに一人で悩んだりすることのないよう取り組みを行っているところでございます。

福祉健康課長（伊達君） 私からは、ロの高齢者への対応についてお答えをいたします。

ひとり暮らしの高齢者が増加する中、高齢者の孤独や孤立への対策は大きな課題であると捉えております。3年ごとに策定をしております介護保険事業計画等の基礎資料となる高齢者等実態調査において、令和元年度の調査では回答者のうちひとり暮らし高齢者の割合が20.2%で、

3年前平成28年度調査から3ポイント増加となっております。全数調査ではございませんので参考値ということでありますけれども、ひとり暮らし高齢者の増加傾向が伺えると考えているところでございます。

高齢者の孤独・孤立の1つの対策としまして、町ではひとり暮らしに不安のある高齢者の方を中心に、任意でひとり暮らし高齢者台帳への登録をお勧めしております。登録者には定期的に民生委員が訪問するほか、高齢者訪問指導事業を社会福祉協議会に委託し、看護師等が定期訪問しながら体調確認や相談に応じており、訪問の中で課題がある場合などは地域包括支援センターや担当のケアマネジャーも積極的に介入し、対応しているところでございます。

昨年来の新型コロナウイルス感染拡大により、町や社協の事業のほか地域で集まる機会も減少し、高齢者の孤独や孤立への懸念が一層強まる中ではありますが、町ではひとり暮らしの高齢者宅への訪問について、電話での体調確認や感染防止策を講じた上で継続するなどの対応をとっているところでございます。

また、介護保険サービスを利用している方については、感染防止策を徹底した上で基本的に従来どおりのサービス提供をするとともに、特にひとり暮らしの方や高齢者のみの世帯の方については担当のケアマネジャー、あるいはサービス提供事業所と地域包括支援センターが必要に応じて情報交換を行うこととしております。

孤独や孤立に関するご相談につきましてはご家族からが多く、内容としましては家にこもりがちになることによる認知症の進行を心配するものが主でございます。そうしたご相談があった際には地域包括支援センターが窓口となり、町社会福祉協議会、医療機関、介護保険事業所等と連携して適切な医療・介護・福祉のサービスにつなげることで要介護状態の進行抑制に努めるとともに、孤独や孤立の防止を図っているところでございます。

このほかひとり暮らし等の高齢者に対するサービスでも、高齢者の安心・安全を支えるとともに孤立の防止にもつながっているものと考えております。例えば、配食サービスにおきましては、昼食をお届けすることで栄養管理を行うだけでなく、配送時の声かけによる安否確認で孤立感の軽減につながっているとも考えております。

また、水道メーターを活用した見守りシステムでは、システムの利用をきっかけとしてご家族と連絡を取る機会が増えたといった声もいただいております。遠くに住んでいるご家族等とのつながりを感じずる機会にもなっているものと考えてございます。

今年度機器の更新を行っております緊急通報システム、通称「あんしん電話」でございますけれども、こちらにつきましても緊急時の連絡通報体制を整えることで、不安の軽減とともに孤立感・孤独感の軽減にも寄与するものと考えているところで、現在大変多くの方から新規の申込みをいただいているという状況でございます。町といたしましては、今後も様々な施策を通じて高齢者の孤独・孤立の防止に努めてまいりたいと考えているところでございます。

4番（衞津さん） 担当課よりご答弁いただきました。

まず、実効性のある孤独・孤立の対策としてちゃんとした指標を作り、定期的の実態を調査し把握することが大切です。そして、一番の課題は、行政の申請の壁をどう解決するかだと思います。

基本的に、行政のサービスは現金給付や現物給付を利用する際申請が必要です。そのため、自分で可能な制度の情報を収集し申請することが前提となっています。しかし、それらが難しい人にとってこの制度があっても活用できないのが現状ではないでしょうか。どのような場合にサポートしてくれる制度があり、条件はどのようなものでどこでどのように手続をとればよいのかを、町民に分かりやすくアクセスしやすいように周知することが行政機関の義務です。ぜひその点について特にお願いしたいと思います。

次に、不登校児童・生徒の支援について。全国の不登校児童生徒数の推移について、文部科学省の資料によりますと令和元年度で小中学校における不登校児童生徒数は18万1,272人、前年度16万4,528人であり千人当たりの不登校児童生徒数は18.8人、前年度16.9人、千人当たりの不登校児童生徒数は平成10年度以降最多となっています。

文部科学省は不登校について、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために、年間30日以上欠席したもののうち病気や経済的な理由によるものを除いたもの」と定義しています。

しかし、実際には不登校には含まれないが、学校に行きづらい児童生徒はもっと多いのではないかと考えます。また、その要因は多岐にわたり、児童生徒一人一人が抱える心の悩みは計り知れないものがあります。国においては、2017年教育機会確保法が施行され、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすることなどがうたわれています。

実際の現場で保護者の声を聞くと、不登校の原因は調べているのか、調査対象は学校側なのか、当事者なのか、家庭なのか、教育機会確保法がそもそも現場の教職員に対し周知・学習を継続してやっているのか、子ども達の安全を守る先生の働き方改革も重要ではないか、子どもの減少とともに減らされている教育予算でよいのか、子どもの数が減っているのに不登校児童生徒数が増えていることについてどう考えているのか、子どもが毎日どこでどのように過ごしているのかしつかり把握してほしいなどの声があります。改めて、児童生徒はもとより保護者の孤独・孤立も防ぎ、安心できる居場所づくりや教育機会確保法を踏まえたきめ細かい支援が重要であると考えます。

そこでイとして、不登校児童生徒の現状についてまず2点お伺いします。

1点目として、全国的に学校に通えない子ども達が増えています。坂城町の現状と課題は何でしょうか。2点目として、学校現場では子どもと向き合う時間をどうつくっているのでしょうか。

次にロとして、教育機会確保法について。教育機会確保法のポイントは3つあります。1つ目は、休む必要性を認めていること、2つ目は、子どもが学習できる状況になったときには学校以外で学ぶことも重要であると認めていること、3つ目は、行政とフリースクールや民間の団体などとの連携が重要であることを認めています。

そこで2点お伺いします。1点目として、教育機会確保法ができたことで何が変わったのでしょうか。2点目として、学校に行けない子ども達は日々どのように過ごし、家族と子どもの心のケアをどのように行っているのでしょうか。

次にハとして、児童・生徒に対応した学習環境の整備、安心できる居場所の確保について。教育機会確保法第13条では、国及び地方公共団体は不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性を鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言、その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする」と記されています。つまり、一人一人に合った学習環境を確保することの重要性が明記されています。

現在、9月3日から12日まで長野県は命と暮らしを救う集中対策期間です。坂城町の話ではありませんが、感染が拡大している地域では自主休校している児童生徒に対してオンライン授業をしている学校もあると聞きますが、なぜ不登校の児童生徒にはオンライン授業をしないのかを私は疑問に思います。

そこで1点お伺いします。学校に行けない子ども達の安心できる居場所の確保や、不登校児童生徒が民間の教育施設等に通うなどの取り組みがなされていますが、町は児童生徒の学びの保障についてどのように考えているのでしょうか。ご見解をお尋ねします。

町長（山村君） ただいま祢津議員さんから2番目としまして、不登校児童・生徒の支援についてということでイロハとご質問ございました。私からは全体的なことをお答え申し上げまして、個々の詳細につきましては担当課長から答弁いたします。

今お話もありましたが、不登校児童生徒につきましては全国及び長野県におきましても増加傾向にある状況でございます。当町の小中学校の児童生徒の不登校の状況につきましては、国及び県の在籍比率と比べましても少ない状況であり、年によって人数の増減はございますがここ数年は横ばい傾向が続いているという状況であります。

これまで当町では様々な取り組みを行ってまいりましたが、校長会や教頭会で配慮を要する児童生徒の状況を共有し、支援情報をつなげていく取り組みとともに、子ども支援室を設置したことにより保育園、幼稚園からの支援情報も共有、引継ぎ等を行うことで、学校における集団生活等に対する不適応を少なくしていくことにも積極的に取り組んでおり、一定の成果を上げているというところでございます。

また、学校現場での子どもと向き合う時間の確保として、今年度からGIGAスクール構想における児童生徒1人1台端末の運用が始まり、端末の操作にも慣れてきたことから、教材の準備や授業評価の時間短縮につながるとともに、端末を通して児童生徒の考えなど一斉に共有できるようになったということで、児童生徒と教職員の距離が近くなったという感想も聞かれ、子どもと関わる方法も多様化されたことにより、その一翼を担うものと考えているところでございます。

次に、児童生徒に対応した学習環境の整備についてでございます。近年、ICT機器を活用した教育指導の充実に取り組んでおり、国が進めるGIGAスクール構想の後押しもあり本年度から信州大学教育学部の協力を得る中で、1人1台端末を活用した授業づくりについての研究を進めているところでございます。

これまでの一斉授業では、教職員と特定の児童生徒の一问一答になりがちでしたが、1人1台端末を導入したことにより子ども達全員の発言や意見等が端末の中で共有することができたり、様々なコンテンツやツールを活用することにより小グループでの学習が活発となり、楽しくまた分かりやすいといった感想も多く聞かれるようになり、子ども達の学習環境も変革期を迎えているという状況であります。

また、学校に行けない子ども達の学びの保障の1つしまして、町では学校敷地外に中間教室として大峰教室を設置しております。大峰教室には専任の支援員を配置し、登校が困難な児童生徒の状況に応じ不安や悩みをやわらげ、安心して過ごしながら自立や社会性、学習意欲等を育て、集団生活への適応を促し、学校生活や社会生活への意欲を持てるよう支援をしており、これまでも大峰教室で学び進学した生徒や、学校へ通学できるようになった生徒も大勢いることから、こちらも一定の成果を得られていると認識しております。

さらに、昨年の新型コロナウイルス感染症の影響により臨時休業となった際には、普段登校できないでいる子や大峰教室に通っている子ども達が中学校の多目的教室でオンライン授業を受けるなど、不登校対策としての活用についてもICT教育の今後の運用に大いに期待しているところでもあります。

現在、大峰教室にもWi-Fi環境を整備し、1人1台端末を活用しているところですが、今後の取り組みとしましては町のほかの施設や学校内の別室、家庭などでオンライン授業を受けられるような配慮をするなど、不登校対策のさらなる充実に努めてまいりたいと考えているところであります。

教育文化課長（堀内君） 2、不登校児童・生徒の支援について、イ、不登校児童・生徒の現状についてから順次お答えいたします。

不登校児童・生徒の現状につきましては、先ほど町長からお答えいたしました全国、県と比べて少なく、ここ数年は横ばい傾向が続いている状況でございます。

不登校の主な要因といたしましては、発達障害などの子どもの特性に応じた支援がなされない

ケース、ひとり親世帯の増加や経済的困難さ、インターネット、ゲーム依存などの原因から生活リズムが整わないといったことのほか、友人関係のトラブルなどが考えられる場合もございます。

現在の傾向といたしましては、無理をさせて学校に行かせなくてもよいという考えもありますが、不登校が長期化すると登校への抵抗や負担などがさらに増加する恐れがあることから、町教育委員会では欠席1日目には電話連絡、2日目には家庭訪問、3日目には支援会議を各学校にお願いし、早期対応を図るよう努めているところでございます。

町の特徴的な取組として、1つは全児童生徒を対象としたQ-Uテストを実施しております。Q-Uテストとは、QUESTIONNAIRE-UTILITIESの略で、内容については友人関係、学習意欲、先生やクラスの関係などといった「学校生活意欲度」や、友達や先生から認められているか、いじめなど受けていないかなどの「学級満足度」が分かるなど、楽しい学校生活を送るためのアンケート方式のテストであり、学期ごと年3回行う中で診断結果から必要に応じ個別に面談等を行うなどの対応に努めているところでございます。

また、個別の面談や相談につきましては、各学校の担任との相談に加え、町の教育・心理カウンセラーを活用した支援を行い、必要に応じ医療機関との連携につなげるよう取り組んでいるところでございます。

このように、Q-Uテストの結果も参考とする中で、不登校傾向の児童生徒を把握し、個別相談などを通して、通常学級以外にそれぞれの児童生徒の特性に見合った学びの場として特別支援学級や保健室、校長室、職員室などのほか、中学校のフレンドリールーム、大峰教室などの校内外の間接教室を提案し、不登校に陥らないよう対策を講じてきたところでございます。

次に、学校現場での子どもと向き合う時間の確保についてでございますが、慢性的な教職員の多忙感を解消する、これまでは手作業等で行ってきた学籍管理や出欠管理、通知表及び指導要録の作成、時間割、学校日誌、出勤簿など、一元的にデジタル管理、運用ができる「校務支援システム」を、町では独自に平成27年度から導入したところでございます。

また、学校だよりや各教科の学習用資料等を効率よくスピーディーに印刷することが可能な複合型印刷機などを導入したことにより、以前に比べ教職員の日々の校務がスムーズに行えるようになり、子ども達と向き合う時間も増加したと聞いているところでございます。

続きまして口、教育機会確保法についてお答えいたします。教育機会確保法につきましては、正式には義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律との名称で、不登校の当事者及びその保護者等の声を基に策定され、平成29年度より施行されております。

これまでの考え方といたしましては、学校へ復帰させることを前提に対策等を行ってきたわけですが、この教育機会確保法に掲げられているのは学校への復帰だけでなく、不登校の児童生徒の社会的自立も視野に入れた学習保障や居場所づくりの大切さ、不登校ということだけで

問題行動と受け取らないように配慮すること、休養の必要性などが示されております。

当町におきましては、当面はこれまで行ってきた取り組みを継続していく方向でございますが、今後効果的な学習保障や居場所づくり等状況を見据えながら研究してまいりたいと考えているところでございます。

また、学校に行けない子ども達や保護者に対しては、日頃から担任による家庭訪問を行う中で状況を把握し、必要に応じ保護者も含め教育・心理カウンセラーによるカウンセリングのほか、医療機関、専門機関へつなげるなど心のケアに努めているところでございます。

続きまして、ハ、児童生徒に対応した学習環境の整備・安心できる居場所の確保についてお答えいたします。町では、教室のユニバーサルデザイン化を進めており、具体的には刺激の少ないように、教室正面の掲示物を少なくしたり棚に目隠しをするといった対応や、一日の生活、1時間ごとの授業の見通しを持ちやすくするために、スケジュールや手順等を提示したり、言葉だけの説明だけでなく絵や具体物を使った提示にするなど、全ての子ども達にとって分かりやすい学校生活を実現するよう環境の配慮に努めているところでございます。

通常の教室以外の学習の場といたしましては、先ほども申し上げましたが児童生徒の特性に見合った学びの場として、特別支援学級や保健室、校長室、職員室などのほか、中学校のフレンドリールーム、大峰教室などの中間教室を活用し、居場所の確保に努めているところでございます。

また、学校に行けない子ども達の学びの保障につきましては、基本的には担任が家庭訪問したり放課後登校を促すなど、登校に向けて学校とのつながりを持てるよう対応しているほか、保護者との信頼関係の構築や状況によっては医療機関の連携も大切に考えているところでございます。

いずれにいたしましても、今後も教育委員会を中心に各小中学校や保育園、教育コーディネーター、教育・心理カウンセラーなどと連携するとともに、GIGAスクール構想に基づくICTの活用等様々な対策を講じながら、不登校児童生徒を生まないよう早期からの支援に努めてまいりたいと考えております。

4番（柗津さん） 町長、担当課長よりご答弁いただきました。1点再質問させていただきます。

坂城町には、縁の下の力持ちとして存在し、保護者や子ども達の一番近くで声なき声を聞く教育コーディネーター、教育・心理カウンセラーの先生方がいらっしゃいます。その先生方の活動内容はどのようなものでしょうか、お尋ねいたします。

教育文化課長（堀内君） 再質問いただきました教育コーディネーターと教育・心理カウンセラーの活動内容についてお答えいたします。

まず教育コーディネーターにつきましては、基本的には学校運営に関わる指導助言をはじめ、各学級運営や授業改善など集団に関わる案件を中心に対応しております。また、就学判断に関わる義務、巡回相談、早期からの教育相談など、教育支援員会の中心的な役割を担っております。

続きまして、教育・心理カウンセラーにつきましては、子どもだけでなく保護者も含めた個別

な案件を中心に、カウンセリングのほか状況に応じて家庭訪問や医療機関、専門機関との連携についての支援などを担っております。これらの活動はあくまでも基本的なことでありまして、業務を明確に線引きせずお互いに補完しながら様々な事案に対応しているところでございます。

4番（衞津さん） 担当課長よりご答弁いただきました。

教育コーディネーター、教育・心理カウンセラーの先生方の存在がなければ、町長が掲げる子育て日本一はないと思います。縁の下の力持ちは得てして評価されないものですが、そのようなことがないようお力添えをお願いしたいと思います。

令和元年10月の文部省通知を見ますと、教育支援センター、フリースクール、または自宅でICT等を使って学習した場合も校長判断で出席扱いが可能となります。こうした出席扱いの変化は、どこで学ぶかではなく何をどのように学ぶかが大切だということです。

2020年度より、学校に行きにくい、行かない子ども達の新たな居場所に、映画館を活用するという取り組みが上田市でスタートしました。市内の上田映劇では、3つのNPOの協働事業による孤立を生み出さないための居場所づくりの整備の一環として、うえだ子どもシネマクラブがあります。御代田町においては、町内の学校に通うお子さんがうえだ子どもシネマクラブに参観した際、出席扱いとして認めています。

コロナ禍の今だからこそ、もう一度子ども達が自らやりたいことを見つけ、探求できる環境を整える、子どもの学習の権利や学校中心の教育を見直すよい機会にさせていただきたいと思います。

この9月議会は、いろいろな視点から孤独・孤立をテーマに一般質問させていただきました。アメリカのブリガムヤング大学のランスタッド教授が複数の論文を分析する手法を用いて、孤独の健康リスクについて調べたところ、孤独は1日15分以上の喫煙、アルコール依存に匹敵し、肥満などよりもリスクが高いという結果になったそうです。さらに、社会的なつながりが持てない人は持つ人に比べ早期死亡リスクが50%上昇するという分析結果も発表されました。

また、令和3年6月に出された骨太方針2021にも記載されていましたが、世界で初めての孤独問題担当大臣を設置したイギリスでは、社会的処方で孤独・孤立問題に取り組んでいます。社会的処方とは、薬を処方することで患者さんの問題を解決するのではなく、地域とのつながりを処方することで問題を解決するというものです。

イギリスでは、医療分野においてコミュニティへの所属が重要な役割を果たすものと認識し、社会的処方が推進され、その仕組みを成立させるために中枢的な役割を担う職務をリンクワーカーというそうです。日本でも社会的処方の必要性を実感し、リンクワーカーの導入を試みようとする医療機関が出てきています。ぜひ人と人のつながりの重要性や社会的孤立などは自己責任ではないこと、誰かに頼ることは恥ずかしいことではないといったメッセージを発信し、相談窓口への利用を呼び掛けるなどしていただきたいです。

全国的にコロナの影響で子ども食堂や居場所の数は減り、存続も厳しい状況だと耳にします。

私は、子ども食堂や子どもの居場所のような施設は学校や保育園、幼稚園、スーパーなどと同じで不要不急ではないエッセンシャルな場だと考えます。そのような場所がしっかりと存続できるだけの支援を含めご検討願います。

今までは縦社会の時代でしたが、これからは横のつながりの時代です。ボーダーレスな社会、つまり仕切りをつくらない、所得で割らない、人を縦にも横にも割らない、そんな時代になることでしょう。コロナ禍の今だからこそ、多角的に多方面から見、考え、誰一人取り残さない町坂城を目指したいものです。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（休憩 午前11時28分～再開 午後1時00分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、5番 中島新一君の質問を許します。

5番（中島君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症の終息と鎮静化に向け、様々なお立場からご尽力なされている医療関係者をはじめ各関係機関の方々に対し感謝と敬意を表する次第でございます。また、日ごろ感染拡大防止、また予防しながら日常生活を送られ、学業や経済活動をなされている町民の皆様と、当町で就業されている方々にも重ねて感謝を申し上げます。

この難局を乗り越えるための糸口とも言えるワクチンも、日本では世界と比べましても確保と接種が世界トップクラスのスピードで進められております。これから本当の意味でのウィズコロナの時代へと進んでいくと思われまます。

しかしながら、現在は県内でも感染レベルが高いという状況で注意喚起がなされております。感染防止の観点から、ほかの市町村でも議会運営を時短など工夫をしながら開会されてるというお考えに共感し、それを心がけていきたいと思ひます。

その中で、決算議会でもございます。そして、令和2年度の決算は当町におかれましても、令和元年の台風災害からの復興事業に加えて国難を伴うコロナ下での財政運営ということで、国民に対しても給付金の支給や個人、中小、フリーランス、あらゆる業種への給付や減税、また免税などの支援策、そして各種補助金事業等の新型コロナウイルス感染症拡大防止策によって社会に多大なる影響を及ぼしている状況を鑑み、多くの対応策や支援策が国や県から施行される中、それに加え当町におきましては町民の安心・安全と暮らしを守るという中でこのコロナ下を乗り越えようと、町独自に企業や学生、また納税などの支援策や猶予策なども取り組まれてまいりました。さらには法人税の減税など、町の自主財源に影響もあつたのではないかとと思われまます。このようなことを考えましても、非常に財政運営におきましては気を使い、かつ特殊な年ではなかつたので

はないでしょうか。

私どもも、コロナ下で町の財政運営をお知らせする立場として、またそれに加えて支援策や補助事業等をお願いしている上で令和2年度の財政運営は大変苦慮なされたのではかと気になるところではございますが、大橋、西沢両監査委員さんのご報告によれば、このような状況の中ではございましたが結果は健全な財政運営であったということであり、敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

それでは質問に入ります。町の財政についてということで、イのコロナ下での町の財政運営についてでございます。

先ほど来申し上げておりますが、令和2年度の決算は大変特徴的だったと思われまます。そこで3点お聞きいたします。

まず、令和2年度の決算の特徴はどのようなものだったでしょうか。2点目として、財政面におけるコロナ下の影響をどう捉えておられますか。そして3点目として、今後も持続可能な財政運営をお願いしていとくところではございますが、令和3年度以降の見通しはどう考えておられますか。以上、イについてお聞きいたします。

町長（山村君） ただいま中島議員さんからコロナ下での町の財政運営についてのご質問がございました。順次お答え申し上げます。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症が流行し、世界規模で人々の生活ばかりでなく社会・経済活動までもが大きく翻弄された年となりました。町におきましては、感染症の流行が招いた事業所の厳しい経営環境を支えるための事業所への事業継続支援や、雇用維持等を後押しする支援、家庭への支援、また公共施設等における感染防止のための身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いの3つを基本とする新しい生活様式への対応など、様々な事業に取り組んできたところであります。

その一方で、例年町内外から多くの方に来園いただいているばら祭りや、夏のひとときを楽しんでいただく町民まつり坂城どんどん、交通安全町民大会と同時開催の町民運動会等のイベントのほか、中学生や高校生の海外研修などの多くの事業について中止を余儀なくされたところであります。

財政運営から申し上げますと、令和2年度は中小企業等の資金繰り支援を目的とした経営安定資金の借入れに対し、特例として保証料や利子への補給を行うとともに、貸付預託金の増額を実施した4月の専決による補正予算第1号以来、町内への新型コロナウイルス感染症の影響を見ながら議会のご理解をいただく中で逐次補正予算を編成し、繰り返す新型コロナによる社会の変化に対し迅速な対策を講じてきたところでございます。

新型コロナウイルスに関連する主な事業といたしましては、特別定額給付金給付事業約15億円のほか、地方創生臨時交付金を活用しての町独自事業として、小規模事業者等持続化応援支援

金や飲食業者等事業継続緊急支援金、消費回復応援事業としてのスタンプラリー事業、資金貸付の保証料及び利子補給など、商工関連費用に約8千万円、温泉施設持続化負担金や役場庁舎感染対策費用など、総務企画関連費用に約5千万円、子どもへの図書カード配付など子育て世代への応援事業や、小中学校、保育園、社会体育施設等の感染予防対策費用など、子育て教育関連費用に約4千万円と、町の実情に合わせた様々な取り組みを実施いたしました。

また、コロナ禍においても継続した学習環境を提供するため、GIGAスクール構想推進事業について計画を早めて実施し、児童生徒1人1台の端末と情報ネットワークの整備をしたところでもあります。

新型コロナウイルス感染症対策以外の事業につきましても、新工業団地の基幹道路である町道A09号線道路改良事業に約6千万円、村上小学校蓄電設備設置事業に約4千万円、移動系防災行政無線設備更新事業に約1億2千万円などについて、コロナ禍におきまして町の将来を見据える中で積極的に実施したところでもあります。

令和2年度の決算の特徴についてのご質問でございますが、令和2年度決算は令和元年度からの繰越事業等を含め歳入決算額は、前年度対比プラス29.4%の90億489万2千円、歳出決算額は前年度対比プラス31.2%となる89億3,692万3千円と大幅な増額となり、例年のない決算額となりました。

増額の主な要因といたしましては、はじめに歳入において令和2年度における臨時的措置として新型コロナウイルス関連費用の特別定額給付金事業補助金や、子育て世帯臨時特別給付金事業補助金、保育園等への感染予防対策費用、また小中学校での感染予防対策及び学校臨時休業対応費用のほか、地域の実情に応じたコロナ対策費用の財源としての地方創生臨時交付金など、合計17億6,874万3千円の新型コロナウイルス関連の補助金等が国から交付されたことにより、国庫支出金が前年度と比較して大幅な増額となったものであります。

また、歳出におきましては、ただいま申し上げましたコロナ関連の財源を活用し、1人10万円を支給した特別定額給付金給付事業をはじめとする町民への支援や、小規模事業者等持続化応援支援金、貸付金に対する保証料及び利子補給などの事業所への支援のほか、マスクや消毒液等の衛生用品やサーモグラフィ等の備品購入など、当町の実情に即した様々な事業を実施したことで決算額が大きな増額となったものであります。いずれにしましても、歳入歳出ともに新型コロナウイルス感染症の流行が決算額に大きな影響を与えており、昨年度の決算の大きな特徴であると考えております。

続きまして、財政面におけるコロナの影響についてでございますが、機を逸することのないよう年度の早い時期から補正予算を編成する中で実施しましたコロナ関連事業等の財源につきましては、国の補助金等が決定するまでの間、一般財源を充当しての編成といたしましたが、最終的には交付された国・県からの補助金等を活用する中で、健全な財政運営がなされたものと考えて

おります。

なお、昨年度の町民税の法人分につきましては、前年度対比マイナス50.3%、約2億8,600万円の減額となっておりますが、その要因といたしましては令和元年10月から法人税割の税率が引き下げられたことによる制度的な影響があったことを含め、設備投資など企業側の経営判断による部分もあり、一概にコロナの影響での減収とはいええない状況でございます。

また、法人町民税の減収分につきましては、税率改正に伴い新たに創設された法人事業税交付金により一定の配分金が交付されるほか、税収の減収分につきましても翌年度以降3年間にわたって地方交付税の基準財政収入額の算定に反映されるなど、年度をまたいでの交付も見込まれるところであります。

続きまして、今後の見通しでございますが、県内の経済情勢は関東財務局長野財務事務所によりますと、先行きについて感染拡大の防止策を講じワクチン接種を促進する中で、各種政策や海外経済の回復により持ち直しが期待されるとしながらも、感染動向等が地域経済に与える影響に十分注意する必要があるとしております。

町内の事業所におきましては、7月に実施しました町内の主な製造業20社の経営状況調査の結果からも、前年同期との比較でほとんどの企業がプラスと回答しており、持ち直しの動きが進んでいる状況が伺われ、今後ワクチン接種の効果が表れ、社会活動や経済活動がさらに回復し、飲食業を中心とした事業所にも波及することを期待するところであります。

また、自治体の財政の健全度の目安となる財政健全化判断比率につきましても、全ての指標におきまして基準値と比べて大幅に低い数値、すなわち健全な状況で推移しており、借入金、地方債ですね、これの返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標として用いられている実質公債費比率についても前年度から改善し、より健全な数値となっております。

今後におきましては、今年度からスタートしました坂城町第6次長期総合計画を基軸とした坂城町公共施設個別施設計画における施設の改修や、道路、橋梁等のインフラの長寿命化、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく人口減少対策等を計画的に進めていく必要があります。

長引くコロナ禍の中で、終息の見通しが不透明であり、今後の町の財政見通しについては難しい状況ではありますが、国・県等の補助金や基金の効率的な活用等により、安定的な行政サービスを提供できるよう今後も健全な財政運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

5番（中島君） 町長より詳細にお答えいただきました。

数字の上で、去年、前年財政より20億円余り増額した財政ではございますが、そのほとんどが国や県からの交付金がきたものによる増額であると、そして令和元年度よりは税収は減っているものの財政力指数は0.704となっていて、長野県でも77市町村では6番目で、町村の中では第3位ということは本当に大変すばらしいことだと思います。ありがとうございます。このよ

うな100年に一度言われる国難を伴う情勢の中、安定しなおスムーズな財政運営をしていただいたことに、重ねて敬意を表する次第でございます。

令和3年度以降の見通しにつきましても、やはりこの感染症の状況が影響してくるところと思います。これからも新型コロナウイルス感染症対策として、さらなる支援策をはじめ経済回復策などの施策が国より検討なされると思いますが、引き続き町民の皆様へ財政運営での安定と安心を伝えつつ、持続可能な財政運営をお願いいたします。

それでは次の質問に移ります。アフターコロナに向けてということで、イの事業所への支援についてでございます。

新規陽性者が全国的に増加している中、県より各事業所にはテレワークの実施や時短などの要請がなされております。しかし、ワクチン接種の効果もあり、国民の行動や経済の動きといったところを見ますと、人の流れは前年度の命を守るという対応よりコロナの報道とは、昨年とちょっと違ってきていることが明らかになってきました。

これもワクチンの接種の広がりや、陽性患者が増加するものの重症化比率の減少、また波の落ち着く状況を数回経験したことにより状況もあるかと思われまます。また、ここ数日ピークアウトを迎えつつある状況も考えられると思います。それに伴い、政府も新型コロナ感染症へのこれからの対応につきましても、ワクチン接種が7,000万人を超えた状況の中、人流の緩和策などを検討しだし、それにより経済回復等のさらなる施策も検討し始めました。ウィズコロナを見据えた1日も早い日常生活の回復が望まれるところでございます。

町内の事業所におきましても、飲食業は県からの感染拡大防止のための時短要請に応じながら、テイクアウトや出前などの企業努力をしながら経営をしておりますが、相変わらず非常に厳しい状態が続いております。それに伴い、暑気払いなどの宴会が自粛され、大変な痛手ともなっております。その辺りも踏まえ、町内の製造業と非製造業の状況をお聞きいたします。加えて、事業支援の消費回復応援事業等の状況と、さらに今後の事業所の支援策はどのように考えておられるか。

以上、イについてお聞きいたします。

商工農林課長（竹内君） 2、アフターコロナに向けての質問にお答えいたします。感染力が強い新型コロナウイルスデルタ株は県内でも猛威を振るい、全県の感染警戒レベルが5に引き上げられ、住民生活や企業活動に甚大な影響が出ているところであります。

長野県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を徹底的に食い止める観点から、全県に特別警報Ⅱを延長するとともに、9月3日から12日までを命と暮らしを救う集中対策期間として対策を強化しており、企業に対し出張や県境をまたいだ移動の自粛、人混みの回避など感染防止対策を要請しており、町でも周知を図っているところであります。

新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底した企業活動やアフターコロナを見据えた事業展開

などの支援及び情報提供など、引き続き実施してまいりたいと考えております。

さて、町内事業所の状況についてであります。町内の主要産業である製造業につきましては自動車、建設機械関係ともに昨年秋ごろより生産量や売上が回復してきており、受注量の増加に生産を間に合わせるための人材確保に苦慮しているとお聞きしております。

しかし、大手自動車メーカーでは、世界的な半導体不足の影響と東南アジアでの新型コロナウイルス感染症の拡大による部品調達の停滞により減産計画が余儀なくされたことから、今後の自動車関連業種の影響につきましては注視していく必要があると考えております。

回復が遅れておりました工作機械関係も徐々に生産量などが増加し、下請け、協力企業なども含め仕事が回り始めており、コロナ禍前の状況までには戻っておりませんが、順調に経営が改善されてきているとのことでもあります。

7月に実施いたしました町内の主な製造業事業所20社の経営状況調査の結果におきましても、前年同期と比較して生産量がプラスと回答した企業は16社、売上がプラスと回答した企業は17社と、回復傾向である町内製造業の状況が伺えるところであります。

製造業の設備投資につきましては、今後のアフターコロナを見据えた機器等の新規導入や更新が増加傾向で、商工会や金融機関に対して融資や補助金に関する問い合わせが増えているとお聞きしております。また、先端設備の導入に当たり、企業が先端設備等導入計画を策定し、町の認定を受けると税制支援や金融支援などを受けられる制度につきましても、昨年の同時期より認定件数が増加している状況であります。

次に、商業についてであります。依然として厳しい状況が続いております。特に飲食、サービス業につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴いこの時期に利用が多い暑気払いや残暑払いのほか各地区の夏祭りなどが控えられ、さらに全国的な広がりを見せるデルタ株による第5波の影響による感染者の拡大により、酒類を提供する飲食店等に対し県から営業時間短縮等の要請が行われたことから、集客及び売上について大変厳しい状況となっております。

土木、建築、設備等につきましては、木材や資材などの調達が難しい状況や値上りなどがあるものの、好調であるとのことでもあります。

町内事業所全体の状況を総体的に見ますと、飲食、サービス業を除いては新型コロナウイルスの影響は少なからずあるものの、昨年の夏ごろを底に回復基調であるものと感じております。

続きまして、町内事業所への支援についてお答えいたします。いまだ続く新型コロナウイルスの感染拡大により、大きな影響を受けている町内事業所の支援及び利用の促進を図るとともに、地域における消費喚起を促すため「さかきのお店応援券事業」を実施いたします。この事業は、応援券1人2千円分を世帯人数分世帯主に交付し、応援券の取扱店として登録いただいた店舗等で買い物やサービスの提供をいただくものであります。

応援券は、10月1日から来年1月31日まで利用可能で、2千円のうち千円分を取扱店のど

の店舗でも利用できることとし、残りの千円分は飲食店でのみ利用可能な券となっております。現在応援券の取扱い店の取りまとめを行うとともに、応援券の発送準備をしており、今月下旬から順次発送をしております。

次に、「スタンプラリー等消費回復応援事業」ですが、昨年実施いたしましたスタンプラリーと同様に異なる店舗で千円以上の買い物をして、事前に配付する台紙に各店舗でスタンプを押してもらい、5か所のスタンプが貯まるとプレゼントが進呈されるものであります。第1弾を10月1日から31日、第2弾を11月1日から30日までを実施期間として、消費喚起につなげてまいります。スタンプラリーの参加店につきましても、申込みがあった事業所のみを対象として実施することとし、8月末日時点で77件のお申込みをいただきました。

さらにデジタル化を図る取り組みとして店舗にQRコードを配置し、スマートフォンで読み取りスタンプを集めるデジタルスタンプラリーも併せて実施いたします。

これらのスタンプラリー事業につきましては、町商工会への委託事業として実施いたしますが、現在スタンプラリー台紙の印刷、デジタルスタンプラリーの内容の確認など調整を行い、10月1日からの実施に向け準備を進めているところであります。町民の皆様には、町内店舗等の経営の回復と安定にご理解とご協力をいただき、ぜひ本事業を積極的にご利用いただきたいと考えております。

また、飲食店等事業者側においても、安心して来店いただくための環境整備への支援策として、新型コロナウイルスの感染拡大防予防及び防止対策を図るために必要な除菌機や空気清浄機、飛沫感染防止用品などの購入等を補助する「飲食店等新型コロナウイルス感染防止対策補助金」の申請を受け付けておりますので、こちらもご活用いただきたいと思っております。

このほかにも昨年から継続して実施している「雇用調整助成金等申請支援補助金」、町の制度資金であります「経営安定特別資金、新型コロナウイルス対策」などそれぞれの町内事業所がこのコロナ禍を乗り切るために必要な支援を実施しておりますので、有効にご活用いただきたいと考えております。

続きまして、今後の事業所支援策についてお答えをいたします。現在、県が独自に設定する感染警戒レベルが5に引き上げられ、特別警報Ⅱが9月12日までとして発出されております。

まずは町内で新型コロナウイルスの影響が著しい飲食関係事業所の支援を中心に、事業の継続と売上の確保、アフターコロナにつながる客の定着が図れる取り組みなどに対して支援策を講じてまいりたいと考えております。

また、総体的に製造業など回復が早い業種もありますが、支援を必要とする事業所のニーズを見極めながら商工会等支援機関と連携して、終息後を見据える中で経営の継続と雇用の維持につながる支援を続けてまいりたいと考えております。

5番（中島君） 担当課長より詳細にお答えいただきました。

状況につきましては、製造業は持ち直しの動きが進んでいるという状況が伺えるということでございます。その中で、一部自動車産業ではまだ半導体不足の影響を受けているところもあり、加えて昨今の陽性者の急増による濃厚接触者が絡み、従業員が休業した親会社での生産の低下などにより中小企業に2から6か月遅れで影響が出てくるのではないかと懸念がされているところもございます。

支援の状況におきましては、さかきのお店応援券事業と町内の店舗のお客様に安心してお越しいただくための感染防止策の環境整備に対する資金の補助、町民向けには消費回復のための応援券の発行ということで、スタンプラリーにつきましては申込み制で77店舗の申込みがあるということでもございました。

こうした中、今、県で行っている信州の安心なお店認証制度におきましても、こちらのシールでございますが、町内では8日現在飲食店10件、クリーニング店1件、理容店3件、公衆浴場1件の登録がなされております。この制度は、そのほかの町内の当てはまる業種で申し上げますと冠婚葬祭業、文化芸術施設、療術業にもこの認証制度が適用できるということでもございます。

また、この制度の認証を受けたことにより10月31日までの予定でこのシールの貼られておりますクーポン券の取扱い店舗のみで購入できるプレミアム付商品券があり、その店舗で5千円のクーポン券を3千円で購入し、その店舗でご利用できるという応援キャンペーンも行われております。まだこの制度を受けていない業種の店舗に、より一層の働きかけが必要かと思われま

す。今後の支援策としては、事業所のニーズに応えながらということでもございましたが、政府も新型コロナウイルス感染症の対応が最優先としており、対応策や経済支援策と施策が行われるものと思っておりますが、引き続きの柔軟な対応をお願いいたします。

まとめとして、東京オリンピックパラリンピックの感動が冷めやらない中、日本だから安心・安全な大会が開催できたとの世界中のアスリートの皆様や、海外からの感謝と評価と称賛の声が上がってきております。また、それを見て私達も勇気をいただいたのではないのでしょうか。それらを受け、これからも安心・安全を念頭にアフターコロナに向けて、日常生活をはじめ農業、工業、商業といった経済活動の正常化に向け、また地域の祭事ごとやイベントごとが行えるよう協力心が必要かと思われま

す。この状況を乗り越えるためにも、誹謗中傷また風評といった部分に対しましても、我々自身が加害者にならないよう気をつけなければなりません。それに加えて、現況の医療逼迫という状況を余裕を持った医療へと導くため、そして新しい生活様式を交えた安定した生活を取り戻せるよう、新型コロナウイルス感染症が一日も早く指定感染症の2類から5類へと緩和されることが望まれるところと思っております。これで私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 1時34分～再開 午後 1時44分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、9番 朝倉国勝君の質問を許します。

9番（朝倉君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

令和2年度はコロナ禍の中、今まで経験したことのない状況下、町民の皆さんや企業の皆さん、町職員の努力や協力によって決算の状況も通年とほぼ同等な結果で終了しております。日頃、堅実に町政に取り組んできていただいている成果と考え、ここに敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

先ほど決算につきましては同僚議員から詳細について質疑をいたしましたので、決算についてはこの程度にしながら、私の質問でございます農業振興について質疑を行いたいと考えます。

近年、農業への就農人口が定年の延長や米麦売価の下落等、様々な要因の絡みの中で2020年度の農水省発表の食料自給率は目標45%に対して実質は37%となっております。食料の安全保障的な観点から考えると現在の農家の農業離れは以前に比べて大きく早く進んでいると考えております。

このような状況から、今までの農業政策の延長だけでは厳しい実態の中で乗り切ることは大変厳しいのではないかとこのことを痛切に感じておるところでございます。

したがって、農業の持っている多面的な機能を考えると時代や状況に合った新たな農業の振興策の検討が喫緊の課題ではないでしょうか。

このような現状認識の中で、今議会では農業振興について一般質問をしていきたいと考えておるところでございます。

まず、1のイの第6次長期総合計画実施計画の中で特色のある地域農業を標榜する実施計画について質問を申し上げたいと思います。

当町の農業の現状は二極化しておると言っても過言ではありません。栽培品目が産地化ができて経営が安定して利益が見込める果樹栽培、栽培品目が大きく原価割れをしている米麦栽培や栽培ノウハウの会得が必要で栽培技術のレベルいかんで所得が決定する野菜栽培や温暖化の影響を受ける栽培品目等、それぞれ課題がありますが、この地域で経営を確立するには様々な要因をクリアしなければ農業での生活は大変厳しい実態であると思います。

多くの兼業農家では経費負けを農業から撤退する方が特に水田農業の兼業農家に多く感じるところでございます。地域での農業を取り巻く環境は大変厳しい実態でございます。それらの環境を包含して、第6次長期総合計画実施計画の中で特色のある農業を目指した事業計画を策定し展開をしておられます。その具体的な目標、実施内容について伺いたいと思います。

1つ、新規就農者確保・育成事業について、2つ、農地確保促進事業、3つ、需給調整推進対策事業、4つ、集出荷施設改修事業、以上4点について、目標並びに実施計画等について伺い

したいと思います。

続きまして、口の質問を行いたいと思います。

水田農業の現状と今後の対応についてでございます。

今年も九州、沖縄地方で収穫されたお米が流通を始めておるそうでございます。今年も昨年より60キログラム当たりの価格でございますけれども1,000円から1,500円程度、流通価格が下落をしているということを専業農家の経営者からお聞きいたしました。

今年は昨年とコロナ感染拡大に伴い生活様式も通常年と変化しているので、下落幅については若干の考慮が必要と判断いたしますが、このように米価の下落傾向が続くならば抜本的に経営を効率化することで生き残る方策を真剣に考えないと撤退も視野にしなければならない事態ではないかという困惑した様子でこの経営者は私に話していただきました。

私達の地域は兼業農家の後継ぎは、私もその1人でございますけれども、自分達で食べるお米は自分で作る、これは代々おじいちゃん、親父から、このような心意気で米の耕作を行ってまいりましたが、米価の下落が大幅になってきたことから専業農家に作業を委託するか、あるいは耕地を集積して耕作をやめるかといった判断を求められている今の現状ではないでしょうか。

定年が60歳から65歳に上げられ、さらに70歳ということも視野に入れて考えますと、定年帰農者もここ最近はめっきり減ってきている状況であると考えます。そんなことも水稲栽培をやめる一因と考えます。

このようなことから、当町では水稲の栽培は民間の専業業者へ集中して委託栽培や農地集積による栽培が年々増えているということでございます。

しかしながら、先ほどお話ししましたように米価がこのような実態で下落傾向にあるとすると、経営の確立をしなければ、今、一生懸命頑張っている民間業者でも何かアクシデントや経営の見通しが不透明となれば撤退も考えなければいけない、こんな状況下で現在、生産をさせていただいているのではないかと考えます。

これらの現状を鑑みて安定した水稲や麦、大豆、転作作物を専業農家の方々がこれからも頑張って営農ができる環境や対策を早急に講じてやる必要があると考えるところでございます。

そこで、今、考えられる速効性のある施策として次の5点を提言したいと考えます。町の考え方を伺いたい。

1つは、6次産業化に向けての支援の方策はないのか。できるだけ6次産業化にして経営者の所得の向上につなげる施策を検討してほしい。

2つ目、経営効率化のため1枚当たりの面積を最低30アール以上に拡大できる集積を中間管理機構の支援を受けて耕地整理をしていない地域の改善はできないのか。また、耕作する農地の分散を集積、集約化することが早急にできないのか。これについては町の指導により動き始めてはいますけれども、この動きをさらに加速をしていただきたい、これが私のお願いでございます。

3つ、集団転作の仕組みを地域ごとにできないか。現在、坂城の中ではいろんな転作を試みているんですけども、地域を決めて大幅な転作というのは今できていません。これを何とか町の指導の中で転作が大規模にできて下落する水稻に依存しないような経営体質にすることを考えることができないのか。

そして、また4つとしては有利な転作作物の指導を積極的に行っていただけないか。この転作作物によって所得を上げることを考えていただきたい。

5つとして、地域やJA、町が連携して中長期にわたる水田の農業の在り方について対応策の検討が以上の内容の中で急務と考えております。

これらの提言を町としてどう考えるかお聞きをしたいということを考えます。

町長（山村君） ただいま朝倉議員さんから農業振興ということで種々ご質問がありました。私からは第6次長期総合計画における農業振興の基本的な考え方についてお答え申し上げまして、その他の回答につきましては、詳細について担当課長から答弁いたします。

当町は果樹を基幹品目とする農業形態のほか水稻、花卉、野菜など、品目の広がり特徴となっており、地域特性を生かした農業生産が営まれております。

また、新たな魅力としてワインぶどうやガラスハウスを利用した施設トマト、施設栽培のアスパラガス生産など、新たな農業の動きも見られるというところでございます。

その中でも特にぶどう生産はシャインマスカットの販売好調を受けて、活況を呈しており、定年帰農者やUIJターンを含め新規の就農者は今年度を含めた過去5年間で17名となっており、就農者数の半数以上を占め増加傾向となっているといったところでございます。

半面、農業全般としましてはグローバル化による農産物価格の低迷や農業従事者の高齢化と担い手の不足、荒廃農地の増加、温暖化による天候不順や災害の増加など地域農業を取り巻く環境は厳しさを増しております。

そのため、第6次長期総合計画では特色ある地域農業として地域農産物の生産振興と持続可能な産地形成を推進するための新たな品目、品種の導入を進めるとともに、気候などのデータ蓄積による栽培技術のマニュアル化やICT活用による省力化技術などのスマート農業の推進によるコスト低減や効率的な農業経営を目指すとしております。

また、次世代を担う多様な農業者の確保、育成支援につきましては、補助制度活用とそのサポート体制により早期の経営確立を図りつつ、必要に応じた農地の集積、集約化による経営の効率化と規模拡大を進めていくほか、産業連携による付加価値の高い農業やワインツーリズムなど、観光農業への波及といった新たな動きに合わせた地域農業を形づくり、産地の再構築による農業振興を図っていくことで特色ある地域農業の発展を目指すものであります。

そのため、施策の推進にあたりましては、よりきめ細やかな就農支援や農業経営の発展段階に応じた指導、助言、積極的な補助制度活用などが必要となることから、これまでの地域農業に加

えて新たな農業の魅力が付加されるような関係機関との連携により地域農業の発展につなげてまいりたいと考えているわけでございます。

商工農林課長（竹内君） 農業振興について、イの第6次長期総合計画、特色ある地域農業の事業計画についてと、ロの水田農業の現状と今後の対応についてのご質問に順次お答えをいたします。

まず、新規就農者確保育成事業についてであります。地域農業を維持、発展させていくためには新規就農者の確保、育成は必須であり、基幹となる果樹のほか水稻、花卉、野菜、施設園芸など、多岐にわたる品目の担い手を確保することや就農した方々が早期に自立経営を目指せるよう支援を進めていくことが必要であると考えております。

町では、令和3年から7年までの5年間で新規就農者を35名確保していくことを目標としており、これは定年帰農やU I Jターンなど、多様な就農希望者を受入れ、各種の就農支援制度の活用と併せて確保、育成していくことを想定しております。

具体的には、49歳以下の新規就農者に対し年額120から150万円以内の交付金を最長5年間支援する農業次世代人材投資事業により新規就農者の基盤づくりを支援するほか、新規就農者の住居助成や営農機械の購入を助成する新規就農者支援事業、また今年度から施行された、農家の世代交代や経営継承を支援するため、経営発展につながる取り組みを最大100万円以内で支援する経営継承発展支援交付金などを通じて支援に努めているところであります。

また、農業次世代人材投資事業では、農地確保や農業経営、技術的な指導、助言を行うサポートチームを、町、農協、県で組織し年2回の面談指導と園地巡回により目標とする経営に向け、その発展の方向性や課題を精査し必要に応じて融資制度の活用や販売先のアドバイスなど、改善に向けたきめ細やかなサポートを実施しております。

次に、農地確保促進事業に関しましては、土地利用につながる品目としてワインぶどうの栽培面積を計画の指標としており、現状の4ヘクタールから5年後の目標面積を7ヘクタールに増加させるとしております。

これは、既存のワインぶどう生産者の中で、今後2から3ヘクタールの園地確保を希望している農業法人の取り組みを支援するなど、農地の有効活用とワインぶどうのさらなる産地化を目指すことで達成を見込んでおります。

面積確保にあたっては荒廃農地の活用も視野に入れ、荒廃農地を再生する場合は積極的に荒廃農地再生利用補助金や場合によっては農地中間管理事業における園地整備も視野に入れており、今後の事業計画を精査した上で必要とされる支援に努めてまいります。

また、ワインぶどうに限らずその他の果樹や水稻などにおいても現在進めている人・農地プランの見直しにおいて、地域の話合いにおける個別農家や農業法人の園地確保を進め、農地の集積、集約化に向けた地域の合意形成とその後の農地中間管理機構による農地仲介の促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、米の需給調整推進対策事業については、産地自らが米の需要に応じた米生産を進めるため生産数量目安値が国から県を通じて毎年示され、その枠内で米生産を実施することで米価の安定につなげていくこととされております。

米の需要が全国で年間8万トン減少していることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により外食産業などの業務用を中心に販売は不調で、全国的に在庫量の増加や供給過多になっていることから、現状の2年産米についても例年より米価下落の傾向にあります。

これに対する長期総合計画の目標設定は特にございませませんが、当町は自家消費の米を生産する飯米農家の割合が高く、米価下落による影響は限定的であると考えております。

ただし、町内の多くの水田を借受けて大規模に水稻を作付している農家もある中で価格下落による経営への影響は大きいことから、これら農家の意向を把握し協議を踏まえた支援をしております。

具体的には、作付計画を早期に確認しそれに見合った国の交付金の活用や周辺市町村からの米の生産枠の譲り受け、また作付拡大品目の検討や生産振興のための機械導入助成の支援などを実施しております。

一方、大規模水稻農家間における作付エリアのすみ分けについても、協議を踏まえて農地の集積、集約化による作業性向上や経営の効率化を推進しているところであります。

米穀生産は機械化による土地利用型農業として面的拡大が図りやすい反面、機械や設備面での初期投資が大きいことなどから新たな就農にはハードルが高いことが課題とされております。何より米穀生産を担う農業の担い手を増加させる必要があるため、今後とも米穀生産の担い手確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、集出荷施設改修事業でございますが、農業の省力化、効率化、コスト削減は個々の農家や産地としても農産物の価格低下や産地間競争の観点でも求められていることから、計画ではスマート農業の導入件数を5年後に8件程度を目標としております。

スマート農業では田植え機の自動運転や施設園芸での温度センサーによるハウスの開閉、果樹園地の気温や降水量のデータの見える化などの取組事例がございますが、これらの取り組みは今後の農業における効率化や省力化とともに農業の発展、普及につながっていくものと考えております。

こうした中で、ながの農協では千曲市八幡にある、ちくま西部流通センターのりんごの集荷部門を坂城高校前にある果実流通センターに統合する施設改修を再来年度に予定をしております。

これは、りんごの集荷を1か所に集約することで経費削減と効率化を図るもので、光センサーの選果ラインを刷新し選果スピードの向上とりんごの産地強化を目指しており、町としましては基幹品目のりんごの競争力強化につながる事業として支援に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、水田農業の現状と今後の対応についてお答えいたします。

水田農業における6次産業化については、町農業再生協議会により以前から取り組まれている主食用以外の餅や酒米などに利用される加工用米において生産者が出荷先となる製菓業者や酒造元と3年間の個別契約を結んだ販売に取り組んでいるほか、今年度から実施されている水田リノベーション事業の推進も図っております。

この事業は、米価下落による転作推進のため国が新たに打ち出した施策として水田農業を輸出や加工品原材料等の新たな需要拡大が期待される作物を生産する農業へと刷新するため、新市場開拓用米や加工用米、野菜などの高収益作物、麦、大豆等について産地と実需者の連携や実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取り組み、需要の創出、拡大の取り組みを支援するものであります。

当町では、転作作物として一昨年からサツマイモの生産振興を行い、これを原料とした食品製造のための供給体制を町内農業法人と関連会社の連携により実施しており、最終的に3から5ヘクタールの作付を目指す中で機械導入の支援などを進めてまいりました。

今年度は2ヘクタールの作付面積の達成を見込んでおり、今後、需要を見据えた着実な生産拡大と6次産業化の進展を図ってまいりたいと考えております。

次に、耕地整理されていない農地の拡大及び集積についてでございますが、農地の集積や集約化を図る農地中間管理事業では、畦畔を除去して農地を拡大するなどの簡易な土地改良事業も実施可能となっております。

この事業を進めるにあたっては、人・農地プランにおける地域での話合いを通じて農地中間管理機構の仲介による農地の貸借を行い、土地所有者や地域の皆様のご了承をいただいた上での事業化となりますが、事業導入により大きな区画整理田に整備を図ることは水田農業の在り方を見直すための方策の1つとされております。

町としましては、地域の農地利用や水田活用による農業振興を図る上でも利用の在り方を引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、集団転作の地域ごとの導入でございますが、25年ほど前まで当町においても南条の水田地帯における集団転作を実施していた経過がございます。当時は米の生産調整の下、国から配分された生産調整面積を個々の農家の皆様に協力をお願いし水田の周りのみ水稻を植付けない額縁水田や水田の一部を水稻作付しない調整水田、何も作付しない自己保全管理などのほか、南条地区の千曲川右岸の水田地帯を集団転作として大豆や麦の作付を大規模に実施しておりました。最終的には、町全体の生産調整を一部地域の犠牲によって成立させるのは不公平ということから、集団転作が解消されたところであります。

集団転作を実施するためには地域における合意が必要となることから、実現にはかなりの困難が予想されますが、先ほどの人・農地プラン見直しにおける地域での話合いや農地中間管理事業による農地の集積、集約化の進展度合いによっては実現の可能性も見込まれるところでござい

す。

今後、大規模水稲生産者の作付エリアのすみ分けや地域の合意形成を踏まえ、町農業再生協議会として必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

次に、有利な転作作物の指導についてでございますが、米の需給調整を推進している町農業再生協議会では、水利確保が難しい水田などでは麦と大豆の二毛作、地域の畜産農家との耕畜連携による飼料用米、主食用とは区分されて流通する加工用米などを地域戦略作物としているほか、アスパラガス、トマト、サツマイモといった野菜や花卉など、作付拡大につながる面積を国の産地交付金の対象として作付拡大を図っております。

また、新たな転作作物の導入については、長野農業農村支援センターなどの技術指導を含めて実施しており、今年度は水田活用によるネギ栽培を試験的に実施していただき、次年度の補助事業導入による機械化を目指すなど一体的な生産振興を図っているところであります。

最後に、中長期にわたる水田農業の在り方の検討につきましては、その検討時期にあるものと認識しておりますが、具体的な方向性につきましてはながの農協や米穀生産者、米の流通業者などで構成される坂城町農業再生協議会での検討、協議が必要となりますので、今後の検討課題として取り組んでまいりたいと考えております。

水田農業は、生産基盤としての側面はもちろん多面的機能として果たす役割は重要でありますことから、農地保全の観点だけでなく持続可能な農業としての振興を今後も推進してまいりたいと考えております。

9番（朝倉君） ただいま担当課長から説明をいただきました。いろいろな多面的な新しい施策を導入して坂城町の農業振興ということについて積極的に展開されていることは先ほどの説明で理解ができたわけでございますが、いずれにしても農業の就農人口の老齢化、特に果樹栽培を除いては高齢化してしまっていて、例えばねぎみ大根を栽培している私どものグループもあるんですけども、17年前に発足した人でずっと17年続いているわけですね、そうすると60歳の方が幾つになると思いますか、ということで産地形成というのも新しい若い人が農業に取り組む姿というのは本当に意欲がないのが現状だというふうに理解をしています。

そういう意味で、ねぎみ大根の話は一例でございますけれども、一番、水田農業というのは坂城町の土地利用の中では一等地を使って栽培をしているわけなんですけれども、この辺が荒廃地になってしまうといくら工業の製造の町として利益や決算がいいといっても本当にみつともない町になってしまうような気がするんです。

今はそんな農業の状況も新しい形を求めているような時代でございますので、今日の質問の中ではあえて私はこういう話をさせていただいて、ぜひ、坂城農業はまだ元気だよというような姿を先ほどのいろんな施策の中から積極的に展開をしていただき、継続した農業ができるように担当課長にはお願いをしておきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、2点目の質問に入ります。2回目の質問でございます。

農業の振興には、後継者、特に専業農家の育成にかかっていると言っても過言ではありません。当町では、先ほどもいろんな施策の話もありましたけれども、個々の兼業農家を維持や育てるということよりも早急に専業農家の方を育成して耕地や産地を守っていくということが私は農業政策の中で一番手っ取り早い方法ではないかというふうな考え方を持っております。

そういう意味で、当町でも人・農地プランという事業が、私が農業委員の会長を務めたときに始まりまして以来、十数年になるわけですけれども、担当課の担当者の本当に一生懸命な努力もありまして、この事業は近隣の市町村に比べてすばらしい実施結果を残して今もやっておられるわけでございます。

そこで、今では農業次世代人材投資事業という呼ばれ方をしているんですけれども、青年就農給付金事業という名前で始まった事業が現在どのような人員の経過で、今、そこで給付金をいただいて専業農家になった方がどうなっているか、その辺の状況についてご説明を伺いたしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

商工農林課長（竹内君） 再質問にお答えをいたします。

農業次世代人材投資事業の前身となります青年就農給付金事業は、平成24年度に創設をされ多くの新規就農者の基盤づくりを支援してまいったところでございます。

事業の開始当初において、対象者は独立自営の45歳未満の新規就農者とされ、その後、平成27年度に交付額が前年度の農業所得に応じた変動制に改正、また平成29年度からは事業名が現在の名称になるとともに交付期間の途中における目標設定に対する評価制度が導入されました。

令和元年度には年齢要件が49歳以下に引き上げられ、現在は交付期間の3年目までは年額150万円、4年から5年目は120万円の固定額の交付となるなど制度改正が繰り返されてまいりました。

その中で、当町において本事業により資金の交付を受けた就農者は17名でございます。うち2経営体が夫婦世帯でございますので15経営体が交付を受けているという状況でございます。

交付を受けた経営体の現在の経営状況につきましては、品目や経営年数など様々でございますが、現時点で農業を廃業した経営体はございません。中でも1年目に交付を受けたのみで2年目以降は所得制限により交付対象から外れたぶどう農家の存在や果樹品評会で優秀賞を受賞するなど、地域農業の中核的な存在となっている経営体もあるなど、本事業により新規就農者の経営基盤の構築に果たした役割は大きいものであると考えているところでございます。

9番（朝倉君） 今、農業次世代人材投資事業の状況についてご説明いただいて、非常に成果を上げておりますし、専業農家としてそのような活動をされているということについては非常に私もうれしく、坂城町の将来を担っていただける人材であるというふうに考えております。

これからも新規就農者の確保という事業もあるわけでございますので、ぜひ積極的にこの事業

を通じていただいて新しい人材の確保と、それから坂城町の農業が継続して発展できる基盤づくりというようなことで、ぜひご指導をお願いしたいと、併せてそういう方の指導をする里親制度の拡充もこの場において充実できるような施策をぜひお取りいただきたいということもお願いをしておきたいと思います。

それでは、最後でございますが、農業振興について議論させていただきました。大変広い分野でございますので、これぐらいの議論では問題点の解決にはほど遠いというふうなこともありますけれども、いずれにしても食料の自給率の目標と現状は大幅に乖離しているということが数字上に出ております。全国でもこういう状態ですから、坂城町の中においても全く同じ状況ではないかというふうな理解をしております。

このように農業離れしている農業の環境は大変厳しいわけでございますけれども、経費負けをする農業では兼業農家は恐らく農業離れが加速する時代になってくるというふうな受け止めなければいけないというふうに思います。

私どもも一国民として食の安全・安心についてもこのような実態を理解して、昨日のテレビの報道でアメリカやメキシコでしょうか、カナダでしょうか、小麦の生産が天候不順で19%も値上がりしちゃうという報道がありました。いつ、どこで、この異常気象のようなものが起きて、お金を持っていけば食料はどこからでも調達できるという時代ではないというふうな状況を私どもも自覚して、やっぱりある農地を有効に利用して自分達の食料は自分達で確保するという農業を推進していかなければいけない時代になってきたんじゃないかというふうに思います。

このような農業の置かれている環境を私どもが理解して、新しい農業政策を加速的に進める中で、今、問題になっている食料自給というようなこと、食の安全というようなことから強化していかなければいけないと、そのために町の支援体制も強化していただきたいということを思っておるわけでございます。

特に農業の場合は国や県の干渉が強いわけございまして、町単独でどうのこうのというのは非常に裁量の範囲では少ない範囲だというふうに理解しております。そんなようなことから、問題点についても果敢に県や国にアクションを取っていただいて、本当に私どもが食料に安心して生活できるような、そんな農業の構築をぜひ新しい意味で考えていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

議長（小宮山君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日10日は、午前9時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(散会 午後 2時29分)

9月10日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|------|----------|------|----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 8番議員 | 栗田 隆 君 |
| 2 〃 | 大森 茂彦 君 | 9 〃 | 朝倉 国勝 君 |
| 3 〃 | 山城 峻一 君 | 10 〃 | 滝沢 幸映 君 |
| 4 〃 | 祢津 明子 君 | 11 〃 | 吉川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中島 新一 君 | 12 〃 | 西沢 悦子 君 |
| 6 〃 | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 7 〃 | 玉川 清史 君 | 14 〃 | 中嶋 登 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | | |
|-----------------|---|--------|
| 町 長 | 山 | 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 | 崎 義也 君 |
| 教 育 長 | 清 | 水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 柳 | 澤 博 君 |
| 総 務 課 長 | 臼 | 井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 大 | 井 裕 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 竹 | 内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 | 達 博巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹 | 内 祐一 君 |
| 建 設 課 長 | 関 | 貞 巳 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀 | 内 弘達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長 | 崎 麻子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清 | 水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬 | 下 幸二 君 |
| 総 務 係 長 | | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 細 | 田 美香 君 |
| 財 政 係 長 | | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 宮 | 下 佑耶 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 竹 | 内 優子 君 |
| 子 ども 支 援 室 長 | 鳴 | 海 聡子 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | | |
|-------------|---|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 | 村 一朗 君 |
| 議 会 書 記 | 宮 | 崎 あかね 君 |
5. 開 議 午前 9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|----------------------|------------|
| (1) 千曲川を活かしたまちづくりほか | 塩野入 猛 議員 |
| (2) 太陽光発電・蓄電設備についてほか | 中 嶋 登 議員 |
| (3) 町温泉施設についてほか | 山 城 峻 一 議員 |
| (4) コロナ感染から命を守るためにほか | 大 森 茂 彦 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、保健センター所長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

保健センター所長（竹内さん） おはようございます。大変貴重なお時間をいただき、申し訳ございません。

昨日9月9日、玉川議員さんの高齢者肺炎球菌ワクチンについての一般質問の中で、町の財源につきまして特別交付税と答弁いたしましたが、正しくは普通交付税でございます。

大変申し訳ございません。おわびを申し上げますとともに、訂正のお願いを申し上げます。

議長（小宮山君） お諮りいたします。

ただいまの説明のとおり訂正することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（小宮山君） 異議なしと認め、ただいまの説明のとおり訂正することに決定いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（小宮山君） 最初に、13番 塩野入 猛君の質問を許します。

13番（塩野入君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をいたします。

1、千曲川を活かしたまちづくり。

坂城町の中心部を南北に流れる千曲川は、春を迎えると川魚を提供するつけば小屋がいくつも建ち、また、夏を迎えると巨大アユのメッカとして町内外の釣り人が押し寄せるなど、川との関わりがいくつもありました。ところが、今は、コクチバスやブルーギルの外来種、またカワウの繁殖により川の生態系が崩れ、その川魚の関わりが消えうせようとしています。

町の中心部を広く占めるこの川をかつてのように復活させることはもちろんのこと、その上に千曲川と親しむ環境づくり、それに環境資源としての活用を図り、千曲川のにぎわいをつくり出し、地域づくり、まちづくりにも寄与される施策が必要と思います。

そこで、これから千曲川を活かしたまちづくりについて順次伺います。

イ、千曲川に親しむ環境づくり。

千曲川に親しむ環境づくりには、川を整備するハード面と川を活用するソフト面の両面からの考察することが必要であります。

ハード面の1つには、ニセアカシア、そのハリエンジュの木やアレチウリといった外来種が繁茂し、在来の自然環境が失われつつあり、対策が必要であります。また、アシやぶが広がり、釣り場を脅かす状況も見られ、整備が必要です。

2つ目は、魚の生態系が崩れ、水中では、コクチバスやブルーギルといった外来魚により在来魚の生息が脅かされる事態、さらに水の上からは、カワウやサギにより魚の減少が起きている状況への対策の必要性です。

3つ目は、更埴漁業協同組合の令和3年度事業計画にも盛り込まれている川の水質浄化であります。汚れの原因の一つが、冬場の消雪剤塩カルが流れ込むという声も聞こえてきます。こうした自然環境、魚の生態系、それに水質浄化について、それぞれどのようにお考えか伺います。

次は、ソフト面ではありますが、まず、令和元年9月議会定例会で、同僚議員の千曲川を利用した自然体験事業の質問に、町長、教育文化課長が教育委員会の主催運営事業の活動状況をいくつか答弁なされ、また、今年度のまなびの玉手箱にも6月の2日間「親子で参加、川の学校」が掲載されています。川の学校には何組の参加があったのでしょうか。また、これまでに千曲川を活用した活動の成果をお聞きをいたします。

今、町には、釣り同好会や水生生物と親しむグループなどの千曲川に関わる組織はあるのでしょうか。千曲川に親しむ環境づくりに向けては、行政や漁協のほか、川に関心のある町民の後押しが必要です。町民による組織づくりを進めるなど、民間の支援体制づくりが大切と考えますが、町のお考えを伺います。

更埴漁協へは毎年40万円の補助がされていますが、その目的と、どのようなことに使われているのかお聞きをします。

また、町と漁協ではどのような交流がなされているのでしょうか。併せて、漁協へはどのようなことを期待しますでしょうか伺います。

千曲川河川事務所では、砂礫河原の保全、再生、外来植物の抑制などを目的に千曲川中流域砂礫河原保全再生検討会が設立されました。具体的な活動内容をお聞きをいたします。

信州大学の繊維学部の平林公男教授が数理モデルなるものにより、千曲川の生物活動や環境を研究しておりますが、こうした研究者の話の聞いたり交流しながら、アカデミックな面からの対

策、対応も重要と思いますが、いかがでしょうか。

そして、千曲川を活かしたまちづくりには、千曲川に親しむ環境づくりが重要です。千曲川を活性化するためにネックになっているものがありますでしょうか伺います。

ロ、観光資源づくり。

観光資源づくりの第一に考えるのは、かつて巨大アユの里とも呼んだアユのメッカとしてアユをターゲットにした観光資源づくりや、ハヤやジンケンなど川魚料理を味わうつけばの復活ですが、この件についてはどうお考えでしょうか。

2つ目には、中州や低水護岸を活用してのボート、キャンプやバーベキューパーティーのできる空間づくりですが、これについてはどのようにお考えでしょうか。

このほかにも、観光資源づくりに向けた町のお考えがあれば伺います。

ハ、千曲川のにぎわいに向けて。

「(仮称)千曲川の恵みを取り戻す会」の発足に向けて動きが強まっています。私も平成31年に設立準備委員として議会議長の立場で上田、東御議会議長とともに関わりました。今は、坂城町と上田市、千曲市の3市町により進められようとしているようですが、その状況をお聞きをいたします。

一方、8月24日には上田市が軸となり、行政側主体による更埴、上小漁協などが加わった事務担当者会も開催されたとのことですが、どんな目的で、どんな内容で、どんな方向づけがなされたのか伺います。

さらに、にぎわいに向けては、対象が千曲川ですから、広域的な取り組みへの発想も考えることが必要と思います。それは、坂城町をはじめ、上田市、千曲市を含む広域エリアによるスケールアップした事業の推進であります。そうすると、水辺の活性化に向けた国土交通省のかわまちづくり支援事業により、イベント施設やオープンカフェなど様々に環境整備ができますし、何よりも財政支援が容易になります。2市1町が一体になり、かわまちづくり計画を策定し登録することについてのご意見を伺います。

そして最後に、こうした千曲川を活かしたまちづくりに対する町のお考えをお聞きをいたします。

町長(山村君) ただいま、塩野入議員さんから1番目の質問としまして、千曲川を活かしたまちづくり、イ、ロ、ハとご質問がありましたが、私はこのハの千曲川のにぎわいに向けてについてお答えを申し上げまして、そのほかの項目については、それぞれ担当課長から答弁をいたします。

まず、「(仮称)千曲川の恵みを取り戻す会」についてであります。この会は、上田市議会農政議員連盟主催により、平成31年1月に信州大学名誉教授の中村浩志先生を講師とした外来魚駆除をテーマに開催した講演会において設立が提起されたものであります。

出席者は近隣市町村の議会及び行政のほか、信州大学などの研究者、漁協関係者など総勢

95名で、かつてサケやアユの宝庫であった歴史ある千曲川が現在では漁獲量の9割が外来魚に変わり、在来魚は壊滅状態となった現状を解決したいと語った中村先生の呼びかけの下、参加者からの「夏の風物詩であるアユ釣りの姿が見られず、千曲川への関心や誇りが薄れてしまった」あるいは「みんなで力を合わせて千曲川の恵みを取り戻したい」などの声が契機となっております。

その後、2回目の講演会を経て、更埴漁協と上小漁協、上田市長、中村教授等が連携して外来魚駆除を行っていくことで一致したことから、関係する当町と千曲市への働きかけがあり、2市1町が会の設立に向けて参画することになったものであります。

また、直近では、今年4月29日に「千曲川の恵みを取り戻す準備会」が開催され、2市1町の理事者や行政関係者のほか、上小及び更埴漁協、千曲川河川事務所長、信州大学からは中村教授、平林教授の2名が出席して設立に向けた課題整理や意見交換などの協議がなされ、正式な組織の立ち上げについて賛同が得られたところであります。設立時期については未定であります。関係市町村や関係団体で連携し、早期設立に向けて準備を進めているところであります。

続きまして、広域エリアにおける国土交通省のかわまちづくりについてお答えします。

国土交通省が進めるかわまちづくりでは、河川空間とまち空間の融合による良好な水辺空間の形成を目的として推進しており、支援制度に基づき河川管理者がハード、ソフト両面で支援を行っているものであります。具体的には、水辺、道路、公園などが隣接する立地を活かした一体的な空間づくりの実現や、それに伴う観光拠点間の回遊性を向上させる取り組みなどが全国各地で実施されております。

当地域におきましても、現在準備を進めております（仮称）千曲川の恵みを取り戻す会の枠組みの中で、水産業と観光産業などの振興とともに良好な水辺空間の整備など、広域連携による地域活性化に向けた取り組みについて検討していければと考えております。中村浩志先生はいつまで準備会やってんだと言われておりますので、なるべく早く進めていきたいというふうに思っております。

続きまして、千曲川を活かしたまちづくりについてであります。これまでの当町における千曲川との関わりを顧みましても、つけばやアユ釣り、バラ公園や運動公園など、景観を含めて千曲川と深いつながりがあり、それを活かしたまちづくりに努めてまいりました。今後もこれらの資源を維持、継続させていく一方、国が進めている砂礫河原といった千曲川中流域の原風景の保全とともに、広域連携などによるさらなる活用の方向性なども検討してまいりたいと考えております。

建設課長（関君） 私からは、千曲川に親しむ環境づくりのうち、ハード面の外来種やアシ、やぶ対策、また千曲川中流域砂礫河原保全再生検討会の活動内容について順次お答えします。

千曲川中流域におきましては、かつて砂礫河原が広がり、植物ではカワラヨモギが群落しコチ

ドリやイカルチドリなどの鳥類が繁殖に利用、また、水域ではアカザやアユなどの魚類が生息するなど、砂礫河原特有の生物の生育に適した空間が存在していましたが、現在では、アレチウリやハリエンジュなどの陸生に生育する外来種の植物が繁茂し、生物の多様性が失われつつあります。砂礫河原の再生を行い外来種の抑制を図り、これまでに失われた千曲川本来の自然環境を取り戻すことで砂礫河原特有の生物に適した生息、生育環境を保全、再生することが重要となっております。

千曲川河川事務所は、平成26年に国、県等の環境土木の関係機関に大学、沿線市町、漁業団体のメンバーで千曲川中流域砂礫河原保全再生検討会を発足しまして、モニタリング部会、技術部会を設け、砂礫河原再生事業の実施箇所の選定や整備の工法等を技術的に検討するとともに、再生効果のモニタリングや結果の検討を行ってきました。

検討会では、ハリエンジュに関しましては昭和22年の4.1倍、またアレチウリに関しましては平成11年の7.5倍まで増加し、加えて外来種の繁茂が洪水時には流れを阻害する恐れも報告されております。

そこで、中流域における現状分析を行い、冠水頻度が年1回以上ある場合は在来種に比べ外来種の植生面積が大きく減少することから、河川内の外来種の樹木を伐採するとともに、河床を年1回程度冠水する高さまで平面掘削や流路掘削を行い、中小洪水により自然攪乱させ、外来種の樹木が生育しにくい場を造ることにより砂礫河原及び砂礫河原に依存する生態の保全再生する事業を行っております。

平成26年から28年までは千曲市冠着橋付近において、また29年から令和元年是上田市の古舟橋付近において当再生事業が行われ、継続的にモニタリングを行っております。令和元年からは南条・網掛地区において実施され、令和3年も引き続き網掛地区での事業を予定しているとお聞きしております。

砂礫河原の維持に向けた保全の観点から、今後の自然再生整備を千曲川中流域全体に進めていただきまして、失われつつある本来の自然環境を取り戻し、砂礫河原特有の生物に適した生息、生育環境を保全、再生することを期待しているところでございます。

次に、信州大学繊維学部教授による数理モデルを活用した千曲川の生態系など環境についてアカデミックな対応、対策についてでございますが、信州大学繊維学部応用生態学研究室において千曲川の付着藻類や水生昆虫類を中心とした生物の研究を野外調査を行いながら実施されておまして、研究室の先生は千曲川中流域砂礫河原保全再生検討会の座長をさせていただいております。現場で得られました知見を基に、数理モデルを活用したデータ分析を検討会の研究に反映していただいていると認識しているところでございます。

また、千曲川を活性化させるためにネックになっているものは、とのご質問でございますが、種々考えられるところでございますが、かつては千曲川に親しみ、千曲川と関わり合いが多くあ

りましたが、現在は危険な場所という認識の下、千曲川が以前に比べ遠い存在になってしまっているのではないかと根本的には考えているところでございます。

以上です。

商工農林課長（竹内君） 私からは、イの千曲川に親しむ環境づくりのうち、千曲川在来魚の生態系対策と更埴漁業組合への補助金等について、及びロの観光資源づくりとハの千曲川のにぎわいに向けてのうち、8月24日に開催された事務担当者会議について順次お答えをいたします。

最初に、千曲川在来魚の生態系対策についてであります。ブラックバスやブルーギルなどは、北米から輸入した外来魚で生命力や繁殖力が非常に強く、在来魚の卵や稚魚などを好んで捕食するため在来魚の生態系が変化し、地域の自然環境にも大きな影響を及ぼしております。また、カワウの集団飛来やサギの繁殖により、多くの在来魚が捕食され千曲川の在来魚が激減しているところでもあります。千曲川の生態系や在来魚を守り、また、千曲川からの恩恵を受け生活やなりわいとしている方々のことを踏まえ、外来魚や魚食性の鳥類の駆除によりそれぞれが適正な数になるよう、更埴漁業組合など関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、更埴漁業組合への補助金等についてであります。更埴漁業組合に対しましては、組合が行うブラックバス釣り大会や組合員による外来魚の産卵床破壊、投網による捕獲等の駆除やカワウやサギの駆除活動など、放流したアユなど外来魚を育てる環境を整えるための活動のほか、千曲川の自然の産物や恵みを知り環境を考える機会とするため、小中学生の釣り大会やそれに合わせたごみ拾いの活動などを通じた地域の資源である千曲川を体感する活動に対して補助を行っております。

今年度は7月17日土曜日に小中学生を対象とした千曲川ニジマス釣り大会が谷川合流地点上流で開催され、また、今月25日土曜日にはバスフィッシングフェス2021が鼠橋から筈橋の間を会場に開催されます。

漁業組合が実施する様々な事業や活動を行う際には、事前の協議や打合せ、当日の共同実施など漁業組合と町が一緒になり、連携と交流を図りながら各種事業を行っているところであります。町といたしましては、引き続き、地域のシンボルであり財産でもある千曲川について様々な活動を通し、地域の皆さんが共に考え、守り、共存していくことができる取り組みを漁業組合に期待するとともに、連携して進めてまいりたいと考えております。

続いて、ロの観光資源づくりについてであります。

町内の千曲川河川敷では、かつては春から初夏にかけてつけば漁が行われ、そこで採れたウグイを塩焼き、天ぷらなどの料理にして食べることができるつけば小屋があり、初夏の風物詩として地域で親しまれてまいりました。また、夏のシーズンには、巨アユの地として全国的にも有名になったことから県内外から大勢の釣り客が訪れ、所狭しと競ってさおを出し、アユ釣りを楽しむ姿が見られました。

最近では、外来魚やカワウによる捕食などの被害により、ウグイやアユなどの在来魚が減少し、つけば小屋の数も減り、アユ釣り客の姿もほとんど見かけなくなりました。巨大アユによる観光資源づくりや川魚料理を味わうつけば小屋の復活についてであります。まずはアユやウグイなどの在来魚がすめる環境づくりが必要と考えております。釣る魚や食べる魚など、以前から生息していた魚を千曲川に取り戻すことが必要であり、その環境を漁業組合などの関係団体と協力、連携し整えてまいりたいと考えております。

次に、中州や低水護岸を活用しての空間づくりについてでございますが、現在、町では運動公園として一部河川敷を利活用しております。中州につきましては、最近の秋雨前線の影響や一昨年の台風19号の状況などを見ましても、その都度流され、川の流れが変わることから活用は難しく、また、低水護岸を増やしてしまうと水の流れる川幅が狭くなるため、さらに流れが速くなってしまふとともに、川魚が好んで生息する水がたまる澱みがなくなってしまうため、釣りやつけば漁などを行う場所が減ってしまうことにつながります。今後、河川敷で利用できる場所を把握し、キャンプやバーベキューなどができる敷地があるか、また、できる場所であるかを検討し、有効的な空間づくりについて研究してまいりたいと存じます。

次に、観光資源づくりに向けた考えについてでございますが、河川敷にありますマレットゴルフ場は町外の方にも多くご利用いただいております。上五明のグラウンドは生涯野球などの全国大会も開かれ、県内外各地からお越しいただいた際に周辺の観光施設に立ち寄っていただいているお話もお聞きしております。千曲川やその敷地を利活用した観光資源づくりについては、既存の町有施設や観光施設などとの連携を含め、より多くの方にお越しいただき、興味を持って楽しんでいただけるよう今後検討してまいりたいと考えております。

続きまして、ハの千曲川のにぎわいに向けてのご質問のうち、8月24日に開催された事務担当者会議についてでございますが、この会議は千曲川流域の水産振興検討会と題して、2市1町の農政担当者と更埴及び上小漁協による実務者レベルの意見交換の場として開催されました。検討会では、千曲川河川事務所から提供された千曲川本流の魚類生息状況について報告があり、水産現場における外来魚の状況把握がなされたところであります。また、駆除方法について電気ショッカーによる捕獲や外来魚の産卵床の破壊が効果的といった報告がされるなど、外来魚駆除の課題と対策が提起されました。

これらを受け、事務局の上田市では、今後、水産振興の課題や具体的な対策を取りまとめ、実務者レベルでの組織設立に向けて関係市町や関係団体と連携し、年度内での立ち上げを目指すこととしております。

当町におきましても、広域連携の枠組みの中で具体的な外来魚駆除対策への支援を検討し、継続してまいりたいと考えております。

住民環境課長（竹内君） 私からは、イの千曲川に親しむ環境づくりのうち、川の水質浄化からの

環境づくりについてお答えいたします。

千曲川が流れる豊かな自然環境の保全を図る取り組みの一つとして、地域住民と行政が一体となって水辺の豊かな自然と親しみ、環境について関心を高め理解を深めていただくための千曲川クリーンキャンペーンには、コロナ禍のため昨年と今年中止しておりますが、子どもから大人まで多くの皆様にご参加いただいております。また、千曲川に流れ込む町内河川については、地域の皆さんの活動により河川清掃等の環境整備が行われているとともに、町が実施する河川等の不法投棄パトロールなどにより環境の美化を推進しているところであります。

千曲川の水質浄化に関しましては、町では千曲川の支流となる河川や用水路など15か所で地下水の水質調査を毎年定期的に年4回実施しております。具体的な調査項目としますと、水中の水素イオン濃度を示すpH、河川の汚れの程度を示すBOD、水の濁りの原因となる浮遊物質、水中に溶け込んでいる溶存酸素、大腸菌群数等であります。これらの水質調査の結果及び水質の状況につきましては、広報「さかき」に掲載して、周知、啓発を行うなど水質汚濁の防止と水環境の保全を図っております。

住民の皆さんの環境に対する意識の向上や下水道の普及などにより、千曲川に注ぐ町内河川等の水質は改善傾向ではありますが、引き続き千曲川の水辺の豊かな自然環境や魚の生態系などの環境保全に取り組みながら、自然と調和した環境づくりを進めてまいりたいと考えているところでございます。

教育文化課長（堀内君） 私からは、イの千曲川に親しむ環境づくりのうち、川の学校の参加数と、千曲川活用の活動の成果と、釣り同好会等の有無と、民間の支援体制についてお答えいたします。

まず、川の学校についてであります。坂城大橋の上流でつけば小屋を運営されている方を講師に平成17年より開催し、今年で17回目を迎えたところであります。対象者は小中学生とその保護者で、1日目は会場周辺の河川敷のごみ拾いから始め、魚捕りの仕掛けを手作りし、川に仕掛けます。2日目は早朝5時に集合し、仕掛けにかかった魚を引き上げるところから始め、今年ウナギ、ナマズ、ニジマスなどが釣れました。その後、つけば小屋で調理していただくとともに、別に用意されたウグイを参加者全員で串に刺し、焼いていただきました。

いずれの活動も子ども達には初めての体験であり、この体験を通して現在の千曲川の生態系やつけば漁など、川の恵みや命の大切さについて学びました。

川の学校の参加者数でございますが、今年度は9組が参加し、昨年令和2年度は新型コロナウイルスの影響により中止、令和元年度は15組、平成30年度は8組が参加しており、これまでに200組を超える親子に参加いただいております。

千曲川をフィールドとした講座には、このほかにも「親子で参加さかキッズくらぶ水辺編」がございます。坂城町出身で町の教育委員長を務め、町の特命大使である信州大学名誉教授中村浩志先生にご指導いただき、千曲川河川敷などを散策し、水辺にすむ鳥や魚、昆虫などを観察して

歩き、楽しみながら千曲川の生態系を学ぶ講座で、平成20年度から開催し、これまで11回開催してまいりました。

これらの千曲川を利用したソフト事業の成果といたしますと、かつて子ども達の遊び場、学びの場であった千曲川は、現在では危険な場所という考えや雑草の繁茂により、千曲川に親しむ環境が失われつつある中で、残されたふるさとの自然や水辺に親しむ環境に触れることにより、今ある環境を保全し後世につなげていく必要性について認識していただけたのではないかと考えております。

次に、町内に釣り同好会が結成されているかどうかにつきましては、釣り愛好家がいらっしゃることは存じていますが、同好会などのグループ化がされているかどうかは把握していない状況でございます。

また、町民による組織づくり等への支援についてですが、先ほど申しあげました川の学校や、さかキッズくらぶなどの活動を通じて、参加した町民がまずは千曲川をはじめ川に関心を持ち、仲間と共に自ら取り組み活動していくための気運の醸成につなげられればと考えております。その後、気運が高まってきた段階で、必要な支援に関して検討してまいりたいと考えております。

13番（塩野入君） 時間の関係もあります。

二十数年前に、当時、私が35万円で購入した漁業権、今は僅か数万円でも買手がなく、逆に組合員の退会も顕著であります。

千曲川と地域住民との関わりが遠のき、千曲川の魅力が薄れてしまっています。資源を確保して活用を進めていくことが肝心であります。それには町だけでなく、千曲川河川事務所はもとより、漁協や住民組織が一体となつての推進が大切です。千曲川に蓋をしたら、膨大な土地利用ができるというふうに誰かが言っていました。魅力ある千曲川を活用し、千曲川を活かしたまちづくりを思い、次の質問に移ります。

2、土砂災害対策について。

近年の異常気象により、数十年に一度というような豪雨が毎年のように頻繁になり、線状降水帯という表現も使われ始めています。静岡県熱海市では大規模な土石流が発生し、多くの犠牲者が出たり、前線が停滞した長雨により、岡谷市では3人が死亡するなど土砂災害が各地で発生しています。

そこで、土砂災害対策について順次伺います。

イ、土砂災害への備え。

坂城町の年間雨量は千ミリ弱で土砂災害には縁遠いと見られていましたが、昨今の雨量は桁違いの状況の中で、近年の町の雨量の推移とその変化をまずお聞きをいたします。

先月8月29日に町総合防災訓練が実施されました。新型コロナ防止から参加者が限定され、参加できませんでしたが、今年は令和元年東日本台風の経験を踏まえ、水害や土砂災害を

想定した訓練がされました。その訓練の中で土砂災害に対する訓練内容とその成果をお尋ねをいたします。

土砂災害の警戒区域及び特別警戒区域は、土石流、地滑り、それに急傾斜地の崩壊の3区分により県が指定しています。町の防災ハザードマップも色分けされて落とされていますが、この1万7千分の1のマップからは正確な境界が分かりません。また、区域ごとに、記号や番号によりそれぞれどこどこ付近とか、あるいはどこどこ一帯というその所在地、場所設定の一覧表があれば、災害が発生した場合にその位置や場所が具体的に分かります。境界の範囲や所在地の設定についてはどんな状況でしょうか。

ロ、大規模盛土造成地について。

坂城町大規模盛土造成地マップが公表され、15か所が指定されています。指定基準やどんな調査がされたのかなどの策定工程をまずお聞きをいたします。

指定された15か所全てが地盤調査、簡易地盤調査の必要なしのグループNというふうになっています。どのような調査内容によりこの優先度ランクの一番低い、最も低いN評価になったのでしょうか。

また、このN評価になっても、1番から8番までの優先度順位が示されていますが、この優先度順位の決め方についてもお聞きをいたします。

造成地の中には、かつて新幹線や高速道路建設の残土による盛土がされていますが、どこの場所に埋められたのでしょうか。これまでに地盤沈下などの問題は生じてこなかったのでしょうか。

位置図には災害弱者、災害時要援護者といわれる保育園児や障がい者施設周辺と示された部所が何か所かあります。こうした場所は定期的に点検、調査をしつつ重点的に強固な安全対策が求められますが、対策はなされているのでしょうか。

マップ作成や造成年代調査などはスクリーニングという方法でされてきました。これから先もこのスクリーニングにより、さらなる地盤調査や対策工事へと進める計画のようではありますが、その具体的内容をお聞きをいたします。

ハ、土砂災害対策。

8月21日の信濃毎日新聞には、先月の大雨では県内11か所が土砂災害発生後に避難指示が出ていたと、このように報じています。問題は、いつその避難指示を出すかのタイミングであります。信州大学砂防学の平松晋也教授は、場所により降り方が異なり、いつ限界を超えるか分からないため適切なタイミングで発するのは至難の業というふうに指摘されています。目安の一つは、气象台と県が共同で発表する土砂災害警戒情報があります。町の避難指示の出し方についての考え方をお尋ねをいたします。

土砂災害に対する重要な対策は、災害弱者、災害時要援護者への支援体制です。土砂災害の危険度が高いのは山間部であり、住宅もまばらで道路事情も厳しいところが多くあると思います。

警戒レベル3の状況に至らなくても、支援を急がなくてはなりません。行政支援のほか、土砂災害警戒区域に住む地域住民との協力体制が求められます。一層の支援体制を整えることが大切ですが、ご意見をお聞かせいただきたいと思います。ご見解をお聞きいたします。

数十年に一度、100年に一度と言われる集中豪雨や長雨が頻繁に発生しています。土砂災害は歴史的にも開闢以来何もなかったところに発生したり、何の前触れもなく突然発生したりしています。そこで最後に、予測の厳しい土砂災害に対しての町の考え方を伺います。

住民環境課長（竹内君） 私からは、イの土砂災害への備えのうち、近年の町の雨量の推移と、8月29日に実施した町総合防災訓練での土砂災害に対する訓練内容とその成果についてお答えいたします。

初めに、町の雨量の推移ですが、坂城消防署で観測された累積雨量の過去5年間の状況につきまして千曲坂城消防本部によりますと、平成28年が789.5ミリ、平成29年が755.5ミリ、平成30年が689.5ミリ、令和元年が700ミリ、令和2年が748ミリとなっております。

次に、8月29日に実施した町総合防災訓練での土砂災害に対する訓練内容とその成果についてでございますが、土砂災害に関わる訓練内容といたしまして、同報系防災行政無線により高齢者等避難及び避難指示の発令を土砂災害警戒区域へ伝達する情報伝達訓練を実施いたしました。また、同じく情報伝達訓練では、移動系防災行政無線により土砂災害などの各地区の被害状況を各自主防災会から災害対策本部に連絡していただく訓練を実施いたしました。

訓練参加者が訓練会場である坂城小学校へ実際に避難していただくにあたりましては、事前にハザードマップをご確認いただき、土砂災害特別警戒区域など土砂災害が懸念される箇所を避けて避難ルートの検討などをお願いしたところでございます。

また、消防団につきましては、土砂災害警戒区域を含む各分団の管轄区域の危険箇所に対し、警戒、巡視、避難誘導訓練を実施していただきました。

土砂災害はその発生を事前に予測することは非常に難しく、土砂災害から身を守るためには日頃からの備えが必要であり、自分の住む場所が土砂災害警戒区域などにあたっているかをまず事前に確認いただくことが重要であると考えております。

今回の訓練における成果として、お住まいの地域の危険箇所の確認や避難のタイミングなどについて周知が図られたと考えておりますが、今後も引き続きハザードマップの見方や避難情報のポイントなどにつきまして周知、啓発し、住民の皆様の防災意識の高揚を図っていきたいと考えているところでございます。

建設課長（関君） 土砂災害への備えのうち、土砂災害警戒区域と特別警戒区域の正確な境界及び所在は、についてお答えします。

町内の土砂災害警戒区域につきましては、現在、土石流、地滑り、急傾斜地の崩壊について警

警戒区域80か所、特別警戒区域56か所を県が指定しております。土砂災害警戒区域の指定につきましては、溪流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域について、地形、地質の基礎調査を実施した後に、一定の基準で指定されることとなります。

ご質問の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の正確な境界及び所在でございますが、指定をした県に確認しましたところ、先ほども申しましたが、地形、地質により区域の指定をされているために、例えば土地の何番地から何番地といったような境界及び所在を示す詳細な一覧表がなく、県で管理している図面データを基に位置を地図上で割り出し、把握しているとのことでございます。

また、ご質問のありました全戸配付しました坂城町ハザードマップは、縮尺が1万7千分の1となっております。指定された場所とそうでない場所の境界がはっきりと分かりにくい状況となっております。町のホームページでは、洪水・土砂災害避難地図、ハザードマップでございますが、それを公開しております。指定された場所を拡大して見ることができます。また、県のホームページにリンクしております「信州くらしのマップ」では防災に関する項目も掲載しており、近隣市町の土砂災害警戒区域なども併せて検索することができますので、町民の皆さんには他市の状況なども含めてより詳細な土砂災害警戒区域が把握できるように町のホームページにリンク集として添付させていただくようにしたいと思います。ご活用いただきたいと思います。

今後、ハザードマップは工事完了に伴い、都度変更していく必要があります。紙ベースで印刷していくと混乱してしまうことも考えられますので、お知らせする方法については検討してまいります。

続きまして、ロの大規模盛土造成地についてお答えします。

まず、大規模盛土造成地の指定基準でございます。盛土の面積が3千平米以上で谷を埋めたもの、盛土をする前の地盤面に対し角度が20度以上で盛土の高さが5メートル以上盛ったものの2種類が基準として示されております。

令和元年度、国の事業において、第1次スクリーニングとして造成前後の地形図や空中写真を基に大規模盛土造成地を地図上で示すマップ作成が行われまして、町内では15か所が指定されました。令和2年度では、町において、第2次スクリーニングとして大規模盛土造成地変動予測調査を委託事業として行い、15か所の造成年代調査、現地調査を実施したところでございます。現地調査では、盛土及び擁壁の形状と構造、宅地地盤・擁壁・のり面の変状の有無、それから地下水の有無、この3つを軸に調査を行ったものでございます。結果としましては、現地調査での目視等により盛土地盤の安定性に何らかの懸念の要素があり次の段階のボーリング調査、そういったものを地盤調査をする必要があるかの判断につきましては、先ほどもありましたグループN地盤調査の必要なしとなっております。

これは、擁壁やのり面の状況の変化や、地下水が湧水となっているかなどによって、地盤調査

の必要性について、優先度が高いもの、やや低いもの、低いもの、必要なしのランク分けで判定されたものでございます。また、その中での優先度順位、それにつきましては、グループがNの中でも仮に地盤調査をするとした場合については、そういった形になっているというランクづけを行ってる状況でございます。

次に、新幹線、高速道路の建設残土による造成地につきましては、びんぐしの里公園、それから南条保育園などの大木久保団地周辺、坂城高校第2グラウンド、岡の原団地東側、上平島団地周辺などとなっております。現地調査の結果では、他の選定された造成地も含めて地盤沈下などの問題を確認されていないところでありまして、特別な安全対策を講ずる必要性の報告とはなっておりません。

しかし、上平地籍の福祉施設につきましては、一部土砂災害警戒区域になっておりますし、南条保育園も土砂災害警戒区域に接しておりますので、避難に時間を要することも考えられることから、早めの避難が必要となりますので、平時からの避難場所の確認や、有事の際には災害情報の確認が必要と考えております。

今後の事業の予定としましては、前年度結果を基に、擁壁、湧水等の調査を、今年度学識経験者を含めて、さらに実施し、地盤調査の必要性及び優先度順位の再確認、それから再検討を行ってまいりたいと考えております。

本年度の調査結果によりまして、仮にさらなる調査の必要が、必要となった場合につきましては、地盤調査を行いまして、その上でさらに安全対策が必要となった場合につきましては、災害時要援護者の方が利用する施設に限らず、重点的に強固な対策検討を進めてまいる必要があると考えているところでございます。

総務課長（臼井君） 土砂災害対策についてのご質問のうち、ハの土砂災害対策について順次お答えを申し上げます。

まず、町の避難指示の出し方についての考え方につきまして、町における避難情報発令のタイミングにつきましては、内閣府から示された避難情報に関するガイドラインを一つの目安とする中で、気象庁と県で共同して発表される土砂災害警戒情報や、土砂災害に係る大雨警報の危険度分布などの情報をはじめ実際の降雨量や雨雲の動き等気象条件、町内危険箇所状況などを総合的に判断する中で、適切に避難情報を発令することとしております。

具体的には、主に土砂災害警戒区域内、または特別警戒区域内の住民の皆様に対しまして、お住まいの地域が大雨による土砂災害発生の危険度、通称「キキクル」がレベル4相当、非常に危険とされ、土砂災害警戒情報も発令された状況となった場合に対象地域に対して、避難指示を発令することを一つの基準と考えているところであります。土砂災害警戒情報とともに、気象庁が発表する大雨による土砂災害発生の危険度を示す「土砂キキクル」は、土壌雨量指数等の2時間先までの予測値が土砂災害発生の危険がある基準に到達すると予測された場合に地図上に5段階

の色分けをして、危険度を表示することができるものであります。内閣府の避難情報に関するガイドラインにおきましても、「土砂キキクル」の活用を基本としており、町といたしましても、これを一つの基準としているところであります。

次に、災害弱者、災害時要支援者への一層の支援体制についてというご質問でありますけれども、高齢者の方や障がいのある方など、避難に時間を要する方につきましては、日頃から自宅の位置をハザードマップで確認し、土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域となっている場合は、安全な避難場所や避難経路をあらかじめ確認をしておくといった備えが大切であります。特に道路事情など自宅周辺の環境も考え合わせ、状況によっては避難情報を待つことなく早め早めの避難行動を心がけるとともに、いざというときには、地域ぐるみで助け合いができるよう日頃から隣近所や地域の方とのコミュニケーションを取っていただくことも、重要であると考えているところでございます。町でも、自主防災組織や民生委員への避難行動要支援者名簿の提供とともに、今後は地域の皆様とも連携し個別避難計画の策定を進めながら、個々の状況に応じた一層の支援体制の整備に向け取り組みを進めてまいりたいと考えております。

最後に、土砂災害に対する町の考え方でありますけれども、土砂災害につきましては、それぞれの箇所における地質や地形、植生等に大きく影響されるため、一般的な土壌雨量等の予測のみでは一概に全ての箇所において判断をすることは、非常に困難であります。町といたしましては、国のガイドラインに示された避難情報発令の基準に基づく判断に加え、職員が町内を実際に巡回する中で確認し、目視等により亀裂などの異変やふだんと違う前兆現象の把握、そういったことに努める中で適切な情報発信に努めているところであります。そうした状況の中で、町民の皆様一人一人が、日頃からお住まいの地域にどのような危険があるのかをハザードマップで確認していただき、土砂災害をはじめとした災害の危険性の有無を、まず知っておいていただくことが、大変重要であると考えております。

町では、台風や長雨の際には様々な気象情報や町内危険箇所の状況など、情報収集に努めながら適切なタイミングにおける避難情報の発出を行ってまいりますが、町民の皆様におかれましても、大雨の際にたとえ町からの避難情報が出されていない状況であっても、特に土砂災害等の特別警戒区域、警戒区域にお住まいの皆様につきましては、ご自宅の周囲の状況や雨の降り方などを見る中で、危険を感じた場合には、ちゅうちょなく自主的に避難を開始していただくなど、いざというときに備え、早めの安全確保の行動を取っていただくようお願いしたいと存じます。

町といたしましても、有事の際の迅速な対応はもとより、広報やホームページ等による平時の啓発や情報提供に努めるとともに、総合防災訓練や地区説明会など様々な機会を捉える中で、災害時の避難や対応などについて住民の皆様にお伝えしてまいりたいと考えているところでございます。

13番（塩野入君） この長雨によりまして、農道七曲線で土砂災害が発生したと、このように報

告がされました。石積みがされていないところでの小規模な路肩の崩落のようですが、状況と、その復旧について伺います。また、そこが土砂災害区域が指定されていない場所ということですが、指定についてはどのようにお考えかお聞きをします。

それからもう一つ、今あの網掛の急傾斜地指定地の斜面崩壊対策工事というのが消防の第9分団の付近まで、今、県事業で行われているわけですが、その先、南に向かって、県道をくぐる六ヶ郷用水の表樋、その間は落石が度々ありまして、大きな石が用水に落ちたり、それから用水を超えて県道脇まで転がってもあるわけでありまして。こういう、いつ落ちてくるか分からない落石は、極めて危険であります。土砂災害特別警戒区域でもありますので、引き続きこの斜面崩壊対策工事が進められますように要望させていただきたいと思いますが、どうでしょうか、お聞きをいたします。

商工農林課長（竹内君） 再質問にお答えをいたします。

上平島地区の農道七曲線の土砂崩落につきましては、8月13日から15日にかけて降った雨により、七曲線の一部でのり面の土砂が崩落する災害が発生いたしました。崩落したのり面は、延長約6メートル、高さ約2.4メートルにわたっており、崩落した土砂は約5立方メートルであります。被害の連絡がありました当日中に全ての土砂を撤去し農道に鉄板を敷くなど、安全対策を含めた仮復旧工事が終了しております。

なお、のり面の本復旧工事につきましては、ブロック積み擁壁での復旧を計画しております。

また、土砂災害警戒区域の指定につきましては、地域の状況を踏まえ関係課と検討する中で必要に応じて県と協議をしております。

建設課長（関君） 網掛地籍の急傾斜地崩壊対策事業につきましては、全体計画延長250メートルの区間におきまして急傾斜地崩壊防止施設として重力式擁壁、落石防止柵を高さ4.5メートルで施工しております。

当事業の採択要件でございますが、土地の所有者が、崩壊防止工事を行うことが困難、または不適當と認められるもので、斜面の崩壊により被害が想定される区域において、人家10戸以上に倒壊等の著しい被害が及ぶ恐れがあることとなっております。事業を実施している県千曲建設事務所によりますと、本事業をさらに南へ延長することは、事業採択要件の点で難しいとの判断をいただいておりますが、現状を報告する中で、ほかの事業化、そういったものが組み込めないか、そういったことも相談してまいりたいと考えております。

なお、今回の事業範囲における土砂警戒特別区域、いわゆるレッドゾーンということになるんですが、それにつきましては事業完了後に解除となっております。

13番（塩野入君） 土砂災害に遭われた80歳の女性の方が、ここで生まれて初めてこんな災害に見舞われたと、こういうふうに嘆いている姿がテレビで映し出されておりました。土砂災害は、今まで思ってもいない場所に、しかも突然発生します。

坂城町は、雨量もそう多くはなく、安定した土地利用の概念がありましたが、こうした異常気象が続く中では、もはやそれは通用しません。小さな川は各地にあり、専門家は、どこで災害が起きてもおかしくないと言っています。住宅が山の斜面やその近くにある場所は、身近な危険に目を向けることが大切です。危険性に関する情報を集め、住民や所有者への周知を進め、命を守る対策の重要性を改めて考えながら、これにて私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時58分～再開 午前10時08分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、14番 中嶋 登君の質問を許します。

14番（中嶋君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、私の一般質問を行います。

さて、コロナ禍時代ではありましたが、東京オリンピック・パラリンピックが天皇陛下をお迎えし、感動とともに無事閉幕できたことは大変喜ばしいことではありましたが、しかしながら、その裏では全国的にコロナ患者が増えてしまい、菅総理の無策政策が与野党から批判され、菅さんは総裁選には出馬できず国難と言われ、また、非常事態と言われているコロナ禍時代に政府・与党は国会も開かず、日本人の命と社会経済をどう考えているのでしょうか。

自民党は、選挙の顔ということで総裁選が始まるようです。その後には衆議院選挙も行われる予定ではございます。日本が、我が国が大きく変わろうとしているときに、国は一体、何をしているのでしょうか。大いに町会議員としてチェックをするとともに、坂城町民のために注視していかなければと思うものであります。そして、この国の行く末がとっても心配でもあります。これ以上やっていると時間が長くなりますので、質問に入らせていただきます。

①太陽光発電・蓄電設備について。

（イ）坂城小学校への設置について。

今議会で既に可決はされた案件ではありますが、坂城小学校への太陽光発電設備30キロワット、蓄電設備35.3キロワットアワーが設置されます。設置費用として6,380万円かかるようではありますが、民間の事業と比べると、坂城町でも民間で大勢の皆さんが太陽光発電に取り組んで事業化している人が坂城町に大勢おられます。その方の中からもちょっとそんな声が出ましたので、少し高いよと、そんなようなことを言われたもので、今回このような質問をさせていただくようなことになりました。でありますので、その辺の分のところをもう少し詳細にお尋ねをいたします。よろしくお願いいたします。

そしてまた、大きな台風が来るときなどは、数日前から雨が降ります。曇り空が続くが、そういうようなときでも蓄電池のフル充電はできるのかどうか、この辺のところもお尋ねをしておきたいと思います。

(ロ) 今後、公共施設への設置は。

SDGs、そしてスマートタウンの町として、町長肝煎り懸案でございます。今後、南条小学校、坂城中学校への設置は聞いておりますが、その他、私としては設置できる公共施設に全部設置するよう提案をしたいと思いますが、町のお考えをお尋ねしたいと思います。

(ハ) 各区公民館へ設置を。

避難場所となっている各区の公民館には、既に太陽光発電などつけてあるところもありますが、今後、町で補助金を出して、太陽光、蓄電池をセットで全公民館へ設置をするようご提案を申し上げますが、その辺のところも町のお考えをお尋ねしたいと思います。これにて第1回目を質問といたします。

以上であります。

町長(山村君) ただいまご質問ありました中嶋議員さんの太陽光発電、蓄電設備のご質問につきまして、個々ご質問ありましたけども、私からは全般的な考え方と今後の公共施設への設置についてお答え申し上げます、そのほかの質問は担当課長より答弁いたします。

まず、町では安定的な電力供給を維持し、地域全体の電力の有効活用や再生可能エネルギーの活用など複合的に組み合わせた仕組みづくりを目指し、スマートタウン構想事業に取り組んでおります。

そうした取り組みの一つとして、平時のCO₂削減による地球温暖化対策と、令和元年東日本台風の際の停電を教訓とした停電時の電力供給を併せて実現できるよう、地域の中核避難所となる町内小学校の体育館に、再生可能エネルギー設備と蓄電設備の導入を進めているところであります。

昨年度は村上小学校に蓄電設備を導入し、今年度は坂城小学校体育館に太陽光発電設備と蓄電設備を導入するよう事業を進めております。

今年度実施する坂城小学校における自立分散型エネルギー導入推進事業の工事内容は、坂城小学校体育館に発電容量約30キロワットの太陽光発電設備と蓄電容量35.3キロワットアワーの蓄電設備を設置する工事でございます。工事は来年1月の竣工を目指し、安全に留意しながら進めてまいります。

次に、ロの、今後、公共施設への設置はというご質問でございますが、町では、これまでに役場庁舎、村上小学校、南条小学校、南城保育園、食育・学校給食センターに太陽光発電設備を設置してまいりました。

また、昨年度策定しました第6次長期総合計画の前期基本計画では、新たな公共施設などの建設・改修にあつては、再生可能エネルギーを活用した発電と蓄電設備の導入を進めるとしており、同じく、昨年度策定した第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、気候変動を抑制するための取り組みとして、町有施設へのクリーンエネルギー導入を明記したところでござい

ます。

今後、町の所有する公共施設は、形状や構造、大きさや立地、必要となる電力など、それぞれ条件も異なることから、導入の方法や時期など検討を進める中で、災害時の対応や平常時のCO₂削減による地球温暖化対策を十分考慮して整備を進めてまいりたいと考えております。

企画政策課長（大井君） イ、坂城小学校への設置についてと、ハ、各区公民館への設置をのご質問に順次お答えをいたします。

初めに、契約額についてのご質問でございますが、設計や使用する機材、また、それらに要する経費につきましては、電気設備などの専門知識が必要となることから、設計業者に委託して設計を実施してまいりました。その上で契約にあたっては入札により契約の相手方を決定し、適正な金額で契約ができたものと考えております。

なお、設計金額につきましては、今後の事業の支障となる恐れがあるため、その詳細までは申し上げることはできませんが、今回の坂城小学校の場合、設計額の約6割、およそ4千万円が蓄電システム、また、およそ1割5分、1千万円が太陽電池モジュールに係る経費でございます。

蓄電システムが契約額の約6割を占めておりますのは、坂城小学校には6,600ボルトの高圧電流により電力が引き込まれ、キュービクルによって通常の電圧に変換され使用されており、こうした高い出力を制御するために必要となる産業用蓄電設備は大量の流通がないため、製造コストが高くなっております。

また、坂城小学校に設置する蓄電システムは、平時には万が一の停電に備え、放電や充電のタイミングを制御する機能や、災害などによる停電時には必要とする特定の箇所のみ電力を送るよう自動で切り替える機能など、既製品にはない独自の機能を備えているため、一般的な機器と比べ高額なものとなっております。

次に、蓄電池への充電につきましては、通常はソーラーパネルと合わせて電力会社から校舎等で使用する電力が供給され、ソーラーパネルからは蓄電池への充電を常に行っております。

また、設置する蓄電システムは、災害時に備え、平時には常に一定以上の電力を確保する機能を追加しており、晴天時よりも発電効率は落ちるものの、雨天時であっても日中は発電が行われるため、前日から雨が続けていた場合でも、蓄電システムに必要な電力が充電され避難所となる体育館への電力が確保されます。

続いて、ハ、各区公民館への設置をとのご質問でございますが、町ではこれまでに、分館施設等整備補助金により、各区の公民館の建て替えなどに合わせた太陽光発電設備の設置についてご相談をいただき対応してまいりました。

この補助事業は、分館等の新築、増築、改築または改修に要する本体工事及び附帯工事について、補助額3千万円を上限として2分の1以内の補助をするものでございますので、必要な際はご活用をいただきたいと思いますと考えております。

14番（中嶋君） ただいま町長、そしてまた、課長より、るるご答弁をいただきました。やはり町のことでありますし、それから今、お話を聞けば、ちょっと高いんじゃないかなと思ったんですが、いろいろ公共施設へつけるときには、今、課長から説明あったお話でよく分かりました。そういうことかと。それなら、ただ単純に民間が、畑のところへ太陽光を設置すると、そういうのとちょっと違うんだと。やっぱり設計もあるでしょうし、いろいろ細かなお話も伺いまして、なるほどと、よく理解できました。

ただ、よく理解はできたんですが、数字のことをちょっと聞いたら、今、私のはよかったと思うんですが、これからもまた、あちこちの公共施設へつけていくんだと、そのときにまた見積りとかいろいろ、今の業界へお願いするときの秘密裏にする部分もあるでしょうから、そこまでまていに、私は話していただかなくてもいいと。よくこの辺で分かりましたので、ありがとうございました。

それから、心配しとったのは、やっぱり台風来るなんていう前の日や、2日、3日前から曇ったり雨降ったりするから、そのときに、蓄電池が満タンになっていなけりゃ、えらい意味ねえじゃねえかこう思っていたんですが、今、課長のご説明を聞くと、大丈夫だと、心配ないと。ということは、全協の場所でも私聞いていますので、24時間ぐらいはもつんだと、そんなようなことを伺っていますので、それでいいのかなと、24時間もてば、そういうふうに思いました。

もつとも、中には3日も4日もかかったらどうするなんていうようなことを言ったような人もおるんですが、またそのときは知恵を絞って、発電機でも使って、充電きっちりやっというて。それでまた、私もよく考えたんですが、これ個人住宅だら、例えば居間は電気つけねば困るなど、あとトイレはつけなきゃいけないとか、冷蔵庫はどうしたってつけとくなんていう話があつて。私も、町長にも前回お話ししました。私も、蓄電池、自分で入れてみたんですが、業者に聞いたらそんな流れで、家中つけていたら、あんなもの、あつという間に電池が終わっちゃうべと。そんな災害時のときだから、一番大事な居間に電気1つぐらい。それから、場合によっちゃあ、テレビが、ニュース見たいからちょこっとつける。あとは冷蔵庫は困るんだと。だから、そんな3か所ぐらいですね、自宅へつけるときの、今の蓄電池の流れは。

だから、そんなものを考えれば、今の公共施設だなんていったって、こういうふうになんかつけちゃえば、あつという間に終わっちゃういますからね。一番、体育館の中の大事なところへ1つ電気をつけて、それからトイレのところはつける、数少なくする。一番必要なとこだけやれば24時間ぐらいはもつのかなと。そんなようなふうに思いました。それと、私も今、課長からの答弁で、とりあえず金額的にはそういうもんだと。

今もまた言われましたように、公民館なんかの関係ですが、これは何か所か、もう太陽光発電をつけてある公民館もあります。それからまた、場合によっちゃあ、これから公民館造っていく場所もあるでしょうし、そういうときには、今、課長もおっしゃられたように、みんなそういう

ところへも、公民館造るときには大きなお金を町からも差し上げてんだから、そん中で上手に使って太陽光やっておくんだって話もあると思います。

ただ、お願いしときたいのは、もう既についているとこ、これは蓄電池まで公民館で入っているところってあんまり聞いておりませんので、太陽光は結構やってあると思います。ぜひ、その辺のところをまた、よく吟味して、これからは、そういう場所へも蓄電池をつけていただければありがたいのかなと。町長は今、うなずいていましたので、これはもう間違いなくやっていただけると、こんな確信を持った上で、第2質問に入っていきたいと思います。

②子宮頸がんについて。

(イ) 子宮頸がんワクチンの推移は。

この質問は少子化問題の中の一つとして、中沢町政の頃より、私は十数回、この場所で質問しております。私のライフワークの質問の一つであります。坂城町の若い女性のがんにならないように、命を守るのは、これは坂城町の、私は責務であると思います。そしてコロナと同じように、命を守ることは、まさにコロナと同じじゃないかと私は思うものであります。おさらいのようではありますが、過去の接種者の推移と最近の動向をお尋ねするものであります。

(ロ) 17歳から19歳の女性に助成を。

これは、青森県の平川市では、平成25年から、子宮頸がんワクチンは12歳から16歳の女子を対象に定期予防接種となりました。しかしながら、その後、国の勧告により、これまで積極的な勧奨を差し控えてきたことから、公費接種での機会を逃してしまっている方がいるということをご考慮いたしまして、平川市では17歳から19歳の女性に特例救済措置として接種費用の助成を行いました。1回の費用としては上限1万6,753円であり——これ、全部出るようです——3回分を助成するということであります。これは、接種は3回やらないと駄目なんだそうです。コロナは、今2回でいいというお話になっております。それと同じように子宮頸がんについては3回。3回、上限としてですが、1回1万6,753円を出すということで、言うなれば、ただでできるんだと、こういうあんばいですね。その結果です、7月、8月の2か月で16名の女性が子宮頸がんワクチンを3回接種したとのこと。びっくりしました。こんなに大勢の人が来ると、しかも2か月で16人来たという、そういうお話でありましたが、これは日本で初めてやったという話です。

そういうことを鑑みまして、いいことはまねしようよと、私はいつもこの場所でそんなことを言っております。2番目でもいいんですよ、いいことは。だから坂城町も早い時期に行うことをご提案申し上げるものでございます。

(ハ) 坂城町の今後は。

国は、まだまだ消極的であります。坂城町としては、日本で一番早く、独自に積極的にPRして、これからお母さんとなる若い女性の命を守ってあげようではありませんか。新型コロナウイルス

スもしかり、子宮頸がんワクチンもしかり、坂城町の町民の命を守るのは町長と我々議員、政治家の責務と思うが、お尋ねをするものであります。そして、万が一、副反応が出たら、専門家のご意見を聞き、予算計上をしておくことは言うまでもありません。

以上のご質問にお答えをいただきたく思います。よろしく願いをいたします。

保健センター所長（竹内さん） 2、子宮頸がんについて、イ、子宮頸がんワクチンの推移は、から順にお答えいたします。

町では、伝染のおそれがある疾病の発生及び蔓延を予防するため、予防接種法において定期接種とされている各種予防接種を実施しており、接種対象となる疾病や接種年齢、回数等が詳細に定められており、さらに接種対象となる疾病によりA類とB類に分類されます。A類疾病に係る予防接種の接種対象者及び保護者は、接種を受けるよう努めることとされており、市町村は予防接種を受けるよう勧奨するものとされていることから、接種時期に合わせ個別に案内をし、勧奨をしているところでございます。

ご質問の子宮頸がんワクチンは、平成25年度からA類の定期接種となり、24年度までは個人の希望により接種する任意接種でありました。町では、接種される方の負担を軽減するため、平成23年2月から国の交付金を活用した接種費用の全額助成を実施し、その後、平成25年4月に予防接種法等に定められたA類の定期接種となった経過がございます。

過去10年間の接種人数の推移ですが、平成23年度は基本的に中学1年生から高校1年生の女子を対象とし、接種延べ人数が305人で接種率85.9%、24年度287人で83.7%、25年度25人で10.8%、26年度1人で0.5%、27年度から30年度0人、令和元年度3人で0.8%、令和2年度7人で1.9%となっており、平成25年度以降、接種者数が大きく減少しております。

これは、子宮頸がんワクチンが定期接種となった平成25年に、ワクチンの接種と因果関係を否定できない持続的な疼痛が接種後に特異的に見られたことから、国において副反応の発生頻度等が明らかになり、適切な情報提供ができるまでの間は接種の積極的な勧奨をすべきでないと言われており、町においては、この勧告を受け、個別の接種案内通知を控えたことなどが影響したものと考えております。

現在においても、接種の積極的な勧奨は行ってはいない状況ではありますが、昨年10月に国のヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応についての勧告が改正され、子宮頸がんワクチン接種についての有効性、安全性及びリスクについて、対象者及びその保護者へ個別に情報提供をすることとされました。

町では、この改正より前の令和2年3月に、2年度に対象となる方に対し接種を適切にご判断いただけるよう個別で通知を送付し、子宮頸がん予防接種の効果と副反応についての説明や、希望をすれば接種が可能であることなどについてのお知らせをしたところでございます。今年度は

7月までの状況ですが、既に延べ18人が接種を行っており、接種を受けるかどうかは本人及び保護者にご判断いただくことではありますが、個別に通知を行っている効果もあるのではないかと考えるところでございます。

続きまして、ロ、17歳から19歳の女性に助成を、についてお答えいたします。

ご質問の平川市の助成につきましては、子宮頸がんワクチン接種キャッチアップということで、積極的な勧奨を差し控えてきたことから、公費接種での機会を逃してしまった17歳から19歳の方を対象に、今年度に限り、特例として接種費用を助成する制度とのことで、二十歳からは子宮頸がん検診の対象者となるため、19歳までを対象としたとのことでございます。

しかしながら、積極的な接種勧奨につきましては、現在も差し控えている状況でありますので、町としましては、接種の対象年齢以外の方への補助については慎重な対応が必要と考えるところでございます。

子宮頸がんについては、婦人科の診察で観察や検査がしやすく、発見されやすいがんで、早期に発見すれば比較的治療がしやすく予後のよいがんですが、進行すると治療が難しいことから、早期発見が極めて重要であるとされております。

また、子宮頸がんは20歳代後半から増加しますが、子宮頸がんの原因はヒトパピローマウイルスの感染によると考えられており、厚生労働省のホームページによりますと、子宮頸がんワクチンにつきましては、子宮頸がんの原因となるウイルスのうち50%から70%のウイルスの感染を防ぐことができ、また、がんを予防する効果も確認されているとのことですが、予防接種を受けても全てのウイルスを予防できるわけではなく、感染の可能性があるとのことですので、がん検診を受診していただくことが必要です。

厚生労働省が定める、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針により、市町村において行うがん検診の項目が決められておりますが、子宮頸がん検診については、二十歳以上の女性を対象として実施することとされており、町においても二十歳になる女性に対してクーポン券を送付し、子宮頸がん検診を無料で受診していただいておりますので、まずは受診の勧奨により検診を受けていただくことが肝要であると考えるところでございます。

続きまして、ハ、坂城町の今後は、についてお答えいたします。

つい先日の9月1日に、国において、接種の積極的な勧奨再開に向けた検討を始めていく、といった報道がされました。現状では積極的な勧奨は控えていかざるを得ない状況ですが、今後は国の検討状況や動向を注視してまいりたいと考えるところでございます。

一方、ワクチンの効果とリスクについて、正確に対象者の皆さんにお伝えすることは大切であると考えており、接種を希望される場合は定期接種として受けることが可能ですので、ワクチン接種によるがん予防の効果とともに副反応の可能性についても十分ご理解いただき、かかりつけ医等と相談の上、接種いただけるよう対応しているところでございます。今後も引き続き、対象

となる方には、厚生労働省のパンフレットとともに個別でお知らせをし、必要な情報を提供してまいりたいと考えております。

併せて子宮頸がん検診についても、町のホームページや広報さかき等で情報提供を行い、検診の必要性についてお知らせをするなど、より多くの方に受診していただけるような取り組みを実施してまいりたいと考えております。

14番（中嶋君） ただいま所長より、懇切丁寧なるご答弁をいただきました。毎回、所長にはご答弁を願って、いろいろご報告いただいているわけですが、また再度——これ予習復習ではありませんけれども、子宮頸がんの、その接種、どうなっているんだと。これを見れば、これは中沢町政の頃だったんですが、何度でもここでやれやれって言ったのにやらなかった。けども、いよいよ国が、その当時、やる自治体は手を挙げると、半分、金、出してやるからと。もうそのときは喜んでね、中沢町長はその場所で言いました、堂々と「やりましょう」なんてな言い方でね、「今でしょ」みたいな言い方されて、そっから始まったんですね。だから、85.9%もやった、あのときはね。その次の年だって83.7%、25年度は10.8%と、ちょっと落ちちゃってね。それからは、もうひどいもんでね、ほとんどゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロと。そういうことであるから、さっき申し上げました青森県の平川市などは、そういうゼロ、ゼロ、ゼロと。

実は私、平川市に電話したんですよ。あんたんところは立派ですねと、日本で一番真っ先、子ども達んところを救える市ですなと言ったら、えらい照れていましたけどね。大したもんだねえかいと。ぜひ私も坂城町でもって一般質問の中で、あんたんこのまねしてえんだと。えらい懇切丁寧にご説明をしてくれましてね。これ、市長が決めたんかいと聞いたんですよ。そしたら、いやそうじゃねえんだと。どういうこんだいと聞いたら——これ、名前出しても失礼にならないもんで出しますが——青森の平川市の工藤貴弘さんという議員です。ちょっと私のこんだから余計なことも聞きまして、何系の議員だいと、自民党系の議員だそうです。若い方だと。私もインターネットで調べてみたら、若い、なかなか立派な写真載っていましたね。この大将だなと私思ったんです。大体年格好は四、五十代ぐらい。もしかしたら、俺思ったんですが、自分の子ども、女の子がいて、十八、九のところじゃねえかなと思ったんですね。だから余計心配になって、彼は、この工藤さんは調べたと思うんですよ。そしたら、どうもおかしいぞと。

実は、平川市の担当者に私聞いたんですよ。おたく、こんげ一生懸命やってんだから、26年、27年、28年なんて坂城町のほうはみんなゼロだけども、おいだれの市ではどうなってるだいと聞いたら、実は同じですよと。国からそんな、勸奨がどうたらなんていろんなこと言われちゃったから、市としても本気でやれやれと言えなかったんだと。ほとんどゼロに近いと。この市、人口的には我が町の倍ぐらいなどではございますが。ああ、なるほど、そういうことかいと。実は、17歳、18歳の子ども達守るといような御市であるから、何人も注射打ってんだと思

ったって、私聞いたんですよ。全く坂城町と同じ、そんな状況じゃないの。

けども、ここへきて、今の市会議員の工藤さん、本気になってやって、議員提案したんですよ、きつとな。それで市側、そして我々議員も同じだけども、議員全員賛成したんでしょうね、やれや、おいて言っ、それで日本で初めてのことが、今の青森県の平川市は始めた、こういうあんばいなんです。

だから、そんなようなことを考えれば、我が坂城町もできないわきゃねえや。欲かいたことを言えば、日本で一番、真っ先ということで、今の所長のお話を聞けば、いよいよ国も少し軟らかくなってきたと、私思うんです。あんまり積極的にやんと言っておきながら、個々の家へ、あんた、ワクチン打つ年齢に達したから、ぜひ打ってくださいというようなのは、お知らせは出せるようになったという話聞いていますので、とりあえず、これは一步の前進かなと思います。

だから、私に言わせれば、まさか条例で定めて、小学校6年、中学1年生になったら子宮頸がん打てなんてことはちょっと難しい話ではありますが、そうはいいまして、広報でどんどん宣伝するとか、有線ですぐ流すとか、場合によっちゃ——教育長も聞いていただきたいんですが——学校でそういう話をする機会を設けるとかね、性教育の、もしかしたら一つの流れでもいいし、そういうのなかったら、自分の命は自分で守ろうということで、そういう勉強を取り入れていただくなんてことを、私は考えていっていただければありがたい。子ども達、自分の命ですからね。

さっき所長もおっしゃっていましたが、いくつか種類はあるようなんですけども、それでもそのやつ打てば、がんならないと言われてんだから、そんなことはやってあげなけりや。ましてや、そんなこと言うなら、私らがそういうことを提案していかなければというふうに思って、ここで俺、でっかい声で町長にお願いをしていると、こういうあんばいでございます。

もし、よかったら、町長。もう所長はあそこまでしか、私、発言できないと思う。やっぱり町長、お待たせしました。ご答弁お願いします。

町長（山村君） 子宮頸がんにつきましては、中嶋議員のライフワークということで、長年主張しておられて、それで国もそういう動向になって接種始めたけれども、平成25年ですか、それが副反応が関係あるということで積極的な勧奨はしないということで、その後、接種が少なくなって、ゼロ、ゼロが続いたということでもありますけども。

先ほど所長が話しましたように、坂城町では、そういいながら何とかできないかということで、令和2年から、勧奨ではないけども積極的な説明をしていると、副反応を含めて、あとご判断はいただくということでやりました、令和2年には先ほど申し上げたように7人、ずっとゼロだったのが7人受けて、令和3年は、今18人という、先ほど説明しましたが、そういう積極的なPRで受けていただいているのが現実であります。

また、国で9月1日から、また動きが出たということでもありますので、それをよく注意しながら

ら、町としては積極的な勧奨はしないが、積極的な説明をするということをしていきたいと思っております。世界中見ても、子宮頸がんワクチンを受けない国は日本ぐらいなものです。ほかにはもう積極的にやっています。いろんな国の事情がありますし、副反応に対する国民的な感情もあるので、これはこだわっておりますけども、町としてはできる範囲の中で積極的に説明をして、ご自分で判断いただいて進めるということをお願いしたいと思います。また、国の状況を見ていきたいと思っております。

14番（中嶋君） 今、町長からご答弁をいただきました。町長、なかなか答弁うまいですな。積極的な勧奨を、積極的な説明——説明のほうですね。勧奨のほうは、これ国が、もう少し言ってきたらという、なかなか町長、うまいご答弁されました。

ただ、あんまり私、町長批判ばかりしているわけじゃなくて、だから町長も、そうはいいまして、私も自分で自負するわけじゃないですが、十数回ここでやっていると。その中で今回18名と、これは画期的です、町長。町長のご努力、私もここでしつこく手を挙げていますから、そんなようなことが少しは町民のほうへ浸透してきたかな、こう思うものであります。この部分に関しては、町長、私も正直に敬意を表します。

ただ、中嶋登ちゅうのは欲が深いんですよ。何人、それじゃいるだいてことになるんですよ。果たして18名でいいのかと、そこんところが町長、大事なことなんです、私に言わせれば。パーセンテージなんてのは難しくて、私うまく出せないけども、それこそは、これ1割にも満たねえか何かってような世界ですから、できれば私は、100%というのは難しくて、コロナも私は全部やろうと思ったんで100%と思ったけど、中には「いや、駄目だ」と。その人に医療の理屈聞いてみたら、なるほど面白い考えがあんなと、「あんなもの、この間できたばっかじゃねえか」と「インフルエンザみたいに何十年もやってれば問題ねえけども、この間できたばっかなのに。人間モルモットみたいなことやられてて、とんでもない話だ、あんなもの受けねえや」というのが受けない人達の話ですね。そんなような話を私聞きました。なるほど、そういう考えもあるだかと。ただみんなおっかながって、おどけて、2度やりなさいいうたら、「おい、2度やったか、おい、2度やったか」とみんな聞いているわ。「ああよかったな、2度やれば、おい、大丈夫だ」なんて言って、みんなどっか遊び行っちゃったり、G o T oだなんて言って、うまいもん食い行ったり、こんなようなあんばいにはなっているんですが。

私もそっちです、どっちかいたら。おめえ、やったかって。何だ、やってねえ、はい、やってこう、なんていうた、私もそういうほうです。でも、いろんな人間いますからね、中には、私そんなことを言ったような人もいるわけです。だから100%ってことは言えないんですが、せめて始まった頃の八十何%、90%ぐらいの子ども達に子宮頸がんにならないワクチンの注射を打っていただくなんてことは、町長と我ら議員がやらなきゃ、誰がやるんですか。その辺、町長、よくまたお考えいただきまして。その18名に関しては、もう一度言います、敬意を表します。

もう一踏ん張り、町長、頑張りましょう。私ら議員も全員応援しますよ。そんなお話を申し上げまして、町長に、もうこれ以上、私言いませんが、ぜひそんなことでお願いをしておきたいと思えます。

さて、前段でもお話を申し上げましたが、コロナ禍時代にオリンピックを開催し、パラリンピックも開催し、菅総理は総理大臣を辞めることになりましたが、こんなときに松下政経塾をつくらした松下幸之助さんの話を思い出しました。ナショナル、今ではパナソニックの創立者でございます松下幸之助さんのお話を思い出したということでもあります。この松下政経塾をつくるために塾生を募集したら、学歴などあまりにもすごくて、そういう優秀な人達がうんと集まっちゃったんです。そこで、その選任をする先生、大変困ってしましまして、優秀なのが日本中から集まってきたから。それで松下幸之助さんに相談に行くと、こんな話を松下幸之助さんはしたそうです。人を選ぶには2つあるんだよと。1つは愛きょうのある人。これは女性だけではないと、男性も同じであると。にこやかでかわいいところがあって、滑稽ではほほ笑ましいところがある人であるんだよと。こういう人の周りにはいろんな人が集まってくるから、情報がたくさん集まると、そういう人を選びなさいと。2つ目は運のいい人がいいんだよと。運がいいってどういうことですかと聞きましたら、運がいいといっても宝くじを当てるとかそういうことではなく、何回も失敗しても最後には必ず成功させる人である、これが松下幸之助さんの考え方だったようです。

それで、こういうことも言っております。東大や京大を一番で卒業していても、ブス面をしていると強面に見られちゃうよと。冗談も言わずにくそ真面目な、こんなのも駄目だと。そして途中で仕事を投げ出すような人、これも駄目ですよと、であるから、松下幸之助さんは愛きょうがあって運のいい人がいいんだよと、こういう人を選びなさいと言ったそうです。

皆さんも松下政経塾はよくご存じだと思います。政界、経済界、研究者などの日本のリーダーを多く輩出している松下政経塾であります。今でも松下幸之助さんのおっしゃったこの教えを松下政経塾は守っておるようであります。そんなことを考えると、菅総理はどうだったんでしょうかね。

最後に、恒例の一句を添えます。「コロナ禍でオリパラやって総理辞め」、これにて私の一般質問を終わりといたします。ありがとうございました。

議長（小宮山君） ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時54分～再開 午前11時04分)

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、3番 山城峻一君の質問を許します。

3番（山城君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず1として、町温泉施設についてです。

2年前の初めての議会の6月議会です。ここで町温泉施設びんぐし湯さん館について質問させていただきました。そのときの内容は、利用人数、収支の状況、また消費税の増税もあったということもありまして、料金改定があるのかどうかということを中心に質問をさせていただきました。しかしながら、その後、新型コロナウイルス感染症などの影響もあるのか、びんぐし湯さん館の利用者が明らかに減少傾向、もしくは決して多くない状況にあることは、一人の利用者としてよくよく実感はしております。

ちなみに、この議会の場でも報告、補正予算等でもありましたように、びんぐし湯さん館は開館から来年で20年を迎えるということになりまして、また、その温泉の掘削からも二十数年が経過し、その井戸も老朽化をしていることは容易に想像ができます。ちょうど2か月前になりますか、温泉井戸調査工事が行われたというのは、もう既に周知の事実であります。それに伴いまして、7月5日から11日までの間、びんぐし湯さん館は休館となりました。

そこで、まず、伊としまして、温泉井戸調査工事についてお伺いいたします。

その内容としては、この調査工事というのはどのようなものであったのか。これについては、その工事の内容とその工事の結果について、まずお伺いいたします。

そして、次に口の湯さん館のリニューアルについてです。

先ほどから申し上げましたとおり、来年、令和4年度にオープン20周年を迎えてリニューアル工事を行うということは明らかになっているわけですが、この工事のリニューアルの必要性、そしてどのような工事を现阶段で計画をしているのか、今、分かっている時点での工事内容及び工事期間、これは分かりにくいとは思いますが、今の時点で構いません、お伺いいたします。

そして、ハとしまして、コロナ禍における来館者の入館時の対応についてです。

新型コロナウイルス感染症の流行が始まって、もう2年近くになります。そして、びんぐし湯さん館だけでないです、公共施設も含めて、様々な施設で手指の消毒や定期的な換気、ソーシャルディスタンスの確保など、2年近く、そんなことをずっと言われ続け、対策をしている個人や団体がたくさんあることは承知しております。

そこで、今申し上げたとおり、その対策のほかに、ほかの多くの施設でもそうですが、来館、来所、そこに訪れた方の利用者氏名というのも書かれている場面は多々見受けられるんですが、そのびんぐし湯さん館においても利用者の記名、氏名と住所、また入館時間などの個人情報情報を所定の紙に記入をお願いしているわけでありまして。

ただ一方で、これはお願いベースでありますので、記入しないというか、できないというか、したくないというのか、そこは分かりませんが、そういった方も現時点では見受けられます。今、申し上げたとおり、これはもちろんお願いベースでありますので、強制ではないため、記入しないことに何ら法律上の問題はあられるわけではないと思っております。

しかし、ここ数日は全国的にも、また県内においても新型コロナウイルス感染症の感染者数と

いうのは減少傾向にあるわけです。しかし、再び感染拡大が起こることのないよう、これまでも、しばらくの間……これは私もどれぐらいというのは、この場では申し上げにくいんですが……再度、感染拡大が起こらないよう、まず、びんぐし湯さん館、温泉施設に対して記入の徹底、そういった感染予防の対策の徹底を再度呼びかけることはしたほうがいいんじゃないかという提案したらどうかということをお伺いして、1回目の質問とさせていただきます。

町長（山村君） ただいま、山城議員さんの町温泉施設についてのご質問がございました。順次、お答え申し上げます。

今もお話しありましたけども、平成14年にオープンしましたびんぐし湯さん館は、住民の健康増進、コミュニティー活動の推進、地域活性化などを図るための温泉施設としてオープンして以来、この8月末時点で延べ514万人の皆様にご利用いただき、来年、令和4年には記念すべき20周年を迎えるということとなります。これもひとえに、これまでご利用いただいた皆様をはじめ、応援いただいた町民の皆様や議員の皆様のご支援があればこそと感謝を申し上げる次第でございます。

また、施設を運営する振興公社のスタッフ一同も、質の高いサービスを提供できるよう、日々励んでおります。

まず、ご質問の伊の源泉井戸調査工事につきましては、上平島の源泉井戸が掘削、揚湯から20年以上が経過し、井戸孔内の経年劣化の状況などを調査するため、このたび、点検工事を7月5日から11日までの間、実施いたしました。この点検工事の内容は、井戸の内部を確認する水中カメラや各種センサーなどを挿入し、内部の状況を点検したものでございます。その結果、経年による井戸内部のさびや湯あかなどの状況を確認したところでございます。また、これと併せ、揚湯管の一部と水位センサーを交換いたしました。さらに、稼働中の源泉井戸ポンプに一部損傷が確認されましたので、大事に至る前に、新しいポンプに交換するための経費を今議会の補正予算案に計上させていただいているところでございます。

また、点検工事の実施期間中は、びんぐし湯さん館の休館と温泉スタンドの休止にご理解をいただきましたこと、改めて感謝申し上げます。

次に、ロの湯さん館のリニューアルについてのご質問ですが、びんぐし湯さん館はオープンから10年が経過した平成24年に、お客様に、より満足いただける施設とするため、老若男女を問わず、誰もが利用しやすい施設をコンセプトに、玄関からの動線の見直しや館内のスロープや授乳室、キッズコーナーの新設、テーブル席レストランの増設や石風呂等の設置などの大規模改修を実施いたしました。

しかしながら、またオープンから19年がたち、前回、手を入れてこなかった心臓部というべき機械設備の老朽化が進み、更新が必要となっております。また、施設内部におきましても、10周年の大規模改修から9年がたち、経年劣化による不具合が出始めてきております。

このような状況を踏まえまして、今回予定しておりますリニューアル工事は、今後設計を行い、老朽化した設備や施設の改修を行うとともに、お客様のご要望にお応えし、施設の魅力を、より向上させる工事を実施してまいりたいと考えております。

さらに、先ほど申しあげました源泉井戸内部のさびや湯あかななどを除去するためのメンテナンスを、リニューアル工事に合わせて、来年進めてまいりたいと考えております。

また、工事の期間についてもご質問ございましたが、実はまだ設計ができておりませんので具体的なことは申しあげられませんが、休館する期間をできるだけ短くするよう調整してまいりたいと考えております。

最後に、ハのコロナ禍における来館者の入館時の対応についてのご質問にお答えします。

びんぐし湯さん館では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、県の不特定多数の方を受け入れる施設の対応方針に従い、ご来館される皆様に手指の消毒やマスクの着用をお願いするとともに、保健所が実施する行動調査や接触者調査のため、お名前や連絡先等の提供をお願いしております。これらの対応につきましては、施設を運営する振興公社において、県の最新の対応方針を確認して実施しており、町といたしましても県から発出された対応方針を、確認の意味も含め、振興公社に伝え、実施するようにご指導をいただいております。

先ほども議員からご指摘もありましたので、今後も新型コロナウイルスの感染対策は継続して実施していく必要があり、ご来館いただいた皆様の安心安全を守るため、引き続き定期的な館内の消毒や換気など、基本的な対策の実施や入館時の対応などについて指導してまいりたいと考えております。

3番（山城君） ただいま、町長から、湯さん館の工事について、またリニューアルのこと、来館者の入館時の対応について、一つ一つ丁寧にご説明いただきました。

ちょっと、工事のことについて1つ、あとリニューアルについて1つ、この機会に再質問をしたいと思います。

まず、調査工事のほうなんですけど、今、様々な経年劣化、その点において不具合があったりだとか、改修、修繕、必要だということなんですけど、これについて公表、要するにホームページもそうですし、報告書みたいな形でもいいんですけど、そういうものは開示、公表しているのかどうか、公表する義務があるかどうかという点も含めてなんですけど、この点がやはり気になっていますので、まずこれについて1つです。

2つ目についてですが、これもずっと気になっていて、いろんな人と話している中で言われたことでもあるんですけど、先ほどの先輩議員の話の中にもあったことなんですけど、改修等する場合には、太陽光のことも、先ほど町長発言されていたように、導入していくことも考えるという話がさっきあったので、これ無理やり結びつけちゃいけないんですけど、湯さん館もせっかくリニューアルするんであれば、2年前の台風の件もあるわけで、そこを避難所にする……で

きるかできないかは別として……そういうことも考えていくとすれば、無理やりですけど。もちろんお金がかかることは承知はしていますが、湯さん館にもソーラーパネルを設置したりだとか蓄電池を設置することで、駐車場も多くあります、駐車場での避難もできるだろうし、ましてやお風呂、衛生面に関しても、そこでしっかり電気が供給され続ければ、小学校、中学校、ほかの避難所に並んで、いい避難所としても運営ができるんじゃないかというふうにも考えられます。もちろん、再三にはなりますが、ソーラーが設置できるかどうか、費用面と、もちろん設置の技術面については、今後、研究が必要なかもしれませんが。

まとめますと、今回の調査工事の結果の報告についてが1つ、そしてリニューアル工事について、ソーラーパネルあるいは蓄電池、そういったしっかりとした、長期総合計画にもあるような形で、あの施設を有効利用するという考えがあるかどうかを再質問としてお聞きいたします。

企画政策課長（大井君） 2点の再質問について、順次、お答えをさせていただきます。

初めに、7月5日から行った調査工事の内容についてでございますが、こちらについては、現在、公表はしていない状況でございます。

続きまして、避難所などとしても活用という中で、太陽光ソーラーパネルの設置ですとか、蓄電池の設置というものでございますけれども、これは、先ほど別の議員さんのご質問にもお答えしましたけれども、町といたしましては、順次、公共施設に設置をしていくというところでございますので、そういった中で検討してまいりたいというところではございます。

また、避難所としてなんですけど、それについても検討を重ね、避難所としての機能……お湯の送水管の損傷ですとか、そういった部分もあって、そういったこともまだ検討されておられませんので、今後そういったことも含めて検討してまいりたいと考えております。

3番（山城君） 担当課長より、丁寧な説明いただきました。

まず、ソーラーに関しては、確かに、すぐ、このリニューアルに際してというのは、ちょっと無理やりなこじつけみたいなどころがあるんですが、ただ、町民感覚……もちろんお金の面はというのは置いといたとしても、やっぱり、そういったものも町は考えているんだよと、今回のリニューアルに間に合わなくても、そういうのを考えているというメッセージを頂いたと思って、それはプラスに受け取りたいと思っています。

ただ、今、担当課長から答弁いただきましたが、調査工事の結果を公表しない、今していないと、しない理由というのは何なのか、やっぱり気になるので、ちょっとその点について、再度、公表しない理由が再度お答えいただけたらと思います。

企画政策課長（大井君） 公表しない理由でございますけれども、先ほど、町長からの答弁の中でもありましたとおり、掘削してから約19年経過をしてきた源泉井戸でございます。そういった中で、状況を確認するという意味も込めて中を見て、調査を行ったというものでございまして、その中で一つ発見できたのは、井戸ポンプのほうの軽微な損傷があったというところではありま

すけれども、それ自体、公表する内容ではないと考えておりますので、現在、公表はしていない状況でございます。

3番（山城君） 軽微なということですので、今後の工事、リニューアルの際に調査工事で発見された不具合等は直していく、直っていくということでもいいんだろーと思いますし、もちろん不透明なところがたくさんあるわけですので、そこについて具体的にどうだとか、ここはもっとこうしろということは、この場では、確かにこれ以上聞くのはよくないと思いますのでお聞きはしませんが、今回のこの湯さん館の話をするに決めた理由の一つが、直近でも、私がたまたま温泉入っていたときに、私も知らないような……私も知らないようなっていうのは語弊があるんですが……利用者の中に、ここの不具合があったんだよねとか、ここがこんな不具合なんだよねとか、真偽は別として、そういう話がやっぱり出てきている。特に温泉利用者なので、興味深くいろんなところを訪ね歩いたのか分かりませんが、そういった話もう既に出ているっていうことであれば、公表の義務があるのかないかっていうのは、先ほどから私も分かりませんと言っていますが、どこかでこの辺の故障がありましたと、つきましては、それは町としてのアナウンスじゃなくてもいいです。振興公社としても、その結果を、例えば簡単にホームページ等で記すなりということは、もしかしたら必要なんじゃないかなとは、これは今の答弁を聞いていて思ったところでは。（発言の声あり）すいません、もう一回、課長に答弁をお願いします。

企画政策課長（大井君） 軽微な損傷というのは源泉井戸ポンプの部分でございますけれども、そちらについては、今回、9月の本議会に補正をお願いを申し上げているところでございます。そういった中で、お認めいただければ交換をしまいたしますので、その際に利用者の皆様方にはご案内をしまいたいと考えております。

3番（山城君） 大変失礼いたしました。私の認識や聞き間違いもあって、大変、担当課長にはご迷惑をおかけしました。

やはり、アナウンスは必要だということで、一般町民にも分かるように説明は必要なのかなど。今の源泉ポンプに関しては、補正予算が出ているのを認めてもらった際には、こちらで議会で議決した際には前に進むということでもいいと思うんですが、その後しっかりとホームページ等での報告というのは、ひとまず振興公社として必要じゃないのかということも思っております。

やはり、経年劣化で当然傷んだり、あるいは不具合が生じるというのは十分想定されますし、ただ、今私が申し上げたとおり、利用者が不安に思うようなことは、やはり小さなうちにしっかりと訂正したり、あるいはしっかりとそういうことがないようにアナウンスする必要があると思っておりますので、その点については重々承知をしていただいて、私も今、少し勘違いもありましたが、しっかりと私も議員として、また町側は町側として振興公社を通じて、湯さん館については、しっかりとアナウンスをしていただきますよう、お願いというか話をさせていただきます、次の質問に移りたいと思います。

2番目についてですが、通学路についてです。

私自身、小学生などが通学する時間帯に町内交差点を通過したり、時々、見守りをしていることがあるんですが、そのときに、私の住む上五明区の町道と県道が交差するところ、これを具体的に言っているのか分かりませんが、県道160号線と上五明の公園とのクロスする道路なんです。その県道を渡ろうとしている中学生を見かけました。その場所には、横断歩道は現在ありません。ちなみに、この約120メートル西側、村上側、上平側に横断歩道があります。

先週の4日間になりますが、中学生が横断する横断歩道がない場所と、現在、横断歩道がある場所、それぞれを朝7時から8時までの1時間、通行台数並びに歩行者数の調査をいたしました。

その結果は、横断歩道がある場所で横断する中学生は1日平均0人、4日間、誰もいませんでした。そして、横断歩道がない場所で横断する中学生は1日13人、晴れている日に21人ぐらい、20名を超える中学生が横断し、雨が降っている日が1日あったんですが、その日ですら12名ぐらいの横断者がいました。もちろん、この道に関しては、早朝、散歩をしている方も多く、大人の方、また通勤と思われる大人の方も、そこを横断しておりました。

既設の横断歩道から僅かの距離しか離れていないため、新しく横断歩道を設けるのは難しいというのは十分分かります。しかし、その県道に関しては、私は上五明の区民からも言われたことがあるんですが、なかなか樹木の手入れが、どうしても期間が長くなってしまっていて雑草が生い茂ってしまったりだとか、あるいは直線距離が1キロ以上ですか、橋の長さプラスアルファです。1キロ以上あるため、スピードが出やすかったりする場所でもあるため、私の感覚でも、この場所は危険だと、見通しがいいようで悪い部分であると感じています。そういった観点から、何らかの対策が必要ではないかということも感じております。

また、通学する中学生からも意見をいただき、渡りにくい、ここ、ちょっと怖いんだよねという言葉を中学生本人からも話を聞くことができました。

そこで、2番目の質問のイとしまして、通学路の安全確保についてお伺いいたします。

平成24年4月に京都の亀岡市において、登校中の児童及び引率の保護者の列に軽自動車が飛び込み、尊い命が犠牲になる痛ましい事故が発生しました。それ以降、全国で同様の事故が相次ぎ、その状況を踏まえ、国から通学路の緊急安全点検の要請が出され、その後、通学路交通安全プログラム策定の通知が出されたということです。

このプログラムの概要と公表している内容はどんなものか、まず1つ目としてお伺いいたします。

また、町のホームページに、その安全点検等を行った箇所一覧と地図、地図上にここを直したよというのが明記されているわけですが、その対策箇所一覧と通学路交通安全プログラムが別々のホームページに記載されていることが分かり、それが分かりにくいとの指摘がありました。これらは関連するものでありますし、町民が見やすくするために何らかの改善、ホームページの改

善、そういったものも必要であるかと考えますが、それに対しての見解はどうかをお伺いいたします。

教育文化課長（堀内君） 2、通学路について、イ、通学路の安全確保についてお答えいたします。

平成24年4月に京都の亀岡市におきまして、登校中の児童及び引率の保護者の列に軽自動車飛び込み、尊い命が犠牲になる痛ましい事故が発生いたしました。それ以降も、残念ながら全国で同様の事故が相次いでいるところでございます。

このような状況を踏まえ、全国で通学路の交通安全確保に向けた取り組みの強化がなされる中、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁連名により、「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」の通知が発出され、各地域の実情を踏まえた合同点検や対策の改善、充実等の取り組みを着実かつ効果的に実施するための基本方針を策定するとともに、策定した基本方針に基づく取り組みを継続して推進するための体制を構築するよう通達があったところでございます。

これを受け、町では引き続き、通学路の安全確保に向けた取り組みを組織的に実施するため、警察、建設事務所、学校やPTAなどの関係機関で構成する通学路安全推進会議を設置し、連携体制を構築する中で、平成27年3月に通学路交通安全プログラムを策定し、本プログラムに基づき、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保に努めてきたところでございます。

プログラムの概要につきましては、こうした通学路の安全確保に関する取り組みの方針のほか、定期的な合同点検の実施時期や点検による対策の検討、対策の実施とその対策による効果などを分析し、対策後の改善や充実につなげていくといった内容となっております。

また、町教育委員会と各小中学校、保育園、長野県警千曲警察署、長野県千曲建設事務所、町関係課による通学路・お散歩コースの合同点検などを実施し、その点検結果を踏まえ、千曲警察署、千曲建設事務所等の道路管理者の協力の下、緊急に対策が必要と考えられる箇所については直ちに対策を行い、その他の点検、対策、検討の結果を含めた通学路・お散歩コースの緊急合同点検結果として、町ホームページで公表しているところでございます。

ご質問のホームページの通学路交通安全プログラムと通学路・お散歩コースの緊急合同点検結果の掲載場所が異なり、見づらいつのご指摘についてでございますが、これまで通学路交通安全プログラムにつきましては、「防災・安全」の交通安全の項目に掲載し、通学路・お散歩コースの緊急合同点検結果については、「子育て・教育」の項目に掲載していたところでございます。

今回、ご意見を踏まえまして、教育分野と交通安全分野の両方にこれらに掲載することとし、ご覧いただきやすい形に変更いたしましたところでございます。

3番（山城君） ただいま、担当課長より答弁いただきました。

安全確保についての2番目のホームページについてですが、早速、対応いただきまして、私も昨日確認しまして、こういうふうになっているんだというのが、早速分かったもので、その点

に関しては対応の素早さがこの町にあるんだなということを改めて感じさせていただきました。

そして、1つ目の交通安全プログラムの概要についてですが、やはり町民の皆様が、そういうものがあって、もちろんそういうプログラムがつけられた経緯というのは、やはり自動車事故全般もそうですし、子ども達、いわゆる弱者と言われる小さい子ども達やお年寄り達が事故に遭って、けがや亡くられる方もいるという現状を踏まえれば、そのプログラムの意味というのは大事なものだと感じております。ですので、しっかりとこの場において、再度お示しいただきまして、私も勉強する機会、改めてこれについてしっかりと学習する機会ができたということに関しても、すごい意義のあることだったのかなと思っております。

先ほどの、私が交通量の調査をしたということについて、またちょっと触れますが、町内、通学時間帯、通勤時間帯も含めてですが、メインとなる国道、県道については、渋滞が依然として激しいところが多いです。村上地区であれば県道の長野上田線ですか、そこの交通量はいまだに渋滞が激しく、また脇道などにおいては、その渋滞を避けるために通過すると思われる車が、かなりのスピードで通っていくということも、私も目にはしておりますし、また、そういった話を受け、今後の対応はどうしたらいいかということも、例えば区の関係者の方とも話をする機会があります。

もちろん、道路に関して、すぐできることというのは限られてはいるんでしょうけど、車社会となっている現代社会においては、多少大げさかもしれませんが、どの道も、生活道路も含めて危険がはらんでいると思われまます。その危険を回避するために、全ての道に何らかの対策を講ずるのは限界がありますし、もちろんこれは不可能に近いかもしれませんが、しかし、できるだけ安全な状態にすべく、幅広く意見を聞きながら、その対策を一步でも二歩でも、またプラスに変えていく必要があると感じております。

これについては、先ほど関係機関からいろいろ話を聞いて対策をしているということですが、ちょっとほかの市町村を見て思ったのが、子ども本人からはなかなか、意見を聞いているのかなというのが疑問には思っています。もちろんPTAの方がそのプログラムなり、いろいろな対策を講ずるために意見は聴取している、聞いているということですが、子ども本人からも話を聞かなくてということも……必要か不必要かの2つで言われるとあれなんです……やはり、そういったことも聞くことによって、親御さんが思う目線と子ども達が思う目線はちょっと違うのかもしれないというのは感じたところであります。もちろん、小学1年生に聞くというのは困難だって言う方もいるかもしれませんが、ですが、やはり子ども達の意見も聞きながら、あるいは幅広く聞くという姿勢が、今後、町にも求められるんじゃないかなということは感じております。

この通学路に関して言いますと、あと一言申し上げさせていただきますが、事故が起きないように、ハード面、ソフト面、両面においての様々な取り組みが、より一層行われることを願っています。

先ほどの町温泉施設についてですが、いささか、私の至らない点もあり、課長には本当に失礼なところがありました。この温泉施設ですが、先日もある方から、こんな意見もありました。この施設、町内からも多くの方が利用されていると、もちろん町外からも多くの方が利用されている。今、こういうコロナ禍でありますので、ある方から言わせれば、町外から来てもらうのは困るという意見もないことはないです。ですが、やはりコロナ後を見据えて、いろんな取り組みをして集客に困るだとか、集客に困る前に安全安心な施設として、コロナの最中には、できることをしっかりしていく。そういったことが、これからもコロナの期間はまだ続くと思われるので、しっかりと町としても取り組んでいただきたいということを申し上げさせていただきます、以上で私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで昼食のため、午後1時半まで休憩いたします。

(休憩 午前11時42分～再開 午後 1時30分)

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、2番 大森茂彦君の質問を許します。

2番（大森君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問を行います。

1、コロナ感染から命を守るために。

菅首相は、突然、政権を投げ出しました。国民のこんな政治に我慢できないという声に追い詰められた結果ではないでしょうか。新型コロナウイルス対策でも、尾身会長など専門家の意見も聞かずオリンピック・パラリンピックを強行して、感染爆発が起こり医療の崩壊になりました。自宅療養者は、13万人とも言われております。助かる命も助けることができません。

国民の怒りは何よりも政権のコロナ対応に向けられていると思います。それは、菅政権のコロナ対応における3つの致命的な欠陥があると言われております。

1つは、先ほど述べた尾身会長の「オリンピック開催は普通はやらない」と、このように述べているにもかかわらず、それを菅首相は無視をしてオリンピックを開催するという科学を無視した態度であります。

2つ目には、国民に対し説得力のある説明をしないという、説明責任を果たしてきませんでした。

3つ目に、首相就任挨拶での冒頭で自己責任論を語り、この1年間、事業者に対し自粛を要請しながら、それに見合う補償も行ってきませんでした。

現在の感染爆発と医療崩壊は、政権による人災だとこのようにも言わなければなりません。その上で、どうやってコロナから命と暮らしを守り、安心して暮らせる日常を取り戻すかという、こういう考えが必要になってきます。

営業の自粛と不要不急の外出はするなど、これを繰り返すだけです。コロナを押さえ込むには、

ワクチン接種と一体に医療体制強化、大規模検査、十分な補償など総合的対策を講じてこそ、コロナを押さえ込む道が開かれるのではないのでしょうか。

今朝の信毎記事によれば、政府は、全国の緊急事態宣言発令中の21都道府県のうち19都道府県の期限を12日から30日まで延長、そして、6つの県のまん延防止等重点措置は12日で解除すると決めました。また、長野県もウイルス感染第5波で医療提供体制の逼迫が懸念されるとして、全県に出した医療非常事態宣言を20日までで予定していましたが、前倒しで12日に解除することを明らかにしました。

しかし、新たな変異株、デルタ株や最近ではイータ株と言われるものが国内で初めて確認されたこともあり、気を緩めるわけにはいきません。再び感染拡大が起こることも心配されます。

以上のことも含めて、具体的に質問したいと思います。

イ、感染状況はについてお尋ねします。

国民の多くが、オリンピック・パラリンピックの開催について、世論調査で反対もしくは延長すべきと回答が60から70%を示していました。オリンピック終了後、爆発的な感染者が急増しました。菅首相は、重症患者と重症化リスクの高い患者以外は、原則、自宅療養と、このように政策変更を行いました。

これまでの菅政権のコロナ対策について、非常に頑張っておられております医療関係者、そして町の職員の皆さんのことも考えても、町としてどのような見解をお持ちなのかお尋ねいたします。

次に、町民のコロナ感染者数は、現在、入院、療養施設、自宅療養者など、どのような内訳になっているのかもお尋ねしたいと思います。

また、町における最近の感染状況はどのようになっているのか、あるいはどのように見ているのかについてお尋ねします。

次に、感染経路や感染原因はどんなものか、これ、全国的にもいろいろあると思うんですが、特に町内での感染された点についても、特徴的等があればどういう状況で感染になったかというようなことも、併せて説明していただければと思います。これは、町民に対しても、注意喚起する上でも大切ではないかと考えます。

次に、口といたしまして、命を守るための施策を。

まず、自宅療養されている人に保健所の見守りがされなくて、亡くなる人が報告されています。十分な医療を受けられるように、今後の第6波を考えて、県に対し臨時の大型医療施設を設置することを要請していただきたいと思いますが、それについてどのようにお考えでしょうか。

次に、町民であれば、いつでも、誰でも、何度でもPCR検査が受けられる、こういう体制をつくっていただきたいと思います。無症状の人の行動が感染伝播、感染拡大を引き起こしているわけです。感染された人を早く治療につなぐとともに、感染伝播を食い止めるには最良の方法で

あります。ぜひ、この体制を取っていただきたいと思います。

次には、国民に県をまたぐ行動の制限と自粛が要請され、親族や子ども達の帰省が実現していません。今度の年末年始に、安心してふるさとに帰省できるよう、町がPCR検査や抗体検査の費用を一部負担するなど、このようなことはできないでしょうか。

以上、要望も含めて質問いたします。

町長（山村君） ただいま大森議員さんから、1として、コロナ感染から命を守るためにということで種々ご質問をいただきました。順次お答えしたいと思います。

まず、新型コロナウイルス感染症につきましては、昨年1月に国内で初めて感染が確認されて以来、幾度となく流行の波を繰り返しながら、今に至っております。その間、療養者への対応や医療体制の確保を担う各都道府県では、病床の増設や宿泊療養施設の設置などを進め、体制の強化を図ってきたところであります。

しかしながら、このところ新規感染者がようやく減少傾向になってきた第5波は、より感染力が強いとされるデルタ株の影響もあり、これまでにない大きな波となり、8月中旬以降は連日、全国で2万人を超える新規感染者が確認されました。

特に、感染拡大が顕著となった首都圏では、重症者や重症化リスクの高い方の病床の逼迫から多くの方が自宅療養を余儀なくされ、症状の悪化により命を落とされるという痛ましい事案も報じられているところであります。

いずれにしましても、入院等の振り分けについては、個々の症状や状況を踏まえた医師による適切な判断が基本になると考えており、お聞きしたところ長野県では、感染された方について、必ず専門の医師が診察して入院等の判断を行うということで、県では7月末に長野県健康観察センターを開設し、自宅療養される方の日々の健康観察をより充実されているということでありま

す。

次に、町内の感染状況であります。当町では、昨年8月に初めての感染者が確認されて以来、現在まで累計45人の方の感染が県より発表されておりますが、感染者に係る情報は、県が一元管理をしております。プレスリリース等に特段の記載がない限り、入院や宿泊療養、自宅療養の内訳は分からないという状況であります。

次に、町における最近の感染状況についてのご質問であります。これまでの感染者45人のうち、3分の1に当たる15人が先月に集中いたしました。県全体で見ても、8月だけで2,600人以上の新規感染者が確認され、当町同様、これまでの累計感染者数の3分の1を占めております。

夏休みやお盆の人流増加に加え、県内でも感染力の強いデルタ株への置き換わりが急速に進んだものと思われ、町では感染の確認がある都度、防災行政無線やすぐメール、ホームページでお知らせと感染拡大防止の呼びかけを行い、注意喚起をしているところであります。

幸い、町内では、これまで、周辺地域で感染が拡大している状況においても、施設や学校、保育園等での集団感染といった事例はなく、町民の皆様の適切な取り組みに改めて感謝を申し上げる次第であります。

次に、感染経路や感染原因につきましても、先ほど申し上げましたとおり、県が発表している以上のことについては分からないという状況であります。しかしながら、その時々で県から示される感染傾向などを踏まえ、県外との往来に起因する感染事例が増加しているといったことや、家庭内、職場内での感染が増えているといった情報を町民にもお知らせし、注意を促しているというところであります。

続きまして、口の命を守るための施策をについてでございます。

まず、臨時の大型医療施設の設置を県に要請してはどうかというご質問でございます。

過日の報道、これ9月5日ですけれども、信毎で第5波の感染拡大を受け、47都道府県と20の政令市のうち、25自治体が臨時の医療施設などを開設または開設予定との記事がありました。ほとんどの自治体で医療スタッフの確保が課題とのことであります。

長野県においても、8月中旬以降、病床使用率の高い状況が続き、8月20日には、県から医療非常事態宣言が発出され、県としては、臨時的な受入病床の増床を医療機関に要請するとともに、軽症者等を受け入れる6か所目の宿泊療養施設の開設も視野に入れた対策を打ち出したように、まずは、設備とスタッフの整った医療機関での体制を確保するということが望ましいと考えているところであります。

臨時の大型医療施設の設置につきましては、県内の療養者や医療提供体制の状況を、県や医師会、市長会、町村会などの関係機関が情報を共有する中で検討していくことが課題と考えております。

次に、町民であれば、いつでも、どこでも、何度でも、PCR検査を受けられるようにできないかというご質問であります。

PCR検査につきましては、県においても検査体制を随時拡充し、かつては濃厚接触者を中心に行っていた検査を、濃厚接触者ではなくても感染の可能性がある人や、感染警戒レベルの高い地域やクラスターなどの懸念がある職種への集中的な検査を実施するなど、幅広い対応を行っております。

このように、行政検査として行うPCR検査は、基本的にはリスクのある人やほかの影響が大きい場合を対象として、陽性者の早期発見と感染拡大防止の観点から行うものと認識しております。

なお、町内の一部医療機関では、希望者への自費検査を実施しているとのことで、比較的身近に検査を受けていただけるのではないかと考えております。いずれにしましても、PCR検査や抗原検査は、その時点で陽性かどうかを判定するもので、感染や発症そのものを抑えるものでは

ありません。

県内の感染動向を見ますと、この6月頃までは全体の2割から3割を占めていた60歳以上の方の感染が、高齢者へのワクチン接種が進んだ7月以降は1割程度に低下しており、ワクチンには一定の感染予防効果もあるものと考えております。

こうしたことから、町といたしましては、感染の広がりを抑制できるよう、より多くの方へのワクチン接種を進めてまいりたいと考えているところであります。

また、帰省される方へのPCR検査の費用負担についてでありますけれども、夏休み、お盆の時期に重なった今回の第5波においては、人流抑制の観点から、帰省を含め県境をまたぐ移動は控えていただくよう、国、県、町から強くお願いをしたところであります。

これまでの感染の波は、夏休みシーズンをはじめ、年末年始やゴールデンウィークなど、人の移動が多くなる時期に当たっています。

年末年始が万一、第5波のような状況になった場合、帰省する方への検査費用の補助により帰省を促すことは難しいため、今後の感染動向や対策を見極めながら対応していく必要があるだろうと考えております。

2番（大森君） 町長より答弁をいただきました。

PCR検査は、当然抑えるもんじゃはないんですが、やはり無症状者を早く発見をして、そしてそういう方々が日常生活の中で広めるということを早く見つけて、その方を治療につなげてくということ、広がりを抑えていくっていう大きな取り組みだというふうに考えます。ぜひ、それは今後考えていっていただきたいというふうに思うわけですね。

特に、無料のPCR検査をぜひやってほしいという提案ですが、昨日の信毎で山ノ内町の記事が出てました。

これ、無料のPCR検査を、町民希望者に実施するというので、これは特に結果の信頼性の高いPCR検査で無症状の感染者がウイルスを広めることを防ぎ、町民や観光客の不安軽減につなげたいというのが理由だそうです。それで、対象は、町民や町内の事業所などに勤務する町外の在住者が対象で500人をめどに行うということ、それで今、山ノ内も9月議会をやってまして、またこれを補正を組んで、今度プラス千人分のをやるというのが新聞の記事に出てました。やはり、それぞれの自治体がそれなりに、PCR検査の必要性を認めてきているということなんです。

このことは偶然私が質問する前の日に出たということです。これもう資料として使わせているわけですが、やはりぜひ町のほう検討をして行っていただきたいと。

費用なんですけれども、これは、事業費が最初500人の場合180万円ほど予備費でとりあえずやるということと、1千人分については補正予算をきちっと組んで一般会計から出していくということをやっています。

それから、夏休みなどのときには、ほかの自治体もこのPCR検査で帰省する場合に自治体が一部負担をして、そして安心して帰省できるということをやっている自治体がいくつかあります。

このこともぜひ、今度の年末年始、気持ちよく親族に会えるように、帰省できるように検討をお願いしたいというふうに思います。

それから、あともう一点、昨日の長野県のこれ資料なんですけど、入院中は現在135人、宿泊療養中が127人、それから自宅療養中が131人、それから調整中が48人というふうに出ています。それから、10歳未満の累計ですけれども、現在入院されるかどうかは分かりませんが、10歳未満が432人、10代が860人、20代が1,497人ということで、50代から10歳ぐらいのところは最近非常に増えているということがあります。

特に、10歳未満の子どもさんに対しては保護者もついてなきゃいけないということになれば、やはりまた、町内でも10歳未満の方が感染しているっていうニュースにも出たりしています。やはり、こういう世帯の皆さんのこの支援といいますか、それはどんなふうになっているかとは、当然、今の県の話からいけば、自治体には知らされないということなんですけれども、それはどういうふうになっているかってことぐらいはお尋ねできるかと思うんですが、その辺のところはどうでしょう、分かりますかね。どういう対応をされているのか、どっか預けるところがあるのかどうかと心配するところですが、その辺のところはいかがでしょうか。

福祉健康課長（伊達君） 再質問にお答えをいたします。

基本的には、感染者への対応、それと療養の関係、これは県が一元的にやっておりますので、町が主体的にどうこうということではないんですけれども、一応、県の健康福祉部のほうでは、特に小さいお子さんがおられるご家庭で、保護者、ご家族ですね、ご家族の方が感染された場合ですとか、あるいはお子さん自身が感染された場合の対応の仕方について、一応、こんな形でやっというのを決めているということのようであります。基本的には、お子さんが小さいので、養育される方と基本的には一緒にいなければいけないということが前提にありますので、状況にもよりますけれども、ベースになっているのは自宅での療養という形のございます。特に、小児の場合は原則自宅療養、入院の必要性についてはお子さんの病状ですとかご家庭の状況、あるいは医療的ケアの必要性といったところを加味して、医師が判断をしているということございます。

入院する場合も、なるべく圏域の近いところを入院先として設定をして、保護者の方が付き添うこともできるというような配慮をしているというふうに、お聞きをしているところございます。

2番（大森君） 県のほうも、そのように対応していただいているということで、ひとまず安心というふうに思います。ぜひ年末年始、親族、子ども達が帰ってこれるように、ひとつご検討願いたいというふうに思います。

それでは、次の質問に参りたいと思います。

2といたしまして、新公共交通システムの進捗状況は、イ、進捗状況は。

私は、3月議会での一般質問で、新公共交通システムの構築について質問した折、町長は、お盆までには骨子をつくりたいということのご答弁をいただきました。

現在、実施に向けた工程は、どこまで進んでいるのかお尋ねしたいと思います。

建設課長（関君） 2、新公共交通システムの進捗状況はについてお答えいたします。

町の地域公共交通につきましては、鉄道路線のほか、福祉バスの運行を経て、誰でも利用ができる公共交通の一つとして循環バスの運行が始まりました。

これまでも、運行時刻の見直し、また、上田線への運行の延長、運転免許返納者への運賃無料化、「どこでものれーる」の乗車エリアの拡大など、利用者の利便性の向上に努めてまいったところでございます。

さらに、地域交通の基幹である鉄道路線や循環バスの利便性を高めるとともに、移動困難な高齢者が、買物や通院など日常生活で必要とする目的に利用できる新たな交通手段として、停留所による定期路線循環バスに加えて、デマンド型の交通の導入について検討してきたところでございます。

新地域公共交通システムにつきましては、昨年11月に開催しました地域交通利用促進協議会の中で、システムの構築に向けた研究を行う地域公共交通システム部会を設置しまして、今年2月から、順次、部会員であります区長会長さん、また、各種団体の長や、循環バス・タクシーなどの交通事業者、商工会や社会福祉協議会、学識経験者として長野大学の教授にもご参画いただきまして、検討を重ねてまいりました。

併せて、庁内においても、システムの構築に向けて議論を深める中で、部会案として、新公共交通システムの取りまとめをし、タクシーを使った定額乗合事業の導入に向けた意見集約を行ったところでございます。

部会としての意見につきましては、誰でも利用できる循環バスと併用する形で、既存タクシーを利用した定額制で、自宅から駅、公共施設、通院、買物などの用途に利用する目的で、いわゆるドア・ツー・ドアによる乗合事業をタクシー借り上げ方式で導入を図ることとしました。対象者は、町内在住の移動困難な高齢者を想定しております。運行エリアは町内とする方向となったところでございます。

現在、このタクシー定額乗合事業の運行について、交通事業者と打合せを行う中で、9月中旬には、この部会の上部機関であります地域交通利用促進協議会に、部会としての報告を行う予定となっております。

今後は、協議会での部会報告後、タクシー事業者に関しましては、交通事業者として、現在の貸切りによる運行に加えまして、現行タクシーを使った乗合運行に向けた、国への運行の許可を

取得する準備を進めていただく予定となっております。

今後、交通事業者の運行条件等の準備が整い次第、運行計画を決める坂城町公共交通会議を開催しまして、国土交通省北陸信越運輸局に対し、交通事業者がタクシー定額乗合運行に向けた実証実験の許可申請を行うこととなります。

最終的には、交通事業者によりまして北陸信越運輸局から許可が必要となりますが、町としましても、詳細な部分につきましては、詰めまして事前に準備を進めまして、できるだけ早い時期の運行開始に向けた調整を進めてまいりたいと考えております。

2番（大森君） 課長より答弁をいただきました。

いよいよ動き出したのかなというところで安心するところですけども、定額とそしてドア・ツー・ドアということで乗合方式で行っていくということですが、これ循環バスこう回して、あとタクシーが丸いところへ真ん中に入ったりバッテンなったりという形で、縦横に行動できるということにはなると思うんですね。そんなような運行形式っていいですかね。例えば、タクシーがどっか、何ていいますかね、バスとつないで何かするっていうことではなくて、それぞれが独立した形での運行しているということになるのでしょうか。

それとあと、定額で運賃をっていうことですが、まだ具体的にはいくらっていうのにはならないと思うんですけども、定額といってもどのぐらいになるのか、そんなところもちょっと心配で。

だから、乗り合いですから、2人、3人とそれぞれ方向性が同じであれば、それに合わせるのか。その辺のちょっとデマンドのもう少し、どんなふうに行行になるのか、その辺ちょっと教えていただけたらと思います。

建設課長（関君） 循環バスとタクシーが、それぞれどんな運行になるかといったご質問をいただきました。

まず、循環バスは、先ほども申しましたが、誰でも利用できる地域交通でありますけれども、部会案としての新たな乗り合いによるタクシーを使った交通システムは、先ほど申しましたドア・ツー・ドアによる、高齢者を限定した日常生活に必要な移動手段の確保、これが目的という形になっております。

新たな地域交通システムの運行につきましては、現在、国などへの乗合運行の実証実験に向けた許可の準備を進めております。

まず、実証実験運行という形になりますので、期間を定めての運行という形になります。実証実験期間中は、循環バスについては、今までどおり通常運行を行います。新たな公共交通システムの運行により、循環バス、そういったものが利用者にとってどんな影響があるのか、そういったことを検証していく実証実験というふうを考えておりますので、循環バスはそのままの運行という形になります。

乗合事業になりますので、事前に予約をいただく方法だとか、乗り合いになりますので、順番

に乗せていって目的地にそのまま降ろしていくっていうのは、デマンドでありますので、それを並行した形になろうかと思いますが、それを実証実験で実施した結果、もしかしたら利用者が選択をして、行きはこれを使うけど帰りはこっちを使うとか、いろんな選択ができると思いますので、そういったことも実証実験期間中にどんな形になるかというのについては、検討してみたいと思っています。

それから、運賃につきましては、既に運用している近隣市町村のデマンド利用料ですとかタクシーの初乗り運賃、そういったものも参考にしながら、できる限り利用しやすい定額料金、そういったもので検討してみたいと思っています。

2番（大森君） ありがとうございます。

大体イメージが出てきたんですが、それでもやっぱり実際に試運転といいますか、運行を何度か、例えば半年なり1年なりやりながら、やはり安定した運行を。そして、利用する方が「あ、これは便利だ」と、どちらも利用できるというようなことで、利用者に本当に利便性ができれば、そういう方式を、ぜひ実証実験の中でスムーズにできるようにお願いしたいというふうに思います。

それでは、次の質問に行きたいと思います。

3といたしまして、学校給食費の無料化へということで、イといたしまして、義務教育では無償化が当然だがということで質問いたします。

現在、坂城町の学校給食費の状況は、今年度予算では給食費の徴収で約7千万ほどです。20年度決算を見ますと、小学校の児童1人当たり1食が280円で年間2万5千円ほど、中学校では1食325円で6万5千円の給食費を徴収しております。

これは、憲法26条で「義務教育はこれを無償とする」と。これはって教育のことですけども、無償化するということになっています。

そして、食育基本法では「今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきだ」と。人間形成する上での基礎だというふうに強調しております。そのように位置づけています。

しかし、学校給食法は「学校給食費は保護者の負担とする」というふうになっています。

当然、学校給食の設備等は、あるいは人件費等は、当然、自治体の負担となるわけですが、この賄い材料費については保護者の負担というふうになっています。

これは、教育、食育の中の一環のというふうに考えれば、これも含めて、憲法で定める義務教育の中の教育の一環ではないかというふうに捉えるべきだと考えますが、この点についてどのようにお考えかお尋ねいたします。

教育文化課長（堀内君） 3、学校給食費の無料化へについてお答えいたします。

平成17年、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう

食育基本法が成立し、翌年18年には食育基本計画が策定されました。これを受け、平成20年には、児童生徒に対し、食育の推進を図るといった観点から学校給食の目標を見直し、栄養教諭等がその専門性を生かして学校給食を活用した食に関する指導を行うとともに、学校給食の衛生管理を定めるための学校給食衛生管理基準等を含めた学校給食法が大幅に改正され、翌21年から施行されたところでございます。

この改正により、学校給食について7つの目標が示されました。

1、適切な栄養の摂取による健康の増進を図ること、2、日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、望ましい食習慣を養うこと、3、学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと、4、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと、5、食生活が食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと、6、我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること、そして、7、食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くことという、新たな食育の推進などを加えた目標が掲げられたところです。

改正前の学校給食法では、4つの目標であったところですが、偏った栄養摂取や食事を抜くといった食生活の乱れや肥満・痩身・痩せ型志向など、子ども達の健康を取り巻く問題が深刻化しており、学校給食を通じて地域等を理解すること、食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さなどを理解するための教材的な意味合いが高いことから、学校給食がその改善策として、教育の中で重要な役割を果たすものとして、新たな目標が加えられたところであります。

現在、食育・学校給食センターでは、小中学生の成長期という大切な時期の食生活の一端を担う学校給食につきまして、栄養バランスの取れた安全・安心でおいしい給食が提供できるよう、また、地域食材を利用した給食の提供等、町の食育推進計画に基づいた給食作りに取り組んでいるところであります。

給食費の無償化をということでございますが、学校給食法第11条では、学校給食に従事する職員に要する給与その他の人件費、学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費等の経費については設置者が負担し、それ以外の経費については保護者の負担とすると定められおります。

当町では、これに基づき、学校給食に必要な経費について、保護者の方にご負担いただいているところですが、平成29年度からは、給食費の口座振替手数料を町負担とし、保護者の負担軽減を図ってまいったところでございます。

当町の1食当たりの学校給食費ですが、現在、小学校が280円、中学校は325円としております。この金額は、平成26年度に改定して以来、消費税率が改定された令和元年10月以降も改定せず、学校給食を提供してきております。その後も、食品自体の単価や輸送費などの経費が値上がりしている中で、給食の献立や材料等を工夫しながら、安全・安心な給食を提供してき

たところでございます。

給食費の無償化を実施している自治体では、移住・定住による人口増、転出の抑制、子育て環境の向上などという施策として実施されておりますが、お聞きするところによると、毎年給食費に係る経費を負担し続けるための財源の確保といったことが大きな課題となっているとのことであります。

学校給食法第19条では、保護者に対する援助として「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、必要な援助を与えなければならない」と定められており、この規定に基づき、対象となるご家庭には、要保護及び準要保護児童生徒援助費、いわゆる就学援助制度の中で、給食費の支援を行っているところでございます。

町といたしましては、給食費を一律に無償化するというのではなく、引き続き、現行の支援策の中で、必要とされるご家庭に対し給食費の負担軽減を行ってまいりたいと考えております。

学校給食に関しましては、今後も引き続き、児童生徒に安全・安心で栄養バランスの取れた学校給食を提供し、改正学校給食法に掲げられた7つの目標が達成できるよう努めてまいりたいと考えております。

2番（大森君） 課長よりご答弁いただきました。

一つお尋ねするんですが、学校給食は食育の最も基本的な教育で、この具現化した事業ではないのでしょうか。その見解はいかがでしょうか。

教育文化課長（堀内君） 再質問にお答えいたします。

日本国憲法第26条で「義務教育はこれを無償とする」と規定されており、食育も教育の一環ということでもあります。そういった認識でございます。

ただ、繰り返しとなりますけれども、学校給食法第11条で、学校給食設置者負担、それ以外のものについては保護者の負担とするとされております。このことから、現在、無償化となっている教科書以外の通学用品、学用品費と同じように給食費につきましても、食材料費につきましても、実費負担をいただきたいと考えております。

2番（大森君） ちょっとはっきり聞こえなかったんですが、これは学校給食は食育の最も基本的な教育で、これを具現化した事業ではないですかという質問をした。これは、イエスカノーかとか、あるいは全く立場違うとか、何かそんなご意見いただけないですか。

教育文化課長（堀内君） 再質問にお答えいたします。

学校給食、こちらにつきましても教育の具現化された一つの対策と、一つというふうには考えております。

2番（大森君） 1963年、これは昭和38年、小中学校の教科書がそれまでは有償だったんですよね。

私のところも非常に貧しいところで、兄ちゃんのやつは弟にそのまま受けてやると。だから、

上の兄ちゃんには教科書を汚すなと言われていたというのが、いろんな家庭でありました。あるいは、一人っ子のお宅なんかは兄弟いなくて、ご近所の1つ上のお兄ちゃんから教科書をもろうということがあったんです。だから、これも教育なんですよ。

それが、1963年、昭和38年に無償化に踏み切ったわけです。

ですから、この学校給食費も当然教育の具現化したものであって、これは学校給食費のほうが憲法に抵触しているということじゃないですか。

そのことを指摘して、次の質問に行きたいと思います。

4といたしまして、国保の子どもの均等割についてお尋ねします。

イ、憲法違反である子どもの均等割課税は中止を。

現在、町の国保の均等割は3,710円で、赤ちゃんが生まれた途端に課税されます。とりわけ、今のコロナ禍で困窮世帯が増えてます。そうした中、国は来年度、均等割について、未就学児を対象に均等割を一律5割軽減するという法律にしました。なぜ未就学までか理解できませんが、未就学前とすることは中途半端ではないでしょうか。憲法で定めている勤労の義務のない子ども、つまり勤労所得のない子どもにまで課税するということであります。町は当然率先して義務教育の終了まで、15歳までが特に勤労義務ということではありませんので、ここまでは対象にすべきだと、これは当然国へも強く働きかけるべきであるし、町のほうもそのことをきちっと実施していただきたいというふうに思います。その点についてご回答をお願いします。

福祉健康課長（伊達君） 4としまして、国保の子どもの均等割軽減のご質問でございます。

国民健康保険制度につきましては、全ての被保険者が等しく保険給付を受けるため、子どもがいる世帯にも、子どもを含めた被保険者の人数に応じて一定のご負担をいただくことを基本としております。

お話にございましたように、先般、国におきまして、全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、国民健康保険税について、子ども・子育て支援として未就学児に係る均等割額を減額し、その減額相当分を公費で負担することを定める国民健康保険法と地方税法の一部改正がなされ、来年度、令和4年度から施行されるということとされました。

減額の対象範囲につきましては、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者、いわゆる就学前の子どもさんということで、その子どもさん全員を対象としており、軽減措置分につきましては国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1の割合で負担をし、町の一般会計から繰り出しを行うということでございます。

また、減額幅につきましては、現在、所得の低い方にも一定割合の均等割保険料を負担しているということから、全額免除は適当でないとの理由で半額の軽減とされたところがございます。

現行の制度では所得が低い方の均等割及び平等割について、段階に応じて、7割、5割、2割を軽減する措置があり、当町におきましては、令和3年度の本算定で申し上げますと、加入していただいている1,913世帯のうち1,096世帯、57.3%の世帯がいずれかの軽減措置の対象になっているというところでございます。

ご承知のとおり国民健康保険につきましては国民皆保険をなす国の社会保障制度でございますので、町の国民健康保険に関しましても、法令に基づき国の制度に沿った運用をしているところでございます。

今回の軽減範囲の見直しにつきましても、法の趣旨に沿った適切な対応をまいりますけれども、国におきましては今回の法改正に当たり、今後必要があると認めるときは必要な検討をし、その結果に基づき必要な措置を講ずるとしておりますので、そうした議論、あるいは国の動向、今後も引き続き注視をまいりたいと考えているところでございます。

2番（大森君） ご答弁いただきました。

これ、もっとお話しすれば、18歳までが扶養なんですよね。ここまで、本当は広げるべきであるわけです。とりあえずは未就学までということで、国のほうも一歩足を踏み出したということにも評価するわけですけども、やはりこういう不十分なやり方でやっていくということが非常に大きな問題でありますし、少子高齢化ということはずっと言われてきていて、そして赤ちゃんが生まれた途端に3万7千円負担しろって言われちゃうわけですよね。子どもの医療費無料化ということでやっても、国保では負担しなきゃいけないんですよね。これは大分大きな矛盾ではないかというふうに感じるわけですが、やはりこのところは大きな問題だと思うね、社会保険と国保との問題だというふうに思います。

国保新聞の7月1日付によりますと、昨年、コロナで感染して、その方々に傷病手当を出すというふうに決まりました。ところが、個人事業主に対しても拡大している自治体があるわけですよ。これは国保新聞で、全国で13市町村が実施しています。だから、こういう施策はやっているとところがあるわけですよ。何で当町でできないのかっていうのが一つ不満であります。

それで町長にちょっとお尋ねするわけですが、今回の未就学児に対しての負担が4分の1の町が持ち出すと、国がそういう指示したから一般会計から出すということですね。今までは国保が繰り出しはしないと、一般会計は繰り出ししないと、ずっとこう言われてきました。このことについても矛盾してくるんじゃないかということもあるんですよね。だから、そういうことで、ぜひ国や県へきちんと働きかけていただくということであるし、坂城町でもやっぱり義務教育の年齢までは、この均等割について何らかの軽減措置をお願いしたいというふうに思うわけですが、その点についていかがでしょうか。

福祉健康課長（伊達君） 再質問にお答えをいたします。

先ほどのご答弁の中でも申し上げましたとおり、国民健康保険制度というのは、国の社会保険

制度ということだと考えております。今ご指摘のように、全国の13の市町村では傷病手当の関係ですか、それを拡充しているというお話でございます。今回は子どもの均等割の軽減拡充というご趣旨のご質問でございますけれども、国の社会保障制度ということを見ると、例えば当町だけが独自に子どもの均等割の軽減を拡充しますと、そこに一般会計から繰り入れますといったときに、なぜ当町の町民の方だけがそれを負担しなければいけないかという妥当性、合理的な理由がなかなか探しづらいところだと思います。基本的には国でそういう制度をつかって、どこの自治体の市民、町民の皆さんも、それについてはご負担をしていくということが望ましいのではないかと考えているところでございます。

2番（大森君） それは全ての自治体が、結局そういうことになるわけですよね。その町民税、町の予算で一般会計から出すということは、社会保険に入っている方から見ればそういうことになるということなんですが、保険者は一体どこだということになれば、今は県と町が共同して運営しているということですから、それは一つの事業所と同じじゃないですか。そういう点では、もう少し町の社会保障をきちっとしていくということは必要だというふうに思います。このことを申し上げて、ここで一般質問を終わりたいというふうに思うわけですが、やはり憲法の中には「法律の定めにより」というのが一言入っているというのが一つ問題だっというふうに思うんですけども。だから、そういう点で憲法に抵触しているようなものであっても、法律ができればそちらに準用するということなんですよ。これはさっきの学校給食費の問題についてもそうですし、それから今回の国保についてもそうですけども、こういう点は、当然国会でも変えていただくようにしなきゃいけないわけですが、地方からも声を上げていただくということも要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

次回は、来週13日午前9時から会議を開き、一般質問及び一般会計決算案総括質疑、各特別会計決算案総括質疑等を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 午後 2時27分）

9月13日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|------|----------|------|----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 8番議員 | 栗田 隆 君 |
| 2 〃 | 大森 茂彦 君 | 9 〃 | 朝倉 国勝 君 |
| 3 〃 | 山城 峻一 君 | 10 〃 | 滝沢 幸映 君 |
| 4 〃 | 祢津 明子 君 | 11 〃 | 吉川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中島 新一 君 | 12 〃 | 西沢 悦子 君 |
| 6 〃 | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 7 〃 | 玉川 清史 君 | 14 〃 | 中嶋 登 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|---------|
| 町 長 | 山村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮崎 義也 君 |
| 教 育 長 | 清水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 柳澤 博 君 |
| 総 務 課 長 | 臼井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 大井 裕 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 竹内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊達 博巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹内 祐一 君 |
| 建 設 課 長 | 関 貞巳 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀内 弘達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長崎 麻子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬下 幸二 君 |
| 総 務 係 長 | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 細田 美香 君 |
| 財 政 係 長 | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 宮下 佑耶 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 竹内 優子 君 |
| 子 ども 支 援 室 長 | 鳴海 聡子 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北村 一朗 君 |
| 議 会 書 記 | 宮崎 あかね 君 |
5. 開 議 午前 9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- (1) 新たな地域公共交通システム導入についてほか 吉川まゆみ 議員
(2) 地域づくりについてほか 滝沢幸映 議員
(3) 廃品回収物等集積所と環境保全についてほか 栗田 隆 議員

第 2 議案第 5 2 号 令和 2 年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について

第 3 議案第 5 3 号 令和 2 年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 4 議案第 5 4 号 令和 2 年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 5 議案第 5 5 号 令和 2 年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 6 議案第 5 6 号 令和 2 年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいま出席議員は 14 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第 1 「一般質問」

議長（小宮山君） 最初に、11 番 吉川まゆみさんの質問を許します。

11 番（吉川さん） おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

1、新たな地域公共交通システムの導入について。

長年の期待でありました循環バスと併用した公共交通システムの検討が進み、ようやく形になりつつあると伺いました。私も、これまでに多くの方から声をいただき、この交通弱者対策については質問、提案をしまりましたので、大変うれしく思っております。そこで、待ち望んでいらっしゃる皆さんに少しでも早くお伝えをいたしたく、今回、質問をさせていただきます。

なお、具体的には、これから概要を詰めるということですので、本日はお示しいただける範囲でのご答弁で結構ですので、よろしく願いいたします。また、過日は同僚議員もこの質問をさ

れていることから、重複することもあることをご理解いただきたいと思います。

イとして、新システムの概要と課題について。

今定例会初日の町長招集挨拶の中で、部会から示されたシステムの概要について紹介をされました。内容は、地元タクシーを利用したドア・ツー・ドアによる定額での乗合事業を導入するとし、そして、利用者は従来の循環バスと新しいシステムを選択できること、また、今後、地域交通利用促進協議会でご審議いただき、関係機関との調整を進め、実証実験による試験運用という形で始めていくとのことでありました。そこで、この新システムの運用に向けて、何点かお聞きいたします。

1として、まず、2月以降の検討の経過についてであります。

昨年11月、新たな公共交通システムの構築に向け部会を立ち上げ、研究する中で進めてきたわけですが、このようにシステムが決定するまでの経過についてお聞きいたします。

2点目として、今回の骨子案のシステムの概要についてです。

町長からは大枠の説明はありましたが、細部についてお聞きいたします。まず、運行計画、運行時間、運行地域、そして予約の方法などはどのようにされるのでしょうか。分かる範囲でお示しいただきたいと思います。

3点目として、今回、利用に当たって利用対象者を決められたと伺いましたが、その基準についてお聞きいたします。また、定額とのことですが、運賃の試算はどのようにされたのでしょうか、お聞きいたします。

4点目として、一番皆さんが知りたいのが、運用の開始時期であります。

ドア・ツー・ドアということで、今後寒くなってくる時期を前にして期待をしているわけですが、その点はいかがでしょうか。

最後に5点目として、今回、タクシー業者による乗合事業を導入することとなりましたが、導入にあたっての課題はどのようなことが考えられるのでしょうか。その点についてもお聞きいたします。

ロとして、循環バスの今後は。

さて、現在、北まわり、南まわりとして2台のバスが坂城駅を中心に運行していただいております。今回の新たなシステムの運行が開始しますと、おのずと利用者にも影響が出てくると思いますが、そこで、循環バスの今後の運行時間や現在の2便体制については、どのようにされるのでしょうか。その点についてもお聞きいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

町長（山村君） ただいま吉川議員さんから、1番目としまして新たな地域公共交通システム導入について、イ、ロとご質問ございました。順次お答えを申し上げます。

当町の地域公共交通につきましては、民間路線バスの運行廃止や福祉バスの運行を経て、誰で

も利用できる公共交通機関として循環バスの運行を行っております。循環バスの利用者は、免許を所持しない高齢者等の貴重な交通手段として年間約1万5千人の利用があり、通院や買物、公共施設への利用に使われているところであります。これまでも、上田線の運行、運転免許返納者への運賃無料、「どこでものれーる」の乗車エリア拡大など、その都度利用者への利便性の向上に努めてまいりましたが、さらに、移動困難な高齢者が日常生活で必要不可欠とする目的に利用できる、デマンド型交通の導入について検討してきたところであります。

新たな地域公共交通システムにつきましては、昨年11月に開催しました地域交通利用促進協議会に地域公共交通システム部会を設置し、検討を重ねてまいりました。部会には、長野大学教授のほか、町の区長会長さんや各種団体の長、循環バスやタクシーなどの町の交通事業者、商工会、社会福祉協議会に参画いただきまして、様々な意見をお出しいただく中で、新たな公共交通システムに係る部会案を取りまとめたところであります。

今回の部会案の骨子は、誰でも利用できる循環バスと併用し、町内の移動困難な高齢者が既存のタクシーを利用し、定額で自宅から駅、公共施設、通院、買物などに利用することができる、いわゆるドア・ツー・ドアによる乗合事業をタクシー借り上げ方式で導入を図るものであります。

現在、高齢者の多くが、平日の昼間に町内のエリアでタクシーを利用しているという状況も考慮しまして、部会案は、平日昼間の町内での運行で、75歳以上の運転免許を所持していない高齢者を対象とした、事前登録で予約制による利用を想定している中で構築してきたところであります。

今回、このタクシー定額乗合事業の運行方法について、9月中旬には上部機関である地域交通利用促進協議会に部会案の報告を行い、協議会全体で協議をいただく予定となっております。

協議会で意見等がまとまった段階で、事業を行っていただく現行のタクシー業者には交通事業者として、現在の一般乗用旅客自動車運送事業に加え、乗合運行に必要な一般乗合旅客自動車運送事業に向けた実証実験運行の許可申請を、国土交通省北陸信越運輸局に行う予定であります。許可を得た後に運行開始となりますので、早期の運行開始に向けた調整を進めてまいりたいと考えております。

なお、運行計画や運行時間、予約方法等の詳細については、これから町と実証実験運行の許可申請を行う交通事業者で、国の関係機関と協議する中で決定する予定であり、また、運賃につきましては、他市町村で運用しているデマンド利用料やタクシー初乗り運賃等も参考に、定額料金を検討しております。

また、新公共交通システムの開始時期につきましては、より迅速に進められる実証実験運行に向けて、来年4月運行を目標に準備を進めてまいりたいと考えております。

最後に、課題といたしましては、新公共交通の運行を予定している交通事業者の乗合運送の免許取得に関してや、新たな受付システムのカスタマイズ化などが考えられます。加えて、具体的

な運行計画や運行時間、利用者負担、予約の方法、目的地等も決定し、多くの皆さんが利用できるよう早期にお知らせしていく必要があると考えております。

次に、（ロ）の循環バスの今後についてでございます。

現在、町の循環バスにつきましては、どなたでも利用できる路線バスとして、北まわり、南まわり、合わせて1日12便を運行しております。

路線につきましては、町内各所を周遊するほか、湯さん館直行便の運行や信州上田医療センターまで延長する上田便の運行、千曲市の力石公民館をつなぐ、市町の枠を超えて循環バスでの乗り継ぎを可能とするなど、一部町外まで運行を行っているところであり、当町の地域交通の基幹でもあります。

新公共交通システムにつきましては、先ほど申し上げましたが、来年の実証実験による運行に向けて準備を進めているところであり、現在の計画としましては、利用対象者を限定し、運行区域についても町内を想定していることから、この新公共交通システム実証実験中の運行が、循環バス利用者にもどのような影響があるかなど、今後見極める必要があります。循環バスにつきましては、そのまま現行の形で運行を予定しております。

新公共交通システムと循環バスを併用させることで、高齢者の皆さんにとっての移動手段が増えることになり、その相乗効果により町民の皆さんがより利用しやすい仕組みになるよう、検討を進めてまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） ただいま町長より詳しい内容をお聞きいたしました。

9月中旬に、この後、利用促進協議会に上げていただいて、細部にわたってはこれから検討するというところで、時間、また、地域については町内というお話でございました。また、利用対象者は運転免許証のない75歳以上という、限定ということでありました。

では、2回目の質問をさせていただきます。

現在、循環バスの運行については、約2,500万円ほど予算をつけて運行していただいております。

そこで一つとして、今回の新システムの運行に際して、年間のかかってくるランニングコストについては、どのぐらいを試算されているのでしょうか。また、その試算について、出した根拠についてもお聞きしたいと思います。

また、ただいまのお話ですと、75歳以上の移動困難者という限定になってくるわけですが、例えば、私の知っている方でも、ご主人が75歳以上で病院の診察に行くとき、どうしても75歳未満の奥様が付添いをしなければ行かれないというケースも出てくるかと思いますが、そのような場合の利用については、今後検討ということになるかどうか分からないんですが、一緒にご利用できるのかどうかという点をお聞きしたいと思います。

また、今、実証実験のお話があったんですが、これについては1年間とか決まって、1年間や

ってみるということなのか、それとも実証実験については1年、2年というケースもあるのか、
どうなのかという点もお聞きしたいと思います。

それと最後に、今、陸運局に許可申請をする、これが下りてこなければ運行ができないという、
これが一番の課題というお話でありましたが、この陸運局からの認可について、現在、いつ頃と
いう見通しはついているのでしょうか。

以上、4点について再度質問をいたします。

建設課長（関君） それでは、再質問、4点ご質問をいただきました。順次お答えをさせていただ
きたいと思います。

まず、運行に当たってのランニングコスト、どのくらいを試算しているか、また、その根拠は
ということについてでございますが、現在の新公共システムの、あくまでも部会の骨子案を検討
する上で運行した場合の計算からの試算という形になりますが、現行タクシーの高齢者の利用状
況から、年末年始を除いた平日の月曜日から金曜日までの1日5時間の運行を予定した場合、タ
クシー借り上げ料金につきましては、1台当たりの公共単価が決まっておりますので、全ての時
間帯で予約をいただき運行した場合ですと、最大で年間約1千万円ほどとなります。そこから、
利用者収入——運賃です、その収入を差し引いた額、これが町の負担になる中で想定させていた
だいた試算でございます。

続きまして、付添いの必要な方の利用についてでございますが、これも現段階ではございませ
が、付添いが必要となる状況などを把握する中で、登録によります定額料金での利用となります
けれど、乗車定員もありますので、利用者1名につき付添い1名ができればというふうに考えて
おります。

次に、実証実験運行の期間についてでございます。

現段階では、交通事業者の準備や国機関との調整もありますが、年間の利用状況を見極める必
要もございますので、国、関係機関と相談する中でおおむね1年になろうかなというふうに考え
ております。

また、最後に、陸運局からの許可の見通しはということでございます。

これにつきましても、交通事業者と町で陸運局の担当と何度も打合せを行い、運行開始に向け
た準備を現在進めているところでございます。

今後も継続して詳細な部分の調整が必要となりますが、実証実験は、まず運行申請を行い、今
年度の許可がいただけるよう調整をしまして、準備を進めてまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） 今、課長のほうから骨子案の中では、月曜日から金曜日、1日5時間運行と
いうことで、タクシー業界の試算によって業者負担を差し引いた分で、年間約1千万円という試
算ということございました。借り上げ方式ということですので、車の維持費、また、例えばメ
ンテナンス、そういうのも全部入っているということよろしいですね。

それでは、再質問させていただきます。

先ほども町長のほうからは、町内の運行というお話があったわけですが、今のお話ですと、今年度中に許可を取って、来年度には早くても運行をしたいというお話でありました。それで、利用者の皆さんはドア・ツー・ドアということで、料金の算定が一番の、これからどのぐらいになるかということが一番、普通のタクシーと違うということで、その中で、町内でも結局、端から端まで乗っても定額ということになりますので、その点ではこの料金の算定には慎重に決定をしていただきたいと思います。

また、運行の中で、先ほども町内というお話があったんですが、今後の検討の中で戸倉の整形外科、また、上山田の病院などに通院してらっしゃる方が多くいらっしゃいます。今後の中で、できれば運行地域を拡大してほしいという声が上がってくるということが予想されるわけですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

また、もう一点、先ほど事前予約というお話があったわけですが、これも多分、利用促進協議会で決定することと思いますが、予約するときに、例えば、買物に行きます、行きと帰りの予約を一遍にしておかなければいけないのか、どうなのか、その点についてはどうでしょうか。お聞きしたいと思います。

建設課長（関君） 再質問、2点ほどいただきました。お答えさせていただきたいと思います。

まず、運行地域の拡大の考えはについてでございますが、今回、実証実験では、先ほどもありましたが、運行区域は町内を計画しております。運行地域の拡大につきましては、その目的地、そういったものを定めながら、他市の交通事業者との打合せですとか、市町間の合意形成、これが必須となっております。ですので、そちらのほうと打合せをしないと、町外への運行ができないという形になっております。また、運行を行う交通事業者の本業——タクシーの事業への影響等も考慮する中で、慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、もう一点、事前予約の関係ですが、基本的には、予約の手法については今後検討していく形になるかと思いますが、今考えているのは、予約は一応、行きと帰り、想定をする中で予約をしていただきたいなというふうに考えております。

ただ、今、町内タクシーを考えたときに、町内タクシーさんが事前に予約するのも事業が慣れてくると、かなり対応が臨機応変にできるような形になってくる可能性もあります。そういった中で柔軟に対応していきたいというふうに考えておりますが、現在のところで想定しているのは、事前に予約をいただきたいというふうに考えておるところでございます。

11番（吉川さん） ただいまお話をいただきました。いずれにしましても、今後、しっかりとその点についても、利用地域の拡大についても検討を願いたいと思います。

あと、予約の方法についてですが、やはり高齢になりますと、両方一遍に何時というのは大変困難かと思しますので、タクシー業者の皆さん慣れてきたら、帰りについては当日の予約ででき

るような形を取っていただけるとありがたいと思います。

いよいよこの後、部会から地域交通利用促進協議会にこの内容が提示され、細部にわたって検討されてまいります。ドア・ツー・ドアの運行がいよいよ始まってまいります。

そこで、2つほどお願いがあります。

それは、開始にあたって利用者の登録が必要になってくると思います。この登録方法ですが、小諸市などは用紙を広報などに入れまして、そこにきちんと氏名、住所、生年月日とか入れながら、それを市役所のほうへ提示するというような形でございましたが、この登録というのが結構大変じゃないかなと私は思うんですが、なるべく利用者にとってスムーズに登録ができるように検討をお願いしたいと思います。

もう一点は、住民への周知でございますが、今回、町長の招集挨拶の中でも述べていただきましたが、開始時期はまだ確定できていないので、まだ無理かと思いますが、第1弾として、こんな形で循環バスと併用のデマンド交通がスタートしますというような事前の広報をしていただけたら、住民にとっては大変朗報でありますので喜ぶと思いますので、その点もお願いしたいと思います。

これから開始する中で様々な課題も生まれてくると思います。しかし、一歩前進、大きくできたということは高く評価をしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

2点目として、若者の定住促進に向けて。

当町は、山に囲まれ自然豊かな中に交通の便もよく、若い世代にとっても子育て支援策がどこよりも充実し、なおかつ働くところがある。誰が考えても住みたい町と考えますが、なかなか理想どおりにはいきません。今、人口減少へタイアップした持続可能なまちづくりへの手法が試されています。そこで、若者の定住促進に向けてお聞きいたします。

イとして、中小企業の人材確保の支援について。

町では「輝く未来を奏でるまち」を町の将来像に掲げ、今後10年間の町づくりの計画がスタートをいたしました。そして、第2期坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中では、坂城町人口ビジョンとして、人口の将来展望を「人口減少、少子高齢化を抑制しながら、2040年に人口1万3千人、2060年には人口1万2千人の維持を目指します」としています。

当町の現状は、社会動態の変化、若者の世代の流出が自然動態の変化、出生者数の減少を引き起こしている可能性があり、総人口の減少や少子高齢化に与える影響が大きいと捉えられています。このことから、今後必要な施策は、就業機会の拡充や就業環境の充実、生活環境の質を高め、住みたい町に発展させていくことが、人口の安定した維持につながるものと考えます。

町では、総合戦略の中で今後5年間の施策を掲げ、4つの視点から、その実現に向けて取り組みを開始いたしました。その1つとして、基本目標①では「坂城町で働きたいと思える雇用・就

業機会をつくる」とし、強みを活かした工業分野の強化があります。具体的事業としては、人材確保支援事業を挙げています。

そこでまず、1点として、町が今までに取り組んでこられた中小企業の人材確保への支援はどのような取り組みでしょうか。事業の内容とその成果について、そしてまた、今後の取り組みについてもお聞きいたします。

2点目として、町ホームページには、坂城町に住みたい移住・定住の窓口があります。そこを開きますと「坂城町U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金」がありました。これは、坂城町へ移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、町内に移住した方に対して、予算の範囲内で補助金を交付する事業となっています。補助金は、単身世帯で60万円、2人以上の世帯であれば100万円の交付というものであります。そこで、この事業、開始から2年と5か月ほどが経過しておりますが、この成果についてはどうでしょうか。移住につながった成果は出たのでしょうか、お聞きいたします。

ロとして、奨学金返還支援制度の導入を。

さて、国においては、人口減少克服、地方創生の課題に取り組む中で、地方に定着する若者の奨学金返済の肩代わりをする取り組みを支援しています。日本学生機構の発表では、2019年の返済が必要な同機構の貸与型奨学金の利用者は129万人で、大学生の2.7人に1人が利用しています。19年度末の延滞者数は約32万7千人で、延滞債権額は約5,400億円に上るということです。延滞の主な理由は家計の収入減や支出増で、延滞が長引く背景には、本人の低所得や延滞額の増加が指摘されています。こうした利用者の負担軽減に向けて、返済を肩代わりする支援制度が2015年から実施されてまいりました。

制度実施の自治体に移住をし、就職するなどの条件を満たしますと、対象者の奨学金返済を規則に従って当該自治体が支援する事業となっています。2020年6月現在、32府県423市町村が導入をして実施しております。国は自治体支援額の2分の1を交付税措置することとしております。そこで、中小企業の多い当町でもこの施策を導入することで、優秀な人材確保へ、また、若者の移住・定住につなげる効果が期待できると考えますが、その点についてお考えをお聞きいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

商工農林課長（竹内君） 若者の定住促進に向けてのご質問に順次お答えをいたします。

篠ノ井公共職業安定所が公表しております月間有効求人倍率では、令和3年7月の管内の有効求人倍率は1.3倍で、昨年同月の0.96倍から0.34ポイント上昇しております。昨年の7月が底でありましたが、その後は順調に回復し、新型コロナウイルスが確認される前の求人状況に近づいているところであります。現在では、製造業を中心に人材不足、人材の確保が課題となっております。

ご質問のありましたイの中小企業の人材確保の支援はについてでございますけれども、当町では、中小企業に対する支援の一つとして、人材確保に向けた事業をテクノハート坂城協同組合など、関係機関と連携して実施しております。

当町と連携協定を締結している大学に対しては、学生が参加しやすいよう大学に町内企業が赴いて開催する合同企業説明会や、コロナ禍においても効果的な実施が可能なオンラインによる企業説明会などを行っております。直近では、本年2月に埼玉工業大学の学生を対象に、オンラインによる企業説明会を開催しましたが、町内企業の9社が登録し、23名の学生が参加いたしました。

また、コロナ禍により、昨年、今年と開催ができておりませんが、これまで実施してまいりました信州大学の1年生を対象とした「1dayインターンシップ」や、令和元年度で12回目の開催となりました町内企業説明会には、連携協定を締結する大学から多くの学生に参加いただいております。町内企業が持つ技術力やものづくりの楽しさ、やりがいなどを知る機会として実施しているところであります。

10月1日、2日に開催いたします「2021さかきモノづくり展」におきましても、Webによる企業プレゼンテーションやパネルディスカッションによる企業活動の発信を予定しており、また、先週の9月9日、10日にはモノづくり展の関連事業として「WEB企業説明会」を開催し、町内企業11社が企業情報や採用情報を発信いたしました。

一方、中高生向けましては、これから将来の夢や就きたい職業などを考える機会として、また、町内企業の技術力の高さや魅力などを知り、将来はこの地域での就職を考える機会とするため、職場体験や企業見学会などに取り組んでおります。

坂城高校では、1年生を対象とした企業見学会、2年生はインターンシップによる実際の業務や働く環境の体験を行っております。

また、坂城中学校では、2年生を対象とした職場体験学習に取り組んでおり、町内の多くの企業に協力をいただく中で実施しております。令和2年度、3年度においては、新型コロナウイルスの感染が拡大しているため、リアルな職場体験は実施できませんでしたが、町内企業への関心や興味を持つ機会として有効であり、今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、長野地域や東信地域などのスケールメリットを生かした、広域的な連携事業にも積極的に参加しております。

首都圏で行いますUIJターン就職促進のためのインターンシップや企業説明会、また、東京圏在住などの社会人を対象とした企業とのマッチングイベント、さらには広域内の地元高校生を対象とした企業博など、それぞれの自治体単独による実施が難しい事業を近隣市町村の連携により、広域的な取り組みとして開催しているところであります。

これまでの人材確保事業の成果といたしましては、それぞれの事業に参加された方が、その事

業を機に町内企業へ就職されたかは把握できませんが、令和2年度につきましては、連携協定を締結している4大学から町内企業へ11名が就職されております。

また、町とテクノハート坂城協同組合など、関係機関が実施いたしました様々な事業を通じて、多くの学生に町内企業の持つ技術や技能、企業における創造的な人材育成などを認知いただき、坂城町の持つ潜在能力の高さを感じていただいているものと考えております。

人材確保に向けた今後の取り組みにつきましては、これまで実施した事業の検証を行い、より多くの学生、生徒の皆さんに対して、当町の産業や企業を知り、興味を持っていただける機会を創出するとともに、コロナ禍においても実施できる方法や、企業や学生のニーズなども考慮した上で、有効な支援策を講じてまいりたいと考えております。

続きまして、口の奨学金返還支援制度の導入をのご質問にお答えをいたします。

人口の減少、少子高齢化が急速に進む中、若年層の地方から首都圏への転出により、地方における働き手の減少など社会経済への影響が懸念されております。このような状況を踏まえ、若者の地方定住は重要な課題となっており、若者の地元定着や首都圏等からのU I Jターンの促進とともに、若者が暮らしやすく、また、地域での就業機会が創出できる環境づくりが必要であると考えております。

そうした中、国におきましては、就業等により地域に定着する人材確保を推進するため、若者の奨学金返還を支援する取り組みを定めた、奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱を策定し、地方自治体において若者の地方定着の促進が図れるよう整備しているところであります。

この要綱に基づき、県及び市町村が奨学金返還支援制度を創設し運用した場合は、国からの財政支援があり、奨学金返還支援及び制度の周知や広報のために支出した額に措置率の0.5を乗じ、財政力に応じた補正が講じられた後の金額を、特別交付税として措置することとしております。特別交付税の措置の適用を受けるには、本制度をまち・ひと・しごと創生法に基づく総合戦略に規定する必要があるとともに、本制度の取り組みを実施するにあたっては、支援対象者が重複しないよう県と十分に調整し、県の地方版総合戦略との整合性を図る必要があります。

奨学金返還制度は、首都圏などの都市部から町内への就職の促進や、町内への定住を図るためのきっかけの一つになるものと認識しておりますが、創設にあたっては、就業地や居住地などの要件、支援する期間、支援額、対象とする奨学金などについて十分に検討する必要があります。

町内企業への就職を機に当町へ定住し、住み続けていただけるよう制度の研究を進めてまいりたいと考えております。

企画政策課長（大井君） イ、中小企業の人材確保の支援のご質問の坂城町U I Jターン就業・創業移住支援事業補助金のご質問にお答えをいたします。

初めに、町の実施するU I Jターン就業・創業移住支援金の基となる国の地方創生移住支援事業は、平成30年度に閣議決定されたまち・ひと・しごと創生基本方針2018において、東京

圏への一極集中の解消、地方における中小企業を中心とした担い手の確保のため、令和元年度から交付要綱を定め、実施されております。

この国の交付要件に定められた範囲内で、県及び町は、U I J ターン就業・創業移住支援金に係る要綱を整備し、東京、神奈川、埼玉、千葉といった東京圏や大阪、愛知に在住し就労していた世帯等が、当町で就業・創業し定住した場合、最大で100万円を補助する事業を国、県、町がそれぞれ負担をする中で実施してまいりました。また、今年度から、国が補助対象者を拡大する制度改正に合わせ、県及び町においても要綱を改正し、実施しているところでございます。

しかしながら、国の定めた交付要件の移住前の居住地や勤務状況、移住後の居住地や勤務先など、様々な条件が細かく定められていることに加え、手続きが煩雑になっており、希望する条件に合わず申請に至らなかったケースもあり、当町において補助金の交付実績はございません。

また、県内の状況は、本年度61の自治体で補助制度を実施しておりますが、県全体で、令和元年度が6件、令和2年度は11件に補助金を交付し、今年度は9月1日現在で11件の申請がある状況と伺っております。

町では、ホームページを通じたPRのほか、移住体験ハウスの利用者や移住セミナーでの相談者への案内を行うなど周知に努め、町の移住施策の一つとして継続をしてまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） 今、それぞれ担当課長より詳しい答弁をいただきました。

本当に人材確保事業、今まで様々な形で取り組んできていただいた内容がよく分かりました。テクノハートとタイアップをしながら毎年毎年行っていた、この合同企業説明会、また、高校生や中学生などにも早期からこの企業を知っていただくということで、行っていた内容をお聞きいたしました。

そして、先ほどの移住支援事業としてのU I Jの補助金交付の事業ですが、なかなか地域が限定されているということで、当町に来るといことがなかなかないということで、大変残念に思います。県の中でも61市町村の中で、多くて11件ということでございますが、本当にこれが、この町のホームページを見て、行ってみようという一つのきっかけにつながって、お一人でも越してきていただければありがたいと思います。

一点、今のお話の中で、人材確保事業、様々な取り組んでいただいておりますが、昨年コロナ禍ということで、企業見学会などがバスで来ていただくとか、そういうことがもう現在できなくなっております。その辺は今もWebでやっていただいているんですが、どのように企業についてのPRをされてきたでしょうか。その点についてお聞きしたいと思います。

商工農林課長（竹内君） 再質問にお答えをいたします。

オンラインによるWebの企業説明会についてのご質問でございますけれども、オンラインによります開催におきましては、直接リアルに企業の様子が見られなかったり、企業担当者、学生

ともに人柄や雰囲気が分かりにくく、対話によるコミュニケーションが取りづらいなどの課題があったことから、企業からの説明においては、企業で制作をしたPRビデオなどの動画を活用して企業内の様子を伝え、また一方で、コミュニケーションづくりでは、ウェブ上でリアルタイムで対話できるチャットという仕組みを使って、質疑応答などを行っております。

また、SNSを活用した開催告知を行ったところ、これまで交流のなかった大学や専門学校の学生にも参加いただけたところでございます。

なお、先週のWEB企業説明会の様子は、WEB企業説明会アーカイブによりまして、当日視聴できなかった方にもご覧をいただけるようにしてまいります。

今後も企業、大学、関係団体などと協議、連携する中で、オンライン、リアル、それぞれのメリットを生かしたハイブリッドによる人材確保に向けた活動を、実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

11番（吉川さん） 本当に今、動画を作成をして流していただいている。また、SNS、今この時代ですので、その中でほかの方からも見ていただけるような状況に、今していただいているということで、本当に努力していただいていることが、今後につながっていけばいいと思います。

令和2年度は、この4大学から11名の方が町内に就職ができたということで、大きな成果だと思います。このコロナの中で努力していただいた、これが令和4年度に大きく反映していけばいいと思います。

また、口の奨学金返還支援事業ですが、県内においては伊那市、箕輪町、また南箕輪村などが先行して実施をしています。

伊那市の場合は、製造業での人材不足や農業地域の担い手不足が顕著だったため、この制度の導入で、市内もしくは広域圏内に移住してもらいたいということで開始をしたそうでございます。交付期間を60か月——5年といたしまして、対象年齢は人口ピラミッドでへこんでいる20代から30歳未満と決めて、年間12万円の補助と決めました。結果は、70人を目標にして実施したそうですが、令和元年度が30人、令和2年度が30人、採用され移住されたそうです。

また、返済支援が地元就職の決め手になったという声は、都内の大学を卒業後、地元へのUターン就職で悩んでいた方が、企業の合同説明会に参加したときに、この制度を知りUターンを決めたそうです。

このように、今こそ、若者を迎える施策の一つとして、この制度はメリットを感じてもらえると考えますが、先ほどのお話の中でも県との整合性等々、また、総合戦略の中にとりという課長のお話があったわけですが、もう一度、導入について当町でできないか、お聞きしたいと思います。

商工農林課長（竹内君） 再質問にお答えをいたします。

奨学金返還支援制度の導入についてでございますけれども、先ほども申し上げたとおり、導入に当たっては様々な要件などについて検討する必要があります。

また、財源につきましても特別交付税の措置はあるものの、措置率が0.5でありますので、経費を負担し続けるための財源確保も課題となってまいります。

町として、奨学金返還支援制度の導入については、県の動向や他地域の状況を見ながら研究してまいりたいと存じます。

11番（吉川さん） もちろん財源の問題もありますし、導入をしたからには途中で止まるわけにはいかないのです、これは、導入に際しては大きな判断が必要かと思えます。そこで、もし今後、この施策を導入していただいた際には、移住された方が、例えば5年間、返済を支援しますという、その期間の間、坂城は子育て支援策も、若者支援策もどこよりも充実している、このように感じていただくことで定住をしていただける。移住から定住につながると思えます。そんな意味でも、さらに町としての施策の拡大をお願いしたいと思えます。

さて、この制度は自治体版でございますが、このほかに民間事業者による企業版、奨学金代理返還制度というものがございます。これは、奨学金を貸与する日本学生支援機構に対し、企業が直接返済できる代理返済制度となっております。

優秀な人材の確保や福利厚生を目的として、企業がそれぞれ独自に社内規定を設け、奨学金を借りた社員に代わって、一部または全額を返済支援するケースとなっております。従来は、社員の給与に返済支援分を上乗せしておりましたが、税金の対象とみなされることから、この4月から直接企業が返済分を機構に送金できるように改定されました。こうすることで、企業側も支援分の金額は損金算入ができ、法人税の軽減につながってまいります。

現在、利用企業は、8月1日時点で119社と伺っています。制度を利用した企業は、日本学生支援機構のホームページに希望すれば掲載ができますので、求人の宣伝にも活用でき、ありがたいとの声が寄せられております。

そこで、この民間企業型の奨学金返還支援制度、このメリットについて、当町の中小企業の皆様にも周知をしていただき、新たな人材確保策の一つにさせていただきよう、ぜひ呼びかけをしていただきたいと考えますが、この点について見解をお聞きしたいと思えます。

商工農林課長（竹内君） 再質問にお答えをいたします。

企業による奨学金返還支援制度についての周知をというご質問でございますけれども、企業による奨学金返還支援制度は、将来、各企業の担い手となる奨学金返還者を応援する取り組みとして、各企業において奨学金を受けていた社員の返還金の一部または全額を直接、日本学生支援機構へ支払う制度でございます。

本制度のメリットとして、ご質問にもございましたけれども、企業にとっては、学資に充てる費用として損金算入ができることから、法人税の減額が見込むことができます。また、奨学金を返還している社員にとっても、交付要件を満たした場合、支援を受けた額について所得税が非課税となります。

企業においても人材確保に向けた有効な制度であり、町といたしましても若者の定住につながるものと考えますので、今後、町内企業に対して本制度の周知を図ってまいりたいと存じます。

11番（吉川さん） 民間企業への人材確保のための一つの手段として、ぜひ周知に努めていただけるということでしたので、よろしくお願ひしたいと思います。

この制度を利用する企業が出てくることで、ものづくりのまち坂城が大きくPRをされ、そこから新たな人材が生まれ、移住につながることも期待ができると思います。

今後、この制度の導入が進み、定住へのきっかけとなることを願ひ、私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時53分～再開 午前10時03分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、10番 滝沢幸映君の質問を許します。

10番（滝沢君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

さて、いまだ終息への道筋には険しいコロナ感染症ですが、ワクチン接種が進む中、感染状況が拡大したところにもどかしさがあります。既に1年半が経過し、私達の生活も大きく制限され、社会活動への弊害を危惧しております。

政府は、9月9日ワクチン接種パスポートの活用に関する基本的な考え方を決めたとしていますが、ウィズコロナ時代を見据え、社会経済活動の正常化へ向けての一助となるのか、医療の逼迫度を重要視する中、注視をしていく必要があります。

今回、2つの表題はいずれも私達が暮らす地域についてです。

私ごとですが、本年、区の代表として様々な事業に携わらせていただく中、コロナ禍での対応など多くの課題と直面をしております。

また、改めて実感していることは、この状況下でも町では様々な補助事業を執行していただき、行政と自治区の連携の必要性と重要性も再認識しております。

コロナ禍での地域活動の懸念は、コミュニケーションの著しい低下です。昨年からはほぼ全ての公民館活動は中止を余儀なくされ、地域の中での事業や行事も縮小や中止が続いており、人と人との交流の場が失われている状況です。

人間関係の格差も問題として挙げられております。地域づくりは、地域の活力・活性化が町の発展につながるだけに重要な課題であると思っております。

では、以下、質問いたします。

1、地域づくりについて。

イ、自治区の取り組みについて、2点質問いたします。

1、地域づくりを進めるため、自治区と行政の連携について現状をどう捉えているのでしょうか。
2、コロナ禍での各自治区の事業・行事など、活動の状況は。アンケートの結果もお聞きをいたします。27自治区の区長会も開催がままならず、情報交換の場も失われている状況であります。現状を伺います。

ロ、地域づくり活動支援事業について。

この地域づくり活動支援事業は、交付補助にあたり目的があるわけですが、自治区の事業を推進するにあたり、地域の伝統文化の継承、コミュニティの構築、防災・減災の取り組みなどを含め特色があり、今後も継続して支援していただく必要性を感じております。

ただ、単年度で事業を実施するには時間的に厳しい場合もあり、何年かの継続とか、申請の前年度にある程度の方向性を探っておく必要と周知が求められるところです。

次の4点につきまして質問いたします。

- 1、ここ3年の申請と実績は、また、事業内容の傾向は。事業実施の自治区数含め伺います。
- 2、ここ3年の予算額に対して交付実績の状況は、また、当初予算増額への考えは。
- 3、今後多くの自治区が活用しやすくなるための方策は。
- 4、町広報、ホームページを活用して、自治区の取り組みや地域づくり活動支援事業の実績の紹介、「できごと」などの紹介掲載への考えをお聞きいたします。これは、地域の活動が目に見える形で掲載されることにより、他自治区での取り組みへの参考になることと、広い意味で当町へ移住・定住をお考えの方に地域が見えることで、より興味を持っていただくことに期待ができるのではないのでしょうか。

以上、質問をいたします。

企画政策課長（大井君） 地域づくりについてのご質問に、順次お答えをいたします。

昨年から続くコロナ禍において、生活の様々な場面において活動が制限される中、自治区の活動も制限を余儀なくされ、区長さんをはじめ地域活動に携わられる皆さんも、例年になく対応に大変苦慮されているところと存じます。

ご質問のイ、自治区の取り組みについての、自治区と行政区の連携の現状について、でございますが、人口減少や高齢化が進む中、住民の価値観や生活様式の変化に伴い、地域の抱える課題も多様化・複雑化し、近年多発する災害への対応においては、行政による公助だけでなく、地域住民がお互いに助け合う共助の重要性も増しているところでございます。

こうした、多様化する地域の課題に対応するため、自治区自ら地域コミュニティの活動を通じ、地域住民のつながりを深めることは大切なことと感じており、地域の課題や町全体の課題を解決するために、自治区と行政が連携することも大変重要なものと捉えております。

続きまして、自治区の事業・行事などの活動状況につきましては、コロナ禍において、各区の状況把握と相互の情報共有を図るため、電話やアンケートなどにより情報収集を行い、集計結果

を区長さんにご報告いたしました。

その中では、各区において例年開催されている夏祭りや球技大会など、レクリエーション行事の中止を余儀なくされた例なども多くございましたが、感染症対策を行い、例年とは違う形態に変えることにより行事を開催した事例もあり、例年広場に集まり飲食の提供を行っていた夏祭りを、町道を通行止めとし、広い場所を確保して十分なソーシャルディスタンスが取れる花火大会に変更した例など、工夫を凝らし、感染症対策を取りながら行われた地域活動の報告もございました。

次に、自治区などが行う今後の事業・行事につきましては、県が示す行動指針などの徹底が基本になるものと考えております。現状の県の感染症対策では、9月12日まで全県に対し、感染警戒レベル5と医療非常事態宣言が発出されておりましたが、本日から、全県に対する感染警戒レベルが4に引き下げられ、医療警報が発出されております。

しかしながら県では引き続き、「人と人との接触機会はできるだけ少なくする」、「ふだん合わない人との会食は控える」、「県境をまたぐ移動は控える」などの行動指針を示しております。

町のホームページでもその時々々の感染状況に応じて、県が発出する最新の感染情報を掲載しておりますので参考にされ、感染予防などのご対応をお願いしたいと思います。

続きまして、口の地域づくり活動支援事業についてのご質問にお答えをいたします。

町では、創意工夫により自治区や任意団体が自主的に進める地域づくりの活動・事業に対して助成・支援を行い、住民参加のまちづくりの推進を図るため、平成17年度に地域づくり活動支援事業を創設し、これまで自治区等の実施する様々なコミュニティ活動への支援を行ってまいりました。

ご質問の、ここ3年の申請状況と実績として、平成30年度から令和2年度までの実績で申し上げますと、平成30年度は申請が11区に対し、自治区の都合で申請を取り下げた1つの区を除き10区に補助金を交付いたしました。令和元年度は申請16区に対し取下げが1件あり、実績は15区でございます。令和2年度は申請は18区で実績は14区でございましたが、新型コロナウイルスの影響により、予定していたイベントそのものを中止したことなどにより申請取下げ、未実施が4件と多くなっております。

また、事業内容の傾向といたしましては、地域での防災訓練の実施や危険箇所や災害時の集合同場所等をまとめた防災マップ、支え合いマップの作成といった、自主防災に関する事業の実施が多くなっており、特に一昨年の台風19号を経験した昨年度は、申請18区中11区が防災関連事業で、災害対策や防災への意識の高まりを感じるところでございます。

次に、交付実績でございますが、平成30年度は本事業の自治区支援分の予算額280万円に対し申請総額は179万2千円で、交付決定額が166万2千円。事業未実施などにより最終的な交付額は149万3千円でございます。令和元年度は予算額280万円に対し交付申請額は

285万6千円で、交付決定額が276万4千円、交付額は事業未実施などがあり、241万5千円でございます。令和2年度は同じく280万円の予算に対し申請総額340万1千円で、交付決定額は279万5千円でありましたが、さきに申し上げましたように、事業が実施できなかった自治区が4区あり、交付額は192万1千円でございます。

次に、予算の増額や活用しやすくなるための方策として、初めに事業の活用の方策としては、年4回の区長会で折に触れ、本事業についての説明を行い、特に新任の区長さんが集まる2月の定例会では、詳細な説明や過去の事例紹介を行い、また、事務局側から積極的にお声がけをし、多くの自治区に申請していただけるよう、個別に事業計画の相談や、申請書の作成支援などを行っておりますが、今後さらに進めてまいりたいと考えております。また、予算額の増額につきましては、ただいま申し上げました、多くの自治区にご活用いただけるよう支援を行い申請の増加を図る中で、自治区が創意工夫をし、自主的に進める地域づくり活動に助成を行うという、自治区の自主性に重きを置いた本制度の趣旨に基づき対応をしてまいります。

最後に、町のホームページでの自治区の活動紹介につきましては、各区の活動を情報共有することで、地域コミュニティの活性化につながり、また、地域づくり活動支援事業の実例紹介として各区長さんの参考になるものと考えますので、ご希望があれば写真や記事をお寄せいただき、広報やホームページへの掲載を行ってまいりたいと考えております。

10番（滝沢君） 担当課長よりご答弁をいただきました。

各自治区ではこのコロナ禍の状況にあっても、様々工夫を図って実施をされているということを理解をさせていただきました。

今後の地域での事業や行事の活動についてということで、ここが一番、どの自治区さんでも気になりなところなんです、今、ご答弁にありましたように、県が示す行動指針に基づいて、とのことでした。

県が示す警戒レベルは6段階あるわけですが、今、ご答弁にもありましたように、現在、本日からレベル4、これはアラートは特別警報ですが、引き下げられております。

地域での事業、それから行事の開催を考えた場合、もちろんしっかりと感染症対策を図るということは絶対の前提条件でありますけれども、今、一番下の段階のレベル1ですね、これがアラートは平常時で感染者の発生が落ち着いている状態、そういう状態でなければならないのか。またレベル2、アラートは注意報ですが、感染が確認されており注意が必要な状態、でも実施可能なのか。あるいはレベル3、アラートは警報、感染拡大に警戒が必要、でも可能な場合があるのか。

実施する事業、それから行事の内容や規模で異なると思いますけれども、なかなか自治区単位では判断が難しい場合があると思います。その場合ですね、ぜひとも、町のほうへご相談をさせていただいて、全体を見ながらご相談をさせていただくということをお願いをしたいと思います。

それと、地域づくり活動支援金の関係ですが、予算額は大体280万で推移をしておりますが、やはり、いろいろ取下げとか、それから、去年はコロナ禍の状況でやむを得ず実施できなかったということもあると思うんですけども、やはり予算額に対して、まあ、なかなか満額ってのは難しいんでしょうけれども、まあ、かなり開きがあるのではないかなというような感想です。

これは、いろんな目的があって実施していただいている事業なんですけども、非常に、各自治区の支援の補助としては非常に有効な事業だと思います。いろんな機会に、ぜひ周知をお願いしたいと思います。

その地域づくりの関係で、ちょっと、3点だけ質問をさせていただきます。

町内27自治区に対し事業実施区の実績が、先ほどご答弁で30年10区、元年度が15区、2年度が14区。これは先ほどもお話がありましたコロナの影響もあったと思います。それから、3年度は今のところ申請は15区ということで認識をしておりますが、約4割から6割の自治区が活用をされてないという状況があります。ここら辺をどう捉えていただけるでしょうか。

また、30年度、それから元年度ですね、申請を取り下げた自治区がありますが、その状況についても伺いたいと思います。

2つ目として、平成17年度に創設された事業との答弁でございましたが、当初、期間は限定的であったと思います。今後のその事業継続へのお考えもお聞きをいたします。

3点目に、毎年度自治区からこの制度に対して、支援事業につきまして申請がありまして、それで、審査という過程を経て事業実施ということになるんですが、その選考会の審査方法ですね、これをちょっと、お伺いをいたします。

企画政策課長（大井君） 再質問に順次お答えをいたします。

初めに、この地域づくり活動支援事業につきましては、先ほど申し上げましたけども予算額280万円で実施をしておりますけれども、280万円を申請区で分配をするのではなくて、申請していただいた案件について、審査をして予算付けをしていくというものでありますので、必ずしも予算満額交付するといったものではございません。

それでは、質問にお答えをしてみたいと思いますが、初めに地域づくり活動支援事業の活用状況などについてのご質問でございましたけれども、この事業は、自治区の自主的な計画に基づいて申請された事業について審査を行い、補助をする事業でございます。したがって、連続して申請をされる自治区や必要に応じて申請をされる場合もありますので、必ずしも全ての自治区から申請されなければならないものではありませんが、できるだけ多くの自治区のご活用をしていただきたいと思いますと考えております。

また、一方において、自治区の資金不足等により、事業の実施にちゅうちょされている場合などは、ぜひご相談をいただき、ご活用いただければと考えており、先ほども申し上げましたが、申請される区長さんの支援の継続をしてみたいと考えております。

また、30年度、令和元年度の申請取下げにつきましては、計画した事業を実施するにあたり、思いのほか準備に時間がかかってしまったなど、自治区の事情により予定していた行事ができなかったものでございます。

次に、今後の事業の継続についてのご質問でございますけれども、この事業は平成17年度の制度創設当初は3年の期間を限定した事業としておりましたが、自治区から事業継続の強い要望をいただき、3年ごとの事業実施期間を設け期間を延長してまいりました。

本年度はこの3年ごとの事業実施期間における初年度にあたるので、現時点におきましては、令和5年度までの3か年は継続してまいりたいと考えております。

最後に、審査方法についてのご質問ですが、本事業は自治区により申請された事業を選考会において選考し、その審査結果により1事業30万円を上限に交付額を決定しております。選考会は行政協力員の正・副会長の5名と公民館長、長野大学から1名ご推薦を頂き、合計7名に選考委員の委嘱をしております。

この選考委員により、各自治区からの申請内容とプレゼンテーションにより、公益性・自主性・発展性・地域性・独創性の5つの項目などについて審査を行い、点数化をしていただきます。また、事業の内容が、高齢者等バリアフリー化、防災・減災のための事業、ごみの減量化、安心・安全なまちづくりの4つのテーマのいずれかに該当する場合はさらに加点をする方法で審査を行い、出された得点と順位に基づいて交付額を決定しております。

10番（滝沢君） 再答弁をいただきました。

前段で課長のほうからありました、これは27地区広く配賦する、いわゆる交付金ではないということで、その点は理解をさせていただきました。

再答弁をいただきました、その地域づくり活動支援金につきまして、ご答弁にもありましたけど、いろんな形で活用されとります。ですが非常に活用できる範囲が広くて、これ、ほんとに自治区においては大きな支援になるのではないかと思います。

やはり、これは、あの、その区長さんごとのそのイメージとか、こうしたい村づくり、地域づくりについてね、具体的にこう進めるっていう上で、やはりそのイメージとか、それから、そういう過去の事例ですね、そういうこといろいろ担当課のほうからまたお示しをいただいてですね、区長さんに取り組んでいただけるような周知をお願いしたいと思います。

それから、なかなか、年明けて、いきなり区長さんになってからっていう取り組みでは、なかなか時間的に難しいんで、やはり、前年度、まあ、今ぐらいの時期から年末にかけて、ちょっと、区長会が開かれるかどうかは難しいところですけども、そういう機会にこういう活用方法の事例などをお話しいただいて、広く周知をいただければと思っております。

その中で、1点だけちょっと、要望をさせていただきます。先ほど、広報、それからホームページに地域活動を掲載していただくということで答弁をいただいたわけですが、自治区の中で

は独自に、「区民だより」とか、それから「公民館だより」ですね、文化センターのほうにも掲載してありますけれども、独自に発行されている区が多くあると思います。これも、見方によっては地域が見える取組の一つだと思いますので、その掲載のお願いと、今後区長会などでそういうお知らせをいただければ、というふうに思っております。

時間の関係で進めますけれども……。

現在進む人口減少、それから少子高齢化の問題は、町の問題であるとともに、地域の活力が失われる懸念があり、地域の大きな問題でもあります。地域活動、公民館活動など来年こそ普通にできることを切望しておりますが、有識者の見解では、元の生活に戻るのに3年から5年かかるとの見方もあります。今でも、自治区では役員の成り手不足や、地域の事業・行事が縮小され、アフターコロナでの事業や行事再開にあたっては、相当のエネルギーを要するものではないかと想像もいたします。町におかれましては、今後とも変わらぬ連携と支援を希望いたします。

では、次の質問に移ります。

2、地域の防災力向上と災害時の共助について。

近年、毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、尊い命が失われ、経済的損失など大きな被害が発生しております。当町でも令和元年19号台風災害では、初の避難所開設を経験し、町民の皆様へ防災への意識を高めていくことの重要性和、自助・共助・公助のさらなる構築の必要性を感じております。その中でも、自助と共助は地域の防災力向上のために不可欠で、特に共助は各自主防災会の役割の中で重要な取組と捉えるところです。

9月5日に発生しました茅野市の土石流による災害は、住宅8棟が全壊し、家屋60棟余りが浸水する被害が出ました。幸いにも迅速な避難情報と防災無線や市消防団員、茅野署員の呼びかけで、多くの住民が避難を早めたとしております。また、地域では例年避難訓練を実施し、災害への意識が高かったことが人が出さなかった要因であるともしていました。

当町でも急峻な地形が沢に存在し、同様の災害が起きる可能性は十分に考えられます。災害発生時において、迅速で正確な情報発信、それに伴う地域住民への声掛け、避難誘導が命を救う行動につながるだけに、茅野市の実例は自分ごととして捉える必要があります。

そこで、地域の防災力向上のため、自治区の取り組みについて質問いたします。

イ、防災講習会について、次の2点につきまして質問いたします。

1、各自治区の防災講習会取り組みの現状は。防災訓練と連動している場合もあると思いますが、それぞれの自治区で想定される災害と危険度が異なります。講習の内容などの工夫があれば伺います。

2、今後、各自治区と共催し、防災力向上のため防災講習会を開催する考えは。防災意識の向上のためには、より多くの区民の方が参加しての周知・啓発への取り組みが重要と考えます。

次に、ロ、災害時の避難行動要支援者についてです。7月5日防災説明会が開催され、担当課

からそれぞれ避難情報のポイント・避難行動フロー・情報発令のタイミングと放送内容・要支援者の対応についての説明がありました。その中で、避難行動要支援に関連し、次の3点につきまして取り上げます。

1、個別支援計画について。本年5月改定された経緯と内容は。

2、各自治区への避難行動要支援者名簿提供の状況は。また、「災害時住民支え合いマップ」作成の自治区の状況は。

3、個別避難計画と「災害時住民支え合いマップ」の関係性は。また、それぞれの作成にあたり、自治区へ今後の周知と啓発は。

さらに、「災害時住民支え合いマップ」の作成を進めるために、ひな形作成への考えは。

避難行動、個別避難計画については、ひな形の説明がありました。内容は、かかりつけ医など医療・福祉サービスを含む本人情報、支援に関する情報、住まいに関する情報、緊急連絡先、避難支援実施者情報、避難場所など詳細な記載が必要で、自主防災会が取り組むとした場合、非常に困難さがあると感じます。

まず、かなり踏み込んで個人情報の聞き取りが必要なことと、自主防災会役員、民生児童委員さんのマンパワーが必要で、避難行動要支援者名簿に記載されている方の数では、単年度での作成は難しいのではないかと感じます。

他方、「災害時住民支え合いマップ」は現在、社会福祉協議会が窓口となっておりますが、避難行動要支援者名簿により同意をいただいた方を地図に落とし込み、担当避難支援者が災害発生時、自分の担当エリア内の支援者へ声掛けや避難誘導を促すもので、個人情報も限られ、より実効性があるものと思います。

現在、当区でも民生児童委員さんと連絡をはかり作成を進めておりますが、要支援者のほかにひとり暮らしの高齢者の方も記載をいたしました。また、ほかの自主防災会では小さなお子さんがいる家庭の支援情報も記載例があるとお聞きをしております。地域の実情に合わせ、記載内容を拡大しての作成が可能と思います。

その作成の工程で大変なのが、全て一からのスタートすることです。基本的なひな形があれば、より取り組みやすいのではと考えます。法律の位置づけもあると思われませんが、「災害時住民支え合いマップ」の作成を優先して促し、そこへ個別の必要な情報を肉づけしていくことのほうが、いつ起こるか分からない有事の際の活用として、現在はスピード感が求められておりますが、より、実効性があるのではと思います。その考えも含め、お伺いをいたします。

以上、質問いたします。

町長（山村君） ただいま、滝沢議員さんから2番目の質問としまして、地域の防災力向上と災害時の共助についてということで、イトロとご質問ありました。

私からは、伊の防災講習会についてお答え申し上げます。

さて、「災害は忘れた頃にやってくる」とよく言われますが、これは、自然災害はその被害を忘れたときに再び起こるものだという戒めの言葉であります。昨今、毎年のように各地で災害が発生する状況の中、日頃から、災害はいつ起きてもおかしくないという、高い防災意識と心構えが大切であります。

幸い当町はこれまで大きな災害がなかったこともあり、町民の皆様も、ご自宅がどういった区域にあり、災害時にはどんな被害が想定されるのか、といったことについてあまり関心のない方もおられたのではないかと思慮するところであります。

しかし、令和元年東日本台風におきまして、町でも避難勧告を発令し避難所を開設するに至りました。町にとりましても町民の皆様にとりましても、これまで経験のないことで、それぞれが課題を持ち、災害対策への大きな教訓となったところであります。

コロナ禍にもかかわらず、昨年、今年と、総合防災訓練を実施いたしました。やはり日頃から訓練し、災害への意識を高めていただくことが、いざというときの行動や避難につながるものと考えておるところであります。

町では「つながる あんしん 坂城町」をキーワードに、同報系及び移動系の防災行政無線を町民の皆様への情報伝達手段として整備してまいりました。これらを、町だけではなく、ぜひ地域でも有効にご活用いただき、安心・安全なまちづくりを皆様と共に進めてまいりたいと考えておるところであります。

今年の町の総合防災訓練は、令和元年東日本台風を教訓として、浸水害と土砂災害を想定し自主防災会と連携した、より実践的な形で行うところであり、主には同報系防災行政無線による各自主防災会から、区民の皆様への地区別放送や移動系防災行政無線を利用した情報伝達訓練をはじめ、避難所の開設及び運営訓練など様々な訓練を実施いたしました。

コロナ禍ということもあり、参加者を各区の役員に絞っての開催ということにいたしました。今後、終息した際には、多くの住民の皆様にも参加していただき、地域住民と行政がより連携した形で災害に備えていければと考えているところであります。

まず、各自治区の防災講習会での取り組みの現状であります。災害に強い安心・安全の地域づくりのため、自主防災会は必要不可欠と認識しており、これまで以上に自主防災会との連携強化を図り、地域住民の防災意識の向上につなげることが重要であると考えております。

各自主防災会では、防災マップや支え合いマップの作成、避難所表示看板や避難誘導看板の設置など、自分達の地域は自分達で守るという共助の精神に基づき、日頃から地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など、各地区の実情に合わせて創意工夫をいただきながら、自主的に防災・減災に関する取り組みが行われており、地域の防災力の向上に非常に重要な役割を担っていただいております。

こうした活動を行うにあたり、災害に対する平時からの備えの重要性を理解する座談会や、個

人や地域の防災意識を高める防災講習会も、ぜひ取り組んでいきたい活動の一つであり、今年度におきましても7月に全地区を対象に、区長さんにお集まりいただく中で、避難指示への一本化をはじめとした改正災害対策基本法への対応や、ハザードマップの見方、避難情報発令のタイミングや避難情報の伝達方法、そして要支援者の対応や避難所の開設及び運営などについてお話をさせていただいたところであります。

各地区におきましても、実際に荻屋原区や上平区において実施していただいております、また、10月には御所沢区でも計画があるとお聞きしております。

この、防災講習会は、各地区からのご要望・ご希望により、地域の皆さんにお願いしたいことや、皆さんが知りたい情報などを中心に、町の職員が地区に出向いて説明をさせていただいております。

大規模な自然災害の発生時、地方自治体などの行政機関による公助の活動には限界がある中で、地域住民が互いに協力し助け合う共助の力が大変重要であり、各地で発生した災害時においても、こうした地域住民の共助の力が発揮されているところであります。

町といたしましては、今後とも地域防災力の向上のため、消防署・消防団等とも連携を図る中で、様々な面において自主防災会の活動支援に努めてまいりたいと考えているところであります。

福祉健康課長（伊達君） 私からは、ロの災害時の避難行動要支援者についてのご質問にお答えをいたします。

最初に、個別避難計画について、改正された経緯と内容は、ということでございますが、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正に伴いまして、市町村には避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられたというところでございます。

これに併せまして、内閣府では災害時要援護者の避難支援ガイドラインを全面改定した、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の中で、名簿に記載された避難行動要支援者の避難の実効性を確保するため、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援ごとに避難支援等をあらかじめ定める個別計画の作成を進めることが適当であるという考えが示されました。

また、内閣府では、令和元年東日本台風や、令和2年7月豪雨など、近年の災害においても、高齢者をはじめとする避難行動要支援者が多く被災しているということから、高齢者等の避難に関するサブワーキンググループを設ける中で、専門家、防災実務者等から個別避難計画の作成を一層推進することにより、高齢者等の円滑かつ迅速な避難を図る必要がある、とした意見が出されたところでございます。

これらを踏まえまして、災害時の避難支援等をさらに実効性のあるものにするため、災害対策基本法の一部を改正する法律が本年5月20日に施行され、個別避難計画の作成について、市町村の努力義務とされたところでございます。

この、個別避難計画でございますけれども、避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するた

めの計画ということでございます。そこには、避難行動要支援者の氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・避難支援等を必要とする事由と、支援を実施する避難支援等実施者の氏名・住所・電話番号、また、避難施設・避難場所・避難路に関する事項を記載するというものでございます。

次に、各自治区への避難行動要支援者名簿の提供状況と、「災害時住民支え合いマップ」作成の自治区の状況について、お答えをいたします。

まず、名簿の提供状況でございますが、町では平成31年4月から名簿の提供を始め、提供にあたりましては、町と名簿の提供に関する協定を締結していただくこととしており、名簿の提供地区は、令和元年度が4地区、令和2年度が新たに4地区でございましたけれども、昨年度から開催しております区長さん方を対象とした防災説明会において、名簿の意義や提供についてのご説明をさせていただいている経過もあり、今年度につきましては、8月末までに新たに5地区へ提供をしている状況で合計で13地区に提供をしているということでございますけれども、現在、さらにもう1地区に、一兩日中に提供を行う予定としているところでございます。

また、「災害時住民支え合いマップ」の作成地区でございますけれども、こちらについては5地区でございます。このうちマップの情報を更新している地区もあり、先ほど、議員さんのお話にもありましたように、新たに作成に取り組まれている地区もあると、お聞きをしているところでございます。

次に、個別避難計画と「災害時住民支え合いマップ」の関係性は、ということについてお答えをいたします。

個別避難計画につきましては、先ほどご説明したとおり、法に基づき作成されるもので、個人の支援に特化した詳細な内容を含むものとなります。

「災害時住民支え合いマップ」につきましては、災害時要援護者の避難支援対策に着手する契機として、県が、県社会福祉協議会と協働して、平成17年度から、「住民支え合いマップ」の手法をモデルとした、「災害時住民支え合いマップ」づくりを勧めており、災害時の避難過程において、支援が必要な要配慮者や支援者、避難所、周辺の活用可能な社会資源などを表記した地図、ということでございます。

個別避難計画と、「災害時住民支え合いマップ」は、法による規定の有無はございますけれども、いずれも、災害が発生した際や災害が発生するおそれのある場合に、自ら避難することが困難な方の、円滑かつ迅速な避難支援等、地域住民による共助で実施するためのツールと考えているところでございます。

次に、それぞれの作成にあたり自治区へ今後の周知と啓発は、ということでございます。7月に開催をいたしました、区長さん方を対象とした防災説明会におきまして、今年度は、災害対策基本法が改正されたということを受けまして、従来の避難行動要支援者名簿の説明に加え、個別

避難計画の概要説明と策定にあたっては、自主防災組織と連携して進めていくということを説明させていただいたところでございます。

個別避難計画の作成には相当の時間を要することが予想されますので、町といたしましては、災害リスクの高い区域等に居住をされている避難行動要支援者の方から優先して作成を進めることを考えており、個別に自主防災会等へお声掛けをさせていただきたいと考えてるところでございます。

また、「災害時住民支え合いマップ」の作成にあたりましては、町社会福祉協議会において作成支援を行っており、区長会を通じて周知や啓発を行っているところでございますが、個別避難計画とも関連性が高いことから、町においても周知を図るとともに、啓発をしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、「災害時住民支え合いマップ」の作成を進めるために、ひな形作成の考えは、ということでございます。

「災害時住民支え合いマップ」につきましては、各地域で見やすさや使いやすさなどを工夫して、様々な形態で作られているものと承知をしてございます。従いまして、一律のひな形を作成することは難しい状況がございますけれども、取り組みを進める上では、県が作成しました、「災害時住民支え合いマップ」作成のための事例集を参考としていただいたり、マップの作成支援をしている町社会福祉協議会では他地区における作成方法を参考資料としてお渡しをしているというところでございます。

それと、最後に、どちらを優先するというお話がございましたけれども、それぞれの計画マップには目的がございます。しかしながら、内容としては重複する部分もございますので、それぞれの取り組みが、それぞれに活かされるといった部分もあるかと思えます。どちらが優先ということではなく、まず、地域として取り組みやすい方から始めていただくというのも方法かなと思えますし、そうしたことをきっかけとしまして、地域ぐるみでの災害時の要支援者の支援といったことの機運を高めるということにもつながると思えますので、そんな形で取り組みを進めていただければと考えているところでございます。

10番（滝沢君） ただいま、町長、担当課長より詳細な答弁をいただきました。

防災講習会、それから防災訓練、これ、町の総合防災訓練も開催されたわけですが、やはり、今まで地震を想定した訓練が昨年からは、風水害を想定した訓練ということ、より具体的で実効性のある訓練だなと、私も感じております。

昨年も今年も限られた方の参加ということで、限定的ではあったんですけども、非常に内容としては充実した内容であり、これ、多くの方が参加して、やはりその問題を共有するとか、同じ方向に向かって自分ごととして進んでいくためには、非常に重要な取り組みだなというふう感じております。

今後やはり一番大事なのは、啓発活動を含めてですね、継続していくということが重要であります。今後ともより具体的な取り組みをお願いをしたいと思います。

それから、個別避難計画については、いろいろご答弁をいただいたんですが、最初は、法の絡みがあるんで個別避難計画のほうを優先していくのかなということで思っておったんですが、今のご答弁では、よりその地域の実情に合わせてという、取り組んでいただいたほうがいいんじゃないかというようなご答弁、その点は理解をさせていただきました。

「住民支え合いマップ」につきましては、今も町の社協が窓口になっているわけですが、やはりもうちょっといろんな資料とか、それから、いろんな事例も含めて充実していただければありがたいのかなというふうに思います。特に町は、非常に太いパイプが社協とあるわけですから、そこら辺の連携を図っていただくということは今後お願いをしたいと思います。

では、ちょっと再質問の関係で、まず、移動系の防災行政無線について質問させていただきます。

今後、災害時に大きな役割を果たすことに期待されるわけですが、今後、防災講習会でもその使用方法の説明など、そんなような取り入れるかどうか、お考えをお聞きします。

これは、今、区長さんだけが大体講習を受けているんですが、例えば有事の際、区長さんが不在の場合も十分に考えられますので、やはり何人かの役員さんには、これを使い方、取扱いの説明されたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

それから、さっき、町長から答弁ありました、町の総合防災訓練で情報伝達訓練ということで、この移動系防災行政無線も活用されたわけですが、実は私も本部への情報伝達ということでつなげようと思ったんですが、15分ぐらいつながらなかったんですね。それが、画面には応答なしということの、特に、これ、アラームっていう表示ではなかったものですから、ちょっと電話回線みたいな感じで、話し中なのかなっていうふうに私は理解しておったんですが、それでも15分ぐらいつながらなかったものですから、念のため、アンテナと、それからバッテリー、本体、3分割にされているんですが、一応、全部取り外してもう一回組み立て直してやったらつながったということで、やはり何らかの接触不良だったのかなっていうような気がいたします。そこら辺のやはり取扱い上の注意ですね、そういうことも十分に考えられますので、そこら辺の周知のこともそういう講座の中でお伝えいただければなと思います。

それから、その移動系防災無線の機能ということで2つ目に質問をさせていただきます。

今、言いましたように、その3分割で組み立てて、全くむき出しの状態で使用するわけなので、その一番心配はその防水機能、それから、2つ目が、その落下などしたときの破損した場合の補償といいますかね、という費用面のこと、それから、3つ目が、その組み立てた状態で充電の方法への考えは、これは、いわゆるスマホなんかもそういう形で充電はできるんで、そういう使い方は可能なかどうか、それから、できればですね、その破損のリスク軽減のためですね、今ホ

ホルダーがあれば一番いいのかなと思うんですが、そこら辺の、ホルダーで保護への考えはということでお聞きをいたします。

住民環境課長（竹内君） 再質問に順次お答えいたします。

初めに、防災訓練で移動系防災行政無線の使用法の説明を取り入れる考えについてですが、昨年7月から運用を開始しました、移動系デジタル防災行政無線は、全体で82台を配備いたしました。

この内訳としますと、移動系防災無線には3種類のタイプがあり、可搬型が37台、携帯型が30台、車携帯型が15台であります。可搬型は、避難所として位置づけられている文化センター、小中学校、保育園、各公民館など37か所へ配備し、固定局としての役割を目的とし、いざというときには無線機を取り外して持ち運びすることも可能というタイプであります。

携帯型は無線機を持ち運びして災害現場等で使用するタイプで、役場庁舎内に30台を配備しております。

また、車携帯型は、役場公用車4台及び消防団車両11台の計15台に配備しております。公民館に配備させていただいております可搬型でございますが、基本的には固定電話のような形で使用していただくことを想定しておりますが、無線機を持ち運びして使用する場合には、一旦、本体から無線機を取り外してアンテナを取り付けるなどの手順が必要となることなど、使用方法につきましては多少分かりづらい部分もあるかと思っております。

毎年、区長会の際には全区長さんに防災無線の概略についてご説明をさせていただいており、さらに、町総合防災訓練の実施前にも対象地区となる区長さんのほか、役員さんに防災講習会を開催しているところでありますが、区の皆さんは毎年変わりますので、お申しつけいただければ個別に説明をさせていただきます。

今年もいくつかの区からご要望をいただき、説明をさせていただいたところでございます。

また、地区で開催される防災講習会におきましても、実際に無線機の取り扱い方法を実践された地区もございます。役員さんのみならず、多くの区民の皆さんに説明をさせていただくよい機会となりますので、取り入れていただければ地区へ出向いて説明をさせていただきます。

次に、防水性能についてでございますが、配備させていただいた無線機の防水性能は、全て水に浸しても影響がないように保護されたものであります。従いまして、降雨の際でも問題なくご使用いただけるものでございます。

なお、万が一、使用中に無線機を落としてしまい破損した場合や故障などの際は、無線設備は町の所有でありますので、町が適切に修繕対応をいたします。

次に、無線機を組み立てた状態での充電方法と破損リスク軽減のためのホルダーの保護の考え方ですが、まず、既存の可搬型は本体に充電器が取り付けられており、この充電器だけで24時間ご使用いただけます。加えて、無線機自体のバッテリーパックも同じく24時間使用で

きますので、万が一、停電が長時間に及んだ場合でも合わせて48時間の使用が可能となります。一方、組み立てた状態で充電する場合はスタンド型の充電器を使用しますが、可搬式のような充電機は備えておりませんので、使用可能な時間は無線機バッテリーパックによる24時間となります。

また、持ち運びの際のホルダー、いわゆるショルダー式の保護カバーにつきましては、先ほど申し上げましたように、公民館に設置した可搬型は基本的に固定式で使用していただくことを想定しているものでありますが、充電保護ホルダーとも、今後の運用を図る中で、実際に使用されている区長さんなどのご意見を踏まえまして、検討してまいりたいと考えております。

10番（滝沢君） 担当課から詳細な説明をいただきました。内容は理解いたしました。

ちょっと、個別避難計画の関係で1点だけ質問させてください。

今、13区プラス1ということでご答弁いただきましたが、この区はですね、今後、そういう個別避難計画についての作成の考えがあるのか、それからその作成にあたっては、どこが窓口で支援していただけるのか、その点だけをお聞きいたします。

福祉健康課長（伊達君） 名簿を提供している地区が計画の作成の意思があるかどうかというご質問だと思いますけれども、この計画については、先ほど答弁したように法に基づき作成をするということでございますので、作成をしていただけるよう、私どもでもご案内をしてみたいというところでございます。

窓口については、現状では福祉健康課ということでございます。

10番（滝沢君） 担当課もかなり業務が大変な状況だと思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。

この新型コロナウイルス感染症が未曾有の災害とも位置づけられております。町の業務も、今まで経験したことのない状況で、昼夜兼行の対応をしていただいておりますことには、敬意を払うところです。自然災害へ防災減災と併せ、感染症対策も今後迫られる重要な施策であると思います。

以前の一般質問で危機管理室創設の件で、町は、各課を横断して取り組むと答弁されました。現在の様々な状況を見ますと、有事の対応だけではなく、平時においても取り組む課題は多いと感じます。町民の生命と暮らしを守るために独立した危機管理室の創設を切に希望するところです。

以上、一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時03分～再開 午前11時13分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、8番 栗田 隆君の質問を許します。

8番（栗田君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従って一般質問をさせてい

たきます。

今日の最初、第1番目は、町の景観ということについて質問をさせていただくつもりです。

幕末の頃にやってきたアメリカの公使、ハリス、タウンゼント・ハリスですけれども、この日本を見て何と質素で、正直で、道徳心の高い、そして幸せそうな人達が暮らしているのかという、ここに日本を開国させて日本人の幸福はかえって損なわれるんじゃないかというようなことまで彼は述べています。

同じような時期にイザベラ・バードっていう女性の旅行家に来て、世界で唯一、女性が一人で旅行できる唯一の国だというようなことまで述べています。そういった日本人が当時持っていた道徳心あるいは倫理観、秩序観、そういうものが源泉となって自分達の身の回り、あるいは町並み、ありとあらゆるところで清潔さが保たれてきたのだと、私はそういうふうに考えております。

ところが、昨今、私も田んぼをやっていますけれども、田んぼの周りを見渡しても、稲と雑草じゃあ、雑草のほうが多いんじゃないかというような田もあれば、雑草だらけの田もある、そういった畑、田んぼの荒れ方というのは、かなりひどいものがあります。私も農業委員をやらせていただいております関係で、ずっと見てまいりましたけども、ちょっと目に余るんじゃないか。

それと、町の中の、じゃあ、景観はどうかということになりますと、やはり、かなりちょっと、散歩なんかしてても、こういった景観が損なわれているんじゃないかと思うような事象が多く見られますので、そこで今回、一般質問として、その町の景観について質問をさせていただきます。

まず、イとして、廃品回収物、これはどうも廃品と言ってはまずいかもしれないんで、有価物、売れば儲かるというようなタイプの資源なんかも含まれておるわけですけども、皆さんから見れば廃品を回収したものが積み上がっていると、そういったものが町の景観を毀損している状況は少し目に余るんじゃないかと、そういうことに対して町のほうでは、そういった実態をどのように把握しているか、それから、それに対する見解を聞きたいということが、まず、イです。

それから、ロとしまして、私のところへ、その回収物の一部と見られるようなもの、あるいは破片、金属もあるんですが、飛散しているという苦情が寄せられております。町、行政に寄せられているほかに、多々、苦情はあると思うんですが、どのようなものがあるかを教えていただきたい。

それから、ハとしまして、これは、景観、見た目、風景の問題にとどまらず、有害物の漏出とか、そういうことが原因で土壌あるいは水質、あるいは大気汚染などへの環境への影響が心配されます。当町でのそういったものに対する取り組みはどうなっておるか。

それから、ニとしまして、当町の対策として県あるいは国への要請、あるいは市町村レベルでの条例化などを含む取り組みが考えられると思うわけですけれども、当町の見解をお聞きしたい。

そのイ、ロ、ハ、ニ、4つについてお願いいたします。

町長（山村君） ただいま栗田議員さんから1番目の質問としまして、廃品回収物等集積所と環境

保全についてということで、イ、ロ、ハ、ニとご質問ございました。

私から全体的な考えを申し上げまして、詳細につきましては各々担当課長から答弁申し上げます。

まず、高度経済成長期以降、企業の生産活動等に伴う廃棄物の増大、あるいは処理困難な廃棄物の拡大に対して、市町村が廃棄物処理の責任を有する清掃法では対処が難しくなった背景から、これを全改定する形で昭和46年から廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物処理法が施行されました。

法律では、事業活動に伴う廃棄物のうち、法令で定める20種類を産業廃棄物として区分し、その処理責任を排出事業者が負うこと、そして家庭から出るごみは一般廃棄物として、従来どおり、市町村が処理責任を負うという体系が整備されました。

また、一般家庭から排出される使用済みの廃家電製品は、その多くが破砕処理の後に、鉄などの一部の金属のみ回収が行われ、約半分は、そのまま埋め立てられる状況が続きましたが、廃家電製品には鉄・アルミ・ガラスなどの有用な資源が多く含まれること、また、我が国の廃棄物最終処分場の残余容量の逼迫などにより、廃棄物の減量化とリサイクルが喫緊の課題となりました。

このような状況を踏まえまして平成10年6月に、廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じて廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用を図り、循環型社会を実現していくため、使用済み廃家電製品の製造業者等や小売業者に新たに義務を課することを基本とする新しい再商品化の仕組みを定めた家電リサイクル法が制定され平成13年4月に施行となりました。

この法律では、家庭用エアコン、テレビ、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機及び衣類乾燥機の家電4品目について小売業による引取り並びに製造業者、輸入業者に対してリサイクルと家電に含まれるフロンを回収することが義務づけられ、排出者である消費者には家電4品目を廃棄する際、収集運搬料金とリサイクル料金を支払うことなどが定められました。消費者が家電4品目の引取りを依頼した場合、家電販売店または収集運搬業者から家電リサイクル券が渡され、これにより、リサイクルが確実に行われているかを消費者側からも確認することができるシステムとなっております。

その後、平成25年4月、使用済小型電子機器等に利用されている金属、その他の有用な物の相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律、いわゆる小型家電リサイクル法が施行されました。

これら家電製品につきましては、法律により適正なリサイクルシステムが構築されており、町といたしましても月に2回実施しておりますサンデーリサイクルにおいて家電4品目は有料、使用済小型家電は無料で引取りを行うとともに、使用済小型家電の回収ボックスを町内4か所に設置するなど、町民の皆様が適正に排出しやすい機会の確保に努めているところでございます。

近年、全国では一般家庭等から排出される使用済みとなった家電製品等、収集、運搬等をする不用品回収業者が増加し、中には一般廃棄物収集運搬業の許可等受けておらず、廃棄物処理法に抵触することが問題となっております。とりわけ、使用済家電製品は、廃棄物処理法、家電リサイクル法等に基づいて、再商品化等されることにより適正な処理が確保されなければなりません。不用品回収業者に収集された使用済家電製品については、国内外において不適正な処理がなされているものが少なくないと考えられております。このような現状に鑑みまして、不適正な処理への対策を強化するため、国は廃棄物処理法を一部改正して平成30年4月から施行し、対応を強めております。

当町の不用品回収業者におきましては、県と町の合同立入調査におきましても不用品回収業に必要な営業許可類の所持等も含めて、違法な営業実態などは確認されておりませんが、高く積まれた集積物などについて、町民の方から町への対応を求めのご相談をいただいております。町といたしましては、相談をお寄せいただいた場合には改善を図るべく、これまでも県や警察署など関係機関と連携する中で改善をお願いしている状況であります。今後も廃棄物処理法をはじめとする各法令並びに町生活環境保全条例等にのっとり適正な処理について指導、あるいは依頼を実施してまいりたいと考えております。

住民環境課長（竹内君） 私からは廃品回収物等集積所と環境保全についてのご質問に順次、お答えいたします。

初めに、この廃品回収物集積所等の実態はについてであります。廃品回収もしくは不用品回収による営業行為につきまして当町においては、現在、4事業所が不用品回収業者として営業をされており、集積場所は町内に6か所ございます。

まず、不用品回収業を営むために必要な許可について申し上げますと、古物営業法により、古物商営業許可の取得が必要であります。営業所の所在地を管轄する警察署を経由して申請し、都道府県の公安委員会が審査、許可をいたします。法律において古物とは、一度使用された物品もしくは使用されない物品で、使用のために取引された物また、これらの物品に幾分の手入れをしたものと定義されております。

また、県内において一度使用された金属類、いわゆる金属くずを売買もしくは交換する場合には、県条例により営業所ごとに県公安委員会から金属くず商の許可を受け、3年ごとの更新手続が必要となります。これらの許可は再使用する場合、または材料として価値ある有価物を売買等するための許可であり、廃棄物を収集、運搬、処理等することはできません。廃棄物を収集、運搬、処理する場合には、法律に基づき産業廃棄物については県の許可、一般廃棄物については町の許可が必要となります。

町内の不用品回収業者が回収している品目は主に、鉄、プラスチック、中古機器、雑品等の古物や金属くずであります。古物及び金属くずにつきましては、一度使用された物品である性質上、

売買価格のある有価物なのか、廃棄物なのかの判断が非常に難しく、物の性状や排出の状況、通常の取扱形態、取引価値の有無、占有者の意思など、様々な要因を総合的に判断する必要があります。そのため、町内の不用品回収業者の実態把握につきましては平成23年度以降、毎年廃棄物処理法第19条に基づき、県と町、合同による集積所への立入検査を実施しております。

立入検査では、許可なく廃棄物を収集、運搬、処理するなどの違法な回収が行われていないかの調査をはじめ、前述の古物営業許可証及び金属くず商許可証の確認、そのほか適正処理に関する必要な指導等を行っております。収集しているものが有価物でなく廃棄物で、不用品回収といいつつながら無許可で廃棄物を収集、運搬、処分を行った場合は、いずれも違法行為となりますが、当町で営業されている不用品回収業者につきましては古物商及び金属くず商として必要な許可を取得しており、これまでの立入検査で違法な廃棄物の収集、運搬行為等は確認されていない状況でございます。

続いて、口の近隣の住民からの苦情の実態でございますが、近隣住民の方から町に寄せられた相談といたしましては、収集所からの収集物のせり出しや、収集物の一部飛散に関するものなどです。町に苦情が寄せられた場合は、速やかに状況を確認し、事業者に対して改善を依頼するとともに、状況に応じて県及び警察など関係機関とも連携し、指導を実施しております。

また、毎年実施している県との立入検査の際に、積上げの高さなど、集積物の保管方法などにつきましても県とともに指導をすることで対応を促しているところでございます。

続きまして、ハの環境保全の観点から町の取り組みについてお答えいたします。

はじめに、集積所の保管状態、特に高く積み上がった状態は、町といたしましても環境保全上、また景観上の問題があると認識しており、立入検査の都度、町生活環境保全条例に基づき、改善指導を実施しているほか、その後の対応について追跡、確認をしておりますが、違法とまではいえないことから集積所ごと対応の進み具合に差がございます。集積物が廃棄物であれば、廃棄物処理法にのっとりた指導も可能となりますが、廃棄物の認定が難しい状況の中、改善指導を重ねることで対応を促している状況でございます。

町といたしましては、引き続き、県や警察署など関係機関と連携し、改善が図られるよう指導してまいります。

そのほか全国的には、違法な回収業者が家電等を回収し、環境保全措置が十分に講じられないまま不適切なスクラップ処理や保管をされることが環境保全上の問題となって久しく、長きにわたり対応の強化が求められておりました。そのため、国では一部改正した廃棄物処理法を平成30年4月に施行、ガイドラインを示し、対応を図ってきたところであります。その主な内容は、使用を終了し、収集されたエアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機の家電4品目と炊飯器やヘアドライヤー、扇風機などの小型家電リサイクル法で対象とされる28品目のうち、廃棄物に該当せず、かつ再使用されないもので、鉛等の有害物を含むものや、適正でな

い保管または処分が行われた場合に、人の健康、または生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものを有害使用済機器と位置づけ、これを保管または処分する基準の遵守が義務づけられたことと、事業者は都道府県への届出が義務づけられたことであります。

当町の不用品回収業者につきましては、県とのこれまでの立入検査において有害使用済機器の保管、または届出が必要な事業者には該当しないと判断されております。

町では適正なルートでのリサイクルが促進されるよう、使用済み小型家電につきましては、町内4か所に回収ボックスを設置するとともに、月2回のサンデーリサイクルで無料回収を行い、町民の皆さんの排出の利便性を図っているほか、処理手続が煩雑なテレビ、エアコン等の家電4品目につきましてもサンデーリサイクルでの有料回収を行っております。特に、家電4品目は排出方法が分かりにくいと言われますが、買換えの際に、販売店に引き取っていただくことや郵便局の振込方式で料金を支払い、最寄りの指定引取場所に直接持ち込む方法、またサンデーリサイクルにお持ちいただく方法による適正なルートでの排出をお願いしたいと存じます。

町といたしましては、町民の皆様が身近に排出できる機会を確保し、適正ルートでのリサイクルを促進するとともに、引き続き事業者への指導等により環境保全に努めてまいりたいと考えております。

次に、二の条例化等の対策を考えているかについてでございますが、不用品回収業につきましては、これまでご説明申し上げましたとおり、様々な法律や条例による規制がございます。古物営業許可、または金属くず商許可に関しましては、それぞれ法律または県の条例に基づき県警が立入検査を行い、営業活動について必要に応じて指導をしているところであります。

また、県と町は、前段で申し上げましたように、法律に基づく立入検査により、違法な廃棄物の収集・運搬、処理等が行われていないかを確認するとともに、今後は特に有害使用済機器の保管、または届出が必要な事業者に該当するかを重点的に確認することで環境保全を図ってまいります。

町といたしましては、不用品回収業者の規制を目的とした条例の制定は考えておりませんが、状況に応じ県や警察署など関係機関と連携し、引き続き、町生活環境保全条例に基づく指導を実施するなど対応を図ってまいりたいと考えております。

8番（栗田君） 今の答弁を聞いていて一番気になるところが、この町に住んでいる人で、例えば、隣がそんなようなものが集まっている、それ自体は法律から見て違法でも何でもない。そうであっても、そこの人っていうのは、内容自体はリサイクル法にちゃんと即しているんだとはいっても、隣に住まわれている方とすれば、そういうものの中でいろんなものが飛散してきたり、そういうところで恐怖を覚えたり、その会社のイメージというものもあるでしょうしね、隣にそういう、まあ、それは、見た目だけの問題ですけども、ちょっと見た目がよろしくない。だけど、そんなことは法律上は、規制はできないということは、今、言われたとおりだと思うんですね。

リサイクル法が絡むと何でもかんでも難しくなっちゃって、とてもその中で一般人が区別できるようなタイプの話じゃなくなっちゃうんですね。それでずっと、まあ、その法律でこう、こっちの法律ではこう、だから適法であると。確かに適法ではあるんでしょうけれども、普通の住民からすると、そう言われたからといって、はい、そうですかというわけにもいかないんですね。

上田市のほうの、ちょっと調べてみましたが、環境条例の5条に、景観に与える影響が大きい事業者の場合には良好な景観の形成を図るために必要な措置を講じなければならないというのが5条であります。

それから、7条の5のほうなんか見ますと、主要な幹線道路あるいは河川などに沿っている地域とか、眺望がいい地域とか、要するにこれはリサイクルとは無関係に景観を事業者が毀損しているんじゃないかということで、これは確かに慎重にやらなきゃいけないことだと思いますけども、上田市でそういうものがあると。それで私は先ほどニのところで、町としてはそういうお考えはどうかと、せめて検討会ぐらいは立ち上げてみたらどうかと私は思うわけですが、そのところをもう一度、再質問させていただきます。

住民環境課長（竹内君） 再質問にお答えいたします。

景観に関するご質問でございました。町としましては、先ほど申し上げましたように、町の生活環境保全条例というものがございまして、そこには景観に関する事、それから、いわゆる公害に関する事、そういったものについての規定がされております。

先ほど来申し上げましたとおり、町としましては、いろいろな、廃棄物ですとか、リサイクルですとか、そういったいろんな要素が絡む中で、なかなか、不用品なのか廃棄物なのかの判断が難しい場面もございまして、それにつきましては、しっかりと指導をしていくということを経営して続けてまいるということで。

あと、例えば、景観法といいますか、そういったものに基づくものにつきましても県のほうでも対応をするということでございまして、必要に応じた対応をしてみたいというふうに考えております。

8番（栗田君） 今聞いていますと、やっぱりリサイクル法って、この2年間ずっと私、こういう無駄なことはやめましょう、やめましょうってずっと言ってきたわけですが、結局はそういうところが非常に複雑な構造をせざるを得ないと、法律がですね。それで、今言われたように、リサイクル法に照らすと、これは、ごみなのか、あるいは有価物なのか、不用品なのか、それとも廃棄物なのか、それによって処理が違ってきちゃいますんでっていうことで、それがどんどん——ただ、まあ、住民のほうからすればそういうものがどんどん積み上がっちゃうということですね。

私のほうに、こういうものが飛散して困ると言われている方は、写真つきで送ってきているわけで、ああ、確かにこういうものが飛んできたならこれは危ないなと。だけど、その飛んできたも

のがそっちの物かどうなのかは、そんなのは分かりませんと言われれば、それこそ、因果関係はどうなっているなんていう話になって、雲散霧消をしまいそうな話なんですけれども、そういうことに対して、町のほうとしては寄せられた苦情に対してそれぞれ1件1件ついて真摯な対応をお願いしたいということで、この問題についてはここまでにいたしたいと思います。

次は、今皆さんもいろいろなテレビ、マスコミなんかの情報からご存じのように、北海道なんか外国の方に、外国の企業団体・個人に土地が買われて、どんどん日本の国土が侵食されているという問題。私のほうは、母が北海道出身ですので、特に自分が夏を過ごした北海道のあそこがほかの国の人の所有になった、あそこが香港のどこかの会社に売られた、そういう話を聞くと、かなり深刻な事態だなと思うわけですね。

それで、今年、2021年の6月に成立した法律ですけども、ちょっとやたら長いものなので一応、土地の利用の規制に関する新法という名前のもので、重要施設の周辺とか、あるいは国境、あるいは離島の土地をどのように購入して、どのような利用をするのか、それを日本国政府が調べることができるという、いわば画期的な法律なわけですね。これは実は、外国人土地法というのは日本にはちゃんとあって、大正14年につくられて、それで、つくられたまんま、ほとんど何にもそれが出る幕がなくて、民主党時代には、もはやこれは一応書いてあるだけであって何の実効性もない法律だというふうになったわけですね。

ところが、どんどん、どんどん、日本の土地が、特に自衛隊の基地の周辺とか、まあ、北海道もどんどん買われているわけですけども、その北海道が買われているというのは、隣の中国のほうの指導部のほうが北極海の資源からずうっと回ってきて、最終地点が北海道になるというような計画なんだと思うんですね。

それから、皆さんもよくご存じのように、日本の尖閣諸島の周りに、もはや中国が実行支配しようということで、いつも中国の船がそこに来ているというわけですね。これは、1970年代にローマクラブというところが成長の限界っていう論文を出して、メドウズ博士とかそういう方々がその論文を書いて、出して、もう地球には資源はないぞと、石油も30年か40年しかもたないぞと、それが70年代。そうやって国連も慌てて一生懸命、じゃあ、本当に、地球には資源はそんなに足りないのかということで、慌てて国連が調査したら日本近海が一番多く出たところが尖閣諸島周辺なわけですね。そしたら、それまでは全く日本の領土ということにしてあったその尖閣諸島は、これは中国の物じゃないかということで今、ずうっと中国のほうが行っていることは南沙諸島あるいは西沙諸島、それからこの東シナ海までの日本のシーレーンのところを抑えてしまう。そういった形で非常に日本のほうも危機感を持ったと。

それと、もう1つ危機感を持つ理由が、2010年に中国のほうで国防動員法っていう法律が制定されて、これは18歳から男は60歳、女性は55歳まで、海外在住である人は軍事委員会のほうの号令一下、中国のために立ち上がらなきゃいけないと。それで、これは1回予行演習が

行われてて、その予行演習というのは、制定前の2年前の2008年ですよ、皆さんもよく覚えておられると思うんですけども、善光寺のところで聖火リレー、北京五輪ですからね、そのときの聖火リレーを善光寺が善光寺の使用はやめてくれということを行った途端に、日本全国から動員をかけたらどういうふうになるかということで、中国のほうでやってみたら3千人から4千人が集まってあそこで大騒ぎになったわけですよ。マスコミのほうはあんまり取り上げませんでしたが。そういうことがあって——私は中国の方にどうのこうのと考えているわけでは全くございません。

それどころか、私の甥っ子、姉の息子ですけども、中国の方と結婚して、それで娘もいて、その娘を私に預けて、何で預けると言い出したのかちょっと分かんないですけども、それで勉強とか一生懸命やらせてくれということを一度は言ったんですけども、その後、何か向こうの都合だと思えますけれども、それはやめになった。そうすると私の甥っ子とか、それから去年なんかは私ずっと中国の留学生、もうほとんど日本語ができませんので、日本語駄目だからしょうがない、英語と中国語で、中国語なんて私は全く分かりませんが、英語だけの授業ということで、去年1年間ずっと女性の留学生見ていたわけですけども、こういう留学生とか、今話した私の甥っ子とかが一番の被害者なわけですよ。どうなるか分かんないわけですよ、どういう指令が来るか、それで指令に従わなければ、中国にいる家族にはどんな危害が及ぶかが分からない。そういう状況になったんで、これはまずいんじゃないかと、日本の国家の問題であるということで今年6月に、大正14年以来の、日本の国土を利用する場合には、その利用状況をきちんと日本の政府が把握できる、そういう法律をつくったわけですね。

これが物すごく画期的だと私が思うのは、戦後教育というのは全く日本のこと、あるいは国のことなんかは考えない、それよりもグローバルだ、世界だ、コスモポリタンだ、そういうことでやってきたところが、ここに来てやっぱり国って大事なんじゃないのというような話になって、それで初めて国会のほうで国防というような意味内容のことが重視される法律ができた。これは、国というものですよね、この日本というところは、昔からずっとこの地で生活を営んできた方々の経験、言語、文化、秩序、道徳、歴史、全てを包み込んだ容器としての国ということをもう一度考え直そうというのがこの立法の趣旨だと思うんですよ。

そこで、実は一般質問の通告書では、もうちょっと全く別のをいろいろ書いたら、ちょっと訳分かんなくて、難し過ぎて、駄目だ、こりゃ、ということになりまして、それで致し方ないんでこういった利用規制についての法律ができましたが、当町への影響はいかなるものかと。それについて当町の、立法趣旨を踏まえた上での当町への影響、どのように考えるか見解を問うということに一般質問の通告書になりました。よろしくお願いします。

企画政策課長（大井君） 土地の利用規制に関する新法についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、栗田議員さんがおっしゃられております土地の利用規制に関する新法、正式には、重

要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律でございますが、この法律は、自衛隊や海上保安庁などの施設及び国民の生活に重大な損害が生じるおそれのある重要施設の周辺の区域内、または国境にある離島などの区域内にある土地等がその機能を阻害する行為に利用されることを防止し、国民の生活の基盤を維持並びに国の領海等の保全及び安全保障に寄与することを目的に制定されたものでございます。

同法の規定では、重要施設や国境離島の周辺でその施設または、離島の機能を阻害する行為を、特に防止する必要がある区域を注視区域とし、さらに注視区域のうち、特に重要なものを特別注視区域と指定することができ、注視区域内にある土地等の利用の調査及び利用の規制、または特別注視区域内の土地等の契約の届出などについて定めております。

ご質問の当町への影響につきましては、同法の規定によりますと、仮に当町の一部が注視区域と指定された場合、内閣総理大臣がその注視区域内にある土地の利用状況について調査を必要とし、その土地の利用者等の情報の提供を求められた場合、関係地方公共団体の長は、その求めに応じ情報を提供するものとされております。

また、この法律の目的を達成するために、必要があると内閣総理大臣が認めたときは、地方公共団体の長などに対し、協力を求めることができると規定されておりますので、そのような場合、法の定めにより情報の提供や協力を行うことになろうかと思われます。

なお、同法につきましては本年6月23日に公布されておりますが、一部を除き公布の日から1年3か月を超えない範囲での施行とされており、現在は未施行でございます。従いまして、法の実施に必要な細則などを定めた内閣府令の制定もこれからとなりますので、今後の動向について注目してまいりたいと考えております。

8番（栗田君） 確かに、今言われたように、この法律そのものがこの坂城町に直接何らかの影響を与えるかどうか、という点については直ちに起こるといようなことは、自衛隊の基地があるわけでもありませんし、佐久市のように、佐久市のほうは、かなりこの問題については敏感であって、地下資源、地下水なんかの保全問題で国会議員までもその中に入っているような検討委員会というのをつくっているわけですね。それなんで、直ちにどうのこうのっということはないわけです。

ただ、私が言っているのは、こういう法律ができるといった、その、日本が置かれている事態ですよ、そういうことにもう少し敏感であってほしいと。

坂城町に住んでおられる方で中国の方もおられる、フィリピンの方もおられる、ミャンマーの方もおられる、そういう方々で、例えば、中国を取り上げた場合には、先ほども言いましたように一番の被害者は、当町に住む中国の方であったり、私の、先ほど言いましたように、甥っことかのように中国の人と結婚している人とか、そういうところが一番の被害者になるわけですけど。やはり、こういうことについては、大正14年につくられた外国人土地法っていうのもで

すね、相互主義っていうのがごく当たり前の話で、日本がその国に行って土地を買える、そういう国の人でなければ日本の土地は買えないという、その相互主義ですよ。これは生活保護なんかの受給者も、もう数万世帯にわたって外国の方が日本の生活保護を受けているわけですけども、そういうときには日本人が、じゃあ、その国に行って住んだ場合には生活保護をちゃんと受けれるということが決まっている国では日本の側でも生活保護受給者に、もちろん外国人は生活保護を受けられないという建前にはなっていますが、もはや四、五万世帯が受け取っているわけですけども、一応法律上、建前になってますけれども、その相互主義が認められるんなら問題はなかろうと。日本におられる、その国の方にも生活保護を超法規的な形ででも認めるのは何の問題もないと。国民健康保険なんかもそうですよね。

そういったことが、私とすると、この法律を見て初めて、日本について、防衛するとか、語るとか、この日本という国家は、ほかの国に比べて本当に古くからある国で、もう聖徳太子の17条の憲法の2条には国家っていう言葉が出てくるぐらい古い国であります。そういった日本という国家、ほかの国も大事にしなきゃいけない、当然ですよ。そういった単なるグローバリズムではない、インターナショナリズム、健全なナショナリズムを育ててその上でのインターナショナリズムということで、これからの教育も進んでいくべきだと考えております。

ということで、私の一般質問は、ここで終わらせていただきます。

議長（小宮山君） 以上で、通告のありました12名の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後 0時05分～再開 午後 1時30分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

ここで、総務課長及び福祉健康課長から発言を求められておりますので、これを許可します。

総務課長（臼井君） 貴重なお時間をいただきまして、誠に申し訳ございません。

本定例会に提出いたしました、「令和2年度主要施策の成果及び実績報告書」並びに「令和2年度坂城町一般会計・特別会計決算及び財政健全化判断比率に関する審査意見書」に掲載しております、財政健全化判断比率の将来負担比率の参考数値につきまして、訂正をお願いしたいと存じます。

内容につきましては、将来負担比率の算定に際し、将来負担額に対する充当可能基金として算入いたしました、昨年度新設の新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金につきまして、このたび、充当可能基金に含めない旨、県から統一的な見解が示されましたことから、数値に若干の修正が生じたものでございます。

訂正をお願いする箇所は、「主要施策の成果及び実績報告書」の2ページ下段及び「坂城町一般会計・特別会計決算及び財政健全化判断比率に関する審査意見書」の17ページで、それぞれの財政健全化判断比率の表中、令和2年度の将来負担比率の数値につきまして、「マイナス5.

6」から「マイナス5.3」に訂正をお願いいたします。

お手元に正誤表をお配りいたしましたので、そちらをご確認いただき、訂正をお願いしたいと存じます。

福祉健康課長（伊達君） 引き続き、貴重なお時間を頂戴して申し訳ございません。

同じく「主要施策の成果及び実績報告書」において記述に誤りがございましたので、訂正をお願いしたいと存じます。

報告書の119ページであります。介護保険特別会計の事業概要についてでございますけれども、概要の上から2行目、介護保険制度が創設されてから20年が経過しと記載をしておりますけれども、正しい経過年数は21年でございます。

お詫びを申し上げますとともに、訂正をお願いしたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

議長（小宮山君） お諮りいたします。ただいまの説明のとおり訂正することにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認め、ただいまの説明のとおり訂正することに決定いたしました。

次に、日程に掲げた議案につきましては、去る9月2日の会議において提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「議案第52号 令和2年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」

議長（小宮山君） 決算案の提案理由及び詳細説明は済んでおりますので、直ちに総括質疑を行います。

質疑にあたっては、自己の委員会の所管に属する事項については、各委員会においてお願いいたします。

また、質疑に際しては、決算書のページ及び科目を明確に示して質疑されますようお願いいたします。

また、マイクの位置についても確認をお願いいたします。

まず、歳入について総括質疑に入ります。

13番（塩野入君） 歳入について、質問いたします。

まず、13ページですが、款1町税、項1町民税、目1個人の節1現年課税分の収入未済額、これの件数、人数、最高額です。それから不納欠損額の件数、人数、最高額をお聞きをいたします。

同じく節2の滞納繰越分、これの収入未済額、これについては件数、人数、最高額と最長年をお聞きをします。

それから、不納欠損額については件数、人数、最高額をお願いします。

目2の法人節1現年課税分の収入未済額、件数、人数、最高額、節2の滞納繰越分、これは収入未済額の件数、人数、最高額と、これは最長年もお聞きをいたします。それから項2の固定資産税、目1固定資産税の節1現年課税分、これも収入未済額の件数、人数、最高額、それから不納欠損の件数、人数、最高額、同じく節2の滞納繰越分の収入未済額、件数、人数、最高額と、これは最長年、それから不納欠損額は件数、人数と最高額をお聞きをします。

続いて、目3の軽自動車税の目1軽自動車税種別割の節1現年課税分の収入未済額の件数、人数、最高額、そして不納欠損額の同じく件数、人数、最高額です。

節2の滞納繰越分、収入未済額、件数、人数、最高額と、これは最長年、それから不納欠損の件数、人数、最高額、以上をお聞きします。

続いて、15ページ、款、項、目、いずれも地方交付税でありますけれども、普通地方交付税は幼児教育・保育無償化と、それから会計年度任用職員制度などで、前年比9.4%、8,900万円余の増額であります。この無償化と、それから任用職員制度、それぞれどのぐらいの増額かをお聞きをいたします。

続いて、16ページ、款12分担金及び負担金の項1負担金、目1民生費負担金の節3保育負担金滞納繰越分、これの収入未済額の人数、最高額と最長年、それから不納欠損額は人数と最高額、それから第4節時間外保育負担金滞納繰越分の収入未済額、これは人数と最高額と最長年、それから不納欠損は人数と最高額。

続いて、17ページです。節で13使用料及び手数料、項1使用料、目3土木使用料の節3町営住宅使用料滞納繰越分の収入未済額、これは人数と最高額と最長年をお聞きをいたします。

続いて、28ページになりますが、款17寄附金、項1寄附金、目7総務費寄附金の節1総務管理費負担金で、これ当初予算8千万円が当初予算を大きく超える1億900万円、補正で大幅に増えているその内容をお聞きをいたします。

それから、33ページです。款21町債、項1町債目9臨時財政対策債、これ、交付税に連動するわけですが、その連動する中で補正額1億800万円の算出内容ですね。それから、目11の減収補填債、これ新型コロナによる国の交付税の減収の補填分ということですが、補正額、これが2,400万円余のこの算出内容、これもお聞きをいたします。

以上です。

収納対策推進幹（長崎さん） ご質問の町税の収入未済額、不納欠損額につきまして税目ごと順次お答えいたします。

決算書事項別明細書13ページ、款1町税、項1町税のうち目1個人町民税の収入未済額でございます。現年課税分につきましては、滞納者数116人、件数312件、最高滞納額は28万3,708円でございます。滞納繰越分の滞納者数は119人、件数1,669件、最高滞納額は217万8,495円、最も古いものが平成2年度のものでございます。

次に、不納欠損額でございます。現年課税分の不納欠損額につきましては、欠損人数が7名で件数22件、最高欠損額は9万4,007円でございます。滞納繰越分につきましては、欠損人数が15人、件数148件、最高欠損額は20万2,055円でございます。

続いて、目2法人町民税の収入未済額でございます。現年課税分の滞納者数が1社、件数2件、最高滞納額は1万6,600円でございます。滞納繰越分の滞納者数は7社、件数47件、最高滞納額は85万2,300円で、最も古いものは平成11年度のものでございます。

法人町民税の不納欠損額につきましては、現年課税分及び滞納繰越分ともございません。

続いて、項2固定資産税、目1固定資産税の収入未済額でございます。現年課税分につきましては、滞納者数129人、件数438件、最高滞納額は279万円でございます。滞納繰越分の滞納者数は149人、件数3,513件、最高滞納額は4,668万4,348円で、最も古いものは平成2年度のものでございます。

次に、不納欠損でございます。現年課税分につきましては、欠損者数12名、件数45件、最高欠損額は16万3,100円でございます。滞納繰越分の欠損者数は17人、件数458件、最高欠損額は102万9,022円でございます。

続いて、項2軽自動車税、目1軽自動車税種別割でございます。現年課税分の収入未済額の滞納者数は23人、件数24件、最高滞納額は1万4,900円でございます。滞納繰越分の滞納者数は61人、件数358件、最高滞納額は39万3,500円で、最も古いものは平成7年度のものでございます。

次に、不納欠損につきましては、現年課税分の欠損者数1人、1件でございます。滞納繰越分の欠損者数は9人、49件、最高額は7万600円でございます。

次に、目2軽自動車税環境性能割につきましては、収入未済額及び不納欠損ともございません。

財政係長（細田さん） 決算書15ページ、款10、項1、目1地方交付税について、お答えいたします。

普通交付税は、地方公共団体が住民に対し、一定の公共サービスを提供するために必要な費用、こちらを基準財政需要額と申しますけれども、この必要経費から、地方公共団体が標準的な状態で徴収が見込まれる税や、交付金等の基準財政収入額を差し引いた額が普通交付税額として決定されます。

幼児教育・保育無償化に係る町負担分は、基準財政需要額の算出に当たっていくつかある算定項目のうち、社会福祉費及びその他の教育費で、会計年度任用職員制度に係る町負担分は、人口による包括算定経費に含まれており、それぞれの算定項目にはこれら以外の要素も含まれることから、個々の算定額を事業ごとにお示しすることは難しい状況でございます。

続きまして、決算書33ページ、款21、項1、それぞれ町債目9臨時財政対策債、補正予算

額1億827万2千円の算出内容でございますけれども、臨時財政対策債は、国から地方自治体に交付する地方交付税の原資が足りないため、地方自治体が借入れする地方債で、7月の普通交付税額決定と同時に発行額が示されます。令和2年度は、普通交付税が当初予算額より増額となったことに合わせ、臨時財政対策債も増額となり、当初予算で見込んだ額と発行額の差額について補正予算に計上したものであります。なお、臨時財政対策債の元利償還金相当額は、その金額を本年度の普通交付税によって措置されることとなっております。

続きまして、同じく町債の目11減収補填債でございますけれども、減収補填債は、町民税の法人税割分などの実際の税収入が、地方交付税の算定に用いられた収入見込額より下回る場合は、その範囲内において発行することができる地方債でございます。今回借入れしました減収補填債2,488万2千円につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行による景気変動の影響により、地方自治体の税収に大幅な減収が生じ財政運営に著しい影響が生じる税目において、令和2年度の特例措置として地方債の借入れが認められたもので、各税目や交付金において地方交付税の算定に用いられた収入見込額から交付金の交付額等を差し引いた額で、今回の借入れは、地方消費税交付金分、地方揮発油譲与税交付金分、市町村たばこ税分となります。

子ども支援室長（鳴海さん） 決算書16ページになります。款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金、節3保育負担金滞納繰越分について、お答えします。

収入未済額は583万690円でございます。人数は31人で、納付義務者1人の最高額は92万8,450円、最も古いものについては平成11年度分のものでございます。

不納欠損額は10万4,400円で、お一人、最高額も10万4,400円でございます。

同じく、目1民生費負担金の節4時間外保育負担金滞納繰越分でございますが、収入未済額が54万8,966円、人数は24人で納付義務者お一人の最高額は15万5,500円でございます。最も古いものは平成11年度分のものでございます。

不納欠損額は4,800円で、お一人、最高額も4,800円でございます。

建設課長（関君） 17ページ、中ほどの目3土木使用料、節3町営住宅使用料滞納繰越分の収入未済404万3,800円でございますが、人数は3人、最高額は316万7,600円、最も古いものにつきましては平成12年からのものとなっております。

企画調整係長（宮下君） 28ページでございます。款17寄附金、項1寄附金、目7総務費寄附金、補正予算額1億926万1千円、こちらでございますけれども、内容といたしましては、ふるさと寄附金をいただいたというところでございます。こちら、全国の多くの皆様に坂城町をご覧いただき、ご評価いただき、ご寄附をいただいた結果と考えております。

増額の要因といたしましては、昨年、令和2年7月よりインターネット上の寄附の申込窓口となるポータルサイトを新たに1つ増やすなど、より寄附をお寄せいただきやすい体制の整備を進めたことに加えまして、果樹類の返礼品など提供していただける事業者が増えたことなどが考え

られるところでございます。

13番（塩野入君） この税の関係ですが、それぞれ滞納繰越しがよくありますが、その滞納整理機構によるこの中で解消されたのは何件ぐらいあるか、それと金額どのぐらいか、お聞きします。それと、一番、その不納欠損処理した主な欠損理由ですね、それをお聞きをいたします。

それから、地方交付税に関しましては、これ交付税11億4,600万円の約3割に当たる3億7,600万円、これが補正で超過しているわけです。過去にもいつもこうした決算、大体3割近くが決算的に補正でという傾向が見られるんですが、ちょっと補正予算の見積りが高過ぎるんじゃないかと思うんですが、その辺のお考えについて、お聞きをいたしたいと思います。

それから、16ページ、これ車の不納欠損ありますんで、その不納欠損の欠損事由ですね、これをお聞きをします。

それから、17ページ、町営住宅の関係ですが、これ収入未済に向けて今そのどういう対策をしているのかということであります。

それと、16ページの今の不納欠損の、これ、保育料ですが、不納欠損額、両方とも1人ですけど、これ、両方同じ方でしょうか。それもあわせてお聞きをいたします。

それから、28ページのふるさと寄附金の関係ですが、これふるさと寄附金これ増えておりますが、今後の見通し、これどう読んでいるのでしょうか、その辺もお聞かせください。

以上です。

収納対策推進幹（長崎さん） 再質問にお答えします。

滞納整理機構により解消された件数と金額というご質問でございますが、令和2年度につきましては、移管件数10件のうち、3件が完納という状況でございます。徴収額につきましては、滞納整理機構に移管しました移管金額541万8千円のうち、256万2千円を徴収していただきました。また、滞納整理機構への移管予告通知を送付したことによって、町に390万5千円の納付があり、予告と移管を合わせて615万5千円ほどの納付がございました。

次に、不納欠損した主な欠損事由につきましてですが、主なものにつきましては、外国人の出国により徴収ができないもの、滞納整理機構から徴収不納として返還されたもの、生活保護受給者などの生活困窮者、財産や所在が不明のため徴収ができないもの、不動産の競売や破産による配当がなく徴収ができないものなどでございます。

財政係長（細田さん） 地方交付税について、当初予算の見積りが高過ぎると思われるがその考えはという、ご質問にお答えいたします。

算定の基礎となる基準財政収入額につきましては、当町の収入の特性から税収の変動が出やすいこと、また経費となる基準財政需要額の算定につきましては、毎年度、算定費目の変更や廃止、新規の追加、さらに算定式に用いられる単位費用や補正係数などが変更となりますが、当初予算編成時には示されていないことから、交付決定額の推計は難しい状況でございます。また、予算

計上額より交付決定額が下回ってしまった場合は、新たな財源の確保が必要となり、場合によっては事業の執行が困難となることも想定されますので、当初予算編成時には一定の金額で見込まざるを得ない状況でございます。

子ども支援室長（鳴海さん） ご質問にお答えいたします。

保育負担金滞納繰越分の不納欠損と時間外保育負担金滞納繰越分の不納欠損は、同じ納税義務者でございます。

また、不納欠損の欠損事由でございますが、外国籍の方が、調査の結果、出国されており、再入国の見込みがないためでございます。

建設課長（関君） 町営住宅の使用料の収入未済解消に向けた対策ということでございます。

対策としましては基本的には現年度分を重点的に行いまして、支払いのない場合は、毎月、督促状等を発送し、支払いを促している状況でございますが、それでも納入のない場合につきましては、臨戸訪問等や保証人に相談したりなどしております。

過年度分につきましては、誓約をいただいた月々の納入が滞ることがないように、電話、臨戸訪問をしているところでございます。

なお、法令や条例文に基づく手法なども含めて、他課と連携しまして対策なども含めて情報共有をしているところでございます。

企画調整係長（宮下君） ふるさと寄附金の今後の見通しをどう読んでいるかというご質問でございます。

これまでふるさと寄附金が伸びてきたところには、先ほど申し上げました様々な取り組みなどが、続けてきた積み重ねの結果であると考えております。

今後も、全国の皆様に町の魅力ある特産品を、あとまた町の魅力を積極的に発信するとともに、より寄附をいただきやすい環境を整えることで、毎年より多くの皆様から寄附をお寄せいただけるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

議長（小宮山君） ほかにございませぬか。

7番（玉川君） 18ページ、款12項1目7節1の有線放送電話使用料滞納繰越分について、収入未済額が76万2,150円あります。これの件数と期間、最高額、回収の見込みについてお答えください。お願いします。

それと、次が29ページの款20項3目1節2の同和地区住宅新築資金等貸付金元利収入、これの収入未済額が2,599万9,627円あります。これの件数、最高額、期間、それと、これ、納付された方は以前と変わらないのかということと、納付していただくための対応について説明をお願いします。

まち創生推進室長（清水君） 18ページ、款13項1目7使用料から、有線放送電話使用料滞納繰越分の収入未済額について、お答えいたします。

収入未済額76万2,150円のうち、内容といたしましては平成20年度からの18人、265件分になってございます。なお、最高額はお一人について、10万7,200円となつてございます。

今後の見込みについてでございますが、通知の送付や臨戸訪問等折衝を重ねる中で、令和2年度については19万400円収入してございます。6名完納となつてございますので、今後も引き続き折衝を進めて、未納額の減少に努めてまいりたいと考えているところでございます。

企画政策課長（大井君） 29ページ、款20諸収入、項、目ともに貸付金元利収入の節2同和地区新築資金貸付等元利収入のご質問でございますけれども、件数といたしましては6名、9件でございます。年数としては一番古いもの、昭和55年からの、約41年前でございます。それから、相手方といたしましては、昨年来からお支払いを頂いている方同様でございます。

対応についてのご質問ですけれども、債務者の——お借りになられた方々——全員がもう70を超えている方々でありますけれども、お行き会いをする中で、お話をしてお支払いをいただく、またこちらについては、保証人がついておりますので、保証人がまだご存命の方は、保証人にもお話をしてお支払いに努めているところでございます。

議長（小宮山君） ほかにございませんか。

（「進行」の声あり）

議長（小宮山君） これにて、歳入の総括質疑を終結いたします。

次に、歳出について、総括質疑に入ります。

7番（玉川君） 45ページの款2項1目5財産管理費、スマートタウン構想事業の18負担金補助及び交付金スマートエネルギー設置設備補助金、これの対象となった設備、それと件数について。

次が、64ページ、款3項1目5人権同和推進一般経費、負担金補助及び交付金、部落解放同盟町協議会補助金、これについて部落解放同盟町協議会の活動内容について説明をください。

もう一つ、110ページの款8項2目3道路改良事業A09号線、これの21の補償補填及び賠償金建物等補償、これの内容と件数について説明をお願いします。

企画調整係長（宮下君） 45ページ、款2項1目6企画費のスマートタウン構想事業負担金補助及び交付金、これのスマートエネルギー設備設置補助金、こちら内容でございますが、住宅用太陽光発電システムに係る交付が20件、家庭用リチウムイオン蓄電池システムに係る交付は27件、家庭用エネルギー管理システムに係る交付は11件でございました。

企画政策課長（大井君） 64ページの人権同和推進費のうち、部落解放同盟坂城町協議会の活動内容はということでございますけれども、こちらにつきましては、昨年度コロナ禍におきまして全国大会並びに県大会等につきましては、各種大会につきましては中止もしくはオンラインの開催というもので、昨年度、主には県連での打ち合わせですとか、町内の会合等が実施されてまい

りました。そういった中で全国大会の資料等について、出張といえますか、旅費等についてはなくなってきたわけなんですけれども、各種資料等については印刷をして会員等に配付といったような形で活動を継続してきたところでございます。

商工農林課長（竹内君） 110ページの道路改良事業A09号線の節21補償補填及び賠償金の建物等補償の内容と件数でございますけれども、まず、道路事業用地に係る農業用倉庫などの移転にかかります工作物補償が4件、それから工事による水田休耕に伴う作付補償が1件、それから町外在住の地権者にかかります住民票ですとか印鑑証明の取得や郵送に伴う手数料など権利移転に伴う雑費として5件の計10件に対して補償したほか、上田市坂城町欠口土地改良区の道路事業における面積減少分の決済金として13人、16筆分を支出いたしました。

議長（小宮山君） ほかにございませんか。

11番（吉川さん） 45ページ国際交流事業の中で、今回ハザードマップ5か国語をつくっていただいたとありますが、この内容についてお願いしたいと思います。

まち創生推進室長（清水君） 45ページ、国際交流事業のハザードマップの翻訳版の印刷製本費について、お答えさせていただきます。

こちら日本語版で作成しておりますハザードマップ、こちらを5か国語に翻訳して印刷製本したものでございまして、英語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語、タイ語、こちら各千部刷りまして、合計5千部印刷製本したものでございます。

11番（吉川さん） 大変ありがたい取り組みをしていただけたと思います。

それで、今、千部ずつという結構な数を印刷していただいたわけですが、実際に配布された数がもし分かたら教えていただきたいのと、あとホームページ等のハザードマップ外国版というのは、今後計画をしているのでしょうか、その点についてお願いします。

まち創生推進室長（清水君） 続きまして、送付等した内訳といえますか、結果でございますけれども、こちら先日、郵送をさせていただいております、外国の世帯主さんに宛てて、内訳で申しますと、まず英語が53部、それからポルトガル語70、中国語41、ベトナム語65、タイ語18と世帯に郵送させていただいたほか、住民係の窓口で転入の届出の際に配布を今現在しているところでございます。

それと、町ホームページにつきましては、現在、日本語版のハザードマップ、PDF等で掲載してございまして、こちら準備整い次第、外国版についてもアップロード、掲載していきたいと考えております。

議長（小宮山君） ほかにございませんか。

（「進行」の声あり）

議長（小宮山君） これにて、歳出の総括質疑を終結いたします。

本案につきましては、歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中、目

1 1 防犯対策費、目 1 2 交通安全対策費、目 1 3 消費生活費、項 3 戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款 3 民生費のうち項 1 社会福祉費中、目 5 人権同和推進費、目 6 隣保館運営費、款 4 衛生費のうち項 1 保健衛生費中、目 1 0 合併処理浄化槽設置費、款 5 労働費、款 6 農林水産業費、款 7 商工費、款 8 土木費、款 9 消防費のうち項 1 消防費中、目 4 水防費、目 5 防災費、款 1 0 教育費のうち項 2 小学校費、目 1 小学校総務費中、スマートエネルギー設備導入事業、款 1 1 災害復旧費のうち項 3 公共施設等災害復旧費を除く災害復旧費、款 1 2 公債費、款 1 4 予備費の各事項を総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

次に、歳出の款 2 総務費のうち項 1 総務管理費中、目 1 1 防犯対策費、目 1 2 交通安全対策費、目 1 3 消費生活費、項 3 戸籍住民基本台帳費、款 3 民生費のうち項 1 社会福祉費中、目 5 人権同和推進費、目 6 隣保館運営費を除く民生費、款 4 衛生費のうち項 1 保健衛生費中、目 1 0 合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款 9 消防費のうち項 1 消防費中、目 4 水防費、目 5 防災費を除く消防費、款 1 0 教育費のうち項 2 小学校費、目 1 小学校総務費中、スマートエネルギー設備導入事業を除く教育費、款 1 1 災害復旧費のうち項 3 公共施設等災害復旧費の各事項を社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りいたします。日程第 3 「議案第 5 3 号」から日程第 6 「議案第 5 6 号」までの 4 議案、各特別会計決算案につきましては、担当課長からの詳細説明は省略いたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (小宮山君) 異議なしと認めます。よって、担当課長からの詳細説明は省略することに決定いたしました。

◎日程第 3 「議案第 5 3 号 令和 2 年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長 (小宮山君) これより総括質疑に入ります。質疑は、歳入歳出一括して行います。

(「進行」の声あり)

議長 (小宮山君) これにて、総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第 4 「議案第 5 4 号 令和 2 年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長 (小宮山君) これより総括質疑に入ります。質疑は、歳入歳出一括して行います。

1 3 番 (塩野入君) 歳入についてお聞きをいたします。

1 9 1 ページであります。款 1 分担金及び負担金、項 1 負担金、目 1 下水道負担金の下水道

受益者負担金のこの収入未済額ですね、これ、何件か、それから、その下、滞納繰越分の、これ、件数と最高額と、それから最長年、どれぐらい長いか聞きます。それと、これの不納欠損の件数お聞きをします。

それから、款2使用料及び負担手数料、それから項1使用料、目1下水道使用料の、これも収入未済額、これも件数お聞きします。それから、滞納繰越分については件数と、それから、最高額と最長年、それと不納欠損の件数をお聞きします。

以上です。

建設課長（関君） それでは、191ページの受益者負担金の収入未済93万9,700円の人数からでございますが、人数は16人となっております。

同じく、滞納繰越分の数につきましては39人、最高額は129万3,910円。最も古いものは、平成13年からとなっております。

なお、不納欠損に係る内訳でございますが、人数は2人となっております。

次に、下水道使用料でございますが、収入未済178万9,619円でございますが、人数は76人となっております。同じく滞納繰越分につきましては、人数が93人、最高額が515万3,536円。最も古いものは平成18年からとなっております。

なお、不納欠損に関する人数につきましては、4人となっております。

13番（塩野入君） 下水道の、受益者負担金16人ということではありますが、これの最高額がどれくらいか聞きたいと思えます。

それから、同じ使用料の下水道使用料、これ、26件ですが、これも最高額お聞きをいたします。

それと、これだけ収入未済額がありますけれども、解消に向けてどういう対策をしているかか、お聞きをいたします。

それと、この不納欠損の欠損事由、これをお聞きをいたします。

以上です。

建設課長（関君） 順次お答えさせていただきます。

まず、受益者負担金の収入未済、現年分の最高額でございますが、15万9,600円となっております。

また、下水道の最高額につきましては13万8,825円となっております。

それから、収入未済解消に向けての対策ということでございますが、先ほど一般会計のほうでもご答弁させていただきましたが、今回特に下水道についてでございます。

受益者負担金につきましては、条例及び施行規則により、基本的には分割して納入、納めていただくということになっておりますが、前納付していただいた場合は報奨金等を交付しております。工事を行う際、事前説明や「広報さかき」でもご案内させていただきまして、納入に向け

でご案内させていただいているところでございます。

先ほども申しましたが、督促状、また臨戸訪問、電話等によりまして納入を促してさせていただいているところでございます。

また、不納欠損もありますが、法令・条例等に基づく手法など他課と連携しまして手法なども含めて情報共有させていただいております。

それから、不納欠損の事由でございます。

まず、受益者負担金のほうでございますが、2件とも不動産の競売となりまして、配当がなく、不納欠損処理をさせていただいたものでございます。

また、使用料についてでございますが、4件ございました。そのうち3件は財産及び住所不明、それから1件は破産による配当がなかったために不納欠損となっております。

議長（小宮山君） ほかにございませんか。

（「進行」の声あり）

議長（小宮山君） これにて、総括質疑を終結いたします。

本件については、総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第5「議案第55号 令和2年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（小宮山君） これより総括質疑に入ります。質疑は、歳入歳出一括して行います。

（「進行」の声あり）

議長（小宮山君） これにて、総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第6「議案第56号 令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（小宮山君） これより総括質疑に入ります。質疑は、歳入歳出一括して行います。

（「進行」の声あり）

議長（小宮山君） これにて、総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

ただいま各常任委員会に審査を付託いたしました日程第2「議案第52号」から日程第6「議案第56号」までの5件については、次回の会議において審査結果の報告をお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日14日から9月21日までの8日間は、委員会審査等のため、休会といたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。よって、明日14日から9月21日までの8日間は、委員会審査等のため、休会とすることに決定いたしました。

次回は、9月22日午前10時から会議を開き、決算案の委員長報告、討論、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 午後 2時28分）

9月22日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|------|----------|------|----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 8番議員 | 栗田 隆 君 |
| 2 〃 | 大森 茂彦 君 | 9 〃 | 朝倉 国勝 君 |
| 3 〃 | 山城 峻一 君 | 10 〃 | 滝沢 幸映 君 |
| 4 〃 | 祢津 明子 君 | 11 〃 | 吉川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中島 新一 君 | 12 〃 | 西沢 悦子 君 |
| 6 〃 | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 7 〃 | 玉川 清史 君 | 14 〃 | 中嶋 登 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | | |
|-----------------|---|--------|
| 町 長 | 山 | 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 | 崎 義也 君 |
| 教 育 長 | 清 | 水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 柳 | 澤 博 君 |
| 総 務 課 長 | 臼 | 井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 大 | 井 裕 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 竹 | 内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 | 達 博巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹 | 内 祐一 君 |
| 建 設 課 長 | 関 | 貞 巳 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀 | 内 弘達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長 | 崎 麻子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清 | 水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬 | 下 幸二 君 |
| 総 務 係 長 | | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 細 | 田 美香 君 |
| 財 政 係 長 | | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 宮 | 下 佑耶 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 竹 | 内 優子 君 |
| 子 ど も 支 援 室 長 | 鳴 | 海 聡子 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | | |
|-------------|---|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 | 村 一朗 君 |
| 議 会 書 記 | 宮 | 崎 あかね 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

- 第 1 請願・陳情について
- 第 2 発委第 3号 坂城町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 第 3 議案第52号 令和2年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 議案第53号 令和2年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 議案第54号 令和2年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第55号 令和2年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 議案第56号 令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 議案第57号 坂城町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第58号 令和3年度坂城町一般会計補正予算（第4号）について
- 第10 議案第59号 令和3年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第11 議案第60号 令和3年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第12 議案第61号 令和3年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第13 議案第62号 令和3年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 追加第 1 議案第63号 令和3年度坂城町一般会計補正予算（第5号）について
- 追加第 2 発委第 4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について
- 追加第 3 発議第 2号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書について
- 追加第 4 閉会中の委員会継続審査申し出について
- 追加第 5 発議第 3号 選択的夫婦別姓制度の法制化について議論を求める意見書について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「請願・陳情について」

議長（小宮山君） 所管の常任委員会に審査を付託いたしました請願・陳情において、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

請願第2号「選択的夫婦別姓制度の法制化について議論を求める意見書の提出を要望する請願」及び請願第3号「選択的夫婦別姓制度について国会審議推進を求める意見書を国に提出することを求める請願書」は、同趣旨と判断し、一括議題といたします。

なお、この2件の請願につきましては、付託いたしました総務産業常任委員会においても、一括議題として審議し、委員長報告は不採択でありました。

請願第2号「選択的夫婦別姓制度の法制化について議論を求める意見書の提出を要望する請願」及び請願第3号「選択的夫婦別姓制度について国会審議推進を求める意見書を国に提出することを求める請願書」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手多数により）採択」

請願第4号「トリチウムなどの放射性核種を含むALPS処理水の海洋放出方針決定の撤回を求める請願」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手少数により）不採択」

◎日程第2「発委第3号 坂城町議会会議規則の一部を改正する規則について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）採択」

議長（小宮山君） 日程第3「議案第52号」から日程第6「議案第56号」までの令和2年度一般会計及び各特別会計決算認定案については、去る9月13日の会議において、各常任委員会に審査を付託した案件であります。

その審査結果について、各委員長から報告がなされております。

◎日程第3「議案第52号 令和2年度坂城町一般会計歳入歳出決算認定について」

議長（小宮山君） 最初に、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（栗田君） 総務産業常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月13日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第52号「令和2年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費、款10教育費のうち項2小学校費、目1小学校総務費中、スマートエネルギー設備導入事業、款11災害復旧費のうち項3公共施設等災害復旧費を除く災害復旧費、款12公債費、款14予備費の各事項について、9月14日、15日の2日間にわたり、委員全員の出席の下、委員会を開き、審査にあたっては、町長、副町長の出席を得て、説明員として総務課長、会計管理者、企画政策課長、商工農林課長、建設課長、収納対策推進幹、まち創生推進室長、隣保館長、会計室長、工業振興幹、議会事務局長及び各担当の係長等の出席を求めて、所管による関係資料を得る中で、慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要についてご報告申し上げます。

<歳入>

- 法人町民税について、前年と比べ大きく減額となっている要因は。
- △ 台風19号の被害による影響及び税率改正などによるものが主である。
- 法人町民税の税率改正による影響額は。
- △ おおむね7,500万円の減額である。
- 法人町民税の税率改正は、町税の中に法人町民税が占める割合が大きい自治体にとっては大きな影響があったという解釈でよろしいか。
- △ 自治体の減収分の補填措置として新たに創設された法人事業税交付金として5,600万円ほどが交付されたが、当町のように法人町民税の税収に占める割合が大きい自治体にとっては、交付金を勘案しても大きな減収となる。
- 新型コロナ感染症の影響による固定資産税の納税猶予の額と件数は。
- △ 額は281万円、件数は4件である。
- 前年度と比べるとふるさと寄附金は4千万円以上の増額となっているが、令和2年度に町民が他市町村へふるさと納税を行ったことによる寄附金控除の額は。
- △ ふるさと納税に係る町の寄附金控除額は700万円ほどである。
- 不動産売払収入の内容は。
- △ 国道18号バイパス用地として町有地を売却したほか、名沢川の砂防堰堤用地の売却や赤線な

どの払下げを行った。

<歳出>

(総務課)

- 会計年度任用職員の数は。
- △ 令和2年度については、フルタイム職員が26名、パートタイム職員が164名で、合計190名である。
- 公用車の更新についての考え方は。
- △ 使用年数、車両の状態、使用頻度、貸出し状況等により順位づけを行い、計画的な更新や修理を行っている。
- 特別定額給付金給付事業について、給付の実績は。
- △ 給付世帯は6,219世帯で全体の99.66%、人数では1万4,843人で全体の99.81%であった。拒否は1世帯で2人、未申請者は16世帯23人であった。
- 未申請の理由は。
- △ 町内に住所はあるが実際には居住していなかったり、臨戸訪問も行ったが、結果的に未申請となった。

(会計室)

- コンビニ収納の件数は。
- △ 町税に係る件数は1万55件であった。
- コンビニ収納の税目ごとの利用率は。
- △ 個人住民税30.27%、固定資産税17.84%、軽自動車税37.86%、国民健康保険税15.78%である。

(企画政策課)

- 温泉管理事業の持続化負担金の算定基礎は。
- △ 令和元年度の振興公社の年間売上げと新型コロナウイルスの影響で減少した令和2年度の売上額を比較し、減少額の2分の1を基に算出した。
- 地域づくり活動支援補助について、防災関連が多く見られ、自治区からの申請に偏りがあると考えられるが、見解は。
- △ 災害の多発で災害対策への関心が高まっているせいと考えている。本来、地域の自主的な活性化事業を支援するものなので、多様な活用が可能である。広く周知し、支援を継続していく。
- スマートエネルギー設備設置補助金について、太陽光発電施設及び蓄電池設備の交付件数の推移と今後の見通しは。
- △ 太陽光発電施設は、平成30年度22件、令和元年度27件、2年度は20件である。蓄電池設備については、それぞれ10件、17件、27件と、蓄電池の需要が増えている。今後も積極

的な活用を推進していく。

- ふるさと納税返礼品提供事業者数と品目数は。また、果樹等の不作により返礼品が届かなかった事例はあるか。
 - △ 令和2年度には24事業者、品目数は166品目である。返礼品が届けられなかった事例はない。
 - 町が主体となって今後実施される国際交流事業は。
 - △ 令和3年度から、長野地域連携中枢都市圏の連携事業として実施している日本語教室のような多文化共生に資する事業を進めていきたい。
 - スマートタウン構想事業の調査等委託の内容は。
 - △ CO₂削減と災害時の避難所機能の維持のため、再生可能エネルギーと蓄電設備を併用した設備設置についての調査である。
 - 電子自治体事業の具体的な運用例は。
 - △ 市町村行政ネットワークにより、国や他市町村とのメールや文書のやり取りを安全に行っている。また、一部行政手続の電子申請も行っている。
 - 部落解放同盟町協議会の活動内容は。
 - △ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で集会や大会が中止やオンラインとなったため、資料の印刷、配布などを行った。
 - 集会所管理委託の内容は。
 - △ 集会所の管理を部落解放同盟に委託し、網掛集会所に13万8千円、上平集会所に12万8千円を支出している。このほかに、同和問題地域交流事業として各種教室の開催を35万円で委託している。
- (商工農林課)
- テクノハート坂城協同組合への定住促進委託の成果は。
 - △ 町では把握の難しい町内企業に勤務している方々の居住実態、採用状況の調査業務を委託している。これらを移住定住事業や人材確保、育成事業等に生かしている。
 - 有害鳥獣の捕獲頭数は。
 - △ 昨年度の猟友会による捕獲実績は、ニホンジカ100頭、イノシシ16頭、アナグマ1頭、タヌキ1頭、ツキノワグマ3頭で、合計121頭。漁協からの委託を受けて、サギ9羽、カワウ1羽を駆除した。
 - 今後の有害鳥獣対策は。
 - △ 猟友会会員を増やす取り組みや侵入防止柵の設置、また住民への勉強会も計画していきたい。
 - 昨年の離農者数は。また、農地の利用件数は。
 - △ 離農者数の把握はできない。令和2年度の利用権設定件数は186件であった。

- 農業次世代人材投資資金事業の件数と交付期間は。
- △ 最長5年で、現在5名が交付を受けている。
- 同事業の人材発掘はどうなっているか。
- △ 就農相談を役場で随時行っている。また、長野地域就農相談会、市町村・JA合同就農相談会などへの参加もしている。
- 松くい虫防除対策の効果は。また、健康被害への対応は。
- △ 松くい虫被害本数はほぼ横ばいにとどめている。健康被害の報告はここ数年ない。
- 空中散布は他市町村では中止している。ネオニコチノイド系の農薬は海外では禁止されていると聞いているが、町の考えは。
- △ 他市町村での中止は、森林は所有者が管理するものという考え方、それと住民の声などからの政治的判断と考えている。当町で使われている農薬は、国の基準で安全が確認され、認可されたものである。
- 森林譲与税を活用して整備される際の個人負担は。
- △ 個人負担はない。
- 新型コロナウイルス感染症緊急対策事業における効果は。
- △ 適時適切な事業を実施し、支援ができたものと考えている。
- 町制度資金の支援策はいつまでか。
- △ 新型コロナ対策については、感染症の終息をもって終了する。
- 取得した鉄の展示館西側土地の利活用は、駅周辺の施設等と一体で検討すべきではないか。
- △ 駅周辺の観光、商業施設と関連性を持たせ、防災機能を持った公園、緑地などとして利活用を検討していく。
- 道路改良事業A09号線の進捗状況は。
- △ 昨年度末までに用地取得、支障物件の補償契約を完了させた。今年度より事業に着手し、順調に進んでいる。

(建設課)

- 町単補助事業の公有財産購入費、用地代の内訳は。
- △ 道路拡幅に伴う入横尾及び新地地区の用地代である。
- 社会資本整備総合交付金の補助率と起債の充当率は。
- △ 事業のメニューにもよるが、補助率は50または55%で、起債は補助裏の90%が充当できる。
- 若草橋以南の町道A01号線の道路整備状況は。
- △ 金井工区は現在も継続中で、早期の完成を目指したい。
- 役場国道入り口の64号橋の進捗状況は。

- △ 令和2年度工事で、道路拡幅に伴う埴科用水の交差部を改修した。河川占用の許可を受けた後に、道路のり下の用地買収を行い、順次拡幅工事を行う。
- 町営住宅、改良住宅の入居戸数、募集戸数、募集停止戸数の状況は。
- △ 令和3年3月末現在、入居戸数は122戸、募集戸数は31戸、募集停止戸数は66戸となっている。
- 住宅リフォーム補助事業の経済効果は。
- △ 一つの指標として、令和2年度の補助金交付に係る全体の工事費は2,530万円となっている。
- 公園管理センターの管理運営方法は。
- △ びんぐしの里公園の管理業務は、町が指定管理者の坂城町振興公社に委託している。その中で、和平も含めた公園の受付業務については、公社が味ロッジに委託している。委託契約については整理し、見直しも含め、検討したい。
- 公園管理委託料の内容は。
- △ びんぐしの里公園と和平公園管理業務は坂城町振興公社へ、そのほかの公園の草刈り等管理業務はシルバー人材センターに委託している。
- しなの鉄道への補助の内容は。
- △ 沿線市町の出資割合に応じて、しなの鉄道が令和9年度まで順次行う46両の車両更新について、継続して負担を行う予定である。

(議会事務局)

- 政務活動費の返還状況は。
- △ 14人中4名から合計12万3,097円の返還があった。
- 地方議会議員の厚生年金制度加入について、国の動きは。
- △ 坂城町議会として意見書を平成28年12月と昨年6月議会で採択し国へ提出した経緯もあるが、現在のところ、国の動きは見えてこない。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第52号「令和2年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、総務産業常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって、原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長(小宮山君) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(「進行」の声あり)

議長(小宮山君) これにて質疑を終結いたします。

次に、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（滝沢君） では、社会文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月13日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第52号「令和2年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費を除く消防費、款10教育費のうち項2小学校費、目1小学校総務費中、スマートエネルギー設備導入事業を除く教育費、款11災害復旧費のうち項3公共施設等災害復旧費の各事項について、9月14日、15日の2日間にわたり、委員全員の出席の下、委員会を開き、審査にあたっては、町長、副町長及び教育長の出席を得て、説明員として住民環境課長、福祉健康課長、教育文化課長、公民館長、図書館長、こども支援室長、食育・学校給食センター所長、保健センター所長、各保育園長、ふれあいセンター所長、子育て支援センター所長及び各担当の係長の出席を求めて、所管による関係資料を得る中で、慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要についてご報告申し上げます。

<歳出>

(住民環境課)

- 防犯灯工事の内容は。また、町・区管理の内訳とLED灯の内訳は。
- △ 19区から40か所の新設・改修要望があり、6区について6か所対応した。町防犯灯は1,600灯あり、町管理716灯、区管理884灯である。そのうち、LED灯は10%の160灯である。
- 町内での特殊詐欺の状況と、特殊詐欺等被害防止装置設置費補助の効果は。
- △ 2年度中の認知件数は0件で、3年度も1件に抑えられており、効果はあると認識している。
- 自動車急発進防止装置取付費補助金の交付件数は。
- △ 令和2年3月から同様の補助制度を国でも始めたこともあり、1件である。
- 戸籍住民基本台帳一般経費の備品購入費の内容は。
- △ 不正防止の印字を行う自動契印とじ機の購入である。
- 外国籍の方の住民登録の状況は。
- △ 令和3年3月末現在、ブラジル124名、中国78名、ベトナム71名、フィリピン57名、タイ29名、その他95名の計454名である。
- ごみ指定袋自治区あっせんの趣旨は。また、全地区で実施しているのか。
- △ 自治区への手数料入金による財政支援と、高齢や障がいのある方へのごみ指定袋購入の機会確保が目的である。あっせんは、各区の判断で行っていない区もあり、2年度は24区で実施した。

役場窓口を含め、27か所で販売している。

○ 河川水質調査等委託料の調査箇所数は。

△ 5つの用水路、8つの河川の15か所を年4回調査している。調査結果については、毎年、広報さかきでお知らせし、町民の皆様には河川の水質保全への理解と協力をお願いしている。

○ 飼い犬の登録状況と、前年度に比べ頭数が大幅に減っている要因は。また、狂犬病予防注射未実施犬への対応は。

△ 令和2年度末現在で747頭である。死亡による自然減のほか、2年度は飼育状況調査を行い、死亡届の未提出などで既に飼育されていない犬を登録台帳から外したため減少した。未実施犬へは、飼い主へ督促の通知を送るほか、犬の飼育指導等を統括している保健所と連携を図り、予防注射接種の啓発に努めている。

○ 消防施設一般経費の繰越理由は。

△ 移動系防災行政無線の無線機の部品が、新型コロナウイルス感染症の影響で中国からの調達が遅延したためである。

○ 現在の消防団員数は。また、団員確保のための方策は。

△ 265名である。団員確保については、各区長への協力依頼や、成人式、町民運動会などのイベントでのPRや広報紙、防災行政無線等でも随時広報を実施している。また、新たな方策も検討する。

○ 令和2年度、消防団の出動状況は。

△ 火災による出動は0件で、行方不明者の捜索で2日間、延べ28名が出動した。

(福祉健康課)

○ 生活困窮者等自立相談支援事業委託についての状況は。

△ 町社協に委託しており、担当職員は2名。2年度は延べ858件の相談があり、県や、まいさぼ信州長野等と連携して対応している。

○ 保健福祉施設等複合施設整備基金積立ての方針は。

△ 予算執行や決算見込み等を踏まえ、可能な積立てをしていきたい。

○ ヤングヒューマンネットワーク事業の状況と成果は。

△ 新型コロナウイルス感染症の影響で婚活イベントの実施はないが、結婚相談所及び長野結婚マッチングシステムの活用により、婚活を支援した。2年度は、過去のイベントを通じて2件の成婚があった。

○ 社協の結婚相談所及び長野結婚マッチングシステムの登録者数は。

△ 結婚相談所は、男性14名、女性5名、長野結婚マッチングシステムは、男性7名、女性3名である。

○ 繰越で補助をした老人福祉施設の状況と今後の町内施設の見通しは。

- △ 町内の地域密着型特別養護老人ホームで20床から29床へ増床を行った。当面、町内のほかの入所施設での増床は計画されていない。
- ふれあいセンターの利用状況は。
- △ 新型コロナウイルスの影響による施設の利用制限で一般利用者は減少したが、浴室は年間4,282人の利用があり、前年度の3,604人に比べ増加した。
- 更埴地域シルバー人材センターでの受注内容と町内登録人数は。また、負担金の割合は。
- △ 民間事業所での草取りや清掃業務、公共分野での選挙立会人や宿直業務、一般家庭での草刈りなどで町内の登録人数は令和3年3月末で142人である。負担金は、前年10月1日時点での住民基本台帳の人口割合により千曲市と按分している。
- 老人福祉センター改修工事と備品購入費の内容は。
- △ 電力供給に係る配線等の工事である。備品購入費は、サーモグラフィーを購入し、配置した。
- 重度障がい者在宅介護応援特別給付金の内容は。
- △ 対象者は重度障がい者介護慰労金と同じ要件で、月2,500円を半年ごとに支給した。対象者は18人で、満額支給は15人であった。
- 補助犬飼育費補助金の内容は。
- △ 県の身体障害者補助犬給付要綱に基づき、盲導犬の給付を受けた1名に対し、月額3千円の支給を行っている。年度途中で盲導犬が役割を終えたため、日割りで算出をした。
- 手話通訳者の登録者数と派遣状況は。
- △ 町内には県の登録手話通訳者はいないが、派遣の際は近隣の登録者に依頼している。2年度は、人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会や個人の就職支援で派遣を行った。
- 生活管理指導短期宿泊事業と、生きがい活動支援通所事業の状況は。
- △ 生活管理指導短期宿泊事業は、在宅での生活が困難になった場合などに、養護老人ホームはにしな寮に短期で宿泊し、支援を行う。生きがい活動支援通所事業は、老人福祉センターで火曜日と木曜日、ふれあいセンターで金曜日に実施し、要支援や要介護状態にならないように介護予防や生きがいづくりに役立っている。
- 寝具洗濯等サービス、訪問理美容サービスの利用状況と周知は。
- △ 寝具洗濯等サービスは延べ28人が利用し、訪問理美容サービスは19人で46回の利用があった。対象となる要介護3から5の寝たきり等登録者には、毎年、事業の案内を通知している。
- 予防費一般経費の心理判定員等謝礼の内容は。
- △ 乳幼児健康診査などで発達面などが気になる子をフォローするためのたんぼぼ教室の臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士への謝礼である。
- 信州上田医療センターの医師確保事業の状況は。
- △ 令和5年度までの地域医療対策事業として補助を行っており、2年度の医師数は74人である。

- 産後ケア事業と不妊・不育治療費助成費の実績は。
- △ 産後ケア事業は、宿泊型が2人で11日、訪問型が1人で5日の利用があった。不妊治療は20人に助成をし、このうち8人が妊娠につながった。不育症治療の助成はなかった。
- 予防接種に追加となったロタウイルスの内容は。
- △ ロタウイルスは、子どもの胃腸炎の原因となるもので、令和2年10月から定期予防接種となった。
- 食育・健康づくり推進事業のうち、児童館夏休み食育健康教室の内容と今後の方向性は。
- △ 例年は児童と一緒に調理実習を行いながら、食に関する栄養の学習等を行っていたが、2年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため、あらかじめ作っておいたものを試食する形式を取った。今後、新型コロナウイルスの感染状況を考慮しながら、引き続き実施をしていきたい。

(教育文化課)

- 南条・坂城保育園の園舎補修工事の内訳は。
- △ 南条保育園は、下水道の減免メーターの故障による取替えと、園内の配電分散工事である。坂城保育園は、未満児保育室エアコン取替えと給湯用ボイラーの使用不可により、給湯器取替え工事である。
- 研修会等参加の状況は。
- △ 各保育園での福祉職員障害研修、新任職員研修、キャリアアップ・チームリーダー研修等に参加した。コロナ禍で、リモート研修もあったが、保育研究大会等の延期や中止により、研修会自体の数は減った。
- 坂城保育園の一時預かりが減少した理由は。
- △ 里帰り出産や第2子出産に伴う利用の減少である。
- 広域入所の内訳は。
- △ 委託は上田市へ3名である。受託は、南条保育園4名、村上保育園1名で、上田市から3名、千曲市・長野市が1名ずつである。
- 児童館で、コロナ禍での行事の内容は。また、学生ボランティア等の受入れは。
- △ 令和2年度は飲食を伴うイベントは実施できなかったが、手遊び、人形劇、図書館利用など、密にならない活動を行った。例年、高校生などのボランティアを受け入れていたが、2年度はコロナ感染症拡大を考慮し、実施を見送った。
- 子育て支援センターでの相談内容は。その中に、虐待やネグレクトの相談等があったか。また、通報後の対応は。
- △ 家庭支援と子どもの発達支援が主である。虐待は、2年度14件の通報を受け、児童相談所へ通報・連絡のケースもあった。通報後の対応は、まずは子どもの安全を確保し、通報内容や家庭環境によって異なるが、子どもが通園・通学している場合は、関係機関で個別支援会議等を開き、

情報共有を行い、必要な支援をしている。

○ 教育委員の活動内容と情報共有は。

△ 学校の設置管理や教科書の採択、教育課程編成に関わる承認、児童生徒に関わることなどや教育方針を決定している。また、毎月の定例会や各学校の研究会に参加し、情報共有している。

○ 学校施設長寿命化計画策定業務の内容は。

△ 公共施設等総合管理計画で、個別施設計画の学校施設版を業者に委託して作成したものである。今後、効率よく施設の長寿命化を図っていくための計画を策定した。

○ 就労支援コーディネート補助金の内容は。

△ テクノハート坂城協同組合へのコーディネート業務に対する補助で、2年度より実施している。町内企業等の求人や人材確保の状況を把握・収集し、坂城高校や特別支援学校高等部を訪問して、学校側へ就労に関する情報提供などを行っている。

○ 外国籍の児童生徒支援事業の内容は。

△ 2名の県費職員が配置され、1名は南条小学校に籍を置き坂城小学校と兼務で、もう1名は村上小学校に設置された日本語教室で支援を行っている。また、町支援員は、国・県で補助し切れない部分の支援を行っている。日本語の勉強や日本文化に触れる活動を行い、日本語への不慣れや悩みを聞くなどの支援を担当と連携しながら行っている。

○ 教育コーディネーターの活動と、義務教育修了後の支援が必要な生徒に対する取り組みは。

△ 学校の先生方を対象に、学校運営に関わる指導・助言として学級運営・授業改善など指導を行っている。また、義務教育修了後の支援については、就労支援コーディネート事業など、教育・心理カウンセラーを中心に切れ目のない支援に努めている。

○ G I G Aスクール構想推進事業の内容と端末の管理方法、また持ち帰りについての考え方は。

△ 児童生徒1人1台の端末については、教職員等も含め1, 186台整備するとともに、高速で大容量の通信が可能な校内通信ネットワークの整備を行った。1人1台の端末は、各教室に同時に整備した充電保管庫で保管している。町では、受験生である中学3年生から先行して持ち帰りができるよう、ルールづくりや準備を進めている。

○ G I G Aスクール構想を進めるにあたり、教職員の働き方は。

△ 学校ごとに、授業だけでなく、朝の日報の作成や子どもの健康観察をデータ化して見るなど、工夫した取り組みを行っている。G I G Aスクール推進委員が各学校に配置され、課題点等、教職員全体で共通理解を持って取り組み、校務のデジタル化が進む中、教員の負担軽減も図られており、指導案等も共有して情報交換している。

○ 公有財産購入費で、用地の取得先と面積及び単価は。

△ 図書館南側の駐車場用地を土地開発公社から買い戻したもので、面積は1, 919. 38平米、単価は平米1万7, 107円である。

- 図書館の貸出し冊数の推移は。また、学校ごとの貸出し冊数の差は。
- △ コロナ禍による休館の影響もあり、令和2年度は元年度より2割減であった。貸出し冊数は、児童数の違いで差が出るが、どの学校に対しても利用促進の働きかけを行っていく。
- 埋蔵文化財発掘調査事業の保存処理委託の委託先と内容は。
- △ 奈良県の元興寺文化財研究所に、青木下遺跡出土の金属製品の保存処理を委託した。また、保存処理は2年度をもって全て終了した。
- 文化センター予備耐震診断の内容は。
- △ 耐震診断のための事前診断であり、建物の概要、設計図等により、耐震補強工事が可能か調査した。耐震補強により、長寿命化を図ることができると判断された。
- 生涯学習推進事業について、専門講座のうち、2年度新規の講座は。
- △ 「知って得するヘアケア術」「お片づけ講座」「松代焼に挑戦」「気軽に「聞香」でリフレッシュ」の4講座である。
- 繰越の体育館施設整備事業の内容は。また、耐震改修工事の主な内容は。
- △ 元年度事業として実施した文化センター体育館の耐震診断業務委託について、新型コロナウイルスの影響により、当初年度末の3月に開催予定であった耐震診断に係る審査会が4月に先送りになったためである。体育館は、耐震工事と合わせて大規模改修を行う。耐震補強としては、梁、壁面の強化等である。大規模改修としては、ボイラーの撤去、空調設備の刷新、照明のLED化、トイレの洋式化、2階観覧席の落下防止対策等である。
- 食育推進会議の中で、地産地消についての協議内容は。また、町内産の割合は。さらに、2年度、新たなアレルギー対応の検討は。
- △ 町内の地産地消を推進する団体と野菜の納入について打合せを行っている。町内産の野菜や果物を使い、積極的に推進していく。町内産の割合は26.5%である。アレルギー対応については、米粉パンの提供を行うことを検討した。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第52号「令和2年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、社会文教常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって、原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（小宮山君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（「進行」の声あり）

議長（小宮山君） これにて、質疑を終結いたします。

審議の途中ですが、ここで換気のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時53分～再開 午前11時03分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

ただいま、お手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（「進行」の声あり）

議長（小宮山君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

10番（滝沢君） では、議案第52号「令和2年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」、賛成の立場から討論をいたします。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、3密の回避や新生活様式への移行など、私達を取り巻く環境が大きく変化した年でありました。また、緊急事態宣言等での社会経済停滞による事業所等への影響もあり、国レベルでその対策に取り組んだ年でありました。

町においては、流行を繰り返す新型コロナウイルス感染症に対し、その時期に応じた様々な支援策や感染予防対策等が実施され、また、町民に対して感染状況に応じた情報提供を行うなど、新型コロナウイルスによる影響の抑制に努められ、事務負担も大きく増加したものと思います。

今後も、コロナによる影響はもとより、町を取り巻く社会情勢や環境の変化などを敏感に捉えながらまちづくりが進められるよう期待するところであります。

さて、町の令和2年度一般会計歳入歳出決算であります。歳入総額は90億489万2千円、歳出総額は89億3,692万3千円となっております。

歳入のうち自主財源の根幹をなす町税につきましては、前年度に対し約2億3,700万円減額の25億3,741万円であり、主なものとして法人町民税が約2億8,600万円の減収となりました。

減収の要因としては、法人税割の税率の引下げによる制度的な影響も含まれるものとのことではありますが、ものづくりのまちである坂城町にとって、町内企業の動向が町財政に大きく影響することを改めて実感したところであります。

町内企業の業況につきましては、製造業を中心に、生産量や売上げが回復してきているとお聞きする中で、今後も町内企業の皆様の英知とリーマンショック等今までの困難を乗り越えてきた底力を信じ、併せて町のさらなる支援を要望し、町内企業の皆様がますますご活躍されることを期待しております。

一方、町税の収入未済額については、全体で前年度と比較し約30万円増加しております。コ

コロナ禍での厳しい状況ではありますが、財源の確保や負担の公平といった観点から、地方税滞納整理機構などとも積極的に連携し、改善に努めていただくよう要望するところでございます。

地方交付税については、普通交付税において算定の基礎となる基準財政需要額が増額算定されたことにより、交付額については増額となり、前年度に対しプラス9.4%、特別交付税では、令和元年に算定された災害復旧に係る費用分の減額等により減額となったものの、地方交付税全体ではプラス3%、約3,300万円の増額となりました。

地方交付税は、一定の行政サービスを提供するための財源として保障されるものであり、引き続きその安定確保については、国、県等関係団体に対し、強く働きかけをお願いする次第であります。

国庫支出金については、各年度の実施事業により金額が増減するもので、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策費用として特別定額給付金事業補助金や子育て世帯臨時特別給付金事業補助金、地方創生臨時交付金等の交付により、大きな増額となりました。これらのコロナ関連交付金等については有効に活用され、様々な事業が迅速に展開されたことに敬意を表するところあります。

寄附金については、多くの方からふるさと寄附等をいただいたことで、前年度と比較すると約4千万円の増加となっております。さらに魅力ある返礼品等の充実を図り、より多くの寄附がいただけるような取り組みを期待するところあります。

繰入金については、南条小学校プール改修工事など、小学校施設整備事業等に対する文教施設整備基金の活用、遊具修繕等公園施設整備事業に対する公園整備基金の活用、長野広域連合のごみ処理施設建設負担金に対する広域行政事務基金の活用など、目的に応じた特定目的基金からの繰入れが行われました。

また、新しく保健福祉等複合施設整備基金を創設したほか、今後の様々な行政需要に備え、目的基金に積立てを行うなど、財政運営の健全化に向け、今後も一層の計画的かつ的確な基金運用をお願いする次第であります。

町債については、道路改良や橋梁修繕事業など、公共事業等債や、移動系防災行政無線更新事業や、村上小学校蓄電設備設置事業などの緊急防災・減災事業債、しなの鉄道の鉄道車両更新事業に係る一般事業債、また、昭和橋や消防団ポンプ操法訓練場などの災害復旧事業債などで、借入額は前年度と比較して約1億3,900万円の増額、年度末起債残高は前年度に比べ約1億3千万円の増額となっております。

町の一般財源の標準的な規模に占める起債の元利償還額の割合である公債費比率は、前年度と比べマイナス1ポイントであり、起債の償還が進んでいることがうかがえるところではありますが、借入にあたっては有益性等を考慮する中で、将来負担を見据えた借入れをお願いしたいと思います。

次に、歳出であります。令和2年度は例年になく新型コロナウイルスに関連した新たな事業が数多く実施されました。

初めに、1人10万円を支給した特別定額給付金給付事業では、5月末から申請を受け付け、9月はじめには町民1万4,843人への支給を終了しており、迅速な対応が図られたものと考えます。

また、コロナ禍においても、子ども達に継続した学習環境を提供するための仕組みづくりとして、急遽計画を早めて実施した児童生徒1人1台の端末と情報ネットワークを整備するGIGAスクール構想推進事業については、年度内に機器の整備を完了し、今後、ICT機器を活用した教育指導の充実に期待するところであります。

続いて、地域の特性に応じた支援等の対策費用として、国から交付された地方創生臨時交付金を活用しての事業については、社会経済の停滞により影響を受けた事業所への支援として、経営安定資金の借入れに対する保証料や利子への補給、小規模事業者等持続化応援支援金や飲食業者等事業継続支援金の支給、また、子育て世帯への応援事業のほか、医療機関及び福祉施設への感染症対策費用助成金などの支援金の支給のみならず、地域における消費喚起を促すためのスタンプラリーの実施など、時期に応じたきめ細やかな事業展開となっております。

併せて公共施設等の手洗い場の自動水洗化や入り口への手指消毒液、サーモグラフィーの設置、カウンターへの飛沫防止板の設置のほか、各区への非接触式体温計や手指消毒液、マスク等の配布など、地域を含めた感染予防対策も図られております。

新型コロナウイルス感染症は、いまだ終息の見えない状況ではございますが、引き続きその時々に応じた支援や対策等と併せ、町民への適正な情報発信につきましても、迅速に実施していただくことを要望いたします。

続きまして、新型コロナウイルス関連以外の事業といたしましては、ハード事業として災害時の避難所の持続的な電力供給とCO₂削減による地球温暖化対策の実現を目的とした村上小学校への蓄電設備の設置や、新工業団地造成に併せ整備するA09号線道路改良事業が進められたほか、町内の基盤整備や長寿命化対策として、継続事業である鼠橋、昭和橋などの橋梁修繕、A01号線道路改良・道路舗装の修繕事業など着実に実施され、町民生活に密接に関わる基盤の整備に努められました。

また、ソフト事業につきましては、坂城町犯罪被害者等支援条例を制定し、犯罪見舞者支援金を支給したほか、定住人口の増加に向けた取り組みとして、空き家バンク登録物件への移住に対しての片づけ費用やリフォーム費用の助成、町に移住・定住される方の新築住宅を取得する費用の支援、結婚する若者に対し新生活を送る費用の助成など、様々な事業が展開されており、引き続き積極的に取り組んでいただきたいと思います。

高齢者の安心・安全の確保では、高齢者への特殊詐欺被害防止対策として、自動的に通話の内

容を録音する機能のある電話機など、特殊詐欺等対策機能つき電話機の購入費用に対する補助を新たに開始したほか、移動手段としての循環バスについて、運転免許証返納者の運賃無料化に加え、バス停以外でも乗降できる「どこでものれーる」により、利用者の利便性の向上を図るなど、きめ細やかな配慮がうかがえるところであります。

子育て支援では、保育園を利用する3歳から5歳までの子どもの副食費について、第3子以降の子どもや住民税非課税世帯の子どもについては、町独自の軽減措置により無料とする取り組みに加え、さらなる軽減に向けた検討が行われるなど、子育て世代の経済的負担に対しての配慮がなされていることと考えます。

また、令和2年度においては、子育てに関する様々な情報や、町が提供する案内などをスマートフォン等で手軽に受け取れる子育て支援アプリの運用が開始され、子育てをされている親御さん等へのサポート手段の一つとして、多くの人に利用いただいていることを期待するところでございます。

その他といたしまして、不妊治療費、不育症治療費に係る助成や妊産婦健診費用の助成、保健指導の必要な産婦への産後ケア事業を実施するなど、子どもを産み育てるための環境整備を積極的に進められております。

一方で、町の行事やイベント等については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、ばら祭りに始まり、町民まつり坂城どんどん、町民運動会や、前回好評でありました坂城駅前葡萄酒祭りなど、残念ながら中止となりました。また、未来を担う子ども達のグローバル感覚を養う貴重な機会であるアメリカ、タイへの研修や中国との国際交流もかないませんでした。新型コロナウイルス感染症の感染者数の発表に一喜一憂することなく、町民の皆様と楽しめるイベント等を開催できる日が一日でも早く訪れることを切に願うところであります。

続きまして、財政健全化法に基づく健全化判断指標については、実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率など、全ての指標において早期健全化基準を下回り、健全な状況で推移しているとの報告がありました。今後においても、起債残高等に留意し、より一層の健全化に向けた取り組みをお願いする次第であります。

さて、町の最上位計画であります坂城町第6次長期総合計画が策定され、そのほかにもまち・ひと・しごと創生総合戦略や公共施設個別施設計画等様々な計画が令和3年度にスタートしております。今後も、時代の変化と多様化する町民ニーズに的確に対応し、計画に掲げた目標を達成すべく、町の将来像である「輝く未来を奏でるまち」を目指して進めていかれることを期待申し上げ、私は、議案第52号「令和2年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定」につきまして、賛成といたします。

議長（小宮山君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「進行」の声あり）

議長（小宮山君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

2番（大森君） 私は、議案第52号2020年「令和2年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」、賛成の立場から討論をいたします。

9月3日、菅首相の政権投げ出しという事態が起きました。これは、こんな政治は我慢ならないという国民の世論と運動に追い詰められた結果ではないでしょうか。菅政権は、コロナ対応で無為無策と逆行を続け、感染爆発と医療崩壊を招きました。沖縄の辺野古新基地建設の強行、違憲違法な日本学術会議への人事介入など、強権政治の限りを尽くしてきました。政権中枢に関わる国政私物化の問題、政治と金の問題が次々に明るみに出されてきましたが、何一つとして説明責任を果たさず一つとしての反省もありません。こうした政治に対する国民の怒りの声が大きく広がり、政権投げ出しへとなったのではないのでしょうか。

同時に、これは菅首相の一人の問題ではありません。菅首相の最大の看板は、安倍政権の継承でした。ですから、今起こっていることは、この9年間に及ぶ安倍・菅政治が進めてきた弱肉強食の新自由主義と国民への自己責任の押しつけそのものの破綻にほかなんないと思います。この施策は、過去にイギリスのサッチャー政権の破綻で証明済みであります。新自由主義と自己責任の政治を転換しない限り、国民の支持は得られないのではないのでしょうか。

さて、坂城町では、今後のまちづくりの町第6次長期総合計画をはじめ、まち・ひと・しごと創生の総合戦略や公共施設個別施設計画、福祉関係なども長期計画が策定され、スタートの年度でありました。計画に掲げた目標達成に向け、取り組んでいただきたいと思います。

それでは、令和2年度一般会計の決算について。

歳入総額は90億489万2千円、前年度比プラス20億4,335万2千円で、29.4%の増となりました。歳出総額は、89億3,692万3千円、前年度比プラス21億2,293万2千円で、31.2%の増となりました。歳入歳出の増額は、新型コロナウイルス感染症対策費として、特別定額給付金事業や子育て世代への特別給付金事業、地方創生臨時交付金などで、国の支出金が大きな増額となっています。

次に、歳入について、町内の経済状況の元気度を示す自主財源についてであります。

町民税は、前年度比2億5,512万9千円の減で、マイナス19.3%となっています。内訳では、個人分がプラスの4.2%の増、法人分はマイナス50.3%となりました。これは、国税である地方法人税の税率の引下げに伴い、町の法人町民税の税率が11.9%から3.7%減の8.2%に引き下げたことにあります。これは、町の財政を主に法人町民税で賄っている自治体には大きなダメージとなります。坂城町にとっては企業の経営状況の影響がありますが、約7千万円の減額となりました。

その他の町税については、固定資産税は2.2%の増、軽自動車税が7.0%、たばこ税が10.2%の減、入湯税が32.8%の減となっています。

町税の歳入総額は、前年度比2億3,694万7千円で、8.5%の減少となりました。収入未済額全体については、新型コロナ緊急経済対策による徴収猶予等により、前年度との比較して33万4千円の増となりました。収入率では、全体ではやや減少しています。引き続き、現年課税分の滞納を出さないよう努力をお願いするところであります。

財政力指数は、単年度で0.703で、前年度比マイナス0.014ポイント、3年平均では昨年度と同じ0.704%で、前年度と同じく全県77市町村中6位でありました。そして、町村では3位となっております。

公債費比率は、前年度より1.0ポイント減少しました。将来にわたる負担を負うものでありますので、引き続き財政規模に見合った運用が必要と思います。

次に、歳出について、主な点について述べてまいります。

国は、新型コロナウイルス感染症対策として、国民に特別定額給付金事業を実施し、当町においては町民1人10万円の支給で1万4,843人の方に支給をしました。

他のコロナ対策については、各項目ごとに割り振っておりますので、引き続き述べてまいります。

教育・子育て支援関係について。

新型コロナウイルス感染症対策として、子育て世帯への町独自の支援として、子育て世帯への臨時給付金対象外の18歳未満の子に対し1万円、また、18歳未満の子を持つひとり親世帯に2万円の坂城商品券の配付、さらに18歳未満の子全員に2千円の図書カードを配付しました。

就学援助費の追加支給、奨学金の追加給付が実施されました。

特別定額給付金事業の対象後に生まれた子、新生児応援臨時特別給付金事業を行いました。これについては評価するところであります。

小中学校食育給食センター、保育園など、教育・文化施設に感染防止対策を実施しました。

保育園児の3歳から5歳までの子の副食費を無料とし、子育て世帯への負担軽減を図りました。大変評価するところであります。

子育てに関する町の情報などをスマホで受け取ることができる子育て支援アプリの運用もスタートいたしました。

子どもの医療費の窓口無料化について、子育て支援策として500円のレセプト代も町が負担し、完全無償化に踏み切るべきと考えます。

コロナ対策で休校を余儀なくされていることへの対応として、急遽GIGAスクール事業を早めて、小中学校の生徒1人1台の端末とWi-Fiの整備を実施しました。

次に、福祉、医療、健康についてです。

安心して出産、子育てができるよう、妊産婦健診費の助成、不妊治療費、不育治療費への助成及び産後ケア事業が実施されました。

介護ニーズの高まる中、町内の地域密着型特別養護老人ホームに9床が増設されました。まだまだ必要だと思いますが、これもぜひ進めていただきたいと思います。

町民の健康寿命を堅持するため、予防医療を強化し、健康増進事業における各種健診の受診率向上を図っていただきたいと思います。さらに、病気の早期発見・早期治療を促すため、人間ドックや健康診断などの受診料の助成の増額も望むものであります。

次に、環境、エネルギー、温暖化について。

スマートタウン構想の新たな取り組みとして、村上小学校に蓄電池設備の整備を実施しました。平時のCO₂削減による地球温暖化対策と、災害時の際の避難所としての機能を併せ持ったものとなります。大変心強いものと思います。

次に、国連IPCC、国連気候変動に関する政府間パネル、この団体が示す「1.5度特別報告書」は、2030年までに大気中への温室効果ガス、その大半はCO₂とされていますが、この排出を2010年度比で45%削減し、2050年までに実質ゼロを達成しないと、世界の平均気温の上昇を産業革命前に比べて1.5度まで押さえ込むことはできないことを明らかにしました。地球の温暖化を抑え自然災害を未然に防ぐために、坂城町でも2050年ゼロカーボン宣言を表明し、2030年までのCO₂削減目標を掲げようではありませんか。

産業振興について。

新型コロナウイルスの影響による経営環境の厳しい事業所に対し、貸付け後5年以内は金利負担ゼロの経営安定特別資金新型コロナウイルス対策を新設し、貸付け後5年以内で全額利子補給や保証料の全額補給で、事業者に寄り添ったものであります。さらに、生活サービス事業やスタンプラリー事業など、町内飲食店の支援、県と町との協力で、コロナ拡大防止協力支援金事業では、44事業所に支給されました。

次に、坂城駅周辺のにぎわいと活性化のため、鐵のほそ道西側の土地を取得いたしました。今後、観光・商業の拠点として、地域住民の憩いの場、地域の防災拠点など併せ持った利活用の検討をお願いするものであります。

商業店舗リフォーム助成制度で、空き家等店舗の出店のために改修工事や既存店舗でのコロナ対策として、自動ドアの改修工事などにも補助金を交付、商店支援を行っております。

住宅リフォーム助成事業では、21件の利用がありました。改修にあたっては、町内建設業者の利用を条件にしていることから、地域内循環型経済対策として大変重要なものと思います。

町道の舗装改修が、遅々として進んでいません。特に坂城地域は、下水道工事以後、一度も改修されておられません。年次計画を立て、実施すべきと考えます。

安全・安心のまちづくりについて。

県下初となる町犯罪被害者等支援条例を制定し、犯罪被害者支援金を支給しました。痛ましい事件を二度と起こさないためにも、また、被害を受けた方への支援として、大変大事な制度と思

います。

高齢者への特殊詐欺被害防止対策に、自動録音などの機能のある電話機の購入費の助成を開始しました。

次に、見直しを求める事業について述べます。

1つは、人権同和事業です。部落解放同盟坂城町協議会に対し、補助金120万円が交付されています。自治体が特定の運動団体に補助金を出すことはやめ、公平・公正施策に執行にも、人権を守る以上、やめるべきであります。これまで日本共産党が廃止を求めてきた人権政策確立支援負担金30万円に対し、当初予算では計上されておりました。決算書では計上されていません。大変勇気のある決断評価するところであります。今後復活しないことを申し添えておきたいと思っております。

次に、同和地区新築等貸付事業について、調定額約2,628万円に対し、収入未済額約2,600万円となっています。いろいろな事情があるかもしれませんが、借主が返済できないときは保証人にその責任を果たしてもらう必要があります。町が金融機関から借り入れ、部落解放同盟坂城町協議会を通じて同和地区新築資金を貸し付けるという、町が金融業を行った大きな間違いを犯したことが原因であります。改善に努力をお願いするところであります。

2つ目には、松枯れ対策についてです。松枯れ対策については、千曲市は28年度以降、空中散布については見合わせております。また、松本市でも、新しい市長になって実施しておりません。また、EUでは、ミツバチの異常原因である可能性があるとして、ネオニコチノイド系農薬3種類の使用を禁止しています。

日本では、昨年4月、農薬の認可が厳しくなっています。これまで二、三年の実証検証があったものが、5年に延長されております。そして、これまでは河川や魚の影響についてだけでしたが、今後は昆虫や植物にまで検証が課せられております。そして、これまで認可されていた薬が禁止されたことは、いくつもあります。ぜひ、空中散布はやめてほしいと思っております。

最後に、財政調整基金。

財政調整基金が、決算年度末で新たに5,251万円が追加され、約24億6,138万円となっています。今後、公共施設整備等がありますが、町民生活支援、町道の改修などにも基金の一部を活用していただきたいと思っております。

以上、前進面を評価し、問題点を指摘して、私は、議案第52号2020年度「令和2年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」、賛成の立場から討論いたします。

議長（小宮山君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「進行」の声あり）

議長（小宮山君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「進行」の声あり）

議長（小宮山君） これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小宮山君） 起立全員。よって本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第4「議案第53号 令和2年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（小宮山君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（滝沢君） 去る9月13日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました、議案第53号「令和2年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月14日の委員会において説明員として福祉健康課長、収納対策推進幹、保健センター所長、担当の係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についてご報告申し上げます。

<歳入>

- 一般被保険者滞納繰越分の不納欠損の件数、最高額及びその理由は。
- △ 医療給付費分が340件で、最高額が213万1,752円、最古のものは平成6年度である。後期高齢者支援金分は131件で、最高額が16万9,021円、最古のものは平成20年度である。介護納付金分は248件で、最高額が20万6,191円、最古のものは平成12年度で、不納欠損の主な利用は生活困窮や所在不明などである。
- 被保険者の課税所得別の内訳は。
- △ 令和2年度末の被保険者の課税所得別の内訳は、100万円以下1,348名、200万円以下743名、300万円以下360名、400万円以下226名、500万円以下124名、600万円以下70名、600万超205名で、合計3,076名である。
- 国民健康保険税の滞納整理機構への移管の状況は。
- △ 令和2年度の滞納整理機構への移管人数は9名、移管税額は378万6千円で、同機構での徴収金額は153万7千円である。

<歳出>

- 1人当たり医療費の金額と県内順位は。
- △ 令和2年度は、速報値で37万6,234円で、高いほうから27番目である。
- 1人当たり医療費順位も下がっているが、その要因は。
- △ 新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えは一つの理由として考えられる。
- 高額療養費の該当件数の内容は。
- △ 該当件数は2,080件で、100万円以上のレセプトで件数が最も多いのはがんで、6.

3%である。

○ 人間ドック利用者の内訳は。

△ ドックの委託料、補助金を合わせ、日帰りが260件、1泊2日が31件である。

以上で、質疑を終結し討論を省略、挙手による採決の結果、議案第53号「令和2年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、賛成多数により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（小宮山君） 委員長報告が終わりました。委員長報告に対する質疑に入ります。

（「進行」の声あり）

議長（小宮山君） これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

7番（玉川君） 議案第53号「令和2年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、反対の立場から討論を行います。

2020年令和2年度の歳入決算額は13億9,056万744円、歳出決算額は13億8,891万1,016円、歳入歳出差引残額は164万9,728円となっています。

加入状況は、世帯数が1,939世帯、全世帯数の31.2%で3,036人が加入しています。

年齢構成では、2021年3月末の時点で、65歳以上が全体の53%に当たる1,588人、そのうちの70歳以上は全体の32.5%で、前年より56名増の974人となっており、加入者の高齢化により医療給付等の増加に大きく影響を及ぼしていると報告されています。

2020年度の国保税の一般被保険者、退職被保険者合わせての現年度分の徴収率は97.84%、滞納繰越分では17.99%、滞納額は現年分と滞納繰越分を合わせて4,135万7,934円となっています。前年度と比べて収入の未済額は、現年度分が397万3,309円、滞納繰越分が387万8,666円で、それぞれ減少しています。これは、担当課の努力の成果と評価できます。

国民健康保険の加入者は、自営業やパート、アルバイト、非正規社員、退職者、年金受給者など収入が不安定であり、または低い方が多く、2020年度の国保加入者、これを課税所得別で見ると、100万円以下が約43.82%、200万円以下を加えると67.95%となっており、国保税を払いたくても払えないのが現実ではないでしょうか。

さらに、2019年10月からの消費税の10%への増税、年金額は2019年に続いて発動されたマクロ経済スライドにより、物価上昇に追いつかず、さらに、いまだに感染の波を繰り返す新型コロナウイルス感染症による雇用環境の悪化などなど、低収入、年金生活者にはますます

困難な経済状況になっています。2020年令和2年に、国保税の減免をされた35件のうち、13件が非自発的理由による失業、コロナの影響によるものが9件となっています。

国保税の支払が滞った場合に、短期保険証、窓口全額負担である資格証明の発行、そして未交付という対応になってきます。町では、2020年度末で短期保険証が28件、資格証明が2件、窓口預かりで未交付が6件となっています。

保健センターの皆さんの努力で、特定健診の受診率は、令和3年8月末時点の暫定数値で48.3%、2019年度58.7%でしたから、マイナス10.4ポイントで、県内の30位、特定保健指導は54件が受けています。国保の1人当たりの医療費については、2019年度確定値が39万5,930円、県内で多いほうから15番目でしたが、2020年度の速報値では37万6,234円、27番目となったということです。特定健診の受診率や医療費の減少は、やはりコロナの影響で受診離れがあったからではと考えられるそうです。

町の努力によって収入未済額が大きく減ったことについては評価し、一方、保険証の資格証明、短期窓口預かりなどの対応数が、前年度比で僅かな減にとどまったことへの対応として、以下の点について要望します。

国保の税額を下げ、国保税の加入者負担を軽減するために、一般会計からの法定外繰入れをしてください。

国保料の算定基準となる応益割、平等割と均等割ですが、これを廃止してください。この2つが、応益割として国保税の算定基準となっているわけです。

坂城町について見ると、2020年度は2019年度に比べて、医療分の税額は据え置かれたものの、後期高齢者支援金分と介護分において、1世帯当たりの平等割と1人当たりの均等割の税額が600円と900円、それぞれ引き上げられました。

国保税の国庫負担を以前のように45%に戻すよう、国に要請をしてください。

健康な生活を送るために、特定健診の受診率65%を目指した取り組みを引き続き頑張ってください。

窓口負担を軽減して、医療保険にかかりやすくするため、資格証明書をやめ短期保険証にしてください。2020年2月には、コロナ感染症に限定した対策としてですが、資格証明についても、10割の窓口負担を3割または2割負担の保険証と同じ扱いにするという厚生労働省の通達が出ていますが、資格証明そのものが懲罰的であり、人権問題でもあります。それを医療機関の窓口に提示することがためらわれてしまうからです。コロナ後の窓口負担については、国民皆保険、健康保険、受療権、これを守るためにもコロナ限定ではなく、通常の制度にするよう国に要望をしてください。

以上、議案第53号「令和2年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の反対討論とします。

議長（小宮山君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

6番（大日向君） 私は、議案第53号「令和2年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、賛成の立場から討論をさせていただきます。

国民健康保険は、加入者が安心して医療の提供を受けることができるとともに、健康の維持・増進に向けた保健事業を実施することにより、地域住民福祉の向上に大きく貢献しています。

しかしながら、加入者の減少や高齢化、医療の高度化などにより、市町村国保の運営は大変厳しい状況であり、平成30年度からは県が財政運営の主体になったものの、引き続き健全な財政運営を確保していくことは、今後の重要な課題であると感じています。

こうした状況の中、歳入の柱である国保税の徴収に関しても厳しい状況が続いていますが、個別相談や納税相談等、年間を通じて滞納整理により、国保税の収納率は昨年度と比較して、現年度分で1.3ポイント、滞納繰越分を含めた全体で1.8ポイント向上しており、コロナ禍という厳しい環境の中、税収の確保に向けて大変なご苦勞をいただいているところであります。

一方、歳出は、保険給付費の支払額全体で、9億7,924万円と、前年度より7.1%減少しており、速報値ではありますが、1人当たり医療費も約2万円減の37万6,234円で、高いほうから15位であった順位も27位に下がっています。

こうした医療費の抑制と医療給付の適正化に向けた取り組みとして、生活習慣病の重症化予防に向けた特定健診や特定保健指導を引き続き積極的に実施しており、特定健診の健診料金を無料にするなど、健康づくりに向けた取り組みを推進していただいているところであります。

また、ジェネリック医薬品の利用促進に向けた普及啓発や差額通知、加入者への分かりやすい情報提供などを続け、将来的に医療費を抑制していくための事業も展開されており、健全な制度運営に向けた取り組みが図られているものと思っております。

国保財政運営の安定化を図るため、引き続き国保税の課税・徴収は、町の国保の責務として、被保険者の負担の公平を図る観点からも、適正な徴収を一層図られるとともに、被保険者の健康事業の推進と医療費の抑制におきましてもさらなる取り組みをお願いいたしまして、議案第53号「令和2年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、私の賛成討論といたします。

議長（小宮山君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「進行」の声あり）

議長（小宮山君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「進行」の声あり）

議長（小宮山君） これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（小宮山君） 挙手多数。よって本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

会議の途中ではありますが、ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時57分～再開 午後 1時30分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

ただいまお手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

◎日程第5「議案第54号 令和2年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（小宮山君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（栗田君） 去る9月13日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第54号「令和2年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月14日の委員会において、説明員として建設課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についてご報告申し上げます。

<歳入>

- 下水道事業債の残高のピークはいつか。
- △ 令和3年度、約56億800万円となる。
- 下水道事業債の償還のピークはいつか。
- △ 令和4年度、約3億8,900万円となる。

<歳出>

- 下水道整備の完了予定は。
- △ 令和2年度末で居住地エリアの工事発注がおおむね完了となったが、今後は高低差により接続できなかった箇所等の整備を進め、令和7年度の整備完了を目指す。
- 公営企業会計移行の進捗状況は。
- △ 令和2年度に地方公営企業法適用基本計画を策定した。今後、資産整理や会計システムの導入などの準備を進め、令和6年度から移行する予定である。
- 下水道の接続率は。
- △ 令和2年度末で76.7%である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第54号「令和2年度坂城町

下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（小宮山君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

◎日程第6「議案第55号 令和2年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（小宮山君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（滝沢君） 去る9月13日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第55号「令和2年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月14日の委員会において、説明員として福祉健康課長、収納対策推進幹、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についてご報告申し上げます。

<歳入>

- 保険料の所得階層のうち、割合の多い階層は。また、徴収方法別の件数は。
- △ 一番は第5段階で1,121名、次いで第6段階の1,099名である。件数は、特別徴収が4,997件、普通徴収が495件である。
- 支払基金から交付される介護給付費交付金の算出方法は。
- △ 第二号被保険者の負担分として介護給付費の27%分が交付されるため、介護給付費の実績に伴い決定される。

<歳出>

- 令和2年度、要支援1の認定者増加の要因は。
 - △ コロナ禍での外出控えによる心身機能が低下し、介護申請につながっていることも一つの要因と推察する。
 - 通常、事業計画の3年目は基金の取り崩しとなるが、介護保険支払準備基金が積立てとなった理由は。
 - △ 第7期計画での給付費の見込みに対し実績が下回ったため、基金への積立てを行った。第8期では、基金を活用する中で保険料の引下げを行っている。
 - 地域包括支援センターを中心とした地域のネットワーク構築についての現状は。また、専門職の人員体制は。
 - △ 町内外の介護サービス提供事業所や、町内の医療機関との情報共有を定期的に行っている。
- 専門職としては、正規職員で社会福祉士と保健師を各1名、会計年度任用職員で社会福祉士と主

任介護支援専門員を各1名配置している。

○ 配食サービスの利用者数と見守りの現状は。

△ 令和3年3月利用者は17名で、前年同期より7名増加した。配食時の安否確認において、本人の様子に異変や訴えがある場合は、地域包括支援センターに連絡をもらい、必要な対応をしている。

○ 健康体操DVD作成の内容は。

△ 千曲中央病院の作業療法士を講師として、上田ケーブルビジョンに作成を委託した。DVDは地域グループ等に配布し、主に活動時の教材として活用いただいている。

○ 地域住民グループ数と、グループ間のつながりは。

△ 令和2年度末で13グループである。コロナ禍前は、社協や地域包括支援センターの職員も交え、年数回の情報交換の場を設けていた。今後も、コロナ感染症の感染動向を見る中で機会を設けたい。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第55号「令和2年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、全員の賛成により、原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（小宮山君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

◎日程第7「議案第56号 令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（小宮山君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（滝沢君） 去る9月13日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第56号「令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月14日の委員会において、説明員として福祉健康課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についてご報告申し上げます。

<歳入・歳出>

○ 3割負担の人数と増減は。

△ 令和3年3月末における負担割合の内訳は、現役並所得者である3割負担が174名、1割負担が2,776名である。3割負担者は令和2年3月末と比較し4人減少している。

○ 保険料の督促件数と納入が遅れる要因は。

△ 件数は136件である。後期高齢者医療保険への移行後、しばらく普通徴収になることや、口座振替も改めて手続をする必要があり、移行前の特別徴収や口座振替が継続されないことが要因と考えられる。

○ 後期高齢者医療広域連合納付金の算定方法は、

△ 納付金は保険料と連動して算出される。

○ 1人当たりの医療費と県内順位は、

△ 令和2年度の速報値は前年度より9,924円減の84万4,137円で、県内順位は高い方から21位であった。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第56号「令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（小宮山君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

◎日程第8「議案第57号 坂城町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第9「議案第58号 令和3年度坂城町一般会計補正予算（第4号）について」

議長（小宮山君） これより質疑に入ります。

12番（西沢さん） 2点お尋ねいたします。

まず、14ページの款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費の中の新型コロナウイルス予防接種事業について、この内容。

それから、15ページの衛生費の中の目9上水道費の上水道一般経費の中の水道新設補助金、この内容についてお尋ねいたします。

保健センター所長（竹内さん） 14ページ、15ページにかけましての新型コロナウイルス予防接種事業につきまして、接種の体制を整備するための人件費、それから委託料、需用費等に対する新型コロナウイルス予防接種事業補助金と、接種費用の支払いのための接種委託料に対する予防接種負担金が国から交付されることとなっております。

今回の補正予算につきましては、体制整備に係る事業費に対する新型コロナウイルス予防接種補助金が、当初今年の9月までに係る経費を対象としておりましたが、4月から9月までの変更

分と、それから10月、11月分も対象とされたことによりまして、10月、11月に係る人件費等の事業費を計上いたしまして、一般財源としておりました分も合わせまして全額補助金の対象としたものでございます。

また、接種委託料に対する予防接種負担金でございますけれども、こちらのほうが医療機関等におきまして時間外及び休日に接種した分が、もともと示されています1回の接種単価2,277円に対しまして、時間外の接種について803円、休日の接種は2,343円がそれぞれ4月の接種分から上乗せされることとなりましたので、この上乗せ分につきまして3,333万6千円を計上するとともに、全額負担金の対象として歳入を見込んだものでございます。

建設課長（関君） 15ページの水道新設補助金の内容についてご質問いただきました。

この補助金の内容でございますが、坂城町県営水道普及促進補助金交付要項というものがございまして、2戸以上の配水管布設工事に対しまして、50万を上限に2分の1の補助をするというものでございます。

今回、月見区周辺で下水道工事がありまして、それに併せまして配水管を新設をしたいという申請が4件分ございました。額の確定があったことから、今議会で予算計上させていただいたものでございます。

12番（西沢さん） 新型コロナウイルス予防接種事業についてですが、9月に入って募集終了のアナウンスがたしかあったと思います。それで、この9月の最初の9月現在のワクチン接種の接種率なんですけれども、10代、20代がまだ低い状況であるという報告でした。

今のお話ですと、今後この10代、20代の人達の接種はどのような形で行っていくのかということと、それから、今もし分かりましたら、10代、20代の人達の接種率どのくらいになっているか、分かったらお願いいたします。

福祉健康課長（伊達君） 10代、20代の方の新型コロナウイルスワクチンの接種、今後の見通しという趣旨のご質問かと存じます。町では、この9月、先週ですね、18、19日に町の文化センター体育館で集団接種を実施いたしましたけれども、現実的にそこで設けていた予約枠の埋まったのが、おおむね6割から7割弱程度だったと思います。一頃に比べると予約の入り方がだいぶ緩やかになってきているという中で、なかなかちょっともう集団接種という形態は、厳しいかなということは感じております。

今後については医療機関での個別接種、それと県においては、集団接種といったような会場も拡充しておりますので、そういったところをご案内しながら接種を進めていきたいと考えているところであります。

それと、10代、20代の接種率のお話がございましたけれども、手元の集計で先日行った18、19日の集団接種の状況を踏まえますと、すいません、ちょっと10代、20代という分け方をしていないので、ちょっと細かくなりますけれども、まず29歳から25歳ですけれども、

1回目の接種済みが69.2%、それと24から20歳、ここが1回目接種済みが62.6%、19歳から15歳の1回接種済みが75.3%、それと14歳から12歳の1回接種済みが64%という状況になってございます。

ここについては、今後も個別接種が随時入っていきますので、接種率については上がっていくと考えております。

それと、2回目接種がまだ済んでいない集団が何回かありますので、そこが済むとおおむねこの1回目に近い数字は出てくるものと考えているところであります。

先ほど申し上げましたように、今後の接種については、個別接種を中心にということで若い人達にもご案内をして、接種率を上げていきたいと考えているところでございます。

議長（小宮山君） ほかに。

13番（塩野入君） 3ページの款10、項1、目1、地方交付税であります。当初予算これ8億4千万円に対して、その当初の半分以上、4億5,500万円の普通交付税の補正が組みれておりますが、その補正の内容についてお聞きしたいと思います。

そしてまた、昨年この時期に3億1,500万円の補正がありましたが、昨年に比べて増加しているんですけど、その原因もお聞きをしたいと思います。

6ページ、款18繰入金、項2、目1、節1基金繰入金で、001、財政調整基金4億4千万円繰り戻されました。今年度、今現在の基金残高はどれぐらいでしょうか。

それから、その下の002、減債基金も5千万円がこれ減額補正されましたが、これも今現在の基金残高どれぐらいかお聞きをいたします。

そして、その下の款21、項1町債、目1臨時財政対策債、これ交付税会計絡みになるんですが、この2億円の補正内容ですね、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、歳出のほうでは8ページ、款2総務費、項1総務管理費、目6企画費で24001ふるさとまちづくり基金を、これ当初予算1億円、今回補正となるに8千万円増額されましたが、その増額内容ですね、それをお聞きをしたいと思います。

それから、9ページ、目10業務管理費、節の備品購入費、17002、庁用車、これダンプカー更新に要する費用ということですが、その使用期間だとか走行距離、傷み状況など、所有ダンプカーの状態ですね、それから、その更新するダンプカー、車はこの次は仕様何か現車両と同規模なのか、その辺もお聞きをしたいと思います。

以上です。

財政係長（細田さん） 初めに、3ページ、款10地方交付税の補正額4億5,539万円の内容及び昨年と比較し補正額が増加した原因についてお答えいたします。

補正額の内容についてでございますけれども、普通交付税は国の統一的な項目、基準、係数等に基づいて算定された基準財政需要額と、あと基準財政収入額の差額が交付されますが、初めに

基準財政需要額について、新たな算定項目が加わったほか、算定式に用いられる単位費用や補正係数等が確定したことにより、当初見込みより増額算定となりました。

また、一方で基準財政需要額から差し引く基準財政収入額におきましては、町民税の法人税割分の令和3年度の推計基準税額及び令和2年度実績による基準税額の減額等によりまして、基準財政収入額が当初見込額より減額となったことが増額補正の主な内容でございます。

また、併せましてご質問いただいた昨年度と比較しての補正額が増加となった主な原因でもございます。

続いて、6ページ、款18繰入金、001の財政調整基金繰入金及び減債基金の基金残高でございます。

まず初めに、財政調整基金ですけれども、本補正分まで加味いたしまして、財政調整基金残高は24億8,968万9千円となります。

また、減債基金の残高につきましては、7億2,831万円でございます。

次に、同じく6ページ、款21町債の中の臨時財政対策債の補正額2億778万6千円の内容についてでございますけれども、臨時財政対策債につきましては、国から地方自治体に交付する地方交付税の原資が国において不足した際に、その不足分について地方自治体が借り入れる地方債で、普通交付税額の決定と合わせまして発行額が国から示されるものとなっております。

今回の補正につきましては、普通交付税の決定額が当初見込額より増額になったことにより、款10の普通交付税と合わせまして、款21の臨時財政対策債について国から示された発行額により、増額補正をするものでございます。

なお、臨時財政対策債の元利償還金相当額につきましては、今年度の普通交付税により全額措置されることとなっております。

企画調整係長（宮下君） 8ページ、款2総務費、項1総務管理費、目6企画費、まちづくり推進事業における節24積立金ふるさとまちづくり基金のこちら当初予算1億円のところ、今回の補正で8千万増額の内容でございますけれども、こちら年度の受け入れる寄附の額というのを見込んで、当初で1億円というところで計上していたところでございますが、全国の多くの皆様に坂城町をご評価いただく中で、たくさんのご寄付をこれまでいただきまして、この年度末までの寄附受入額というところを見込んで、今回の補正で8千万円の増額をしたところでございます。

総務係長（瀬下君） 私からは、予算書9ページ、款2総務費、項1総務管理費、目10、総務管理費の業務管理一般経費のうち、乗用車650万円、ダンプカーの更新に関してお答えいたします。

まず、現行のダンプカーの使用期間、それから走行距離、傷みの状況でございますけれども、使用期間につきましては平成元年から33年使用しておりまして、走行距離は約5万6千キロ、傷みの状況といたしましては、経年劣化によりますサスペンションの老朽化ですとか、エンジン、

ギアの不調、また塗装の剥がれ、それから内装でいいますとシート等の劣化が激しいといった状況があるところであります。

それから、更新する車の積載量、それから仕様等についてでありますけれども、積載量につきましては現行と同じ2トン車のもので、仕様につきましても現行のものと同等の仕様のを考えております。

13番（塩野入君） 地方交付税でございます。これ4月、6月の概算請求、これ8月末の決定を受けて普通交付税、これよく大体決まったと、こういうことになるわけですが、その基準財政需要額と、それから基準財政収入額から見て、今年度の普通交付税額のこの状況、どのように分析されたかどうか、それをお聞きをいたしたいと思っております。

それから、財政調整基金、当初予算で3億6,700万円、1号で200万円、2号補正で6,500万円、3号補正で700万円ということで、これだけ出しているんですが、今回それと大体同額の4億4千万円が今回戻されているんですが、その原因は何でしょうか、お聞きをします。

それから減債基金、これはこれも全額繰り戻されておりますが、今年度その元金を返済するよなそういう該当する起債がなかったのかどうか、その辺もお聞きをしたいと思っております。

それから、ふるさと基金につきましては、現在の基金残高どれぐらいでしょうか。

それから、寄附金の使い道4項目ありますよね。その4項目の件数、どのぐらいでしょうか。

それから、返礼品の協力事業者数どのぐらいか。

それから、返礼品の人気ランキングといいますか、シャインマスカットか何かあるんですけど、ランキングをちょっとお聞きをしたいと。

それから、返礼品のなしの寄附金はあるのかどうか、それをお聞きをいたします。

それから、町にダンプカー2台ですかね、何台あるんでしょうか。それで、それがどこが所属しているんですか。これ更新車の所管っていうのは、これは総務課でしょうか、どこでしょうか。

それと併せて、区などへこれ年間貸出ししていると思うんですけども、貸し出し状況、それから更新車も、やっぱりこれまでと同じように貸出し状況をするのかどうか、その辺も併せてお聞きをいたします。

財政係長（細田さん） 再質問に順次お答えしてまいります。

まず初めに、今年度の普通交付税をどのように分析したかというご質問でございますけれども、先ほどの補正の増額理由と重複いたしますが、個人町民税税割額において令和3年度の見込額が前年度より減額となったことに併せまして、また令和2年度の実績による精算による減額となった分が基準財政収入額の算定に反映され、基準財政収入額が減額となったことが前年度からの増額に結びついたものと考えております。

次に、財政調整基金からの繰入金でございますけれども、今回の補正予算第4号におきまして、令和3年度普通交付税額決定による増額補正により、当初予算及びこれまでの補正予算編成時に

において不足した財源を賄うために繰り入れていた財政調整基金について、繰り戻しを行ったものでございます。

また、減債基金につきましても、当初予算編成時において財源が不足したことから、償還額等に対し基金からの繰入れを行いましたけれども、今回の補正における普通交付税の増額等により、財源の確保ができたことから、繰り戻しを行ったものでございます。

企画調整係長（宮下君） ふるさと納税関係の再質問に順次お答えいたします。

まず、現在の基金残高はということですが、今年度当初のところではふるさと寄附金の受入額1億円を見込んでいたところで、1億2,324万6千円で行いました。その後、第4号補正についてお認めいただいた後には、こちらの額が追加されるというところでございます。

また、寄附金の使い道4項目別の件数ということでございますが、令和3年8月末現在におきましては、ふるさとさかきの未来を担う元気な子ども達を応援、こちらにご寄付をいただいたのが2,134件、歴史・文化を次世代に引き継ぐふるさとさかきを応援、こちらにいただいたのが244件、花と緑、ばらいっぱいふるさとさかきを応援、こちらにいただいたのは329件、ふるさとさかきのまちづくりを応援、こちらにいただきましたのが3,362件でございます。

また、返礼品協力事業者数でございますが、こちらと同じく令和3年8月末現在のところ、令和3年度に一度でもポータルサイトに掲載のあった事業者は25事業者でございます。

そして、返礼品の人気ランキングということでございますが、こちらも8月末現在のところでは、件数の多い順に1番がシャインマスカット、2番がナガノパープル、3番が巨峰などといった順位になっております。

そして、最後に返礼品なしの寄附金はあるかのご質問でございますが、8月末現在、今のところ本年度はないという状況でございます。

総務係長（瀬下君） ダンプカー更新の再質問のうち、まず所有する台数と所管でございますけれども、現在町では2台有しております、それぞれ住民環境課、それから建設課が所管となっております。今回更新いたしますものは、住民環境課所管のものとなります。

続いて、更新車の所管でございますけれども、更新に関しましては総務課が所管をしております。

それから、区等への年間の貸出しの状況と今後も貸し出すのかといったことでございますけれども、年間で延べ約60日間区等への貸出しを行っております。更新車に関しましても、これまでと同様貸出しを行う予定としております。

議長（小宮山君） ほかにございませんか。

6番（大日向君） 1点お願いします。21ページ、歳出なんですけど、款8土木費、項5都市計画費、目4の公園管理費の14005、遊具整備等工事とありますが、この工事の場所と内容、それとこれ県から支出金で木質空間整備事業補助金というのが出ているんですけども、これは

どのような目的のために使われる補助金なのかの説明をお願いします。

建設課長（関君） 21ページの公園管理一般経費の中の遊具整備等工事の内容についてお答えさせていただきます。

まず、この工事の内容でございますが、和平公園に設置されておりますバーベキューとかする関係で、今現在設置してありますテーブル、それからベンチ、これを大分傷みが激しくなっているということもありまして、入替えをしていきたいというふうに考えております。

テーブルにつきましては、今事務局のほうで想定しているのが1メートル掛ける1メートル50ぐらい、ちょっと大きなテーブルなんですけど、それを3基、それからベンチを1対、1つにつきまして両側に3人がけぐらいできるものを1対ですので、計6基を予定しております。

補助金の内容、木質空間整備事業補助金でございますが、この内容につきましては、森林づくり県民税を活用しまして、主に子どもの居場所をつくることを目的に、県産材を利用した事業に対して4分の3補助をするというものでございます。

事業費の50万が上限となっておりますので、50万掛ける4分の3を補助金としてマックスでいただきたいというふうに考えているものでございまして、補助申請に対して採択になったものということでございます。机、椅子などの調度品に対しての補助という内容でございます。

議長（小宮山君） ほかにございませんか。

11番（吉川さん） すみません、3点お願いします。

まず、17ページの一番下の目2林業振興費、12003、調査委託費319万、この内容と、それから20ページの道路改良事業のA01号線のこの内容、それと一番下の道路改良事業舗装修繕、この内容。

そして、21ページの公園管理一般経費のところに印刷製本費がございまして、この内容についてお願いいたします。

商工農林課長（竹内君） 17ページの款6農林水産業費の項2林業費、目2林業振興費の中の委託料の関係で、調査委託でございますけれども、こちらにつきましては、苅屋原区内の字比丘尼石の地籍にございます町の町有地内の関係なんですけれども、そこに岩根群、いわゆる岩の固まりがございまして、その岩根群について落石の恐れがあるという箇所がございます。しなの鉄道にも危険を及ぼす可能性があるということから、治山対策を手がけているコンサルタント会社への委託による現況調査を行いまして、落石シミュレーションの作成と落石対策工事の工法検討を行うものでございます。

建設課長（関君） 土木費の関係で3点ほどご質問をいただきました。

まず、道路改良のA01号線の内容でございます。道路A01号線につきにつきましては、酒玉工区がおかげさまで若草橋から大口の交差点まで道路改良になったところでございます。

その南側の視距を確認したところ、現道と接道が非常に見づらいということもございまして、

その必要性は十分認識していたところなのですが、道路改良をしっかりと、やっぱりその接道のところが視距が取りづらいという関係もございまして、そちらの用地買収につきましてしたいというふうに考えていたところなのですが、税務署協議ですとか、国の認可区域だとか、そういったものの縛りがありまして、そここの協力を勧めたところ隣接地だから大丈夫でしょうと、いいでしょうということもありまして、税務署協議、そういったものの協議が整ったところから、そちらの買収のほうにシフトをしたいというふうに考えているところでございます。

2点目の舗装修繕工事についてでございますが、こちらにつきましてはA01号線の新地地区字押出というところなんですけれども、路盤舗装の傷みが激しいというところから、そちらのほうの舗装を剥ぎ取りまして、路盤の高さを調整し、その上に舗装をかけたいという内容でございます。

もう一点目の、次の21ページの公園管理費の印刷製本費の関係でございますが、こちらにつきましては公園のパンフレットを感染防止、そういったものの注意喚起をしながら新しいパンフレットを作りたいというふうに考えておる内容でございます。

11番（吉川さん） 最初に調査委託の内容分かりました。これについては、コンサルタント会社から調査結果が出た後の取り組みをどのような形で町は予定されているでしょうか。

そして、用地買収がこれで建物補償が2千万ということについて、これで整いますと工事のほうに発注をかけていくと思いますが、工期については今年度中に終わる予定でしょうか。また、通学路にもなっていますが、その体制についてはどのような形をとるでしょうか。

それと、最後の印刷製本費ですが、これは何部ぐらいを予定されていて、配布についてはどのような形で周知を図っていくのか、対外的にも配っていくのか、その辺についてお願いいたします。

商工農林課長（竹内君） 委託調査の調査後についてどのように取り組んでいくかということでございますけれども、今回先ほども申し上げたとおり落石対策工事の工法検討をまず行います。その後、その工法について県またしなの鉄道とともに協議をして今後の対策について決定をし、予算をとって対策工事のほうを進めていくという形になります。

建設課長（関君） まず、A01号線の関係でございますが、用地買収をした後に一部すりつけの部分につきましては、現道としっかりすりつけることによって、通行がスムーズにできるようなところまでは工事をしたいというふうに考えております。また、通学路ということでございますが、おかげさまで今回、酒玉工区の工事をしまして、歩道が接続になった形になっております。ですので、そちらのほうを安全に通れることができるようになったかなというふうに思っております。

それから、パンフレットの関係ですが、私どもで今計画しているのは5千部を印刷できればというふうに考えております。こちらにつきましては、それぞれの場所に配布してPRしていったり、こちらのほうに問い合わせがあったときには配布して、公園のPRに努めていきたいと考え

ております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第10「議案第59号 令和3年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第11「議案第60号 令和3年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第12「議案第61号 令和3年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第13「議案第62号 令和3年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（小宮山君） 次に、追加議案の審議に入ります。

お諮りいたします。追加日程第4「閉会中の委員会継続審査の申し出」の前に、追加日程第5「発議第3号 選択的夫婦別姓制度の法制化について議論を求める意見書について」を先に審議したいと思えます。

先に審議することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） それでは、追加日程第1「議案第63号 令和3年度坂城町一般会計補正予算（第5号）」から追加日程第5「発議第3号 選択的夫婦別姓制度の法制化について議論を求める意見書について」までの4件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（小宮山君） 朗読が終わりました。

最初に、提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） では、議案第63号「令和3年度坂城町一般会計補正予算（第5号）」について、

ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,360万円を増額し、歳入歳出予算の総額を72億3,074万円とするものであります。

歳入の主な内容としましては、地方創生臨時交付金事業者支援分などの国庫支出金1,645万9千円、特別警報Ⅱ発出市町村に対し事業者支援を目的として交付される県支出金760万円、財政調整基金繰入金1,754万1千円をそれぞれ増額し、びんぐし湯さん館施設整備等基金繰入金930万円を減額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、新型コロナウイルス関連事業者支援として、売り上げが30%以上減少している中小企業者に、支援金を支給する「中小企業等事業継続支援金」2千万円、感染対策に取り組む事業所を支援するため、信州の安心なお店の認証を取得した飲食店等に支援金を支給する「信州の安心なお店推進支援金」760万円をそれぞれ増額するほか、源泉水中ポンプ交換工事について、緊急を要するため予備費を充当し対応したことから、温泉施設維持補修工事について930万円を減額し、合わせて予備費を1千万円増額するものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（小宮山君） 次に、趣旨説明を求めます。

総務産業常任委員長（栗田君） 私からは、発委第4号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について」、趣旨説明を行います。

意見書の朗読をもって、趣旨説明に代えさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威を加わり、我が国の各方面に甚大な経済的社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増崇が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1、令和4年度以降、3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じ

られた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金などにより対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正によって講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

議長（小宮山君） 続いて、趣旨説明を求めます。

2番（大森君） 私からは、発議第2号「沖縄戦戦争戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書について」、趣旨説明を行います。

意見書の朗読をもって、趣旨説明に代えさせていただきます。

沖縄戦では、一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの尊い命が失われた。糸満市摩文仁の平和記念公園内にある「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなった長野県出身者1,376名を含め24万1,593名の氏名が刻銘されている。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、自然公園法に基づき、戦跡としては我が国唯一の「沖縄戦跡国定公園」として指定されている。同地域では、沖縄戦で犠牲を強いられた沖縄県民や命を落とされた多くの兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも戦没者の収骨が行われている。さきの大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋め立てに使用することは人道上許されない。

よって、坂城町議会は下記の事項が速やかに実現されることを強く要請する。

記

1、悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋め立てに使用しないこと。

2、日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情を鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施すること。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようよろしくお願い申し上げます、私の趣旨説明といたします。

議長（小宮山君） 次に、趣旨説明を求めます。

11番（吉川さん） 私からは、発議第3号「選択的夫婦別姓制度の法制化について議論を求める意見書について」、趣旨説明を行います。

意見書の朗読をもって、趣旨説明に代えさせていただきます。

平成30年2月に内閣府が公表した世論調査では、夫婦が望む場合に結婚後も男女がそれぞれの姓を名乗ることを可能とする「選択的夫婦別氏（姓）」を導入するための法改正に賛成・容認と答えた国民は42.5%となり、反対の29.3%を上回ったことが明らかになった。

少子高齢化が進む現在においては、一人っ子同士のカップルや子連れ再婚、高齢での結婚も増えており、改姓を望まない場合も少なくない。また、改姓を強制されるための結婚を諦める人が4%おり、非婚、少子化につながる要因の一つともなっている。

夫婦のどちらかが改姓をしなければ婚姻できない現制度では、自己同一性の喪失による苦痛や姓を維持するために法的な補償が少ない事実婚の選択などの問題が生じている。

このような日本の現状に対し、国連からは民法を見直すことを記した3回の是正勧告が出され、また平成27年12月及び本年6月23日に示された最高裁判所判決においては「夫婦の氏についての制度」の在り方について、「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」とし、国会に対し、議論と判断が委ねられている。

しかしながら、依然として今日に至るまで、国会での議論が進まない状況にある。よって、坂城町議会は、国において下記の事項を実現するよう要請する。

記

1、選択的夫婦別姓制度の法制化について、議論を積極的に行うこと。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

議長（小宮山君） 提案理由の説明及び趣旨説明が終わりました。

ここで、議案調査のため、10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時40分～再開 午後 2時50分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

◎追加日程第1「議案第63号 令和3年度坂城町一般会計補正予算（第5号）について」
「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第2「発委第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について」
「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第3「発議第2号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書について」
「質疑、討論なく（原案賛成、挙手多数により）可決」

◎追加日程第5「発議第3号 選択的夫婦別姓制度の法制化について議論を求める意見書について」

議長（小宮山君） これより質疑に入ります。

（「進行」の声あり）

議長（小宮山君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

8番（栗田君） この議論については、あまりにもたくさんのミスリードがあつて、全く本質に触れた議論が一切なくということ、もう2、3か月前から、私、言っているんですけど、それで私の話聞いた人も誰一人として反論してこないというのが、全くよく理解できないんですが、そのことはいいとして、あとの賛成討論なさる方が私が今から言うことについて、きちっとした反対意見を述べてくれると思いますので、それを期待して、まず、これ、基本的には氏名の法的性質を変更しようというタイプの議論なわけですよ。結婚をするというときに、自分の今まで名乗ってきた、自分の家名、氏名と言ってもいいし、あちらふうに言うと皆さん分かるんですけど、ファミリーネーム、プラス個人名、これで氏名というものは出来上がっているわけです、当然、氏、プラス名前ですから。

ところが、夫婦別姓という話になると、じゃあ、ファミリーネーム、家族名はどうするんですかという話になると、つまり、なくなるわけですよ。ここで皆さんもちょっと考えていただくと分かると思うんですけど、ものすごく奇妙な論理になるわけです。つまり、自分の家名を変えたくないから夫婦別姓を主張する、もう、その好きになった亭主以上に自分の家名を大事にする、それはそれで結構だと私も思います。それで、その方のお子さんはどうなるかということ、この人が死んでも守りたい家名、ファミリーネームは持たないお子様が出来るわけですよ。つまり、その別姓問題の姓ということを行っているなら、その別姓にした一代だけが別姓を享受できる。その次の代、その次の子ども達からは、別姓もへったくれも、姓がなくなるわけですから、全てが個人名になる。これは1996年の法制審議会の小池信行さんという方、この人は賛成派です、法務省側の人間ですけど、その方が明確に言うておられますから、そのお子様の姓については、どうするのは慎重な議論を必要とすると言っているだけで、極めて無責任なんです。それで、最後に18歳になったら勝手に選ばばというような話をしている。私が問題にしているのは、社会の一番の基本というのは、家族であると。私にとっての本当に全世界、家庭なわけですよ。その家庭に、名前もなしの家庭をつくり上げておいて、自分が死んでも守りたいと思っているその家名、ファミリーネームを変えたくないと言っている方が、子どもはどうするんですかと言われたとき、ごさいません、子どもは勝手に18になって、好きな選ばばというような話をする。ここのところがどうしても理解できない。

ミスリードの中には、やりたい人がやればいいんじゃない、うちは関係ないと言いますが、これは氏名の法的性質を変えるということですから、全日本国民が、例えばそのうちは同姓であると言ったところで、そんなの通用しないわけですよ。小林幸子さんというのがいて、じゃあ、お父さんは小林ケイタロウさんですね、いえいえ、黒田マルオさんですとか、訳わかんない話になるわけです。当然、なりますよね、それは。つまり、家名をその人達、この別姓を使用する人達1代だけは自分の家名を守れたということで大喜びして、結婚でも何でもなさるわけですけど、その息子さん、娘さん達は、家名はもう蒸発しちゃっている。私は、こういった制度を出すときに、もったきちとした、後どうなるのかということのを慎重に考えた上で、そこのところもきちっと制度設計の、全部きちっとやれとは言いませんけれども、こうなるであろうぐらいのものはきちっと示してもらいたい。それもやらずに、とにかくやってみなきゃどうなるか分からないなんて、そんな危険なことをこの社会の中でやるべきではないと、これが反対討論です。

議長（小宮山君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

7番（玉川君） 栗田議員さんから、自分を説得してみろというような雰囲気もありましたけれども、まず、追加第5、発議第3号「選択的夫婦別姓制度の法制化について議論を求める意見書について」賛成の立場から討論を行います。

まず、一言言わせていただきますが、これ、選択的ということは大変重要なところがありまして、先ほどの栗田議員さんは、自分、選べるからいいんじゃないかというようなことでもって、最初から話に乗らないというか、そういうこともありましたんですが、そこを我々は大切だということでもって、選択をすることができるということ、それと、理解、この議論を進めてほしいというのは、そういった栗田さんのような意見も含めて議論を進めていって、よりよい制度にしていってもらいたいと、そういうところからこの意見書、上げていただきたいというつもりでやっています。

ちょっと、用意してきました物を読ませていただきます。

現在、民法750条と戸籍法74条の1項で、戸籍上の結婚、これ、法律婚、これをするには、当事者のどちらかの氏また姓に統一しなければならないとされておって、2015年の厚生労働省の調査では、現実的には約96%が男性の姓を選んでいる、そういうことがあるようです。

近年、女性の社会進出が進むにつれて、法律婚で苗字が変わること、逆に事実婚を選ぶことで社会的な不便、不利益があることというものが当事者の皆さんから訴えられて、多くの場で議論が高まっているところであります。法律婚で苗字を変えたことで、運転免許証やパスポートなど多くの書類の名義変更に関わされたり、自分でなくなってしまうのではないかと精神的な苦痛も訴える方もいらっしゃいます。

法律婚と対をなすのが事実婚です。苗字を変えずに夫婦同等の関係を持つことができますけれども、不利となることも多く、子どもの親権を夫婦で共同では持てないとか、日常の契約、例え

ば賃貸住宅、保険など、そういったもので複数の証明書類が必要となっています。また、相続権がなく、配偶者控除、医療費控除、相続税の控除などが適用されないで、税の負担が多くなってしまおうという不利益もあるようです。

世論調査でも、平成29年の家族の法制に関する世論調査、これで見ると、年代別に見ますと、18歳から29歳が賛成している、法改正をしてもいいと答えた割合ですが、18歳から29歳が50.2%、30歳から39歳が52.5%、40歳から49歳が49.9%、50歳から59歳が48.2%ということで、日本の未来を背負って立つ年代において、別姓を認める意見が多数であったということです。また、最近では、早稲田大学の棚村政行教授が選択的夫婦別姓制度について、全国60歳未満の7千人にアンケートを行って、賛成が7割となったと、2020年の11月18日に発表をしています。

既に、平成8年の法制審議会では、選択的夫婦別姓制度を前提とした改正法律案の要綱を答申していますけれども、この中では結構細かく決めてありまして、先ほど栗田議員さんもおっしゃっていましたが、子ども達の姓について、複数いる子どもの姓は同一にするなど詳細について明記されていますので、ぜひご覧ください。

しかし、それは答申されただけで、自民党の事前審査で反対意見が多く、結果として、国会には提出されていませんでした。さらに、男女共同参画基本計画においては、第4次計画までは選択的夫婦別姓制度を検討するとなっていたものが、最新の2020年の12月の閣議決定での第5次計画になると、選択的夫婦別姓制度についての文言がなくなっています。このままでは後退してってしまうのではないかと恐れています。

提出された意見書にあるように、最高裁大法廷の補足意見が2回、そして国連の是正勧告が3回など、この問題については、国内外から国民の代表である国会での議論が望まれ続けているということなんです。ですから、先ほどからおっしゃっていますように、まずは話し合いをすると。初めから取りつく島もないようなことをおっしゃらずに、話し合いをしましょうということでもって、その場を国会でやってもらいたいと、そういうことがこの意見書の趣旨であると思っています。

繰り返しになりますけれども、選択的としているのは、望む人が望む姓を選択できる制度を実現して、姓選択の幅を広げることによって、社会的、精神的不利益を被っている人、こういった人の不利益をなくしたいということ、それ一点です。意見書は、そのための議論を国会で進めてほしいというものです。

以上、ジェンダー平等がSDGsとしても注目されて、選択的夫婦別姓制度が自民党総裁選の論点になるなど、議論の時期が来ていることを訴え、追加第5、発議第3号「選択的夫婦別姓制度の法制化について議論を求める意見書について」の賛成討論とします。

議長（小宮山君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

(「進行」の声あり)

議長(小宮山君) 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(「進行」の声あり)

議長(小宮山君) これにて、討論を終結いたします。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(小宮山君) 挙手多数。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

◎追加日程第4「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長(小宮山君) 各委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査、調査の申出がありました。お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小宮山君) 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

議長(小宮山君) 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

町長(山村君) 令和3年第3回坂城町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

9月2日に開会されました本定例会は、本日までの21日間の長きにわたりご審議をいただきました。提案いたしました人事案件、工事請負契約の締結、令和2年度一般会計及び特別会計決算の認定、条例の一部改正、令和3年度一般会計及び特別会計補正予算、また追加でお願いいたしました一般会計補正予算(第5号)など、全ての議案に対し原案どおりご決定を賜り誠にありがとうございました。

さて、源泉ポンプの故障により15日から臨時休業としておりましたびんぐし湯さん館、温泉スタンド、ふれあいセンターの浴室利用につきましては、議員各位のご配慮をいただく中で、ポンプの交換工事が無事完了し、昨日から営業を再開いたしました。びんぐし湯さん館は、本来定休日となる本日も営業しておりますので、突然の休館でご迷惑をおかけいたしました。引き続きのご利用をお願いしたいと思います。

また、新公共交通システムの構築につきまして、先週16日に地域交通利用促進協議会を開催いたしました。タクシーを使った定額乗り合い事業の導入を図るとする部会案につきまして、了

承をいただきましたことから、今後、実証実験に向けた運行申請等の準備を進めてまいります。

さて、17日に告示されました自民党総裁選は、4人が立候補し、混戦の様相を呈しております。来週29日には投票がなされ、来月の臨時国会を経て新政権が誕生する予定となっておりますが、国におきましては、喫緊の新型コロナウイルス感染症対応や経済回復の政策展開と、さらなる地方創生の政策をお願いするところでございます。

7月下旬以降、全国に急速に感染が拡大した新型コロナウイルスの第5波は、ようやく落ち着きを見せてきたとはいえ、いまだ19の都道府県には緊急事態宣言が、また、8県にはまん延防止等重点措置が発令されており、予断を許さない状況が続いております。

長野県内におきましても、8月中はこれまでにない感染の拡大が見られ、医療非常事態宣言が発出されるとともに、県独自の感染警戒レベルは全県で5に引き上げられましたが、9月に入り感染動向が落ち着きを見せたことで、感染警戒レベルは4に引き下げられ、医療非常事態宣言や医療警報も解除となりました。しかしながら、隣接の上田市や諏訪市、茅野市では、感染再拡大により再び感染警戒レベル5に引き上げられるなど、感染動向は一進一退を繰り返しており、今後も油断することなく、感染防止対策を徹底していく必要があります。町民の皆様には、引き続きご協力をお願いいたします。

一方、感染防止対策の鍵として鋭意進められているワクチン接種につきまして、全国で5割以上の方が2回の接種を完了したとのことであります。

当町におきましては、接種が順調に進み、9月20日現在、対象人口に対する接種率は、1回目が85.8%、2回目が69.5%で、全国と比較して大変高い接種率となっており、接種が進むにつれ、現在は予約の入り方もかなり緩やかになってきております。こうした状況に鑑み、今後のワクチン接種につきましては、文化センター体育館での集団接種を一旦終了し、個別接種を中心に進めてまいりたいと考えております。

また、テクノハート坂城協同組合が主体となって実施しております職域接種につきましても、昨日までに約1,100人が1回目のワクチン接種を完了しており、こちらも順調に進んでおります。多くの方が接種を受けることで少しでも新型コロナウイルスが蔓延する前の日常に近づくことを願っております。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、利用客や売上げが減少している飲食店等事業所の支援策として、10月1日から、さかきのお店応援券事業及びスタンプラリー等消費回復応援事業を実施いたします。これらの事業はいずれも、同感染症の影響を受けている町内飲食店など、事業所の利用促進と経営安定、また、町民の皆様の消費喚起を促し、地域経済の活性化を図るため実施するものであります。

また、スタンプラリー等消費回復応援事業では、ねずこん生誕10周年を記念して、デジタルスタンプラリーの達成者にスマートフォン用のねずこんの壁紙を、また、びんぐし湯さん館や鉄

の展示館などの町内観光施設入館者に対しては、ねずこんアニバーサリーカードなどをプレゼントいたしますので、大勢の皆さんにご利用、ご参加をいただきたいと思っております。

また、本日、追加の補正予算でお認めいただきました新型コロナウイルス緊急対策事業につきましても、10月1日から申請を受け付け、売上げが減少した事業所に対して支援金を迅速に給付し、町内事業所の事業継続及び経営の安定につなげてまいりたいと考えております。

さて、9月20日の敬老の日になみ、各地区で行われる敬老祝賀行事につきましては、昨年同様、新型コロナウイルスの感染が懸念される状況が続く中、お祝いの品をお配りする地区がほとんどとお聞きをしております。こうした状況に鑑み、町では昨年度に続き、祝賀行事を祝い品の配付に代えた場合の経費について補助をすることとしておりますので、ご活用いただきたいと思っております。

また、去る9月4日に、99歳の白寿と100歳以上の方を対象として敬老訪問を実施いたしました。当日は、ご都合のついた13人の方に直接お会いし、お祝いの品をお贈りするとともに、今年度100歳になられる4名の方には、県知事のお祝い状も合わせてお渡しいたしました。この先も、どうかお元気で長生きされますようお祈りいたします。

さて、保育園の運動会は、先週末の18、19日に開催を予定しておりましたが、長野県域の感染警戒レベルが依然高いことから、10月2日に延期することといたしました。また、小学校の運動会につきましても、今年度も春の実施を見送り、10月の平日に開催する予定としております。

実施にあたりましては、保育園、小学校ともに、感染防止対策を徹底し、保育参観、学習発表会として、来賓はお招きせずに、保護者の皆さんに子ども達の頑張る姿をご覧いただけるよう対応してまいりたいと考えております。

また、鉄の展示館では、特別展としまして、「天華百剣と名刀写し展 in 坂城」を11月21日日曜日まで開催しております。この展示会は、コミックやゲームで人気がある天華百剣とそこに登場する名刀の写しのコラボレーション企画で、宮入小左衛門行平刀匠が石田切込正宗の写しや、先代の行平刀匠による大般若長光の写しも特別に展示されますので、大勢の皆様にご覧いただければと思います。

さて、10月1日、2日には「2021さかきモノづくり展」が開催されます。今回のモノづくり展は、町内企業が保有する高度な技術力と強み、ゼロカーボンや海洋プラスチック問題といった環境への取り組みなどを町内外へ広く発信するとともに、UIJターン就業を促進させることで、町内で働き、暮らす人材の確保につなげる持続可能な町づくり、そして、SDGsの達成を目指すことも目的としております。

新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、ブース出展（リアル展示）は中止となりましたが、町内企業によるプレゼンテーションやパネルディスカッション、連携協定を結ぶ大学による特別

講演や坂城高校及び坂城中学校の学習発表など、様々な企画がオンラインにより配信されますので、多くの皆様にご視聴いただきたいと思います。

また、本年3月に初めて開催され好評いただきました「さかきオンラインワインセミナー」の第2弾が、坂城町振興公社の主催により10月31日に開催されます。本イベントは、教材用ワインが参加者の自宅に届き、オンラインで参加できるワインセミナーです。定員の80名に達し次第、締切りとなっておりますが、来月10日を期限に申込みを受け付けておりますので、ぜひご参加いただきたいと思います。

さて、9月も半ばを過ぎ、夕暮れもかなり早くなりました。昨日21日から30日までの10日間、「子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保と夕暮れ・夜間の交通事故防止、飲酒運転等悪質・危険な運転の根絶」を運動の重点として、秋の全国交通安全運動が行われます。交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるなど、より一層の啓発活動を行い、交通安全意識の高揚に努めてまいります。

朝夕はかなり涼しくなり、間もなく秋本番を迎えますが、議員各位におかれましては、健康に留意され、ご活躍されますことを祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

議長（小宮山君） これにて、令和3年第3回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後 3時20分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議員 小宮山 定彦

坂城町議会議員 祢津 明子

坂城町議会議員 中島 新一

坂城町議会議員 大日向 進也

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員

坂城町議会議員

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通告者	答弁を求める者
1	1. 新型コロナワクチン接種について イ. これまでの接種状況と現在の接種率は ロ. 今後の接種計画は 2. 防災力の向上について イ. 防災訓練について ロ. 地域や企業との連携について	6 番 大日向進也	町 長 住民環境課長 福祉健康課長 保健センター所長
2	1. 高齢者肺炎球菌ワクチン接種について イ. 接種について 2. 医療費助成の対象拡大について イ. 精神障害者福祉手帳、自立支援医療（通院）受給者について 3. 民生委員について イ. 避難行動要支援者の支援について 4. 農作物の鳥獣被害について イ. 被害状況と対策について	7 番 玉川清史	町 長 福祉健康課長 商工農林課長 保健センター所長
3	1. 孤独・孤立について イ. 乳幼児の親への対応について ロ. 高齢者への対応について 2. 不登校児童・生徒の支援について イ. 不登校児童・生徒の現状について ロ. 「教育機会確保法」について ハ. 児童・生徒に対応した学習環境の整備・安心できる居場所の確保について	4 番 祢津明子	町 長 教 育 長 福祉健康課長 教育文化課長 保健センター所長
4	1. 町の財政について イ. コロナ下での町の財政運営について 2. アフターコロナに向けて イ. 事業所への支援について	5 番 中島新一	町 長 総 務 課 長 商工農林課長
5	1. 農業振興について イ. 第6次長期総合計画実施計画の中で特色ある地域農業の事業計画について ロ. 水田農業の現状と今後の対応について	9 番 朝倉国勝	町 長 商工農林課長
6	1. 千曲川を活かしたまちづくり イ. 千曲川に親しむ環境づくり ロ. 観光資源づくり ハ. 千曲川のにぎわいに向けて 2. 土砂災害対策について イ. 土砂災害への備え ロ. 大規模盛土造成地について ハ. 土砂災害対策	13番 塩野入 猛	町 長 教 育 長 総 務 課 長 住民環境課長 商工農林課長 建設課長 教育文化課長

発言順位	要 旨	通告者	答弁を求める者
7	1. 太陽光発電・蓄電設備について イ. 坂城小学校への設置について ロ. 今後、公共施設への設置は ハ. 各区公民館への設置を 2. 子宮頸がんについて イ. 子宮頸がんワクチンの推移は ロ. 17才～19才の女性に助成を ハ. 坂城町の今後は	14番 中嶋 登	町 長 企画政策課長 保健センター所長
8	1. 町温泉施設について イ. 源泉井戸調査工事について ロ. びんぐし湯さん館リニューアルについて ハ. コロナ下における来館者の入館時の対応について 2. 通学路について イ. 通学路の安全確保について	3番 山城 峻一	町 長 教 育 課 長 企画政策課長 教育文化課長
9	1. コロナ感染から命を守るために イ. 感染状況は ロ. 命を守るための施策を 2. 新公共交通システムの進捗状況は イ. 進捗状況は 3. 学校給食費の無料化へ イ. 義務教育では無償化が当然だが 4. 国保の子どもの均等割軽減について イ. 憲法違反である子どもの均等割課税は中止を	2番 大森 茂彦	町 長 教 育 課 長 福祉健康課長 建設課長 教育文化課長
10	1. 新たな地域公共交通システム導入について イ. 新システムの概要と課題について ロ. 循環バスの今後は 2. 若者の定住促進に向けて イ. 中小企業の人材確保の支援は ロ. 奨学金返還支援制度の導入を	11番 吉川まゆみ	町 長 企画政策課長 商工農林課長 建設課長
11	1. 地域づくりについて イ. 自治区の取り組みについて ロ. 地域づくり活動支援事業について 2. 地域の防災力向上と災害時の共助について イ. 防災講習会について ロ. 災害時の避難行動要支援者について	10番 滝沢 幸映	町 長 企画政策課長 住民環境課長 福祉健康課長
12	1. 廃品回収物等集積所と環境保全について イ. 廃品回収物集積所等の実態は ロ. 近隣住民等からの苦情の実態は ハ. 環境保全の観点からの当町の取り組みについて ニ. 条例化等の対策を考えているか 2. 「土地の利用規制」に関する新法について イ. 当町への影響は	8番 栗田 隆	町 長 企画政策課長 住民環境課長

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 3年 9月 日

衆議院議長 大 島 理 森 殿
参議院議長 山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣 菅 義 偉 殿
財 務 大 臣 麻 生 太 郎 殿
総 務 大 臣 武 田 良 太 殿
経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿
内閣官房長官 加 藤 勝 信 殿
経済再生担当大臣 西 村 康 稔 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 小宮山定彦

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書

沖縄戦では一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの尊い命が失われた。糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなった長野県出身者1,376名を含め24万1,593名の氏名が刻銘されている。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、自然公園法に基づき、戦跡としては我が国唯一の「沖縄戦跡国定公園」として指定されている。同地域では、沖縄戦で犠牲を強いられた沖縄県民や命を落とされた多くの兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも戦没者の収骨が行われている。

さきの大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋立てに使用することは人道上許されない。

よって、坂城町議会は下記の事項が速やかに実現されることを強く要請する。

記

- 1 悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないこと。
- 2 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情を鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 3年 9月 日

衆議院議長 大島理森 殿
参議院議長 山東昭子 殿
内閣総理大臣 菅 義偉 殿
外務大臣 茂木敏充 殿
厚生労働大臣 田村憲久 殿
国土交通大臣 赤羽一嘉 殿
環境大臣 小泉進次郎 殿
防衛大臣 岸 信夫 殿
沖縄及び北方対策担当大臣 河野太郎 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 小宮山定彦

選択的夫婦別姓制度の法制化について議論を求める意見書

平成30年2月に内閣府が公表した世論調査では、夫婦が望む場合に結婚後も男女がそれぞれの姓を名乗ることを可能とする「選択的夫婦別氏（姓）」を導入するための法改正に賛成・容認と答えた国民は42.5%となり、反対の29.3%を上回ったことが明らかになった。

少子高齢化が進む現在においては、一人っ子同士のカップルや、子連れ再婚、高齢での結婚も増えており、改姓を望まない場合も少なくない。また、改姓を強制されるため結婚を諦める人が4%おり、非婚、少子化につながる要因の一つともなっている。

夫婦のどちらかが改姓をしなければ婚姻できない現制度では、自己同一性の喪失による苦痛や姓を維持するために法的な補償が少ない事実婚の選択などの問題が生じている。

このような日本の現状に対し、国連からは民法を見直すことを記した3回の是正勧告が出され、また、平成27年12月及び本年6月23日に示された最高裁判所判決においては、「夫婦の氏についての制度」の在り方について、「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」とし、国会に対し、議論と判断が委ねられている。

しかしながら、依然として今日に至るまで、国会での議論が進まない状況にある。

よって、坂城町議会は、国において、下記の事項を実現するよう要請する。

記

- 1 選択的夫婦別姓制度の法制化について、議論を積極的に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 3年 9月 日

衆議院議長 大島理森 殿
参議院議長 山東昭子 殿
内閣総理大臣 菅 義偉 殿
総務大臣 武田良太 殿
法務大臣 上川陽子 殿
内閣官房長官 加藤勝信 殿
内閣府特命担当大臣 丸川珠代 殿
(男女共同参画)

長野県埴科郡

坂城町議会議長 小宮山定彦